

チカタ

す」と見え、地方凡例録に「俗語に地方と唱ふるは、政務の事にて、強ち田納收納諸帳面、本調等の取計ひ而已に限る事にあらず、都て経界の義なれば、聖賢の道の本とし、理世安民の志を不、地理に委敷、用水川除修覆等の辨利を考へ、稼穡の道を知り、國益の拔ざる様に心をを用ひ、上下の損益を勘辨、農業の不失稼穡等し、民を撫育し、公事訴訟等の取計に私無く、是非を決断し、國家安泰に治むべき事を旨とす」と見え、なほ又「地方の業といふは、土地經界を改正し、地位の善惡を能く知りて田圃を檢知し、末代上下の得失を推知し、地味に墾ひ、石盛の不同なく、萬民上下の愁苦なき様にこれを定め、物の應不應を見分け、農事の時を失はず、種蒔、鋤転、肥養、收納等の時節を差へず、耕作を怠らざる様に教導し、一作に於ては、稲粟の可否を檢見し、年の豊凶を考へ、租税を極め、又は用水川除等の普請、地所の損益を辨明すること第一なり、(中略)又地所用水等に就ては公事出入起る事多し、都て村里能く治り、訴訟等のなきやうに取治め、もし訴ある時は我意を振はず、是非明白に辨論すべし」とあるにて其大體を曉るべし、

チカマツモンサエモン 近松門左衛門 昌徳は杉森、名は信盛、通稱を平馬といふ、後ち自ら近松門左衛門と稱す、平安堂、巢林子、不移山人等の號あり、詳かならず、兄は相國寺の宗長老、弟は備前國本一抱子、妹は錦江といひ、俳諧に長ず、昌徳長門萩の人、少にして肥前唐津近松禪寺(或はいふ近江三井寺の門前近松寺なり)に入りて僧となる、幾干もなくして京都に上りて弟の家に入りて、遺俗して一徳家に仕へ、ほゞ有職故實に通ず、尋で致仕し、近松門左衛門と名乗り、歌舞伎狂言及び浄瑠璃の著作に従事す、延寶五年始めて、京都の歌舞伎芝居萬大夫座の作者となり、藤壺の怨靈、藤の花より怒ち大蛇と變する趣向を構へて、大に喝采を博し、門左衛門の名聲世に著はる、尋で浄瑠璃大夫井上播磨掾、宇治加賀掾等の爲めに浄瑠璃を作りしが、享保三年竹本儀大夫の爲めに出世景清を著はすに及び、筆致頗に一變し、從來古浄瑠璃を撰ぜざる作と豐泥の差ありて、浄瑠璃作者としての一生面を開きたり、元禄の末大阪に住し竹本座の作者となり、著述に従ふ、享保九年十一月廿一日大阪に没す、年七十二、墓は寺町法妙寺と川邊郡久智村廣濟寺との兩所に在りて、孰れは是なるを詳かにせず、法名阿禪院釋矣日一具居士と號す、門左衛門著はす所の戯曲前後通じて百數十種、文章雄健にして詞藻富麗なるのみならず、人物の上下貴賤によりて、威儀の別り圓道に至るまで詳細に注意し、描寫真に迫り、神に入りと稱せらる、获生徂徠嘗て曾根崎心中を讀みて「七ツの鐘が六ツ鳴りて残る一つが今生の鐘の響の聞きおさまめ」といふに至り、巻を擲つて、近松が妙文の中に在り、他を問ふに及ばずと嘆賞し、豐元法皇は最明寺殿百人上臈の文中に「蝶の翼のおしるいを、

チカマ

チカラ

ぼして、梢には鶴の霜毛をのきかくる、雪は花より花多き」とあるを御覽じて、石曼卿の詩句なる「蝶遺粉翼一輕羅、拾、鶴毛、散未、轉」を巧に譯したるに感じ、かかる才智を以て和歌を誦じなば、秀逸多かるべしと宣へりといふ、昌徳女殺油地獄、天の綱島、冥途の飛脚、曾根崎心中、丹波與作、心中重井筒、博多小女郎涙枕、歌念佛、關八州繫馬、出世景清、國性爺合戦、曾我會稽山、雪女五枚羽子板、吉野郡捕等最著はる(藤井學士、近松門左衛門)。

チカラレウ 主税寮「シユセイレイ」を見よ。チキ 千木 大古の家屋に於て、屋裏破風の上端の、交又したる部分の稱、即ち切棟作りの屋根の左右の端に用ひたる長き材にて、其本は、前後の軒より上りて、棟にて行き合はせ、組み交へ、其組目以上、其材を其まゝ長く出して空を衝くものないふ、其組目より下に棟と並び、又屋の妻にては榑風となる、また本木ともいひ、知雄、鐵木、知木など、も書したり、鉄木の略、思原治等「大古即ち神代の家屋は皆此制なり、古事記大國主尊國造の條に「於底津石根宮柱布斗斯理、於高天原一水木多迦新理而治賜者云々」とあるを初見とす、爾來王朝時代の初期まで行はれしが、家屋の制變遷するに及び自ら廢れ、只僅に神社にのみ其面影を存するに至りしが、千木は全く別物となりて破風と關係なく、棟上に設置する飾りとなりたり、また其櫓の一角を殺ぐ事となり、之を片削(カキツギ)といへり、伊勢内宮なるは内角を削ぎ、外宮なる



チキ

チキヤ

チキロ

チキコ

は外角を削ぎ、共に風穴を明けたり(古事記傳、東雅、建築辭彙、言海) チキ 地祇 國神(タニツカミ)を見よ、チキウラク 地久樂 高麗樂、雙調四曲中の一、一名地久、又圓樂と稱し、大曲に準ず、新樂中曲○破拍子十一、急拍子十、舞者六人、番舞萬秋樂(思原治等)作者傳來共に詳かならず、鑑樂の標人に合へりと云ふ、古今著聞集の註の一説に、大宮右大臣(俊家)殿上人の時、雨殿の櫻盛なる頃、うへぶしよりいまだ裝束も改めずして、御陪のもとまで獨り花を眺め、高麗によりて櫻人の曲を教反歌はれけるに、多政方、陣つとめて居合せければ、歌の聲を聞きて花の本に進み出で地久の破をつかまつり、舞はて、入らんとするとき、俊家又櫻人をやめて葦山をうたはれければ、政方又立ちかへりて同急を舞ひけるよし見えたり、體源抄には、公任卿、多政資として記したり(禮樂志、歌舞音樂略史) チキカウ 直講 大學寮(ダイカケラ)を見よ、チキコサク 直小作 小作の一にて、田畑を賃に入れ、地主直接に小作を爲すをいふ、小作證文年季は、實地年季に準ず(地方凡例録) チキサン 直參 (一)華族の僧の最勝講聽衆たる者を云ふ(釋家官班記)(二)江戸時代幕府に直録せる萬石以下の士人、即ち旗本御家人をいふ、將軍に直録するを以て名付く、チキリ 直訴 訴訟(ソセツ)を見よ、チキトツ 直綴 備衣の一種、上は衣の如くにして裝あれども、衣よりは少し短くして且細し、下に白の長袴を着す、海人蓬芥に「絹直綴は貴戚共用之、道服者俗障者用之と見え、一説に、法印法眼法橋

チキヤウ 知行 (一)主配する事を云ひ、(二)後には土地を支配する事を云ふ、蓋し其地を知行ふの義、(三)更に轉じて其土地を指すこと、爲れり、其地を領知とも領掌とも領地とも云ふ、(一)續紀天平神護二年正月の詔に、天下所知行とあるをアメノシメシロスメスと云ひ、萬葉集にも所知行をシロシメス、領の字をシラスと訓み、朝野群載永延三年五月廿八日の太政官符に、知行行諸務とあるにて知るべし、(二)知行國の場合を古とす、年給によりて國を給はりたるを國務を知行すとも、沙汰すとも云ひ、其國を知行國と云ふ、又給國領國分國とも云ふ、其國務を知行するより轉じたるなり、玉葉安元三年五月二十三日の條に、賴政朝臣知行伊豆國と見えたるにて知るべし、蓋し年給は桓武天皇の時より起りて、清和醍醐天皇の頃より盛に行はれしを見れば、國務を知行すること、及び知行國の名は此頃より起りしものなるべし、是より後ち聖田莊園を領知するを知行と云ひ、其土地を知行地と云へり、人車記仁安元年九月廿九日の條に、「參河志貴御下條知行由、大納言以安藝守能登、示給之と見え、玉葉文治元年十二月廿八日の條に、傳聞、賴朝代官北條丸、今可謂、經房云云、定示、重事等、歟、又聞件北條丸以下、耶從等、相分五畿山陰山陽南海西海諸國、不論、庄公、可充、龍兵根、米(段別五升)非、音兵根之、惣以可、知行田地云々、吾妻鏡同年十二月廿一日の條に、於諸國莊園地下者、關東一向可、令、領掌、給、云々、保

元物語に爲朝が大島に渡りたる事をいへる條に、「此島にして七島知行す、」平源盛衰記に「豐後國は利部卿三位頼朝の知行にて、其子頼經國司代にて在國の間、三位追て云下し給ひければ云々、弘安八年四月四日伊勢光明寺舊記に、「右件名島者、自父播守吉光御手、處分給、知行處云々」などあるにて、其一處を知るべし、鎌倉時代以後進國に本家領家ある場合には、本家は所當年貢を知行し、領家は下地を知行す、又一人にて兩方を知行することあり、是を一國知行ともいふ、爾來單に知行といへる語は、勳官名詞の兩條に用ひられたり、豐臣氏の時より各國の領主を封するに、知行高何萬石と云へる慣例により、江戸時代に及びても、また之と同じく、必ずしも領地の多寡に依らざりしと雖も、普通には萬石以下の領地を指して知行と云ひしが如し、即ち旗本御家人並に譜藩士は多く其領地を知行所といひしも、大名にありては領地と唱へたり、但し全然稱せざるにあらざりしことば、當代肥後長十六年八月廿一日の條に、「知行二萬石全湖水となる」と見えたるにて知る、而して知行所を各人に割り行ふことを知行割といひ、知行高を記したる帳を知行帳といへり(台記、玉葉、東寺百合文書、武家名目抄、徳川實紀) チキロ 直廬 葉中にて大臣納言出仕の宿所を云ふ、後には専ら攝關の宿所のみ云ふに至れり、西宮記に「宿所、大臣納言宿處職曹司也、見三國史」也、大臣宿所、在京陽殿東庭云々、三代實錄に「貞觀十三年四月十八日、大政大臣(長房)重抗表曰、陛下不許臣就私第、賜直廬於禁中云々」とあるにて知るべし、チキコガハノタカヒ 筑後川戰 筑後川は筑前筑後を流る、九州第一の大河な

チシヤ

千十束、中田一段八束、下田一段六束、下々田一段三束と、田品に據りて地子を受む。文徳天皇嘉祥三年四月、租税の未納は免除すと雖も、地子の未納は免す限にあらざるを頒布す。清和天皇貞觀十七年八月、絶戸田を願申したる人は、三箇年間半地子を免じ、其地を耕食せしむべき事を宣ふ。醍醐天皇延喜の時、諸國の地子交易の絹、綿、調布、商布、被褥等の價値及び諸國例違の地子雑物を定む。主税式に、凡そ五畿内伊賀等の國の地子は、正税混合す。其陸奥は、諸國並に鎮兵の額に充て、出羽は秋の祿、太宰所管の諸國は、對馬嶋司の公牌に充るの外、輕貨に交易して、太政官の厨に送る。自餘諸國交易して送るまた同じとあり。又同式に、凡公田の雜稻上田は五百束、中田は四百束、下田は三百束、下々田は一百五十束、地子は、各田品に依て五分一を輸せしむ。若し國內の輸する所を總計して十分の九に滿たざれば、勘内して輸せしむ。但不堪佃田は十分の二を除くことを聽るす。其租一段に穀一斗五升、町別に一石五斗、皆營人をして之を輸せしむとあり。而して一町を以て之を計るが故に、弘仁式の時と同率となるなり。今地子田四等の品位に就きて表示すれば、左の如し(比例五分の一なり)

Table with 2 columns: 田品 (Field Type) and 地子 (Land Tax). Rows include 上田一町 (500), 中田一町 (400), 下田一町 (300), 下々田一町 (150).

是時に當つて其法最も備はる。而して地子の事を記したる帳簿を地子帳と稱したり。延喜式によれば、諸國より三通を送りて、一通は主税寮に、一通は主計寮に、一通は官厨に送り、詳細に田の上中下及び損益

チシヤ

を録し、正税帳使に附して納附する制なりき。下りて中古以來、時勢の變遷に隨て其法廢頓し、市地に課するものあり、神寺領に徴するものあり。安徳天皇壽永元年八月、源頼朝鶴岡の僧禪窟の在家徒及び其妻島の地子を免す。而してまた一定の制なし。室町時代以後、多く都府市街の地に課せり。後奈良天皇天文八年、足利義晴、三福寺地子錢の未進を催促し、又同二十年足利義輝、洛中の地子錢を徵收せしむ。天正元年七月、織田信長京中の地子錢永代之を徵收す。江戸時代、元和年中、長崎の海頭を埋め、四十町高、八百三十四石の地を獲て、地子銀を徵收す。爾後長崎の地に於て地子徵收の事屢々見えたり(大日本租稅志)

チシヤ 地神 國神(ニツカミ)を見よ、チシヤゴダイ 地神五代 天照大神、正哉

吾勝勝速日天忍穗耳尊、天津彦火瓊杵尊、彦火々出見尊、彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊をいふ。按ずるに、此稱呼は、釋日本紀に見えたるをばじめとし、皇代記、水鏡、源平盛衰記、古今著聞集、承久軍物語等に見えたり。されど其稱の當らざる事は、本居宣長の古事記傳に、地神とは、後の五代に至て此國土なる神を、天神に對して云ふ、されど之の名違なり。天照大御神は高天原を知看て、天神なること更なり。次に天之忍穗耳命、日子番能邇々藝命も高天原に成ませる天神なり。穗々手見命、鵜茅草葺不合命は此國土に生坐て國土に坐せしかば、天神と申さず、されど地神といふ事は更に物に見えず。國土に生坐れども天神の御正統なれば、皇孫とも天孫とも云ふ、かれば地神五代と申は返々當らぬ安稱なり」とあるにて知るべきなり。

チシヤク井 智積院 備在山城國京都

チセツ

下京瓦町〇一乘山、又五百佛山と號す。新義真言宗、智山派の本山〇本尊不動明王也。原治元年紀伊根來山大傳法院に屬し、同地に在り、一山の學頭職なりし。天正十三年三月、豐臣秀吉織田信長の命により大傳法院を攻め、諸堂を焼拂ひたりしかば、智積院の住持玄宥、難を避けて諸所に流寓し、後ち山城國北野に留まりて宗風を弘通す。慶長元年二月、勅して僧正に任ぜらる。徳川家康深く歸依し、同五年豐國明神附屬の寺院三字、並に山林を寄附し、次に寺領二百石を寄附す。支那右寺院の一部を講堂となし、僧坊等を建立し、智積院中興第一世となる。同十八年四月、家康智積院法度を興へて一本山とす。元和元年家康三百石を加増し、同五年祥雲院並に豐國明神附屬の堂宇器具等を寄附す。是に於て結構完備し、壯觀を極めたり。寛文の頃住持運敬學徳共高く大に宗風を興隆す。天和二年七月方丈客殿等火災に罹り、尋で東福門院の舊殿を賜ひて再建す。即ち今の講堂なり。明治三年勸學院焼失し、同十四年に全堂焼失し、尋で再建し、今日に至りて(智山通志、新義真言宗史、山城名勝志、平安通志、京華要誌)

チシヨウ 治承 高倉天皇御宇の年號、安元三年八月四日、大極殿の火災及び天災に因て改元す。四年を経て安徳天皇養和と改む。河關挺作輔云、治、欽明文徳、治、承天祿、とあるに據る。文章博士兼美作備前藤原光範勅申す(國朝年號譜)チシヨウウコクシ 智勝國師 紹喜(セウキ)を見よ、チシヨウダイシ 智證大師 圓珍(エンチ)を見よ、チセツタイシヤウケン 持節大將軍 節刀を賜はりて一軍を率ふる大將軍をいふ、また持

チツク

節將軍、持節大使とも見えたり。續紀養老四年三月の條に、「以中納言正四位下大伴宿禰旅人爲征軍人持節大將軍」とあり、また六月の條にも、「遣持節將軍正四位下中納言兼中務卿大伴宿禰旅人、誅討其罪」とあるを初見とす。なほ同書天平九年三月の條に、持節大使從三位藤原原朝臣麻呂、寶龜十一年六月の條に、陸奥持節將軍大伴宿禰立立、同九月の條に、持節征東大使藤原原朝臣小黒麻呂等見えたり。蓋し出征の將軍には必ず節刀を授くること我國の制度なるを、持節大將軍と、殊に名を負はせて稱したるは、當時節刀の制定より遠からざるが故なるべし。されば此稱養老神龜の際にのみ見えて、其後史に見ゆることなきは、將軍は節を持すること普通なるを以て、別に特筆するの必要を認めざるが故なり。而して其職務及び部屬の如きは、將軍の條に述べたれば、就きて見るべし。尙、セツタウ(武家名目抄)を見よ、チツク井 智足院 近衛道經(コノエミチツネ)を見よ、チツクヤウクワンジ 知太政官事 太政大臣(ダイシヤウクワンジ)を見よ、チツクサンジフサンシヨクワンオン 秩父三十三所觀音 「サンジフサンシヨクワンオン」を見よ、チツクノコホリ 秩父郡 備在武藏國

チツキ

チツキヨ 禁居 江戸時代における公卿及び士人の階級、一室に禁伏して謹慎するをいふ。禁居は、禁居のことは早く鎌倉時代より見えたれど、唯自宅に禁居し居るの義にて、元より刑名にはあらず。室町時代に至りや、刑の性質を帯びたれども、亦正格に刑と稱しがたし、江戸時代に及びてはじめて刑名となる。禁居の外、永禁居と稱するあり、一生禁居せしむるをいふ。吾妻鏡、慶長記、徳川政刑史料、古事類苑法律部)チツク 知殿 禪宗の役僧、佛殿の事を掌る、即ち殿堂の香燈、塵埃を拂拭し、几案を清潔する類なり。又殿主とも云ふ(勸修清規、禪苑清規、禪林叢書)チトウシヨク 地頭職 備在京都を警衛し、國亂を鎮定す、禁て専ら土地を管掌し、租稅課役を徵收し、定例の租額を本家領家に納め、又守護の點定に應じ、京都大番役を勤め、部内に盜賊免徒あれば守護に交付する事を掌る(後醍醐兩院あり、續古事談武家名目抄、地頭名義考は、唐書食貨志に、謀反ありて、卒爾に兵を集むる時、兵糧米の爲めに諸國郡より徵收せし地頭錢と云へるより出づとなす、守護地頭考は之を誤りとし、畢竟私領支配人の事なれば、必しも異朝の書を調査して名づけたるにあらず。庄長庄司地主等と同例にて、土地の頭人と云へる事なるべし。唐書の地頭錢の頭は、ホトリと云へる意にて頭人の義にあらずと云へり。其始末詳ならず、武家名目抄に、一條三條兩帝の頃より起りしならんと云へど、確證なし。河内國小松寺縁起、保延三年五年の勸進奉加帳に、高宮郷地頭代宗時、田原郷地頭代僧道印、寺村郷地頭代信信とあれど、是より以前既に地頭の在りし事明なり、蓋し中

チトウ

古莊園を管掌する者を庄長庄頭庄司庄園と稱し、私に置きし者と同じ。其後平氏勢を得るに及びて、莊園に地頭を補置し、莊園の事務を取扱はしむ。源頼朝又兵を擧げ、國々を鎮定するに隨ひ、家人有功者の本領を安堵し、新恩を施すに多く地頭の名義を以てす。壽永元年三月、山田重澄を一村地頭に職に、同六月五日に熊谷直實を熊谷郷地頭に補せしを初めとし、其後屢々見えたり。文治元年十一月、後白河院より、源行家を四國地頭に、義經を九州地頭に補せり。尋で十一月廿八日、諸國平均に守護地頭を補任せん事を奏請す。廿九日勅許あり、是れ全國一般に地頭を置く始めなり。蓋し義經逃亡せしを以て之を捕へ、野亂に備ふるを名とし、土地兵馬の大權を得んと欲するなり。一般設置の後、諸國地頭乃實を仰へ所務を煩はし、領家の訴多かりしを以て、六月二十一日頼朝遂に没官領を除く外、近畿諸國守護地頭等を停む。承久の役、勳功の將士を地頭に補す、是を新補地頭と稱し、以前の地頭を本補地頭と稱す。大罪顯過あらざれば、改補せざる例にして、子孫に襲與し、寡婦に分付し、世襲するに至れり。寛喜三年新補地頭の制五條を定め、貞永元年更に七條を制す。中葉以降は、率れ其職を擧げず、徒に俸祿を收めて、或は子弟婦女に讓與し、又は寺社に寄附す。甚しきは抵當賣渡を爲すに至れり。官も亦擧げて以て公卿將士に賜ひ、全く領地と云ふ者になれり。然れども貞和二年十二月の令に、凡そ領主たる者、山賊海賊と交通するを知らば、直ちに地頭職を改補す。其寺社若くは、公卿の采地に係らば、奏聞を経て後に補すとあり。猶少し舊儀を存せるなり。貞治二年四月、延曆寺の僧徒、神輿を動座し、敬訴に及ばんとす。將軍夢想の告あるに怖れ、近江國阿田

チトク

郷の地頭職を、日吉十津師の社に、同國桐原郷内得
樂名の地頭職を、根本中堂に寄附せるに至りては、
領地と異なることなし、又他領を押領する等の非事
ありしことも、守護に同じ、應仁以後は、所領を失
ひ、守護の家人となりしも有りたれど、天文弘治の
際迄は、猶多く存せり、織田豊臣の時に至りては、
國內の武士、總て領主の家人となりしかば、地頭の
稱は族本に懸候する、一郷一村の主にのみ残り、江
戸時代まで其習なりき、**本補地頭**は加微米殿
別五升を與へしもの、土地即ち給田畠を給したるも
の、領家と所當を分ちたるもの、山手河手以下雜物を
分取したる者あり、所當山手河手を分ちし者は、地頭
は多く三分一を取りしが如し、新補地頭は、貞應二年
六月宣旨を下して、新補地頭の得分は、十町毎に一町
の免田と、段別五升の加微米を充つべきよし定めら
る、又山手河手以下雜物を領家と折半す、永仁元年五
月本補地頭も新補と同じく折半を許され、新本共に
同一待遇を受けるに至る、猶委しき事は史學雜誌の
地頭得分に就ての論を見るべし、**本補地頭**、古
來相傳のもの、及び頼朝以來承久以前地頭に補せら
れしものを云ふ、新補地頭、承久以後新恩の輩を云
ふ、又總領地頭あり、此他幕府の御家人のみならず、
社頭地頭職、堂上の妻女の地頭職、俗人地頭職、僧侶地
頭職、比丘尼地頭職、幕府後房の仕女の地頭職などあ
り、**また地頭**あり、地頭職の代官にして主家の領
地に在任し、地頭の爲すべきことを執行す、**代**と
もいふ、或は直ちに代官とも稱したることあり、國司
の目代、守護の守護代のことし、吾妻鏡、貞永式目、新
舊追加、建武式目、同追加、武家名目抄、地頭名義考、
守護地頭考、官制沿革考、兵根米考、

チトウテンワウ

持統天皇 御名は

チトク

鶴野讚良皇女、御稱號を高天原廣野姫尊と云ふ
武天皇の皇后なり、第四十一代の天皇、**齊明天**
皇三年大海人皇子の紀となる、天智天皇四年十月、皇
子に從つて吉野に入りしが、尋て皇子の兵を擧ぐる
に及び、常に謀議に與る、既にして弘文天皇崩じ、皇
子位に即く、これを天武天皇と爲す、此年立ちて皇后
となり、政事に參與して叱咤する所頗る多し、朱鳥
元年天武天皇崩じ、皇太子草壁親王未だ幼弱なり、
此時に當り近江朝廷の餘類尙ほ存じ、加ふるに天武
の諸皇子相和せずして、物情擾ならざるを以て、皇
后朝に臨みて制を稱し賜へり、(此年を持統天皇の元
年とす)三年皇太子薨じたるを以て、群臣の請によ
り、四年正月始めて位に即く、十一年位を文武天皇に
譲り、稱して太上天皇といふ、太上天皇の號此に始
まる、大寶二年十二月二十二日崩す、壽五十八、大
和國高市郡高市村大字野口なる權隈大内院に葬る、
天皇人となり深沈にして大度あり、節儉にして禮
を好み、母儀の德に富ませ給へり(大日本史、陸奥一
覽)また百人一首に入りたる「春すきて夏來にけらし
白妙の衣ほすてふあまのかぐやま」の御製は、新古今
集に題しらすとして收めたるものなれども、此歌早
く萬葉集にも出づ、「春過ぎて夏來るらし白妙の衣
ほしたり天の香山」とありてや、異なる處あり、これ
新古今を撰したる時訂正したるものか、又は傳へ誤
りてかくなりたるものか詳かならず、

チトク

智徳院 一條昭良(イナテウア

チヌシ

國島庄地主職の事見たり、
チヌシノカミ 地主神 **其土地を主**
領する神をいふ、また「ヤシノカミ」とも、トコモシ
ノカミとも云ふ、**古語拾遺**に、大國主尊を大地
主神といへるは、現神を指したるなれど、神社もしく
は佛寺に就きて考ふるに、神名略書に、與玉神(五十
鈴河上地主也)(中略)衝神(藤原大御神也)、舊記云、
衝神孫大田命、是土公氏遠祖神、五十鈴宮處之地主神
是也とあるは、神社地主神の始めなり、多武峯時記
に「右宮寺地主者、藤門大祖大織冠聖也」とあるは、
寺院地主神の初見なり、然るに申世以降別に社祠も
しくは寺院を建立する時、舊より其地に鎮座せる神
を以て地主神といひ、また新に神社を創設して、之を
其地の地主神と稱することあり、なほ日吉社神道總
密記には、地主大明神、地主権現等の名目も見えたり
(古事類苑神祇部)

チハウ

チハウチ 千葉氏 姓は桓武平氏、夏文の二
子陸奥守忠頼に出づ、忠頼、忠常を生む、後一條天
皇の時叛を謀りて誅に伏す、其子常將、下總千葉郡に
徙居し、因て氏とす、四世常重の子常胤、源頼朝に

チハジ

從ひ最も禮遇せられ、千葉氏始めて興る、常胤、六子
胤正、師常、胤盛、胤信、胤道、胤頼を生む、胤正より後
其本宗世々上總介に任じ、千葉介と稱す、支派蔓延し
て衰へず、胤正五世の孫宗胤、建武中勤王節に死す、
而して宗族多く足利氏に屬す、宗胤の子胤貞、胤貞親
王に從ひ、鎮西に赴きて大隅守となる、子孫留りて肥
前に居り、世々著はる、天正十八年胤貞小田原北條氏
に屬し、豊臣氏の爲めに其國を奪はる、(吾妻鏡、
尊卑分脈、千葉大系圖、氏族志)

チハツ

に猪鼻城と稱す、世々其治所と爲す、常胤が源頼朝
に屬し、本國の守護となり居住せしも此城なり、後
十九世孝胤に至り、佐倉に移りしを以て、本城遂に廢
するに至りしものか、天文年中此地里見氏の所轄に
歸す、天正十八年徳川氏の有となり、爾來五十二年
間、領主代官等の姓氏詳かならず、寛永十九年堀田正
盛の領となりしより後、佐倉城主の管する所となる
(千葉町誌料)

チハツ

チハツネタネ 千葉常胤 **平重重の**
長子 **代々下總千葉郡に居し、豪族たり、源頼**
朝の兵を擧ぐるや、安達盛長を遣はして常胤を誘ふ、
常胤之に應じ、平氏置く所の目代を斬り、三百餘騎
を帥る、頼朝に下總國府に謁す、頼朝大に喜び、延い
て坐右に置き、且つ曰く、自今以後頼朝を見ること當に
父の如くなるべしと、款接する事甚厚し、壽永三年
源頼朝に從うて木曾義仲を討ち、又平氏を西海に攻
め、並に殊功あり、此時に當り常胤老將として感望
尤も著はる、頼朝、頼朝に命じ、特に之を尊禮せしむ、
尋で功を以て下總三崎を増食す、三年在京武士等所
在を擧し許資充斥せるを以て、下河邊行平と共に頼
朝の拔擢する所となり、命を奉じて京都に赴き、警
衛の任に當る、都下はじめて應濟たり、九年頼朝、藤
原泰衡を征するに及び、亦之に従ふ、建久元年頼朝
の京都に朝するや、後隊として供奉し、幾干もなく
して從五位下に叙す、建仁元年卒す、年八十四、は
じめ頼朝の兵を起せる時、常胤族を擧げて之を輔け、
累りに戦功を立て、力を展へ忠を竭す、諸將能く及
ぶものなし、頼朝深く信倚し、軍機巨細となく密決
せざるなく、春過終始衰へず、故を以て亦衆の推服
する所となる(大日本史)

チハヤ

チハヤ 千葉郡 **下總國**
チハヤ 千葉郡 **下總國**

チンク

チンクワサイ 鎮花祭 「ハナシメノマツ」

チンクワサイ 鎮火祭 「ヒシメノマツ」

チンクワン 陣官 近衛府の將監以下を云ふ、官人とも云ふ、コノエフと參看、

チンコクガ 鎮國衙 中衛府(チユウエフ)を見よ、

チンコンサイ 鎮魂祭 「マシメノマツ」を見よ、

チンシ 鎮子 調度の一種、動物の鎮壓に用ふ、金石にて作る、牛馬等を乗れるものあり、書鎮考古圖に「李氏録云、屈平九歌曰、瑤席方玉鎮、註謂以鎮一席、古詩云、海牛壓塵風不起、又勸古圖畫、凡案間多有此類、皆鎮壓之飾」と見え、雅亮裝束抄に「柱のまゝに柱よせのちんし(鎮子)を置く、ひらなるまゝのちんしなるものなり、紙にて枕の様に包みたり」と見え、兵範記保元三年の條に「孫南陽第三間、數二色綾襦袢、置鎮子、立殿上御椅子」と見えたるにて其一般を知るべし、調度の條の挿繪を見るべし(類聚名物考、徳訓栞、建武年中行事略解)

チンシヤウ 陳狀 鎌倉時代訴訟の時、訴狀に對して被告より辯疏する狀を云ふ、又答狀とも云ふ、三種あり(一)初訴狀に答へし狀を初陳狀(二)重訴に答へし狀を重陳狀(三)三問狀に答へし狀を三答狀と云ふ、其書式は沙汰未練書に左の如く見ゆ、何國何所、願訟代某陳申とも又辯申とも、欲早被立指無窮延訴、任御下文手續證文等旨、預裁許當國何所々領田島等事、副連

一通 御下文案

チンシ

一卷 手續證文等案

右如く某爲訴狀者、所領田島等者、其重代相傳之所領也、而某悉令押領之條無謂云々、所詮此條無謂、諸願不實也、於彼所領田島等者、任御下文手續證文等旨、代々相傳知行無相違之處、押領之由據申候條許謀也、以前條々雖多子細、皆以爲「枝葉」之間、取主要大槓、突、謹言上、

以三草案、自餘之趣、隨相論之色目、委細可、有之初陳狀如件、二答三答狀重辯申と云ふべし

チンシユノカミ 鎮守神 其土地、第宅氏、等を鎮安守護する神をいふ、一に鎮主神に作る、鎮守神に(一)一國の鎮守神(二)王城の鎮守神(三)後院の鎮守神(四)城内の鎮守神(五)神社寺院或は第宅の鎮守神(六)氏の鎮守神等あり(一)一國の鎮守神は、國內の著名なる神を以て其鎮守と稱し、多くは一宮を以てこれに宛たり、出羽國大物忌神社を、本朝世紀に、鎮守正二位勳三等大物忌明神と記し、若狹國若狹彦若狹姫神社を、同國一二宮兼起に、一州三郡の鎮守と爲すと記せるが如きは、即ち一宮を以て鎮守神と稱するものなり、尾張國熱田神社を本朝文書に、鎮守正一位兩所大明神と記せるが如きは、即ち名神を以て鎮守神と稱するものなり、淡路國太田文に、當國鎮守十一箇所大明神と記し、上野國神名帳に、鎮守十二社と記せるが如き、即ちこれなり(二)王城鎮守神は、帝都を守護する神の稱にして、廿一社(ニシフイツシヤ)參看)の如き、これなり(三)後院鎮守神は後院内を守護する神にして、後院準神社、石明神の如き、これなり(四)城内鎮守神は、特に其城内の地を守護する神にして、後世徳川氏が、鎮守山王を以て城

チンシ

内の守護神となしたるより、諸藩これに倣ふもの多し(五)神社鎮守神は、神社を守護する神にして、江戸深川富岡八幡宮における姪子宮、摩利支天社、荒神社、大勝金剛社の如き、これなり、寺院の鎮守神は、其境内なる神社を以て守護神と爲すものにして、或は其國郡もしくは他國の神社中、殊に著名なるものを祀りたるなり、例へば東大寺東寺等は八幡大神を祭り、仁和寺は熊野十二神を祀り、廣隆寺は鹿島香取鹿野等三十八所の神を合祀して其鎮守と爲せるが如し、又寺院を新設する時、古來其地に鎮座せる地主神(ガメシノカミ)參看)をば、更に祠宇を造りて鎮守と爲したるものあり、第宅の鎮守神は第宅内に社殿を設けて齋ひ祀る所の神をいふ(六)氏の鎮守神は、其氏族を守護する神をいふ、源賴義の子義綱が、其産土神なる山城國賀茂神社を常陸に遷して、氏の守護神と爲したるの類、これなり、要するに鎮守神は、其區域内を守護する神なりしが故に、後世に至りては氏神と産土神とを擇ばず、總て其地を守護する神をば、廣く鎮守神と稱したり(山城名勝志、百揆抄、江戸砂子、古事類苑神祇部)

チンシユフ 鎮守府 初め鎮所と云ふ、同國初め陸奥國宮城郡多賀城、後大同開陸奥郡陸奥郡、尋でまた岩井郡平泉に移る(陸奥出羽兩國の蝦夷を鎮撫す)開皇將軍一人、府に居して東北を鎮撫し、非常を警む、天平十一年始めて其名見ゆ、後大將軍と稱す、副將軍二人、將軍を助けて軍務を行ふ、天平寶字三年始めて置き、弘仁三年廢せらる、權副將軍一人、寶龜七年佐伯久良開始めて之に任じ、弘仁三年廢せらる、軍監一人、始め將監と云ふ、天平寶字二年始めて其名見ゆ、四年軍監と改む、この時二人ありしが、弘仁三年一員を減す、軍曹一人、初

チンシ

め將曹と云ふ、天平寶字三年始めて見ゆ、四年軍曹と改め、弘仁三年二人と定む、武勇の士を稱す(以上皆兵部省にて任補す)醫師一人、弩を射ることを掌る、寶龜年中之を置く、式部省の任命なり、天長五年正月兵部省に屬す、延喜以後大に衰ふ、醫師一人、診察藥病を掌る、大同三年始めて其名見ゆ、府掌二人、府の雜務を掌る、承和十年九月始めて置く、陰陽師一人、怪異を占ひ、吉凶を決す、元慶六年九月始めて置く、景行天皇二十五年武内宿禰をして、東北を巡行せしめ、始めて蝦夷に通ず、爾來蝦夷叛服常なく、朝廷屢々將卒を遣はして之を討す、元正天皇以後蝦夷の勢ひ盛にして按察使を殺す、依て征夷使征東將軍等を遣はして之を討たしむ、平るる能はず、是に於て常備の軍衛を設置するの必要を感じ、始めて鎮所あり、鎮所は、續紀養老六年四月及び八月の條に初見したれば、其已前よりありしものなるべし、即ち後世の鎮守府なり、然れども鎮守將軍の見えたるは天平元年、鎮守府將軍の見えたるは同十一年なり、職原鈔によれば神龜元年始めて之を置くとなせり、國郡沿革考之に従へり、延暦二十年、鎮守府將軍坂上田村麿蝦夷を撃て大に之を敗り、北ぐるを逐つて開伊村に至り、殺獲殆ど盡く、翌二十一年贈澤城を築き、府を之に移す、舊址同郡水澤町字八幡に在り、弘仁三年に至り府制を改め、將軍一人、從五位上、軍監一人正七位下、軍曹二人從八位上、從五位上、醫師一人、醫師一人となす、貞觀以後其制漸く衰ふ、源賴朝建久三年七月征夷大將軍となりしより、特に其任を重じ、遂に鎮守府を廢す、後建武中興の時復して府を置き、參議源顯家を以て將軍となす、多賀城に治す、三年顯家奏して鎮守大將軍從三位以上の官たらんことを請ふ、之を聽さず、尋て其

チンゼ

弟頼信大將軍となりしが、足利氏に破られ、正平七年國府を棄て、逃る、以後また置かず、慶長十六年三月新田義重に鎮守府將軍を贈る(鎮守府考)

チンゼ

チンゼイキウゴクフギヤウ 鎮西九國奉行 鎮西九國奉行ともいふ、鎮西九國奉行の職名、九州の政務を掌る、文治元年、源賴朝、平氏の餘黨を鎮めんが爲に、暫く暫後に留りしが、尋で土肥實平をして代らしめ、二年、また天野遠景をして下向せしめ、其十二月十日始めて鎮西九國奉行と稱したり、三年、宇都宮信房を遣し、遠景と共に貴海島を征せしむ、建久二年正月改めて鎮西奉行と稱す、建久年中、武藤實賴、鎮西の守護となり、太宰少貳に任ず、これ少貳氏の祖なり、貞應二年、大友能直を以て鎮西奉行とし、實賴と並びて事を行ふ、爾來、少貳大友の兩氏、此職を世襲

チンゼ

チンゼイキウゴクフギヤウ 鎮西九國奉行 (チンゼイキウゴクフギヤウ)を見よ、
チンゼイキウゴクフギヤウ 鎮西探題 九州探題を云ふ、キウシウカクフギヤウを見よ、
チンゼイキウゴクフギヤウ 鎮西九黨 少貳、大友、惟任、惟住、島津、菊池、原田、松浦の九家をいふ(書言字考節用集)
チンゼイキウゴクフギヤウ 鎮西宮 備真親王(カネナカシノミヤ)を見よ、
チンゼイキウゴクフギヤウ 鎮西派 淨土宗の一派、鎮西の

チンベ—チンヤ

四人、四位には同二人を賜ふ、弓箭を負持して従ふ、列官主典各一人、内外文武官六位以下の人の兵衛に通ずる人を獲て、任す

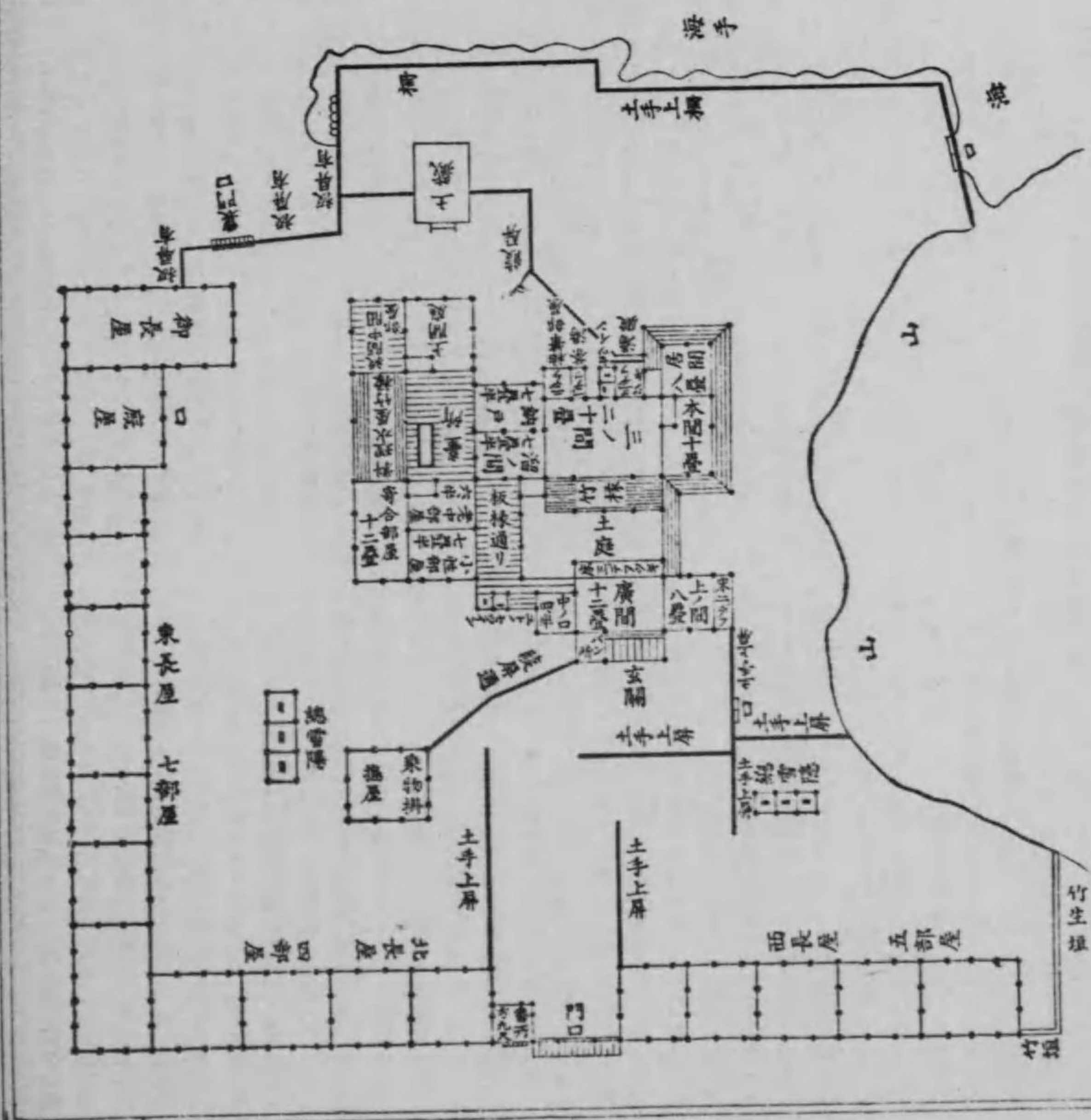
チンベ

鎮兵

奥出羽兩國に遣して、鎮守府將軍の下に屬し、諸城をを守りて蝦夷を鎮撫する兵士を云ふ、而して妻子を伴ふを得れども、日糧一升六合を給せらるゝのみ

チンヤ

聯山藩陣屋(楠谷繁太郎氏寄贈)



チンワ

軍營の義、鎌倉時代より、其名既に見たり(一)江戸時代に至り、無城の諸侯及び交代寄合等の館舎、または代官、地頭及び役人等の相詰めて公私の用務を取扱ふ所をいふ、營所或は武人の詰る所なるが故に然か稱するなり、海國兵談に「陣屋、壘、居館皆城の類にして堀をも堀り、城壁をも設け、馬出等をも附れども、力不足して普請施ならざれば、城とは云難し云々、元來源を堀、堀を掘たる許にても城と云もの也、只國の大小、縁の多少に因て、普請の精粗と大構と小構との差別迄の事也」といへり、代官等の始めて陣屋を建つる時、御料所は幕府へ伺ひて高内引に成し、私領の分は、陣屋敷にても國役金を領主地頭より納むるなり、請候にて陣屋なるは、凡百十四箇所あり、大名(ダイミヤウ)の表に示したれば参看すべし(武家名目抄、海國兵談、地方凡例録)

チンワケイ

陳和卿

宋の佛工なり、平安朝時代の末年本邦に渡來す、治承四年奈良東大寺焼失の時、大佛の首も亦焼落たるを以て、後白河法皇、東大寺僧春乘坊重源をして大佛及び大佛殿を再興せしむ、重源陳和卿の鑄西に在るを聞き、乃ち招きて大佛の首を鑄造せしむ、和卿依つて、弟陳佛壽等七人を率ゐ、日本の鑄物師十數人と共に之れを鑄造したり、壽永二年四月十九日鑄始め、五月廿五日に至りて成る、其面想につきては當時毀譽相半して頗る議論ありしも、藤原兼實之を拜して妙想讚嘆するに餘りありと云ひ、源賴朝も大佛の立派なることに感じて、和卿は毗首羯磨の再誕にて直也人にあらざると云へり、彼が當時の名工にして、衆望ありしを知るべし、故を以て其功を賞し、伊賀山田郡の内有丸廣瀬阿波山田の四庄と、播磨大郡庄、周防宮城庄を和卿に賜ふ、和卿後此庄園を以て寺領に寄進したり、建

チモク—チヤ

久六年頼朝上洛して、東大寺の落慶に臨み、和卿に面會せんとせしに、之を謝絶したるを以て、頼朝益々和卿の人となりを感じ、奥州征伐に用ひし甲冑鞍馬及び金銀を賜ひ、伽藍造營の資と爲さしむ、和卿は斯く一時衆望を博せしと雖も、後ち貪志憚慢にして嫉妬恠も狂するが如く、其東大寺に居住するや、或は大佛治鑄の日本鑄師を嫉み、或は數丈の大柱を切りて、恣に己が唐船を造り、或は一且東大寺に寄附せし庄園を押領する等、濫行尤も多し、遂に衆徒の惡みを受くるに至れり、故を以て、元久三年四月十五日院下文を以て、陳和卿の濫行を停め、庄園を悉く寺領としたりき、爾來奈良京都に勢力を失ひしと見え、建保二年六月鎌倉に至り、源實朝に謁して、實朝の信任を得、後ち實朝に宋朝に遊ばんことを勸め、遂に命を蒙りて大船を造りしが、五年四月成りて由比浦にて進水式を行ひしも浮はず、實朝因て渡宋の計畫を停めたり、此後和卿の事蹟詳ならず(玉葉、吾妻鏡、東大寺要録、隨心院文書)

チモク

除目

諸臣(大臣を除く)任官の公事を云ふ、除は官に拜する儀、目は目録なり、官に除し、目録に記す意、漢書田蚡傳に「君除吏未盡」と見え、師古の註に「凡言除者、除去故官、就新官也」と云ひ、潤背に「今云除目者、目名也、除却前官、除置後官名、是乃一字有取捨兩義、故云除目也」と云へり、除目に、難召除目、京官除目、(内官除目)臨時除目(小除目)祭除目(宮司除目)大嘗會卜定除目(國司除目)坊官除目、兼官除目、女官除目等あり、各條に就て見るべし、

チヤ

茶 茶は支那より傳來したるものなりと雖も、其時代詳かならず、和事始、茶事談、煎茶論言、茶経詳説等に、聖武天皇の天平元年に、百人の僧を

チヤ

内裏に召し、般若經を講せしめ、第二日に行茶の儀ありし事を載せられたれども、後世の著述たるを以て據となし難し、尋で同天皇の時、僧行基、茶の木を植ふたること、東大寺要略に見え、平城天皇の大元元年空海歸朝の時持ち歸りし事、喫茶餘録に、延暦二十四年最澄歸朝の時持ち歸り、近江坂本に植ふたること、同書所引の日本莊記に見えられたれども、また確かならず、正しく正史に見えたるは、類聚國史に、弘仁六年四月、嵯峨天皇近江滋賀に幸せる時、崇福寺の僧永忠が、手づから茶を煎じて獻りたることあるを始めと爲す、なほ此外にも性靈集凌雲集等にも散見せるを以て考ふれば、光仁桓武の朝、既に傳來し居たりしこと疑を入るべからず、また類聚國史によれば、弘仁六年六月に、畿内并に近江丹波播磨等の國をして茶を植ふ、毎年之を獻せしめられたれしことあり、此頃よりして茶を喫すること漸く流行し、朝廷にては殊に茶園を設け、遣茶使を置て之を監せしめられたり、爾來茶の需用増加するに及びて、私に茶園を設くるに至り、風土記、本朝文粹等を按ずるに、當時甲斐國八代郡、參河國八名郡、磐海郡及び但馬國等より多く茶を産出したる由見ゆ、降りて鎌倉時代に至り、僧榮西は、宋より茶子を持來りて筑前の青楓山、及び博多聖福寺の山内に植ふ、又梅尾の明惠上人は、宇治と梅尾とに之を培養せり、下りて南北朝時代には、支那の作と傳へられたる煎茶往來に、茶の事を云へる條に「我朝名山者以梅尾爲第一也、仁和寺、臨園、宇治、栗室、般若寺、神尾寺是爲三補佐、此外大和、寶尾、伊賀ノ八島、伊勢ノ河原、駿河ノ清見、武藏ノ河越、茶皆天下所稱言也」と見えたり、以て當時茶の産地の重なるものを何ふべし、室町時代に及びては、茶の湯の流行盛大なりしより、其製法また大に進歩を

チャウ

皇したり、江戸時代には殊に宇治の産を尊び、茶司上林兩家を代官に補し、年々新茶を幕府に上らしめたりしのみならず、一般の日用の飲料となしたるも、蓋し此時代よりのことなるべし、安政以來、外人本邦の茶を好むに至りては、互市の要物となり、年々輸出品の首位を占むるに至り、其培養日を遂うて盛となれり、チャウノニ參看(類聚國史、喫茶遺芳、鳥鼠同穴集、本邦茶史、煎茶綱言、考古學會雜誌、喫茶資料)

チャウ

丁「ヨコロ」を見よ、
和名抄に、田區なりといへり、即ち十段なり、拾芥抄に、町は長に始まり乾に終り、一町の積三千六百歩といへり、安閑天皇紀元年に、真田肆拾町との文見え、また孝德天皇大化二年に、十段爲町とあり、文武天皇令制の時、田令にも同じく見えて、方一町者三千六百歩とあり、然るに後世正中より減じて三千歩を一町と爲し、現今に至り、田制(テンセイ)參看(二)里程の距離を量るにもいふ、六十間を一町とし、三十六町を一里と爲す(書紀、拾芥抄、和名抄)

チャウ

職 役所を云ふ、康熙字典に「廣韻廳屋也、集韻古者治官處謂之廳事、後諸省直曰廳、故加之、增韻廳事言受事察訟、於是漢晉皆作廳、六朝以來乃始加戶」とあるにて、其意義を知るべし、古來廳と稱する官は、太政官廳、勅解由使廳、檢非違使廳なり、各條を參看すべし、

チャウ

帳(帷) 床上張蓋等に張り垂るゝものを云ふ、布帛等の類にて作る、張の義なりと云ふ、又トバリとも云ふ、月張の義にて、月の開く處に垂れて、明を取るより名づくとも云ふ、一説に斗張をトバリともみたりと云へど信じ難し、凡に帷を張りて座敷に置き、隔の用にするを几張と云ひ、張蓋等の上部

チャウ

に張るを斗張と云ふ、後世一幅位にて横に上部に張るを水引と云ふ、即ち是なりと云ふ、其形の斗を覆へず似たるより名づく、張を四方に垂れて地に至るを帷と云ふ、倭名抄に「釋名云、帳(猪高反、此間音長)張也、施張於床上也、小張曰斗(俗云斗張、一云「解帳」)形如覆斗也、今按、帳屬有九帳之名、所未詳」と見えたり、壁代、幕、鈍帳、幔も亦帳の一種なり(箋註和名抄、倭訓栞、東雅)

チャウ

丈 物の長短を度りていふ詞、古訓「ツエ」、杖字の訓をかりていふ、十尺を一丈と爲し、十丈を一引と爲す(度量權衡攷)

チャウ

貞永 後堀河天皇御宇の年號、寛喜四年四月二日、天變地震飢饉に因て改元す、一年を経て四條天皇天福と改む(國朝通記、周易註疏に、利在永貞、永貞也、貞正也)とあるに據る、式部大輔爲長勅申す(國朝年號譜)

チャウ

貞永式目 貞永元年北條泰時、鎌倉幕府の政所問注所侍所其他吏員の訴訟裁許の爲めに、三善康通と謀り制定したる式目にして、法橋全圖の執筆に係り、五十一箇條あり、其内、守護地頭等知行所領に關するもの半にして、其外謀叛人、殺害、刃傷、暴行、毆打、讒訴、犯奸、強盜、竊盜、奴隸轉賣等罪科あるもの、處分法を明にしたるものなり、五月十四日編纂に着手し、八月八日に至り草案始めて成り、御成敗式目と云ひ、同月十日式條施行の命あり、蓋し、この時天下の政令、朝廷幕府領家の三所より出で、互に交渉犯し易きのみならず、武家支配の地に於ても本領、恩賞地、新恩地、加恩地等の區別あり、權限買賣等は是の交渉紛雜なりしを以て、この法典を編纂したるものなり、初め

チャウ

は御家人の間に行はんが爲めなれば、施行せし範圍は、幕府の支配地及び其裁判權の及ぶ所に止まれるものなりしが、朝廷の權衰ふるに及びて、關東の武威全國に渡り、隨つて此法律の及ぶ所漸く廣くなり、遂に海内に達するに至り、而して獨り鎌倉幕府のみならず、室町幕府も之を遂行し、戰國時代尾利氏の説令行はれざりし時に、各自其國內の法律は之に準じたり、江戸幕府も其初世には猶之を用ひ、且庶民間には兒童の讀書習字等に此の本を授けたりき、此書の版になりしは圖書中の最初にして、大永四年の刊行なり(圖書目録、詳書類從一本の跋文によれば、正和元年の註釋書ありしが如し、今傳はれるや否や詳ならず、案するに、環翠軒の抄に唯淨真書と引けるもの、文或はそれならんか、式目抄(清原宣賢の抄にて、寫本に二冊本と一冊本とあり、版本には古活字本、寛文九年の版、元禄十二年の版の三種あり、活字本の外は書肆改めて式目註解と云へり)、御成敗式目抄(天文廿二年正月詔之蘆雪の奥書あり)、御成敗式目注(天文廿三年の奥書あり、式目問書(天文廿四年の奥書あり)等は尤も古くして善きものなるが、江戸時代に至りては註註、頭註等の類、註釋極めて多し(古代法典、貞永式目考)

チャウ

貞應 後堀河天皇御宇の年號、承久四年四月十三日代始に因て改元す、二年を経て元仁と改む(國朝通記、周易に、中孚以利、貞、乃應、子天)とあるに據る、大藏卿爲長勅申す(國朝年號譜)

チャウ

貞應 後堀河天皇御宇の年號、承久四年四月十三日代始に因て改元す、二年を経て元仁と改む(國朝通記、周易に、中孚以利、貞、乃應、子天)とあるに據る、大藏卿爲長勅申す(國朝年號譜)

チャウ

長講堂 法華經を長日講習する堂を云ふ、法華三昧堂と稱す、之を略稱して單に長講堂とも、法華堂とも、三昧堂とも稱す、法華經は諸經中尤も尊く尤も深大にして、尤も照明

チャウ

なるものにして、一切衆生を救濟するを以て、中古以來佛法盛なるに及びて、天皇上皇以下諸臣皆法華經を讀誦し、書寫して其功德を得んとし、第内に持佛堂を建立し、守護の佛を本尊として置きて、法華經を長日不斷講讀して冥福を祈りたりき、(ゲアツ)ガワ(參看)而して長講堂の名の見えしは百練抄治承元年四月十九日の條に「上皇(後白河)於長講堂、限百ヶ日、被始行法華八講」とあるを始めとす、是は七條殿内に在りし持佛堂なり、而して尤も世に顯はれたるを六條殿内の長講堂とす、次項を見て知るべし(長講堂考)

チャウ

長講堂 古は京都六條四洞院、現今は下寺町通五條下る東側〇六條長講堂とも、長講堂御影堂とも、後白河法華堂とも云ふ(國朝通記)舊は律宗なりしが、今は淨土宗西山派〇本尊阿彌陀如來(傳心心僧部作)也(國朝通記)壽永二年後白河法皇、平業忠の六條第に御移徙あらせられし時造る所なり、此時伊豫那島主藤原俊平、米多二百斛を寄進して、遺營の資としたり、文治四年四月焼失す、尋で源賴朝、後白河法皇の命を奉じて、中原親能をして之を造營せしめ、十二月丁竣工り結構壯麗な極む、法皇之に移御す、建久三年正月法皇の病革まるや、長講堂起請五ヶ條を定め置き、別當、供僧、長講衆上座、勾當、公文及び阿闍梨、恒例佛等の事を規定し、莊園を寄せ、委曲に修理等の事を定めたり、院司以下皆之に署判す、同年三月法皇崩御、六條殿並に長講堂及び其所領を宣陽門院に讓與し給へり、貞應元年長講堂及び六條殿焼失す、後ち造營す、文永十年十月再び焼亡せしが亦之を建造したり、應永八年二月三度焼失す、時に土御門油小路に在り、是より先火災の後、六條より此地に移し建てたるなり、依て舊

チャウ

址を俗に上長講堂と稱す、其後ち屢々焼失轉々して現今の地に遷りたり〇本堂は昔時尤も盛大を極めたりしが、今は本堂庫裡、御影堂を存するのみ、御影堂は本堂の傍に在り、後白河法皇の宸影を奉祀せり、法服(座帳三尺許)を着し給ふ、其他に一幅の尊像あり、古色を帯びたれども、逸品にあらず〇什寶に、後白河法皇自筆と稱する過去帳あり、後世の寫なれども、古來ありしものを模寫せしものならん〇法會は建久三年二季供花、毎月十六日長講二季彼岸御八講、御月忌盂蘭盆講は法皇崩御後永く行ふべきを規定せられたるより、建久四年以來毎年行はれたるが、三月九日より十三日迄の八講は後白河法皇の御月忌として江戸時代に至る迄行はれたり、長講堂八講是なり〇寺領は古來より多くして、歴史上尤も重大なる關係を有せり、而して所領は建久三年正月後白河法皇長講堂起請を定め置きし時に寄せられたるを始めとす、其起請に、庄園事、右庄々或多年領事之地、或往古不輸之領、尋、搜子細、寄附佛圖、以其地利、定充寺用、向後年籠、大小國役、永可隨停止之由、可被下三官符、若許益食吏有、致三過妨、者、言、上公家、宜令三科處、彼千帝萬王、皆可在我之後裔、國宰相令、何レ不出、我之舊僕、多年之間、飽浴厚恩、縱不報、海岳之皇澤、爭可練、寺院之佛地、誰、君殊寡、懇篤、臣又可助、善願、亦領家無指放、週、週年貢、及三ヶ年、者、差、道、寺使、可令、催、任、其、上、猶、致、三、非、據、者、庄、家、言、上、須、待、裁、報、加、之、執、行、所、司、等、最、以、寺、用、勿、宛、他、事、兼、又、寺、用、折、庄、領、地、油、田、注、別、紙、同、副、之、とありて、後白河法皇の御領地不輸田等を多く寄せられたり、然して庄園數は別紙存せざるを以て詳ならずと雖も、吾妻鏡建久六年の條に七ヶ

チャウ

庄與立の事見え、其外山城國山科庄、平等寺、尊蓮寺、護法寺及び其寺領伊國石垣庄、安藝國吉茂庄、加賀國能美庄、山城伏見庄等ありし事諸書に見え、頗る多かりしが如し、本堂領は大小國役を免除せしを以て、人々之に寄進して納税の輕からんを欲し、之に寄進するもの多く、遂に梅松論に云ふ所の如く百八十餘ヶ所の多きに及べりと云ふ、此の數は全く信じ難きも、文書記録によりて發見したる庄園にても四十餘國、七十餘ヶ所の多きに至れば、其數蓋し莫大のものにして、百八十ヶ庄以上ありしものなるべし、建久三年三月法皇崩御以前に、尤も寵愛したる丹後局の生子宣陽門院親王子内親王に、長講堂及び堂領を悉く讓與し給へり、承久三年の役にも、鎌倉幕府より所領を安堵せられて、宣陽門院領掌し給へり、建久四年宣陽門院より院司院に讓與せられ、院司院文永十二年後深草上皇に讓り給へり、然るに増鏡梅松論によれば、後深草院遺詔して、皇位は龜山即ち大覺寺統に傳へ、長講堂熱田社領播磨國御領は後深草即ち持明院統に傳へて、皇位を斷念せしめたりと云へり、星野博士は兩統立の條に、此二書に從て述べられたるは誤なり、後深草院は嘉元二年伏見院に讓與せられ、戒めて「長講堂者第一大事候、能々可被留御意候、委細別可注申候」と申されたり、以て本堂領が持明院統に取りていかに重大なりしかを知るべきなり、而して、南北朝以後室町時代を通じて、皇室の經濟を微かながらに保ち得たるは實に此長講堂領ありしが故なりき、正和元年十二月伏見院、後伏見に讓與し、且つ後には御猶子たる花園天皇に讓與すべきを命ぜられたり、故を以て後伏見天皇は正中三年二月、長講堂領等を花園天皇に讓り給ひ、後ち後光嚴天皇に讓與すべきを宣へり、此時に當りて後伏見花園御兄弟

チャウ

長講堂 古は京都六條四洞院、現今は下寺町通五條下る東側〇六條長講堂とも、長講堂御影堂とも、後白河法華堂とも云ふ(國朝通記)舊は律宗なりしが、今は淨土宗西山派〇本尊阿彌陀如來(傳心心僧部作)也(國朝通記)壽永二年後白河法皇、平業忠の六條第に御移徙あらせられし時造る所なり、此時伊豫那島主藤原俊平、米多二百斛を寄進して、遺營の資としたり、文治四年四月焼失す、尋で源賴朝、後白河法皇の命を奉じて、中原親能をして之を造營せしめ、十二月丁竣工り結構壯麗な極む、法皇之に移御す、建久三年正月法皇の病革まるや、長講堂起請五ヶ條を定め置き、別當、供僧、長講衆上座、勾當、公文及び阿闍梨、恒例佛等の事を規定し、莊園を寄せ、委曲に修理等の事を定めたり、院司以下皆之に署判す、同年三月法皇崩御、六條殿並に長講堂及び其所領を宣陽門院に讓與し給へり、貞應元年長講堂及び六條殿焼失す、後ち造營す、文永十年十月再び焼亡せしが亦之を建造したり、應永八年二月三度焼失す、時に土御門油小路に在り、是より先火災の後、六條より此地に移し建てたるなり、依て舊

チャウ

長講堂 法華經を長日講習する堂を云ふ、法華三昧堂と稱す、之を略稱して單に長講堂とも、法華堂とも、三昧堂とも稱す、法華經は諸經中尤も尊く尤も深大にして、尤も照明

チャウ

を以て、御疎執あらせられざりしを以て、花園天皇伏
 く之を受領せられざりしと見え、建武中興の時、後醍
 醐天皇長講堂領を安堵せらるゝに當て、一時後伏見
 上皇の御領とし給ひしが、後終りに花園天皇に譲り
 給ひ、建武二年十月に至りて、花園上皇御領を光嚴上
 皇に譲り給へり、正平六年南北相和し、光嚴光明崇光
 三上皇共に賀名生に遷り給ふ、此間廣義門院長講堂
 領を保管し給へり、後光嚴天皇、崇光の弟を以て帝位
 に昇るや、光嚴上皇仍て置文を作りて、長講堂法金剛
 院領は崇光の御子榮仁親王踐祚あらば、直に相讓し、
 若し然らざれば後光嚴御管領あるべし、但し末代兩
 方治天あらば正統につきて伏見殿(榮仁親王)の御子
 孫管領あるべしと定めたり、依て崇光榮仁を立て、
 後光嚴の後を承けしめんと思召けるに、御光嚴は其
 皇子緒仁に讓位の御慮なるを以て、各々之を時の管
 領細川頼之に諮詢せらるゝ、然るに頼之其可否を奉答
 せず、公武黨を結んで相争ひ、上皇亦た屢々論争せし
 も、幕府終に後光嚴の命を奉じて、緒仁を立て、之を
 後醍醐天皇と云ふ、是に於て崇光後光嚴の間、隙を
 生じ、長講堂領も悉くは榮仁親王に傳はらずして、
 皇室或は女院等に分割せられ、榮仁及び其御子貞成
 親王常に不平を懷き給へり、かくて後醍醐の後に後
 小松、稱光天皇父子相傳へたりしが、稱光天皇崩じ
 て皇子なかりしを以て、後小松上皇は、貞成の長子
 慶仁を養ひて位を嗣がしめ給ふ、是を後花園天皇と云
 ふ、是に於て皇統は再び嫡流に歸し、長講堂領以下
 の御領も悉く統一して皇室の有となり、室町時代
 を通じて長く皇室經濟の重なるものとなり(長講
 堂領考)

此云定額、定額外不許私建寺、凡定僧數、或定
 賦稅數、皆稱定額とあり(原田山城國紀)建武二年の約
 に、京畿定額諸寺、其數有限、私自營作先既立、制云
 々しとあり、桓武天皇の朝人民の溢に寺を建立して田
 園を寄附し却て私利を謀る者あるを誡め、寺を建立
 することを制限したれば、官寺の數も定まること、
 なり、始めて定額寺の稱ありしものなるべし、もと國
 分二寺の如く、護國護聖の祈禱儀禮を專行する道場
 にあらず、本願主ありて何等かの主意により、建立せ
 られたる寺にして、官稻を施入し、年分度者を置か
 れたるものなり、延暦十五年三月の官符に「諸國定
 額寺資財者、國司與三綱僧尼、共檢校處分云々」とあ
 るにて知るべし、貞觀の頃以後、諸國の寺の定額寺
 に列せらるゝもの甚多し、本朝文粹前中書王請、以
 施無長寺、爲定額寺、狀に「伏願陛下下三鴻慈、特降
 龍澤、準之例、列之定額」とあり、斯の如くにして、
 親王大臣等の本願主となる寺は、率に定額寺
 に列せられたり(續紀、三代格、朝野文粹、釋林象器
 考)

雀旗、次に青龍旗、右に月像旗、次に白虎旗、次に玄武
 旗を建つ、又左右近衛陣には龍旗、一旗、鷹旗、
 二旗、小幡四十九旗、左右近衛門陣には鷹旗、
 鷹旗、熊旗、熊旗、阿彌佛旗、小幡九十六旗を建てる、
 又大射の時、羅幡、阿彌佛旗を建つ(原田山城國紀)伏旗の制の
 備はりしは、文武天皇大寶元年正月朔、天皇大極殿に
 御し朝賀を受け給へる時を始るとす、然れども伏旗
 を用ひられしは、是より先既に見えたり、推古天皇
 十一年十一月旗幟に繪がき、大極殿を作られしは、蓋
 し儀仗に備へしなるべし、舒明天皇の四年十月唐國
 の使人來りし時、三十二艘に鼓吹旗幟を懸へ飾りて
 江口に迎へ、孝德天皇白雉元年二月穴戸園より白雉
 を獻せし日、朝廷の儀仗元日會の儀の如しと見えたり
 にて明なり(書紀、令義解、延喜式、本朝軍器考)

チャウキウ 長久 後朱雀天皇御宇の
 年號、長久四年十一月十日、丙寅に因て改元す、四
 年を経て寛德と改む(老于經に、天長地久とあ
 るに據る、式部權大輔大江藤原周勳申す(國朝年號譜))

チャウ

り詳かならず、三貨圖彙に、古丁銀の圖を出し、室町
 時代の頃、既にありたりと爲せど、貨幣史には、天正
 時代のものとして、之を掲げたり、慶長六年以後鑄
 造す、今左に種類と鑄造年代とを表示して、沿革を
 知らしむ、詳しくは各條を見よ(大日本貨幣史)

名	年	代	名	年	代
古丁銀	天正時代	四寶丁銀	正徳元年		
慶長丁銀	慶長六年	享保丁銀	同	四年	
元禄丁銀	元禄八年	元文丁銀	元文元年		
寶字丁銀	寶永三年	新文字丁銀	文政三年		
永字丁銀	同	天保丁銀	天保八年		
三寶丁銀	同	安政丁銀	安政六年		

チャウキヤウ 長享 後土御門天皇御宇(將
 軍足利義尚)の年號、文明十九年七月廿日改元す、二
 年を経て延徳と改む、

チャウキヤウ 貞享 寶元天皇御宇
 (將軍徳川綱吉)の年號、天和四年二月廿一日改元す、
 四年を経て東山天皇元祿と改む(出島周易に「永貞
 吉、王用享于帝、吉」とあるに據る、菅原豐長勸申す
 (國朝年號譜))

チャウキヤウ 貞慶 各諸字は解説、勅
 して解説上人と識す、貞慶貞意の子俗姓は藤原氏
 就いて制號し、興福寺に在ること二十餘年、宮中の
 最勝講に赴き、僧侶の浮誇華麗、轉々釋尊の本旨を失
 するを疾み、慨然として直に去りて山城笠置寺に隱
 る、承元二年海住山寺に移り、建保元年二月三日寂
 す、年五十九、僧臘四十九、師同學徒、尊思鈔等の著に
 より法相宗の中興を以て目せらるゝと雖も、亦頗る
 戒律を重んじ、警戒十一條を作り、懺觀鈔といふ(日
 本佛教史綱、日本佛家人名辭書)

チャウキヤウレキ 貞享曆 曆(ヨヨミ)
 を見よ、

チャウクワン 長寛 二條天皇御宇
 の年號、應保三年三月二十九日下疫疾に因て改元
 す、二年を経て永萬と改む(維城典訓に「長之
 寛之、極其功、博矣」とあるに據る、刑部卿範家之を
 勸申す(國朝年號譜))

チャウクワン 長官 四等官(シトウクラ
 ン)を見よ、

チャウクワン 廳官 院廳官(キンノチャウ
 クワン)を見よ、

チャウクワン 貞觀 清和天皇御宇
 の年號、天安三年四月十五日、即位改元、十八年を
 経て陽成天皇元慶と改元す(出島周易纂註に「天地之
 道貞觀者也」とあるに據る(國朝年號譜))

チャウクワン エイハウ 貞觀永寶
 平安朝時代に行はれたる錢貨の一種、貞觀の
 年に作れるを以て此名あり(原田山城國紀)作る、徑六
 分強、重七分弱、徑六分強、重五分五厘、徑六分五
 厘弱、重五分の種あり、錢文は藤原氏宗之を書すと
 云ふ(原田山城國紀)清和天皇貞觀十二年正月、鑄造して
 之を行はしめ、一を以て舊錢十に當てしむ、寛平元
 年に至るまで通用す、(セニ)參看(大日本貨幣史)

チャウクワン カウタイシキ 貞觀交替
 式 交替式(カウタイシキ)を見よ、

チャウクワン ジ 貞觀寺 原田山城國紀
 伊那深草村に廢趾あり(原田山城國紀)文德天皇の仁壽の
 初め、皇子誕生に方り、藤原長房僧正眞雅に謀り、嘉
 祥寺の四に加持祈禱の道場を興し、嘉祥寺四院と稱
 す、天安三年三月眞雅の奏請により年分度者三人を
 置く、皇子位に即き給ふに及び、大に寺基を擴張し

給ふ、即ち清和天皇貞觀七年九月、伊賀國阿拜、山田、
 伊賀の三郡の田六町九段二百八十八歩を施入し給
 ひ、皇太后及び大臣等諸堂宇を寄附建立し、尊勝寺
 等の諸像を安置す、十四年七月眞雅の奏請により、始
 めて貞觀寺と號し、十六年三月諸堂宇落成し、大齋會
 を行ふ、西堂(金剛界受茶室)、東堂(胎藏界受茶室)
 堂、大堂、新堂、念佛堂、灌頂堂、五大堂、寶塔、經藏、
 鐘樓、南大門等ありたり、貞觀の年代未だ詳ならず
 (三代實錄、元亨釋書、弘法大師弟子譜、山城名勝志)

チャウクワン テン 貞觀殿 廣大内
 裏の一殿、皇后宮の正廳ある所なり、大夫亮遠藤等
 會合して後宮の事を行ふ所なり、又御開帳とも云ふ、
 櫛笥を納め置く故に名づくるなり(原田山城國紀)大内裏の北
 方に在り、常寧殿の北に在り、廣さ七間四間(廊
 を合せ九間四間)、四方に廊あり、北廊の中央に高
 妻戸ありて、壇及び溝を隔て支障門に相對す、南廊に
 龕あり、中央に渡殿ありて、常寧殿の馬道に達し、又
 南面第一一間の所にも渡殿ありて、常寧殿の西庭の
 北面に通ず、東廊に又龕あり、其南端に反橋の渡廊
 を架して宣耀殿西面の額間に達す、西廊にも龕あり、
 南第一一間に反橋の渡廊を設け、西登花殿の東廊
 の額間へ通ず、貞觀殿北方の東西に五垣片廊の廊あ
 り、其北面に執も一小戸あり、寛和二年六月、花山
 天皇貞觀殿の掖門より花山寺に密幸せられしは、此
 門と爲す(大内裏圖考、標註藤原抄別註、平安通志)

チャウケイ 杖刑 名義王朝時代に於ける
 刑名、杖を以て罪人の背を打つをいふ(原田山城國紀)孝
 德天皇の大化二年に、東國の朝使に下せる詔に、官
 勢に因りて公私の物を取るを禁じ、もし犯せば、主
 典以下は笞杖に決すべしとあるを見よ、されど
 元より一定の法規あるにあらず、大寶律令の發布せ

チャウ

チャウ

は、烈風大火の時にあらざれば、定火消を出場せしめざる事とし、文政二年以後は、定火消の消防は、郭内の出火に限り、郭外町方の出火には一切干渉せしめざる事とし、文久二年以後は、淺草本所の倉庫、江村木蔵の消防も、町火消の手に委ねる事となり、消防の區域漸く狭少となれるを以て、其租數も自ら減少するに至りしものならん。○火消役は、皆役宅を賜ひ、邸の支關正面へ羅を立て置く、羅には馬鹿なくして、鍋酒地へ家々の定紋を漆にて書きたり、而して其役宅を俗に火消屋敷と稱し、出火の際は大鼓を撃ちて四方に報ず、なほ同處にて太鼓を打たざるに先ち、他に於て板木又は牛鐘を打つを禁ぜられたれば、火消屋敷にては、尤も其責任を重んじ、用意周到を怠ることなかりしといへり、また此役は初心の人が驟卒を指揮するの初階たりしを以て、若年にて家督を相續せる人、多く之に任じたりき(武蔵、古事類苑官位部、江戸の花)

チャウフ

定府 江戸時代、大名もしくは大名の臣下の、常に江戸に在府せる者をいふ、大名は水戸家の如きこれにて、参勤交替の事なく、特に賜暇ありし外は、常に江戸に滞在するの義務を有したり、世俗に水戸を副將軍と稱するは此等よりいでたるものなるべし、また諸藩士には江戸詰と國詰とありて、江戸詰は代々江戸に住して藩邸内に當住せるものにして、之を定府と稱したり、

チャウフクジ

長福寺 所在山城國葛野郡東梅津村字中村○山城、大梅山○臨濟宗南禪寺末○本尊釋迦如來○開創天安四年眞理尼の開基、初め天台宗なりしが、豊前左衛門清景と云ふ者、深く僧林に歸依し、更に堂宇を増し田園を附し竟に禪刹に改む、花園法皇月林に歸依し、時に臨幸して

チャウ

法要を問ひ、且つ勸願寺たるべき給旨を賜ふ、續田豐臣徳川の三氏、共に寺縁三百五十石を付す、塔頭別傳院に花園天皇御像、及古文書等あり(山城名勝志、平安通志、京華要誌)

チャウホウ

長保 一條天皇御宇の年號、長徳五年正月十三日、水旱災異に因て改元す、五年を経て寛弘と改む、

チャウホフジ

頂法寺 所在山城國下京區堂ノ前町○佛堂の構造六稜角なるに因り、世に六角堂といふ、天台宗延暦寺に屬す○本尊一寸八分の金剛如意觀音(開創)開基、舊名雲林寺、愛宕郡土車里に在り、延暦遷都以前よりある所にして、舊來一町四方東洞院烏丸六角三條の間に在り、今地城縮少すれども、其佛堂の位置を變ぜず、弘仁十三年嵯峨天皇の勸願寺となり、長徳二年花山上皇行幸し給ふ、是れ西國巡禮の福興なりとぞ、建久四年焼亡、同五年再建し、應仁以來屢々同様に罹れり、寛永十八年内裏造營の時、餘材を賜ひ、本堂四脚門等悉く再建し、其後寶永天明に再度焼亡し、寛政十年に再建し、元治元年又兵火に罹り、明治十年に至りて再建せり、現今ある所是なり○池の坊本堂の後背に在り、永觀年中、此坊の僧尊慶、始めて本尊に供する花卉を瓶に挿さむに委等考へ、後々専ら專其技を傳へ、專鎮は足利義政より花道家元の誠を興へられ、以後専ら鎮を以て挿花の一流の號となせり、イケノバウ(参看)山城名勝志、平安通志、京華要誌)

チャウミトリ

定見取 江戸時代、山野の開墾或は埋立等にて、巨多の費用を要せし畑に對し、年々の豐歉に拘らず、一定の輕き年貢を賦課するを

チャウ

云ふ、即ち初め定め置きたる年貢により、永久に納め、年の豐饒凶作によりて増減せざるなり(地方凡例錄、大日本租稅志)

チャウム

廳務 坊官(バウクワン)を見よ、

チャウメン

定免 江戸時代、百姓の作り高を慮り、或る年限を定めて租の幾分を免じて取ることをいふ、地方凡例錄に、石盛の當り幾分を免して取るの義にて、乃ち七斗五升取るべきは、其貳斗を免じ、五斗五升を取るの類なりといへり、之を要するに、田地收穫の内に於て、其幾分を減免し、實租を定めて之を徴するの義に起り、遂に田租率の通稱となれるなり、而して之を稱するに、免幾個といふ、定免取とは、五年若くは十年の租額を平均して之が率を定め、年限を期し、年期中は年の豐歉に拘らず、定免の租を徴する也、若し風水旱等の大損あれば、檢見の上其幾分を減除す、之を破免といふ(開創)開基定免に類したる法、古よりあり、王朝時代、田一段の租額一束五把、或は二束二把の法あり、鎌倉幕府の時、丹波國大山莊の年貢請文に、風水旱損に由らず、上中下田の斗代上納の事見え、室町幕府の時、播磨國矢野莊代官職請文に、水旱風虫の損害に拘らず、毎年貢運上納のこと見え、文祿二年豐臣秀吉、宮部善祥房をして豐後の地を檢し、實租定納の法を立てしむ、蓋し是等は皆定納の法にして即ち定免なりき、江戸幕府に至り、將軍吉宗、享保六年、田租見取法の煩はしきを避けんが爲め、定免の法を遂く施行せり(大日本租稅志)

チャウラウ

長老 高僧を云ふ、年高く臘長じて貴むべき義、釋宗にては、德徳並に高き僧、又は住持の者を稱す、釋氏要覽に、長阿含經云、有三長老、謂三耆年長老(年臘多者)法長(了達法性)内有智

チャウ

チャウラクジ

長樂寺 所在上野國新田

チャウ

徳者(作長老(假號之者)譬喻經云、所謂長老者、未必要剃髮、雖復年齒長不、免於惡行、若有見諸法、无害於群明、捨諸穢惡行、此名爲長老、今謂長老、未必出家修其善本業、分別正行、設有年齒幼諸根无二漏、此謂名長老、華法師云、内有智得可貴、故名長老、愚師云有長老年、名長老、勸修清規に始奉其師、爲住持、而又尊之曰長老、祖庭事苑に、今禪宗住持者、必呼爲長老、取長阿含經三長老中所謂了達法性内有智徳人、以訓領袖學者、など見えたり、

チャウラクジ

長樂寺 所在山城國京都下京區四山公園

時宗○本尊十一面觀世音寺の別院たり、其地の風致唐の長樂寺に似たるを以て其名を取れりといふ、昌泰中宇多法皇修所の所、文治元年住僧印誓は建禮門院の戒師たり、門院安徳天皇の冥福を修めんが爲め、帝の御衣を印誓に施賜す、印誓之を誦し佛齋を作り、常行堂に掛くと云ふ、是より先延暦寺の僧慈圓の弟子隆寛愛に住し、源空の宗義を授ひ、淨土宗となし之を中興す、其流を多念義派或は小坂義派と稱す、嘉祿年中延暦寺の訴に依り、隆寛配流せらる、其後國阿入りて念佛を修行し時宗となる、正保中本堂を再建す、後水尾法皇勸願を賜ふ、延享中南城を劃き、眞宗大谷派に附す、文化中歲計立たす、寺院を擧げて淨土宗養福寺に授け、其後又數々變轉し、明治三年に至り、再び時宗に復し、正法寺に屬す、十八年に至り堂宇頽廢し、佛像を假堂に安置せしが、二十六年西賀茂正傳寺の法堂を移して本堂となし、今僅に存するのみ(山城名勝志、平安通志)

チャウ

チャウラクジ

長樂寺 所在上野國新田

チャウ

郡世良田村大字世良田○真山山真言院と號す(開創)初め臨濟宗、後に天台宗となる○本尊釋迦如來(開創)承久三年九月、榮西の上足榮朝の開基にして、新田氏之が開山檀那たり、子孫世々檀越として崇敬厚く、田園の寄進頗る多しと云ふ、一説に義季開山檀那なりと、寛元四年義季の女塚の地を喜捨せし以來、頼氏教長滿義等の如き、皆同寺所藏文書の寄進狀によりて明なり、足利氏の時に至り關東十刹の内前列せり、初め臨濟宗を以て天台真言二宗を兼修せしが、後世僧徒の學衰へ、兼學の任に堪ふるものなく、禪學專らなり、別に眞言院を設け、密學のものをも以て之に住持せしむ、室町時代の末期以來、寺門大に衰へ、堂舎頽廢せしが、江戸時代に及び、徳川氏祖先の氏寺たるを以て、新に天台僧正を以て住持職となし田縁三百石を授けて之を再興せしむ、幾干もなくして家業衰へ、天海入院せず、故を以て寛永十八年天台の末寺普川永徳以下武藏薩摩の末寺連署して住持を請ふ、因て天海の弟子晃海をして寺院を領せしめ、禪法は京都北野興聖寺に授與し、眞言院を寺とし、秘密灌頂道場とし、大に寺院を興立したり、爾來天台宗中本山となり、三百二十七ヶ寺の末寺ありて頗る盛大を極めたりしが、今や大に衰へて、樓門本堂あれども荒廢して修覆を加へず、境内文珠山に義季以來の墳墓の牌數十個あり○什寶には文書極めて多く、新田系過去帳等歴史研究上参考となるべきもの多し(上野名跡考、史學雜誌)

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を弘む、弟子隆慶之を繼ぎしが、數代ならずして、其流殆

チャウ

チャウラクジ

長樂寺流 淨土宗の一派、隆寛律師を流祖とす、隆寛長樂寺に居る、世に長樂寺の律師と稱す、其門に敬日、智慶あり、敬日の所立、其師と同じからず、智慶東國に在り、その教を

チャウ

將軍足利義政の年號、康正三年九月二十八日改元す、三年を経て寛正と改む、

チャウ

長和

貞和

三條天皇御宇の年號、寛弘九年十二月二十五日即位改元、五年を経て後一條天皇寛仁と改む、

チャウ

貞和

著衣始

小兒生れて、始めて衣を着るをいふ、誕生(タンジャウ)の條を見よ、

チャク

著帶

著到

出陣以前に、諸方より集まりたる軍勢の名を帳面に書き留むるを云ふ、軍勢の到着したる人名を書き留むるを云ふ、又到着せし人より軍勢を率ゐて馳せ参ぜし事を、其將に上る状を著到状と云ふ、奥に奉行見了、或は承了と書す、故に又一見状とも云ふ、インケンジャウ参看、猶ほ著到は軍に限らず、諸番上の人名を書くにも云ふ(貞丈雜記、古文書類纂)今左に文例を示す、

チャク

著帶

著到

出陣以前に、諸方より集まりたる軍勢の名を帳面に書き留むるを云ふ、軍勢の到着したる人名を書き留むるを云ふ、又到着せし人より軍勢を率ゐて馳せ参ぜし事を、其將に上る状を著到状と云ふ、奥に奉行見了、或は承了と書す、故に又一見状とも云ふ、インケンジャウ参看、猶ほ著到は軍に限らず、諸番上の人名を書くにも云ふ(貞丈雜記、古文書類纂)今左に文例を示す、

チャク

著帶

著到

出陣以前に、諸方より集まりたる軍勢の名を帳面に書き留むるを云ふ、軍勢の到着したる人名を書き留むるを云ふ、又到着せし人より軍勢を率ゐて馳せ参ぜし事を、其將に上る状を著到状と云ふ、奥に奉行見了、或は承了と書す、故に又一見状とも云ふ、インケンジャウ参看、猶ほ著到は軍に限らず、諸番上の人名を書くにも云ふ(貞丈雜記、古文書類纂)今左に文例を示す、

チャク

著帶

著到

出陣以前に、諸方より集まりたる軍勢の名を帳面に書き留むるを云ふ、軍勢の到着したる人名を書き留むるを云ふ、又到着せし人より軍勢を率ゐて馳せ参ぜし事を、其將に上る状を著到状と云ふ、奥に奉行見了、或は承了と書す、故に又一見状とも云ふ、インケンジャウ参看、猶ほ著到は軍に限らず、諸番上の人名を書くにも云ふ(貞丈雜記、古文書類纂)今左に文例を示す、

チャク

著帶

著到

出陣以前に、諸方より集まりたる軍勢の名を帳面に書き留むるを云ふ、軍勢の到着したる人名を書き留むるを云ふ、又到着せし人より軍勢を率ゐて馳せ参ぜし事を、其將に上る状を著到状と云ふ、奥に奉行見了、或は承了と書す、故に又一見状とも云ふ、インケンジャウ参看、猶ほ著到は軍に限らず、諸番上の人名を書くにも云ふ(貞丈雜記、古文書類纂)今左に文例を示す、

チャク

著帶

著到

出陣以前に、諸方より集まりたる軍勢の名を帳面に書き留むるを云ふ、軍勢の到着したる人名を書き留むるを云ふ、又到着せし人より軍勢を率ゐて馳せ参ぜし事を、其將に上る状を著到状と云ふ、奥に奉行見了、或は承了と書す、故に又一見状とも云ふ、インケンジャウ参看、猶ほ著到は軍に限らず、諸番上の人名を書くにも云ふ(貞丈雜記、古文書類纂)今左に文例を示す、

チャク

著帶

著到

出陣以前に、諸方より集まりたる軍勢の名を帳面に書き留むるを云ふ、軍勢の到着したる人名を書き留むるを云ふ、又到着せし人より軍勢を率ゐて馳せ参ぜし事を、其將に上る状を著到状と云ふ、奥に奉行見了、或は承了と書す、故に又一見状とも云ふ、インケンジャウ参看、猶ほ著到は軍に限らず、諸番上の人名を書くにも云ふ(貞丈雜記、古文書類纂)今左に文例を示す、

チャク

著帶

著到

出陣以前に、諸方より集まりたる軍勢の名を帳面に書き留むるを云ふ、軍勢の到着したる人名を書き留むるを云ふ、又到着せし人より軍勢を率ゐて馳せ参ぜし事を、其將に上る状を著到状と云ふ、奥に奉行見了、或は承了と書す、故に又一見状とも云ふ、インケンジャウ参看、猶ほ著到は軍に限らず、諸番上の人名を書くにも云ふ(貞丈雜記、古文書類纂)今左に文例を示す、

チャク

チャクダノマツリゴト

著歌政 王朝時代に、盜犯及び私鑄錢の徒を著獄して驅逐せしむる政をいふ、賦は類聚名義抄に「クビカシ」と訓ぜり、蓋し頭に著けしものなるべし、五月、十二月に日を擇びて行ふ、村上天皇の天曆の比は、市司の樓下に就きて、上の十五日は東市、下の十五日は西市にて行ひしが、後に樓覆りて再建なかりしを以て、東市の樓の遺址に樓を立て、行へり、當日は衛門佐以下帷帳の下に就き、看督長四人の過状を衛門佐に呈して後、看督長、左右の四人を將て至る、因には人別に防援あり、既にして衛門佐、看督長に命じて賦を加へて賦に送らしむ、其日罪により、決杖して原免すること、服罪せざる者を拷問することあり、是より先に衛門府より著獄すべき賦囚を検して勘文を上る、其勘文には、一條天皇の長徳元年前は、唯服罪の賦と賦數とを載せて、役期をば擧げざりしに、後には律を考へて役期を載せたり、著獄畢りて後は、更に書を作りて之を報す、又役畢の勘文あり、役の畢りたる者は、著獄政の日、衛門府看督長をして、囚人の飲を脱せしめ、懐中より烏帽子を取り出し、之を與へて放ち遣る、又著獄の後は、更に決杖せし例なるを、開成天皇の天祿四年に之を修めたり、後世政權武門に移りてよりは、著獄政も從うて行はれず、只年中行事中の一儀式となり、罪人に懸する者は、定まりて鞍馬より來り、白布を縮れて彼の者の首におき、緒をもつて打つまゝするのみとなれり(公事根源、備前集、古事類苑法律部)

チャク

チャク

チャク

茶頭 禪宗にて後堂の役名、大家

チャク

チャク

チャク

茶頭 禪宗にて後堂の役名、大家

チャク

チャク

チャク

茶頭 禪宗にて後堂の役名、大家

チャク

チャク

チャク

茶頭 禪宗にて後堂の役名、大家

チャク

チャク

チャク

茶頭 禪宗にて後堂の役名、大家

チャク

チャク

チャク

茶頭 禪宗にて後堂の役名、大家

チャク

チャク

チャク

茶頭 禪宗にて後堂の役名、大家

チャク

チャク

チャク

茶頭 禪宗にて後堂の役名、大家

チャク

チャク

チャク

茶頭 禪宗にて後堂の役名、大家

チャク

チャク

チャク

茶頭 禪宗にて後堂の役名、大家

チャノ

の茶事なる、首座寮の茶頭、維那寮の茶頭、知客寮の茶頭、待客寮の茶頭あり、以上を四寮の茶頭と云ふ、又庫司の茶頭あり(教修清規)

チャノ

茶湯

思原詳かならず、弘仁六年四月、嵯峨天皇近江國磯崎に行幸し給ひし時、覺禪寺の僧永忠、手づから茶を煎じて奉りし事、類聚國史に見えたり、これ煎茶の史に見えたる始なるべし、然れど抹茶を用ひしは、建久二年僧榮西、宋より持ち來りし茶子の繁殖後に在り、即ち鎌倉時代の中世頃漸くなるべし、文永四年僧福明(大應國師)宋より歸朝の時、菓子一具を齎來せしを、後に大德寺に傳へたりと云ふ、因て抹茶は禪僧等が用ひ始めし事明なり、南北朝時代關東武士等抹茶を玩びて茶會の盛しあり、茶禮と云ふ事もこの頃より聞えたり、天龍寺の夢窓、茶湯の式を定めたりといへば、此頃より茶の法式始まりしなり、此時代の茶會は盛大なるものにて、喫茶の亭を設け、室内の裝飾を華麗にし、賓客を請じて茶を進めたり、又四種十種茶とて、茶を品評し、贈物をなして勝負を決せり、七十番茶、百番茶などありき、されば足利尊氏其部下の茶會を制したれども、益盛に行はるゝに至れり、足利義政に至り、茶を好み、南部の人村田球光を聘して茶の法式を學び、東山に茶寮東堂を造り、日夜茶事に耽る、東堂は禪障語が方丈に假して造れるものにて、四疊半茶室の蓋脇なりと云ふ、而して球光は、眞、行童子の法、茶室の構造、茶器の種類等を撰定し、始めて一の法式を制定せり、因て茶湯傳統の元祖と稱せらる、是より茶湯は益盛に赴き、天正年間に至るまで百餘年間、珍器佳什の世に出でたるもの最多し、球光より茶湯の傳統始まり、志野道耳、松本宗信を歴て武野紹鷗に傳へ、紹鷗は千利休に傳ふ、利休

チャバ

チャバ

チャバ

チャバ

チャバ

チャバ

チャバ

チャバ

チャバ

チャバ

チャバ

チャバ

チャバ

チャバン

占城

所

北は安南に接し、南は東埔塞に境す、古の林邑の地、今の安南の南方

チャバン

文祿元年

豊臣秀吉

南海渡航の諸船に朱印を賜ふや、其船また占城の地に赴き、貿易を營むものあり、蓋し之れ以前、邦人の其地に到れる者あればならん、尋で江戸時代に及び、徳川家康占城國渡海の朱印を、慶長九年四月、西野與三に、十年八月有馬晴信に、十一年八月林三官に授け、而して此時また林三官に命じて、書を占城國王に贈り、奇楠香を需

チャバン

占城

所

北は安南に接し、南は東埔塞に境す、古の林邑の地、今の安南の南方

チャバン

文祿元年

豊臣秀吉

南海渡航の諸船に朱印を賜ふや、其船また占城の地に赴き、貿易を營むものあり、蓋し之れ以前、邦人の其地に到れる者あればならん、尋で江戸時代に及び、徳川家康占城國渡海の朱印を、慶長九年四月、西野與三に、十年八月有馬晴信に、十一年八月林三官に授け、而して此時また林三官に命じて、書を占城國王に贈り、奇楠香を需

チャバン

占城

所

北は安南に接し、南は東埔塞に境す、古の林邑の地、今の安南の南方

チャバン

文祿元年

豊臣秀吉

南海渡航の諸船に朱印を賜ふや、其船また占城の地に赴き、貿易を營むものあり、蓋し之れ以前、邦人の其地に到れる者あればならん、尋で江戸時代に及び、徳川家康占城國渡海の朱印を、慶長九年四月、西野與三に、十年八月有馬晴信に、十一年八月林三官に授け、而して此時また林三官に命じて、書を占城國王に贈り、奇楠香を需

チャバン

占城

所

北は安南に接し、南は東埔塞に境す、古の林邑の地、今の安南の南方

チャウ

仲哀天皇

名

諱は足彦尊、日本武尊の第二子、母は兩道入姫命、第十四代天皇、成務天皇の四十八年皇太子となり、崩後位に即く、二年正月氣長足姫尊を立て、皇后となす、即ち神功皇后なり、二月越前角鹿(今の敦賀)に幸し、笄飯宮を造りて行宮となし給ふ、三月皇后を角鹿に留めて、南國を巡狩し、紀伊に赴いて徳勒津宮に駐り給ふ、時に會々熊襲反したるを以て、即ち舟師を率ゐて親征の途に上り、更に使を角鹿に遣はし、皇后をして穴門(今の長門)に會せしめ、同年正月筑紫に幸し、尋で熊襲に幅日宮を營みて驅を駐め給ふ、時に皇后は、熊襲の屢々反する所以のものは、新羅の後援あるを以てなれば、まづ新羅を征せんことを請ひたれども、天皇之を用ひ給はず、進んで熊襲を討ち給ひしが、軍利なくして宮に歸り給ふ、越えて九年二月五日、身忽ち病あり、六日行宮に崩す、壽五十二、書紀の註に「云、天皇親伐熊襲、中賊矢、崩也」と見え、先賢多く此説に従へり、皇后武内宿禰と諱し、秘して喪を發せず、密に武内に命じ、梓宮を奉じて、海路より穴門に至り、

チャウ

仲哀天皇

名

諱は足彦尊、日本武尊の第二子、母は兩道入姫命、第十四代天皇、成務天皇の四十八年皇太子となり、崩後位に即く、二年正月氣長足姫尊を立て、皇后となす、即ち神功皇后なり、二月越前角鹿(今の敦賀)に幸し、笄飯宮を造りて行宮となし給ふ、三月皇后を角鹿に留めて、南國を巡狩し、紀伊に赴いて徳勒津宮に駐り給ふ、時に會々熊襲反したるを以て、即ち舟師を率ゐて親征の途に上り、更に使を角鹿に遣はし、皇后をして穴門(今の長門)に會せしめ、同年正月筑紫に幸し、尋で熊襲に幅日宮を營みて驅を駐め給ふ、時に皇后は、熊襲の屢々反する所以のものは、新羅の後援あるを以てなれば、まづ新羅を征せんことを請ひたれども、天皇之を用ひ給はず、進んで熊襲を討ち給ひしが、軍利なくして宮に歸り給ふ、越えて九年二月五日、身忽ち病あり、六日行宮に崩す、壽五十二、書紀の註に「云、天皇親伐熊襲、中賊矢、崩也」と見え、先賢多く此説に従へり、皇后武内宿禰と諱し、秘して喪を發せず、密に武内に命じ、梓宮を奉じて、海路より穴門に至り、

チャウ

仲哀天皇

名

諱は足彦尊、日本武尊の第二子、母は兩道入姫命、第十四代天皇、成務天皇の四十八年皇太子となり、崩後位に即く、二年正月氣長足姫尊を立て、皇后となす、即ち神功皇后なり、二月越前角鹿(今の敦賀)に幸し、笄飯宮を造りて行宮となし給ふ、三月皇后を角鹿に留めて、南國を巡狩し、紀伊に赴いて徳勒津宮に駐り給ふ、時に會々熊襲反したるを以て、即ち舟師を率ゐて親征の途に上り、更に使を角鹿に遣はし、皇后をして穴門(今の長門)に會せしめ、同年正月筑紫に幸し、尋で熊襲に幅日宮を營みて驅を駐め給ふ、時に皇后は、熊襲の屢々反する所以のものは、新羅の後援あるを以てなれば、まづ新羅を征せんことを請ひたれども、天皇之を用ひ給はず、進んで熊襲を討ち給ひしが、軍利なくして宮に歸り給ふ、越えて九年二月五日、身忽ち病あり、六日行宮に崩す、壽五十二、書紀の註に「云、天皇親伐熊襲、中賊矢、崩也」と見え、先賢多く此説に従へり、皇后武内宿禰と諱し、秘して喪を發せず、密に武内に命じ、梓宮を奉じて、海路より穴門に至り、

チャウ

仲哀天皇

名

諱は足彦尊、日本武尊の第二子、母は兩道入姫命、第十四代天皇、成務天皇の四十八年皇太子となり、崩後位に即く、二年正月氣長足姫尊を立て、皇后となす、即ち神功皇后なり、二月越前角鹿(今の敦賀)に幸し、笄飯宮を造りて行宮となし給ふ、三月皇后を角鹿に留めて、南國を巡狩し、紀伊に赴いて徳勒津宮に駐り給ふ、時に會々熊襲反したるを以て、即ち舟師を率ゐて親征の途に上り、更に使を角鹿に遣はし、皇后をして穴門(今の長門)に會せしめ、同年正月筑紫に幸し、尋で熊襲に幅日宮を營みて驅を駐め給ふ、時に皇后は、熊襲の屢々反する所以のものは、新羅の後援あるを以てなれば、まづ新羅を征せんことを請ひたれども、天皇之を用ひ給はず、進んで熊襲を討ち給ひしが、軍利なくして宮に歸り給ふ、越えて九年二月五日、身忽ち病あり、六日行宮に崩す、壽五十二、書紀の註に「云、天皇親伐熊襲、中賊矢、崩也」と見え、先賢多く此説に従へり、皇后武内宿禰と諱し、秘して喪を發せず、密に武内に命じ、梓宮を奉じて、海路より穴門に至り、

チャウ

仲哀天皇

名

諱は足彦尊、日本武尊の第二子、母は兩道入姫命、第十四代天皇、成務天皇の四十八年皇太子となり、崩後位に即く、二年正月氣長足姫尊を立て、皇后となす、即ち神功皇后なり、二月越前角鹿(今の敦賀)に幸し、笄飯宮を造りて行宮となし給ふ、三月皇后を角鹿に留めて、南國を巡狩し、紀伊に赴いて徳勒津宮に駐り給ふ、時に會々熊襲反したるを以て、即ち舟師を率ゐて親征の途に上り、更に使を角鹿に遣はし、皇后をして穴門(今の長門)に會せしめ、同年正月筑紫に幸し、尋で熊襲に幅日宮を營みて驅を駐め給ふ、時に皇后は、熊襲の屢々反する所以のものは、新羅の後援あるを以てなれば、まづ新羅を征せんことを請ひたれども、天皇之を用ひ給はず、進んで熊襲を討ち給ひしが、軍利なくして宮に歸り給ふ、越えて九年二月五日、身忽ち病あり、六日行宮に崩す、壽五十二、書紀の註に「云、天皇親伐熊襲、中賊矢、崩也」と見え、先賢多く此説に従へり、皇后武内宿禰と諱し、秘して喪を發せず、密に武内に命じ、梓宮を奉じて、海路より穴門に至り、

チャウ

仲哀天皇

名

諱は足彦尊、日本武尊の第二子、母は兩道入姫命、第十四代天皇、成務天皇の四十八年皇太子となり、崩後位に即く、二年正月氣長足姫尊を立て、皇后となす、即ち神功皇后なり、二月越前角鹿(今の敦賀)に幸し、笄飯宮を造りて行宮となし給ふ、三月皇后を角鹿に留めて、南國を巡狩し、紀伊に赴いて徳勒津宮に駐り給ふ、時に會々熊襲反したるを以て、即ち舟師を率ゐて親征の途に上り、更に使を角鹿に遣はし、皇后をして穴門(今の長門)に會せしめ、同年正月筑紫に幸し、尋で熊襲に幅日宮を營みて驅を駐め給ふ、時に皇后は、熊襲の屢々反する所以のものは、新羅の後援あるを以てなれば、まづ新羅を征せんことを請ひたれども、天皇之を用ひ給はず、進んで熊襲を討ち給ひしが、軍利なくして宮に歸り給ふ、越えて九年二月五日、身忽ち病あり、六日行宮に崩す、壽五十二、書紀の註に「云、天皇親伐熊襲、中賊矢、崩也」と見え、先賢多く此説に従へり、皇后武内宿禰と諱し、秘して喪を發せず、密に武内に命じ、梓宮を奉じて、海路より穴門に至り、

チャウ

仲哀天皇

名

諱は足彦尊、日本武尊の第二子、母は兩道入姫命、第十四代天皇、成務天皇の四十八年皇太子となり、崩後位に即く、二年正月氣長足姫尊を立て、皇后となす、即ち神功皇后なり、二月越前角鹿(今の敦賀)に幸し、笄飯宮を造りて行宮となし給ふ、三月皇后を角鹿に留めて、南國を巡狩し、紀伊に赴いて徳勒津宮に駐り給ふ、時に會々熊襲反したるを以て、即ち舟師を率ゐて親征の途に上り、更に使を角鹿に遣はし、皇后をして穴門(今の長門)に會せしめ、同年正月筑紫に幸し、尋で熊襲に幅日宮を營みて驅を駐め給ふ、時に皇后は、熊襲の屢々反する所以のものは、新羅の後援あるを以てなれば、まづ新羅を征せんことを請ひたれども、天皇之を用ひ給はず、進んで熊襲を討ち給ひしが、軍利なくして宮に歸り給ふ、越えて九年二月五日、身忽ち病あり、六日行宮に崩す、壽五十二、書紀の註に「云、天皇親伐熊襲、中賊矢、崩也」と見え、先賢多く此説に従へり、皇后武内宿禰と諱し、秘して喪を發せず、密に武内に命じ、梓宮を奉じて、海路より穴門に至り、

チャウ

仲哀天皇

名

諱は足彦尊、日本武尊の第二子、母は兩道入姫命、第十四代天皇、成務天皇の四十八年皇太子となり、崩後位に即く、二年正月氣長足姫尊を立て、皇后となす、即ち神功皇后なり、二月越前角鹿(今の敦賀)に幸し、笄飯宮を造りて行宮となし給ふ、三月皇后を角鹿に留めて、南國を巡狩し、紀伊に赴いて徳勒津宮に駐り給ふ、時に會々熊襲反したるを以て、即ち舟師を率ゐて親征の途に上り、更に使を角鹿に遣はし、皇后をして穴門(今の長門)に會せしめ、同年正月筑紫に幸し、尋で熊襲に幅日宮を營みて驅を駐め給ふ、時に皇后は、熊襲の屢々反する所以のものは、新羅の後援あるを以てなれば、まづ新羅を征せんことを請ひたれども、天皇之を用ひ給はず、進んで熊襲を討ち給ひしが、軍利なくして宮に歸り給ふ、越えて九年二月五日、身忽ち病あり、六日行宮に崩す、壽五十二、書紀の註に「云、天皇親伐熊襲、中賊矢、崩也」と見え、先賢多く此説に従へり、皇后武内宿禰と諱し、秘して喪を發せず、密に武内に命じ、梓宮を奉じて、海路より穴門に至り、

チャウ

仲哀天皇

名

諱は足彦尊、日本武尊の第二子、母は兩道入姫命、第十四代天皇、成務天皇の四十八年皇太子となり、崩後位に即く、二年正月氣長足姫尊を立て、皇后となす、即ち神功皇后なり、二月越前角鹿(今の敦賀)に幸し、笄飯宮を造りて行宮となし給ふ、三月皇后を角鹿に留めて、南國を巡狩し、紀伊に赴いて徳勒津宮に駐り給ふ、時に會々熊襲反したるを以て、即ち舟師を率ゐて親征の途に上り、更に使を角鹿に遣はし、皇后をして穴門(今の長門)に會せしめ、同年正月筑紫に幸し、尋で熊襲に幅日宮を營みて驅を駐め給ふ、時に皇后は、熊襲の屢々反する所以のものは、新羅の後援あるを以てなれば、まづ新羅を征せんことを請ひたれども、天皇之を用ひ給はず、進んで熊襲を討ち給ひしが、軍利なくして宮に歸り給ふ、越えて九年二月五日、身忽ち病あり、六日行宮に崩す、

チユウ

以て大勳とみなさんとしたるも、源空因辭して受けず、遂に弟子重源を推舉して事に當らしむ、重源命を受け、東大寺大勳となり、自ら一輪車を造りて乗用し、全國を巡歴して募縁せり、時に源平の亂後に屬し、諸州疲弊す、重源熱心に事に従ひ、西行以下諸僧を諸州に發し、奉加を請ひ、又後白河法皇に請うて周防備前の二國を造東大寺料とし、兼て源朝に設て、諸國守護地頭をして結縁せしむ、文治元年八月大佛の頭成るや、後白河法皇親しく之に臨みて、開眼供養を行ふ、建久元年大佛殿の上棟を行ひ、同六年三月成りて供養す、後鳥羽天皇、七條院、源賴朝之に臨む、重源功を以て



重源

大和尙位に叙せらる、建仁三年十一月諸堂宇成りて總供養を行ふ、是に於て安壯なる大伽藍空に聳え、聖武の朝の舊觀に復するを得たり、獨り東大寺のみならず、諸國の寺院堂塔の造立、各州の佛蘭佛像の修造、其數擧げて數ふべからず、其最も著はるは周防の阿彌陀寺、同寺の嚴塔、播磨の淨土寺、臨關寺及び經藏、伊賀の新大佛寺、近江の妙滿寺、攝津渡邊の淨土堂、備中別所淨土堂、興福寺湯屋等となす、就中嚴塔、播磨淨土堂、臨關經藏等は現存して、本邦建築史上に一大光輝を放ちつゝあり、重源又高野山新別所に在りて同志と念佛を修行し、同所の諸堂宇を造立したりき、建永元年六月五日東大寺の淨土堂に寂す、年八十六(玉葉、吾妻鏡、明月記、元亨釋書、淨土寺開祖傳、南無阿彌陀佛作善集、阿彌陀寺文書、淨土寺文書)

チユウケンガシラ

中間頭 武家の職名、中間を支配する頭をいふ、室町時代の末期より此名

チユウ

見たり、即ち(一)諸大名等が多くの中間を戦陣に使用したるより、其頭を置きたるものにして、甲陽軍鑑に「横目孫原豐前守、久保田助之丞、原大隅、志村又右衛門、中村孫右衛門、河野但馬、石垣勘兵衛、萩原五左衛門、山本土佐、久保田監物、右此十騎は御中間頭也、一人に付て三十人御小人、御中間、御道具衆より之を預り、御構へ、大手の番屋にして、一日一夜宛番役を勤め殊更甲州口々の筋奉行をば、御中間頭に仰付らるゝなど見たり、諸家にて中間頭を置きたるは、蓋し此頃より事なるべし(二)江戸幕府また此職あり、若年寄の支配にして、役扶持八十俵とす、而して中間は五百四十人乃至五百六十人ありて、各々十五俵一人扶持を給せらる、之を上中下の三組に分ち、組毎に組頭三人もしくは四人を置き、更に三名の頭ありて各組を統轄したるなり、なほ中間の中に中間目付あり、目付の任に當る、また西丸に中間ある時は、西丸中間頭、西丸中間目付を置く、職掌全く本丸の目付と同じ、チユウケンガシラを武家名目抄、吏職、古事類苑官位部)

チユウコク

中國 古來俗に山陰山陽二道の地名に用ひたれど、喜田貞吉氏は、山陰道は因幡以西、山陽道は備前以西を指して中國と云へばならんと説かれたり、從ふべきに似たり、名義に就ては、吉田東伍氏は、京都と筑紫との中間の國の意ならんとし、喜田貞吉氏は上中下の中に於て、京都則ち帝都のある處を上方と云ふに對して、九州をシモと稱せしを以て、上方より下國へ通する道中の國々を中國と云へり、又區別につきては、歴史的興亡の關係と風俗の異同と、行政區別とにより説を立てられ、攝津播磨の間に須磨國あり、播磨の間に舟坂あり、之を實際より見れば、上方

チユウ

よりの影響は播磨に限り、舟坂以西に及ばず、風俗も又上方に近く、歴史の興亡盛衰より見れば、鎌倉時代長門探題を置き、後ち中國探題と稱して、長門地方が中國の中心となり、南北時代、足利直冬中國探題となり、大内氏この地を領するに及びて、山陰道の石見地方を勢力範圍として、次第に山陰地方と關係を開き、毛利氏に及んで、出雲の尼子氏を亡ぼし、雲霧伯四の四國は中國と合同するに至りしなり、今日の行政區劃よりすれば、鳥取島根岡山廣島山口縣下を中國の内とし、京都府兵庫縣を上方の中に入る、方、自然的にして便利なりとし、即ち山陽は備前以西の六國と、山陰は因幡以西の五國との總稱としたり、中國の名の見えたるは、異本伯耆卷に、「四國には河野一決、土居二郎、得能彌三郎味方に成り、河野を背て旗を擧げれば、河野は在京候間、中國探題北條時直小島より押渡合戦し、悉く打行方を知らず云々」、太平記直冬下向の條に直冬備後の輿に座し給ひて、中國の成敗を掌るに云々、同書新田左中將赤松を攻むる條に「尊氏已に筑紫九國を擧げて、上洛する由聞え候へば、彼追付かぬ先に、備前備中を退治して、安藝周防長門の勢を付られたれば、勇々數大事に及び候てこそ覺え候へ、先づ山陽道の路を開いて、中國の勢をつけ云々」などあるを初めとす、後ち中國と稱すること諸書に見えたり(歴史地理、中國考)

チユウコクタンダイ

中國探題 長門探題(ナガトメンタイ)を見よ、

チユウシン

中津 古國字は絶海、菴聖遺人と號す、後小松天皇應永十六年、佛智廣照國師の號を賜ひ、稱光天皇應永二十三年更に號號を加賜して淨印明聖國師と、ふ、國師土佐國津野の人、正平三年、十三歳にして天龍寺に入る、時に夢窓西芳寺に

チユウ

老を養ひしかば、時々往いて之に侍したり、五年剃髮して沙彌となり、六年大僧となる、八年大林和尚東山の席を重するや、師をして侍藥の職に就かしむ、十七年鎌倉建長寺の佛滿禪師の抜擢を蒙りて藏論を司り、尋て侍者に遷る、二十三年海に航して金室和尚に依り、又諸大家を歴訪し、頗る得る所あり、明の大祖、師の名聲を聞き英武權に延きて法要を問ふ、英武對旨に稱ふ、天授二年辭して東歸し、六年奉命に因りて甲斐國乾徳山慧林禪寺に開法す、同年十月天龍寺に入寺し、學徒の爲めに法華、楞嚴、圓覺等の諸經を講す、元中元年事によりて將軍足利義滿の旨に忤ひ、攝津の饒原に遷る、二年四月細川頼之の召に應じ、饒原に赴く、頼之寶冠寺を創立し、師を開山と爲す、十二月義滿の徵によりて京都に歸り、等持寺の席を重したりしが、八年七月席を退いて北等持院に移住せり、應永八年再び起て相國寺に住す、即ち第三次大僧、七月十六日鹿苑院に就いて請を受け、寺位を陞せて五山第一と爲す、八月入寺し、兼れて鹿苑院を領す、十二年四月五日寂す、年七十、中津詩文に長じ、義堂と其名を等し、世に五山の詩宗と稱せらる(四會語錄、菴聖遺(日本佛家人名辭書、日本備學史)

チユウジン

忠臣 内臣(ナイシン)を見よ、

チユウジンコウ

忠仁公 藤原良房(フヤハラノヨシフサ)を見よ、

チユウシヨ

重書 文書中にて尤も尊重なるものを云ふ、吾妻鏡に、京都より到來の文書に限りて重書と云ひしは、將軍家にて稱する所なり、又諸家に在ては將軍家より給はりたるを云ふ、吾妻鏡貞永元年十二月五日の條に「壽永元曆以來自京都」到來重書并聞書人々狀狀、洛中及南都北嶺以下、自武家沙

チユウジヨウワウ

中書王 兼明親王を云ふ、中書とは中務の唐名にて、親王は中務卿たるよりかく稱す、後に村上天皇の皇子具平親王、二品中務卿となりて于禮殿と稱し、才藝人に優れ、詩歌巧にして、書に妙なり、世人稱して後中書王と云へり、カネアキヲシノカワ、トモロハシノカワを參看、

チユウリンジ

中尊寺 陸中國四野井郡平泉村大字中尊寺(關山)と號す(關山)天台宗、寛文以後東觀山の末寺たりしも今は延曆寺の末寺となる(關山)關山寺傳に云ふ、仁明天皇嘉祥三年、釋圓仁奥州を政遊し一字を建て、弘台壽院と號し、佛像を刻し、日吉白山を勧請し、時の陸奥守藤原興世、資財を投じて社堂を修造す、後ち下野大慈寺の僧榮信來住し、土民の信仰を得たり、清和天皇貞觀元年中尊寺と改む、後冷泉天皇の時、源賴義崇教地を寄すと云ふ、堀河天皇皇治二年、藤原清衡當寺を經營し、堂塔僧坊三百餘宇、天仁二年功竣るに及びて、鎮西國家の靈場として勅願所となす、中央の山上に在るを最初院(本尊釋迦、多寶寺と云ふ)とす、崇徳天皇天治三年三月、按察使中納言顯隆を勅使として供養し、御願文を納めらる、基衡秀衡相尋で堂塔坊舎を増建し、伽藍堂宇光彩輝輝として、海内風指の靈場となる、文治五年、平泉の泰衡没落の後、頼朝より社額を安堵す、爾來奉府奥州總奉行等の保護等ありしも、昔時の如く盛ならず、建武四年野火の餘燼にて樓門金堂以下諸堂宇大半灰燼となり、僅に經藏金色堂を存するのみ、天正年中、豐臣秀吉七ヶ村の朱印地を給ふ、後ち伊達政宗の領地となるや、寛永初年後水尾天皇勅して金色堂の破損を修理せしむ、忠宗に至り當寺の境内を定め、更に寺額を寄附す、其後

チユウ

衆徒寺社の荒廢を歎き、伊達氏の庇護により、協力して舊社遺迹に就きて、小銅堂宇を建立したれども、舊時の十分一にも及ばざりしと云ふ、明治九年今上天皇東北巡行の時、當山に臨幸して、古堂什寶を觀覽あらせられ、岩倉右府をして永久保存せしむべき旨を懸諭せらる(關山)關山寺傳に云ふ、金色堂の東北に舊址あり、清衡の立つる所なれど、建武中燒失し、佛體二十餘軀のみ残り(○經堂は金色堂の西北に在り、本尊文殊獅子、天仁元年清衡の立つる所、二階なりしが、建武四年の災に、上層燒失し、其礎に修理を加へたり、三間四面六尺六寸間なり、堂中八架を設け、藤原三代寄附する所の一切經を藏む、南廣さ七寸、長一尺五分、高三寸五分、黒漆にして蓋に螺鈿を以て經卷の題目を藏め、部帙を表はせり、清衡の納めしは精紙金銀泥にして一行交なり、秀衡の納めしは黄紙宋版なり、兩經共に國寶となる、清衡私領骨寺以下數々庄園を寄せ、後ち國司地頭相續いで地を寄せたり(○金色堂、俗に光堂と云ふ、境内の北方に在り、天仁二年清衡の建立する所、三間四面中の間七尺二寸、兩脚の間五尺五寸、内外上下、四面悉く彫布を掛け、黒漆して其地を黒厚にし、金箔を貼し金色を耀かす、内部は鐵柱彫漆漆螺鈿珠玉を飾り、中壇の四隅には七寶莊嚴丹書の柱を立て、柱毎に十二光佛を圍し、其壇上に、阿彌陀觀音勢至、多門持國二天、六地藏等定朝作の十一軀を安置せり、左右の壇上も同じ、三壇中に藤原清衡秀衡の棺を納む、遺骸嚴然として今に存すと云ふ、正應元年惟康親王の命を以て、平貞時宣時堂を造立し、四面を圍み、屋上を覆ひ、金色の剝落を防きたり、今に棟神存す、今特別保護建築物となる、猶委しくは、國華五十三號松尾四郎氏の中尊

チユウ

チユウ

寺を見るべし(平泉雜記、平泉志)
チユウチ 住持 寺院の住僧を云ふ、世に住して法を執する義なり、祖庭事死に、住持者、藉人持其法、使之永住而不混、夫戒定慧者持法之具也、僧團物者持法之資也、法者大聖人之道也、資與具待其人、而後舉、善其具、而不善其資、不可也、善其資、而不善其具、不可也、皆善可、以持而住之也、と見えたり、

チユウツツハフ

中追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は武蔵、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、下野、日光道中、甲斐、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、之に犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは、入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チヨウ

チユウ

めし人、檢非違使の別當、大辨の宰相、攝政關白の子息、二位三位の中將、坊官を歴たる人等之に任す(起原)持統天皇六年始めて此官を置きしが、文武天皇大寶の制置かす、慶雲二年再び置き、大納言二人を減じ、中納言三人を置き、天平勝寶八年中納言一人を置き、天平寶字五年從三位の官とす、宇多天皇遺戒して正權三人に過ぐるなからしむ、天曆三年四人とし、漸次増して天曆三年五人、寛和二年六人、長和三年七人、同四年八人、嘉慶二年九人、承安元年十人となる、建久五年藤原兼實八人に減じ、爾後九人或は八人となり、一定せず、職原抄、百寮訓要抄等に近代十人となるとあれば、鎌倉末以後十人となりしものならん、員外中納言を置きしことありしと見え、續紀實錄二年二月巴西の條に、員外中納言石川豐成とあり(續紀、公卿補任、玉葉、官職秘抄、職原抄)チユウニチ 重日 巳亥の日をいふ、凶事に用ふるを避け、又は悪しきことを奏聞する事を忌みたり(日中年中行事註解)チユウニチ 住人 父祖より一地方に永住して、新來新附の人にあらずるものをいふ、大日本史兵志には「初寄吏子孫、自京師、徙實國郡者、大率係帝皇神明之胄、其族不同、編氓、號爲住人、所謂諸國武士即是也」と見えたるが、住人は武士の稱號のみにあらず、小右記に、女子をも住人と記したり、軍記物等を按ずるに、武士の陣頭に立ちて名譽を擧ぐるや、必ず吾こそは某國某所の住人、某の後胤など稱するもの、皆其地における舊族たるを誇るの意に出でたるなり、チユウムシヤウ 中務省 「ナカツカサヤウ」を見よ、チユウウラウ 中老 室町時代以後における武

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チヨウ

チユウ

家の職員(一)室町時代には、幕府にては引付衆をいふ、これ評定衆を宿老といふに准じたる稱謂なり、諸大名家にては之に倣ひて宿老の次席に在る重臣を中老と稱したるもの多し(關東公方に此職あり)(二)桃山時代には、慶長三年豊臣秀吉此職を置き、生駒親正、中村一氏、堀尾吉晴の三名を以て之に任じ、五大老、五奉行と共に重職たり、而して其階級五奉行の上にて政務に參與すと雖も、一定の職掌なく、傍に在りて異見を加ふるを専務と爲す、かの大老奉行不和のことあらば、間に居て調停すべしと秀吉より命じたりと傳へらるゝが如きは、蓋し此職を置きたる所以なるべし、亦之を小年寄と稱す、大老を大年寄といふに對せるなり、而して當時また諸大名家にも此職ありしこと前期に同じ(三)江戸時代には、幕府には此職なかりしと雖も、諸大名家には之を置きたるものもありき、其位次は家老の次席に在りて政事を決するの重臣たり、高知藩にては大抵千石より五百石許の知行を承け、常の往來にも帶刀の者一兩人、鎧、長柄傘を持たせたり(武家名目抄、野史、海南の貴賤)チユウウラウ 中臈 女房(ニヨウバヤ)を見よ、チヨ 千代 加賀千代(カガチヨ)を見よ、チヨウケン 重源 「ヤウケン」を見よ、チヨウケン 徵士 慶應四年正月王政復古し、職制を定めし時、諸藩士及び郡縣有才の者を選舉拔擢して、參與職に任じ、下の議事所に出で、事を議せしむる者をいふ、別に定員なく、在職四年を限りと爲す、若し其人にして適當せば、尙ほ四年を延期して任に當らしむ、而して諸藩士は舊藩に關係なき者に、朝廷の臣なりと心得しむ、後實士と同じく廢す、「コウシ」參看(明治史要、法令全書)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チユウツツハフ

チユウツツハフ 重追放 江戸時代の刑名、追放の一種、土は關八州、山城、攝津、和泉、大和、肥前、東海諸路、木曾路、駿河、及び犯罪國、住國を放逐し、庶人は江戸十里四方追放に準じ、これに犯罪地と住所の國を加ふ、屬刑は、士庶を通じて田島家屋敷を没收し、もし年貢の未進あらば家財をも没收す、罪の重きは入獄、敲の附加刑あり、ツキハフ(參看(御定書百ヶ條、徳川政制史料)

チヨウ

チヨウヘイ

徵兵 太古より我國の制は四民皆兵にして、事あるに際して悉く武器を執りたりと雖も、徵兵の制備はらず、持統天皇三年八月、諸國司に詔したる内に「其兵士者、毎一國四分、而點其一分、習武事」と見え、聖武天皇天平四年八月の勅に「四道(東海東山陰西海)兵士者、依令差點、滿四分之一」と見え、また同十八年十二月にも、京畿内及び諸國の兵士は舊に據りて點差す等見えたるより考ふれば、此時に至りて、其制や、整ひ、一國の人員中より其四分一を徵發して兵士と爲したるを知るべきなり、次で大寶令撰定の時、軍團の兵士は、管内の男子二十歳以上六十歳以下を正丁と爲し、其總數の三分の一を徵發して一軍團を組織するの制なりき、徵兵の制度此に至りて漸く定まる(「ケンダン」參看)然るに地方政治の敗壞と共に、諸國の兵士羸弱なる者多く、加ふるに國司軍殺自ら驕使を恣にして武事を教習せざりしを以て、光仁天皇寶龜十一年、三關及び邊要の地を除くの外は、國の大小によりて額を定め、殷富の百姓、才勇馬に堪へたる者を點し、其常番毎に専ら武事を習はしめ、事あるに臨みて之を徵發し、羸弱の徒は皆勸めて農に歸せしめたり、此に於て四民皆兵の制敗れて兵農分るの端を開く、桓武天皇延暦十一年、更に陸奥出羽佐渡太宰府等邊要の國の外悉く兵士を停廢し、之に代ふるに郡司の子弟もしくは外散位に強壯なる者を簡ひて常備軍と爲す、之を健兒(「コンアイ」參看)と稱す、徵兵の制此に至りて又變ず、爾來兵農益々分離し、平安朝の末年に及び、諸國の武門の興起するに及び、各々兵士を養ひて私闘を事とし、尋で政權全く武門に歸したるより、徵兵の制度全く崩れたり、既にして王政復古し新政府の成るや、明治五年十一月廿八日徵兵

チヨウヘイ

チヨウヘイ 徵兵 太古より我國の制は四民皆兵にして、事あるに際して悉く武器を執りたりと雖も、徵兵の制備はらず、持統天皇三年八月、諸國司に詔したる内に「其兵士者、毎一國四分、而點其一分、習武事」と見え、聖武天皇天平四年八月の勅に「四道(東海東山陰西海)兵士者、依令差點、滿四分之一」と見え、また同十八年十二月にも、京畿内及び諸國の兵士は舊に據りて點差す等見えたるより考ふれば、此時に至りて、其制や、整ひ、一國の人員中より其四分一を徵發して兵士と爲したるを知るべきなり、次で大寶令撰定の時、軍團の兵士は、管内の男子二十歳以上六十歳以下を正丁と爲し、其總數の三分の一を徵發して一軍團を組織するの制なりき、徵兵の制度此に至りて漸く定まる(「ケンダン」參看)然るに地方政治の敗壞と共に、諸國の兵士羸弱なる者多く、加ふるに國司軍殺自ら驕使を恣にして武事を教習せざりしを以て、光仁天皇寶龜十一年、三關及び邊要の地を除くの外は、國の大小によりて額を定め、殷富の百姓、才勇馬に堪へたる者を點し、其常番毎に専ら武事を習はしめ、事あるに臨みて之を徵發し、羸弱の徒は皆勸めて農に歸せしめたり、此に於て四民皆兵の制敗れて兵農分るの端を開く、桓武天皇延暦十一年、更に陸奥出羽佐渡太宰府等邊要の國の外悉く兵士を停廢し、之に代ふるに郡司の子弟もしくは外散位に強壯なる者を簡ひて常備軍と爲す、之を健兒(「コンアイ」參看)と稱す、徵兵の制此に至りて又變ず、爾來兵農益々分離し、平安朝の末年に及び、諸國の武門の興起するに及び、各々兵士を養ひて私闘を事とし、尋で政權全く武門に歸したるより、徵兵の制度全く崩れたり、既にして王政復古し新政府の成るや、明治五年十一月廿八日徵兵

チヨウヘイ

チヨウヘイ 徵兵 太古より我國の制は四民皆兵にして、事あるに際して悉く武器を執りたりと雖も、徵兵の制備はらず、持統天皇三年八月、諸國司に詔したる内に「其兵士者、毎一國四分、而點其一分、習武事」と見え、聖武天皇天平四年八月の勅に「四道(東海東山陰西海)兵士者、依令差點、滿四分之一」と見え、また同十八年十二月にも、京畿内及び諸國の兵士は舊に據りて點差す等見えたるより考ふれば、此時に至りて、其制や、整ひ、一國の人員中より其四分一を徵發して兵士と爲したるを知るべきなり、次で大寶令撰定の時、軍團の兵士は、管内の男子二十歳以上六十歳以下を正丁と爲し、其總數の三分の一を徵發して一軍團を組織するの制なりき、徵兵の制度此に至りて漸く定まる(「ケンダン」參看)然るに地方政治の敗壞と共に、諸國の兵士羸弱なる者多く、加ふるに國司軍殺自ら驕使を恣にして武事を教習せざりしを以て、光仁天皇寶龜十一年、三關及び邊要の地を除くの外は、國の大小によりて額を定め、殷富の百姓、才勇馬に堪へたる者を點し、其常番毎に専ら武事を習はしめ、事あるに臨みて之を徵發し、羸弱の徒は皆勸めて農に歸せしめたり、此に於て四民皆兵の制敗れて兵農分るの端を開く、桓武天皇延暦十一年、更に陸奥出羽佐渡太宰府等邊要の國の外悉く兵士を停廢し、之に代ふるに郡司の子弟もしくは外散位に強壯なる者を簡ひて常備軍と爲す、之を健兒(「コンアイ」參看)と稱す、徵兵の制此に至りて又變ず、爾來兵農益々分離し、平安朝の末年に及び、諸國の武門の興起するに及び、各々兵士を養ひて私闘を事とし、尋で政權全く武門に歸したるより、徵兵の制度全く崩れたり、既にして王政復古し新政府の成るや、明治五年十一月廿八日徵兵

チヨウヘイ

チヨウヘイ 徵兵 太古より我國の制は四民皆兵にして、事あるに際して悉く武器を執りたりと雖も、徵兵の制備はらず、持統天皇三年八月、諸國司に詔したる内に「其兵士者、毎一國四分、而點其一分、習武事」と見え、聖武天皇天平四年八月の勅に「四道(東海東山陰西海)兵士者、依令差點、滿四分之一」と見え、また同十八年十二月にも、京畿内及び諸國の兵士は舊に據りて點差す等見えたるより考ふれば、此時に至りて、其制や、整ひ、一國の人員中より其四分一を徵發して兵士と爲したるを知るべきなり、次で大寶令撰定の時、軍團の兵士は、管内の男子二十歳以上六十歳以下を正丁と爲し、其總數の三分の一を徵發して一軍團を組織するの制なりき、徵兵の制度此に至りて漸く定まる(「ケンダン」參看)然るに地方政治の敗壞と共に、諸國の兵士羸弱なる者多く、加ふるに國司軍殺自ら驕使を恣にして武事を教習せざりしを以て、光仁天皇寶龜十一年、三關及び邊要の地を除くの外は、國の大小によりて額を定め、殷富の百姓、才勇馬に堪へたる者を點し、其常番毎に専ら武事を習はしめ、事あるに臨みて之を徵發し、羸弱の徒は皆勸めて農に歸せしめたり、此に於て四民皆兵の制敗れて兵農分るの端を開く、桓武天皇延暦十一年、更に陸奥出羽佐渡太宰府等邊要の國の外悉く兵士を停廢し、之に代ふるに郡司の子弟もしくは外散位に強壯なる者を簡ひて常備軍と爲す、之を健兒(「コンアイ」參看)と稱す、徵兵の制此に至りて又變ず、爾來兵農益々分離し、平安朝の末年に及び、諸國の武門の興起するに及び、各々兵士を養ひて私闘を事とし、尋で政權全く武門に歸したるより、徵兵の制度全く崩れたり、既にして王政復古し新政府の成るや、明治五年十一月廿八日徵兵

チヨウヘイ

チヨウヘイ 徵兵 太古より我國の制は四民皆兵にして、事あるに際して悉く武器を執りたりと雖も、徵兵の制備はらず、持統天皇三年八月、諸國司に詔したる内に「其兵士者、毎一國四分、而點其一分、習武事」と見え、聖武天皇天平四年八月の勅に「四道(東海東山陰西海)兵士者、依令差點、滿四分之一」と見え、また同十八年十二月にも、京畿内及び諸國の兵士は舊に據りて點差す等見えたるより考ふれば、此時に至りて、其制や、整ひ、一國の人員中より其四分一を徵發して兵士と爲したるを知るべきなり、次で大寶令撰定の時、軍團の兵士は、管内の男子二十歳以上六十歳以下を正丁と爲し、其總數の三分の一を徵發して一軍團を組織するの制なりき、徵兵の制度此に至りて漸く定まる(「ケンダン」參看)然るに地方政治の敗壞と共に、諸國の兵士羸弱なる者多く、加ふるに國司軍殺自ら驕使を恣にして武事を教習せざりしを以て、光仁天皇寶龜十一年、三關及び邊要の地を除くの外は、國の大小によりて額を定め、殷富の百姓、才勇馬に堪へたる者を點し、其常番毎に専ら武事を習はしめ、事あるに臨みて之を徵發し、羸弱の徒は皆勸めて農に歸せしめたり、此に於て四民皆兵の制敗れて兵農分るの端を開く、桓武天皇延暦十一年、更に陸奥出羽佐渡太宰府等邊要の國の外悉く兵士を停廢し、之に代ふるに郡司の子弟もしくは外散位に強壯なる者を簡ひて常備軍と爲す、之を健兒(「コンアイ」參看)と稱す、徵兵の制此に至りて又變ず、爾來兵農益々分離し、平安朝の末年に及び、諸國の武門の興起するに及び、各々兵士を養ひて私闘を事とし、尋で政權全く武門に歸したるより、徵兵の制度全く崩れたり、既にして王政復古し新政府の成るや、明治五年十一月廿八日徵兵

チヨウヘイ

チヨウヘイ 徵兵 太古より我國の制は四民皆兵にして、事あるに際して悉く武器を執りたりと雖も、徵兵の制備はらず、持統天皇三年八月、諸國司に詔したる内に「其兵士者、毎一國四分、而點其一分、習武事」と見え、聖武天皇天平四年八月の勅に「四道(東海東山陰西海)兵士者、依令差點、滿四分之一」と見え、また同十八年十二月にも、京畿内及び諸國の兵士は舊に據りて點差す等見えたるより考ふれば、此時に至りて、其制や、整ひ、一國の人員中より其四分一を徵發して兵士と爲したるを知るべきなり、次で大寶令撰定の時、軍團の兵士は、管内の男子二十歳以上六十歳以下を正丁と爲し、其總數の三分の一を徵發して一軍團を組織するの制なりき、徵兵の制度此に至りて漸く定まる(「ケンダン」參看)然るに地方政治の敗壞と共に、諸國の兵士羸弱なる者多く、加ふるに國司軍殺自ら驕使を恣にして武事を教習せざりしを以て、光仁天皇寶龜十一年、三關及び邊要の地を除くの外は、國の大小によりて額を定め、殷富の百姓、才勇馬に堪へたる者を點し、其常番毎に専ら武事を習はしめ、事あるに臨みて之を徵發し、羸弱の徒は皆勸めて農に歸せしめたり、此に於て四民皆兵の制敗れて兵農分るの端を開く、桓武天皇延暦十一年、更に陸奥出羽佐渡太宰府等邊要の國の外悉く兵士を停廢し、之に代ふるに郡司の子弟もしくは外散位に強壯なる者を簡ひて常備軍と爲す、之を健兒(「コンアイ」參看)と稱す、徵兵の制此に至りて又變ず、爾來兵農益々分離し、平安朝の末年に及び、諸國の武門の興起するに及び、各々兵士を養ひて私闘を事とし、尋で政權全く武門に歸したるより、徵兵の制度全く崩れたり、既にして王政復古し新政府の成るや、明治五年十一月廿八日徵兵

チヨウヘイ

チヨウヘイ 徵兵 太古より我國の制は四民皆兵にして、事あるに際して悉く武器を執りたりと雖も、徵兵の制備はらず、持統天皇三年八月、諸國司に詔したる内に「其兵士者、毎一國四分、而點其一分、習武事」と見え、聖武天皇天平四年八月の勅に「四道(東海東山陰西海)兵士者、依令差點、滿四分之一」と見え、また同十八年十二月にも、京畿内及び諸國の兵士は舊に據りて點差す等見えたるより考ふれば、此時に至りて、其制や、整ひ、一國の人員中より其四分一を徵發して兵士と爲したるを知るべきなり、次で大寶令撰定の時、軍團の兵士は、管内の男子二十歳以上六十歳以下を正丁と爲し、其總數の三分の一を徵發して一軍團を組織するの制なりき、徵兵の制度此に至りて漸く定まる(「ケンダン」參看)然るに地方政治の敗壞と共に、諸國の兵士羸弱なる者多く、加ふるに國司軍殺自ら驕使を恣にして武事を教習せざりしを以て、光仁天皇寶龜十一年、三關及び邊要の地を除くの外は、國の大小によりて額を定め、殷富の百姓、才勇馬に堪へたる者を點し、其常番毎に専ら武事を習はしめ、事あるに臨みて之を徵發し、羸弱の徒は皆勸めて農に歸せしめたり、此に於て四民皆兵の制敗れて兵農分るの端を開く、桓武天皇延暦十一年、更に陸奥出羽佐渡太宰府等邊要の國の外悉く兵士を停廢し、之に代ふるに郡司の子弟もしくは外散位に強壯なる者を簡ひて常備軍と爲す、之を健兒(「コンアイ」參看)と稱す、徵兵の制此に至りて又變ず、爾來兵農益々分離し、平安朝の末年に及び、諸國の武門の興起するに及び、各々兵士を養ひて私闘を事とし、尋で政權全く武門に歸したるより、徵兵の制度全く崩れたり、既にして王政復古し新政府の成るや、明治五年十一月廿八日徵兵

チヨウヘイ

チヨウヘイ 徵兵 太古より我國の制は四民皆兵にして、事あるに際して悉く武器を執りたりと雖も、徵兵の制備はらず、持統天皇三年八月、諸國司に詔したる内に「其兵士者、毎一國四分、而點其一分、習武事」と見え、聖武天皇天平四年八月の勅に「四道(東海東山陰西海)兵士者、依令差點、滿四分之一」と見え、また同十八年十二月にも、京畿内及び諸國の兵士は舊に據りて點差す等見えたるより考ふれば、此時に至りて、其制や、整ひ、一國の人員中より其四分一を徵發して兵士と爲したるを知るべきなり、次で大寶令撰定の時、軍團の兵士は、管内の男子二十歳以上六十歳以下を正丁と爲し、其總數の三分の一を徵發して一軍團を組織するの制なりき、徵兵の制度此に至りて漸く定まる(「ケンダン」參看)然るに地方政治の敗壞と共に、諸國の兵士羸弱なる者多く、加ふるに國司軍殺自ら驕使を恣にして武事を教習せざりしを以て、光仁天皇寶龜十一年、三關及び邊要の地を除くの外は、國の大小によりて額を定め、殷富の百姓、才勇馬に堪へたる者を點し、其常番毎に専ら武事を習はしめ、事あるに臨みて之を徵發し、羸弱の徒は皆勸めて農に歸せしめたり、此に於て四民皆兵の制敗れて兵農分るの端を開く、桓武天皇延暦十一年、更に陸奥出羽佐渡太宰府等邊要の國の外悉く兵士を停廢し、之に代ふるに郡司の子弟もしくは外散位に強壯なる者を簡ひて常備軍と爲す、之を健兒(「コンアイ」參看)と稱す、徵兵の制此に至りて又變ず、爾來兵農益々分離し、平安朝の末年に及び、諸國の武門の興起するに及び、各々兵士を養ひて私闘を事とし、尋で政權全く武門に歸したるより、徵兵の制度全く崩れたり、既にして王政復古し新政府の成るや、明治五年十一月廿八日徵兵

チヨウヘイ

チヨウヘイ 徵兵 太古より我國の制は四民皆兵にして、事あるに際して悉く武器を執りたりと雖も、徵兵の制備はらず、持統天皇三年八月、諸國司に詔したる内に「其兵士者、毎一國

チヨク

チヨクシデン

勅旨田 勅旨を以て空閑地荒廢地等を開墾したる田地を云ふ、不輸租田なり、此田を後院の御領とし、或は院宮皇子臣下等に賜ひたることありて、後に莊園となりしもの多し

チヨク

チヨクシヨ

勅書 天皇の勅旨を書きたる文書を云ふ、尋常の小事に用ふ、即ち攝政關白に隨身を賜ひ、皇子に姓を賜ひ、内親王を三后に准じ、封戸を充つるの類なり

チヨク



(一) 藏所寺田平江遠

チヨク

字なく、下に位姓名を署し、臣の字及び宣奉奉行の字を注せず、太政官は大中小辨及び史官の官位姓名を注して施行す、書式左の如し、明治勅書の體式は大臣をして之を宣達せしむるものあり、首に勅書の字を掲げ、次に事項を開列し、末文に右勅旨件々遵奉して忽ること勿るべし等の語を用ひ、奉勅大臣名を書する例なり、四年十一月岩倉全權大使を遣はす時、六年三月副島外務卿を清國に遣はす別勅の如き皆この式を用ふ、尋で公式令の發布せらるゝに及び、勅書には親署の後、御璽を給し、其皇室の事務に關するものには、宮内大臣年月日を記入し之に副署し、其國務大臣の職務に關するものには、内閣總理大臣年月日を記入し、これに副署とする事となりたり

勅旨 云々
年月 日
中務卿位姓名
大輔位姓名
少輔位姓名
奉 勅旨如右符到奉行
年月 日
史位姓名
大辨位姓名
中辨位姓名
少辨位姓名

代には數號の勅書の如きは、これ等の式全く破れて、多くは廢輪と稱することになり前の式の本文と日付のみとなり、若し本文廢筆ならざる時には日を入るるを普通とせり、明治後の勅書は、二年正月政始式を

チヨク

小御所に行はせ給ひ、百官將士を獎勵し給ひしを始めとす、此時輔相勅書を讀みし後、勅書寫を以て四等五等諸官に傳ふ、其後徵召、發遣、賞賜、褒貶、慰問、獎勵、臨時に職を命じ、事を命じ、若くは委任し、及び式場等に幸し旨を賜ふの類、概れ勅と稱したりしが、四十年一月廿一日、勅令第六號を以て公式令を發布せられ、其第二條に文書により發する勅旨にして、宣讀せざるものは、別段の形式に依るもの、外勅書を以てす」と規定せられたり、而して第一條に「皇室の大事を宣讀し、及大權の施行に關する勅旨を宣讀するは、別段の形式に依る者を除くの外、詔書を以てす」とあるによりて、勅書は普通の小事に用ふるものなるを知るべし、(令義解、西宮記、圖書寮記録、公式令、黒板博士説)



(二) 續

チヨク

チヨク

Table with columns: 書名 (Book Name), 勅者 (Imperial Orderer), 撰集年代 (Compilation Date). Lists various historical documents like '古今集', '後撰集', '拾遺集', etc.

チヨク

勅任 令制にて、任官の四等級の一、勅命によりて官に任するを云ふ、大納言以上、左右大辨、八省卿、衛府督、彈正尹、大宰帥等は勅任とす、官制、奏任、判任、判補等(令義解官職雜儀)チヨクン 儲君 皇太子をいふ、轉じて皇太子たるべき皇子に授けらるる一の資格となり、皇太子をいふことは、漢書の註に「除廣曰、太子國儲副君と見えたるにて其意義を知るべし、我國にては履中紀に「立三瑞齒別皇子一爲儲君」とあるを初見と爲す、而して書紀の古訓にヒツキノミコとあり、後世はマウケノキミと訓じたり、されど儲君は制度上の稱呼にあらずして、唯太子の別稱として世に稱するに過ぎざりしが、江戸時代に及びて、始めて皇太子の別稱なる本義を失ひ、皇太子となるべき皇子には、まづ儲君の號を授け、然る後更に立太子の事あるに至り、即ち皇太子に備はるべき皇子を表す一の資格と變じたり、而して儲君となりてよりは、其禮白餘の皇子と同じからず、此事何時に始まりしか、詳かならざれども、東山天皇を以て其始とすべし、天皇は天和二年三月儲君となり、三年二月皇太子となり、貞享四年受禪ありき、爾來二三の天皇を除く外、皆先づ儲君となりて立太子の事あり、明治以後に於ても嘉仁親王は、明治二十年八月三十一日儲君となり、二十二年十一月三日皇太子に立給ひしが、皇室典範の規定と共に其事廢せられたり(書紀、野史、皇室譜牒、古事類苑帝王部)チヨクク 勅祿 天皇御體等ある時、陰陽師の祈、又は醫藥によりて平癒し給ひし時、陰陽師又は醫師に賜はる祿をいふ、納殿より正絹大褂等を下賜せらるなり、玉葉文治五年九月十二日の條に「勅祿祿非給御衣、只自納殿進正絹大褂等之類給

チヨシ

之例也と見えたり、チヨシ 女眞 遼國の今之露鎮沿海州にして黑龍江の兩岸を占む、古の虜、挹婁、靺鞨の故地なり、邦人呼びて刀伊といふ、刀伊は韓語にして、夷狄の總稱なり、白鳥博士は「韓語にては、後及び北を三(發音に近し)三は此の三三の轉にして、元は北人の義なりしが、後に北狄を指す名とされる」といへり、而して我國に入寇したる刀伊は、即ち女眞なり、これ蓋し、當時韓人がトイといへる稱呼を聞き、之に従ひしものなるべし、文獻通考に「世居混同江之東長白山鴨綠水之源、南鄰高麗、北接室韋、西界渤海靺鞨、東瀕海」とあり、始め黑水靺鞨と稱し、渤海に隸屬したりしが、契丹の渤海を滅すに及び、契丹の附庸となりて、女眞と稱す、後使を宋に通じ、契丹と戦うて屢々これに勝つ、酋長阿骨打の時に至り、始めて帝と稱し、國を金と號したりしが、七世を経て蒙古の滅す所となる、(後)一、天皇寛仁三年三月、女眞の人五十餘艘に駕して高麗を襲ひ、沿海の人民を困略し、竟に對馬を焚掠し、三百餘人を殺戮す、守邊時(性剛)太宰府に走る、賊又壹岐に寇し、殺略殆んど盡き、守邊時理忠害に遇ふ、尋でまた筑前怡土郡を侵す、太宰府藤原隆家上狀し、兵を發して、これを都に拒み、次日賊能古島を掠め、進んで豐前所に迫る、隆家またこれを拒み、賊能古島に退き、明日更に博多を侵す、散位平爲忠、平爲賢、豐前所より馳せて赴き救ふ、既にして賊轉じて筑前宮を燒かんとする、府兵射て一人を墮す、兵船に乗りて去り能古島に泊するに際し、大風起ること二日に亘り、頗る進退に窮す、隆家之に乗じ、兵船數十艘を發して追撃す、賊また船越津及び肥前松浦郡を侵したれども、府兵及び前肥前分源知擊

チヨク

て之を都に、賊遂に志を得ずして去る、女眞の入寇するや事不意に起り、壹岐對馬の人民殺戮せらる者千餘人、掠奪せられし牛馬數百頭、對馬の銀穴亦燒毀せらる、而して何國の人たるかを詳かにせず、稱して刀伊(また刀夷と作る)と爲す、高麗の膠州を得るに及び、即ち女眞たりしを知れり、大日本史、歴史地理、チヨクカイ及び刀伊の名義に就いて、チヨセキ 除籍 殿上人の昇殿を停むるをいふ、籍とは日給前にして即ち清涼殿に置き、殿上人の名を録するに用ふるものなり、而して罪ありて昇殿を停めらる時は、其籍を除きて名を削る、故に又殿上の籍を削るとも、單に籍を削るともいへり(禁抄、古事類苑法律部)チヨダシヤウ 千代田城 江戸城のこゝをいふ、城池の在る處もと千代田村といへるが故なり、「エドシヤウ」參看、チヨフク 除服 凶服を除くをいふ、王朝時代の中葉以後、官人は、除服の宣下を待ちて出仕すれども、或は宣旨を待たずして出仕せし例なきにあらず、而して父母の喪には、例に後れて除服し、父現在の時、母の喪に遇へば、早く除服する事あり、又服中には進位陞官の事あるべきにあらず、途に一般の風となれり、なほ除服の際には、河原に出て解除するを常とすれども、或は門前に於てし、或は家内に於てするありて、必しも一様ならず、服忌(アツキ)參看(古事類苑禮式部)チヨボイチ 博奕(バクチ)を見よ、チヨメイ 除名 王朝時代に於て有位有官の人に課したる附加刑、官人の籍を除くこと、即ち出身以來の官位勅等共に除くをいふ、除名となるべき

チヨク

罪は(一)八虐を犯し(二)人を放殺し(三)反逆に緣坐し(四)監臨主守の人監守する所に於て良人の妻妾を姦し(五)布三端以上を盗み(六)人を略し(七)賄賂に布一端以上を受けて法を枉げ(八)雜犯の死罪を犯し(九)死罪を犯して囚禁中に死し(十)死罪を免じて流徒に配せられたる(十一)死罪を犯して破獄せる等十餘種あり、(一)(二)(三)の三罪は、獄成る時は赦に會ふと雖も除名し、(四)(五)(六)(七)の四罪は、獄成りて赦に會ふ時は免所居官となり、降叙せらる、時は免官の法に同じ、(八)(九)(十)(十一)の四罪は、降叙せらる、時は、當贖の法に従ひ、官ある者は官當を聽し、隆ある者は贖法に依り、赦に會ふ時は見任の職事を解かしむ、除名せられたる者は、六年の後、即ち第七年に入りて除位を聽す、三位以上は狀を録して奏聞し、正四位は從七位下、從四位は正入位上、正五位は正入位下、從五位は從八位上、六位七位は共に大初位上、八位初位は共に少初位下に叙し、勳位は一等は九等、二等は十等、三等は十一等、四等以下は十二等に叙す、而して除名の法たる、刑部斷定して太政官に申し、奏報ありて後に太政官にて位記を發ち、復叙の日式部より刑部に報す、而して出身の位、復叙の法より高き時は、高きに從ひて聽す、免官(メンクワン)、免所居官(メンシヨキョクワン)參看(古事類苑法律部)チヨワウロク 女王祿 「ワウロク」を見よ、チリツボ 塵壺 石灰壺(イシハヒノゲン)を見よ、チリトリ 塵取 腰裏の一名「エウヨ」を見よ、チリメン 縮緬 縮緬織物の一種、生絲を紡ぎて織り、後に練りて之を縮ましたるものをいふ、縮紗を訓めり、儀訓案に塵目の義かといへり

チリメ

思原治華 兵記記保元三年三月の條に、下野縮緬云々しと見れば、當時縮緬と稱するものありし事明かなれども、如何なる織物なりしか詳かならず、按ずるに、同名別種のものならんか、今日の所謂縮緬は、天正年間明人より、和泉堺の織工に其法を傳へ、始めて縮緬を織り出せり(上古シラキといふものあり、釋の縮文あるものにして、其製縮緬と異なり)後其法を京都西陣に傳へ、既に天和中に、被縮緬、柳條縮緬の類を織出したり、享保中、丹後丹波郡山門、同郡三河内村の人山木屋佐兵衛の二人も亦西陣の法に倣ひて、縮緬を織出し、と云ふ、又享保中、美濃岐阜の人、西陣の法を傳へて縮緬を織り出し、京都に送りて賣捌きしが、明和の初めより縮緬の業著しく發達し、從うて産額も増加せしを以て、京都に販賣する事を禁ぜらる、されど安永四年以來名古屋藩に乞うて、其織物と稱し、再び京都において賣捌くことを得、天保の初めに至りては厚見、方難、羽栗の三郡に亘りて、其産出高一年三萬疋餘に達せりといへり、又上野の桐生にても、元文三年西陣の織工の地に移住して、縮緬の織法を傳へたるより、之を織る者次第に増加し、天保中京都の製に倣ひて一種の柳條縮緬を織出せり、これを御召縮緬といふ、其後之を織るもの多し、なほ下野の足利も賣賈、明和の際、桐生より縮緬の織法を傳へて織り出し、が、明和中西陣の柳條縮緬にならひてかざり縮緬を織出せり、又寶曆中、近江東淺井郡藤波村の人中村林助、乾庄九郎の二人、蠶をかひて縮緬業を起す事を考へ、自ら丹後に赴きて其織法を研究し、近隣の婦女に傳へしもの、東淺井坂田の二郡に亘り、其産額年々増加せしかば、

チリヤク ツイキ

其製品を一旦長濱に蒐集せしより、人呼んで濱縮編(と)といふ、寶曆九年以來彦根藩の保護をうけて、京都に出だし之を賣擲きたり、明治以後に及びては縮編の需用益々多きを加へ、其製また發達し、産額著しく増加せり(工藝志料、日本工業史)

チリヤク

治曆

名義後冷泉天皇御宇の年號、康平八年八月二日、夷皇三合に因て改元す、四年を経て延久と改む(出典)尙書正義に「湯武革命、順乎天、而應於人、君子以治曆明時」とあるに據る、藤原實綱之を勅申す(國朝年號譜)

ツ井井

追院

江戸時代における僧侶の階級、其職を解き居住の寺院より放逐するをいふ、退院にや、似たれど、此例に處せられし者は、申渡しを受けたる場所より、直ちに追ひ拂はれ、再び寺院に歸ることを得ず、退院よりは其罪重し、退院(マイネン)、一宗儀(イツシユウカマ)一派儀(イツツカマ)へ、(參看)御定書百ヶ條、徳川政史料)

ツイガキ

築垣

ツイガキネ 衝重 食物などを盛る器具をいふ、三方、四方、供養の儀名なり、上の蓋と下の足をなつぎ重ねたる物なる故に名づく、而して三方に穴をあけたるを三方、四方に穴をあけたるを四方、穴一つもなきを供養といふ(貞丈雜記)

ツイキノコホリ

築城郡

世原(現)天平十二年九月の條に見えたり(國朝年號譜)延喜式「ツキ」と唱ふ、和名抄に、饒福、桑田、橋木、大野

ツ井ナ



舍人長、方相氏の役を勤む、方相氏とは黄金四目の假面をつけ、玄衣朱裳を著し、右に戈を採り、左に楯を持ち、鬼を懼ふ任に當れるものをいふ、別に振子といへる小兒八人(内裏式には廿人とあり、延喜式政事要略に據る)紺布、朱衣、末類をつけて之に従ふ、蓋し方相氏は周官なり、周禮に「方相氏掌蒙熊衣皮、黄金四目玄衣朱裳、執戈揚盾、帥百官、而時儼、以索室殿、疫」と見ゆ、吾が國式に之を學びたるなり、かくて此夜戌刻に、官人追儼の舍人を率ゐて承明門外に候し、中務省の處分を

待ち、宣陽、承明、陽明、玄曜の四門に頒配す、亥の一刻、方相氏を首として親王以下、次に從つて入り、中庭に立つ、陰陽寮祭を行ふ、畢りて方相氏まづ楯を發し、戈を以て楯を打つこと三遍、群臣相唱和し、桃の弓、葦の箭、桃の杖を以て鬼を懼ふ、鬼は四門を廻り瀧口の戸を出で、去る(國朝年號譜)文武天皇の慶雲三年に諸國疫癘あり、百姓多死せるを以て、十二月始めて土牛を作り、大饗したること續紀に見えたるを起原と爲す、されど恒例の公事と定まりしは何時なるか詳ならず、但し延喜式に詳しく其式を載せれば、其以前より早く行はれたるを知るべし、爾來王朝時代には引きつゞき行はれたり、武家時代に入りては、建武年中行事に此こと見え、公事根源にも載せられたる、當時まで繼續して行はれしにはあらざるべし、江戸時代の初めには、既に廢絶したり、而して諸國の神社の祭儀には此式を存したるものなきにあらず(延喜式、政事要略、建武年中行事、古今要覽)

ツ井ハウ 追放 武家時代の刑名、制定區域外の地に放逐するを云ふ(國朝年號譜)鎌倉時代には、營中を追放し、又は鎌倉幕府の管國、罪人の所住地等を追放せるあり、いづれも罪の輕重、もしくは犯罪の情狀等により適宜に是を定めたるがごとし、室町時代亦同じ、諸大名にても、城下、管國等を追放せること、大抵幕府と大差なきに似たり、江戸時代には、土庶を通じての正刑にして、所携、江戸、江戶十里四方追放、輕追放、重追放、中追放等の別あり、詳しくは各條下を參看すべし、追放の罪人は町奉行所に申渡を爲し、然る後町同心門前に押送して放逐し、罪人武士なれば、儀に取り上げたたる大小刀をイトダテに包みたるまゝ、茲にて渡すなり、此時罪

ツ井ハ

ツ井ナ

四の親屬は、奉行所前の腰掛茶屋に待ち居て本人を受取り、其夜は親屬方に一泊するを許せり、もとは日本橋にて放逐せるを、安永年間改正して、東は常盤橋外、西は四ツ谷門外、南は幸橋門外、北は神田橋外にて放逐することとなり、其後(年月不詳)更に町奉行所門前にて執行することとなり、追放せられたる者、一旦遠國に赴きし後、苟かに江戸に立ち入ることなきに非ず、此時もし加役同心に告めらるるも、佛參の爲め來れりと答へ、且草鞋を穿ち居れば、致て之を亂明せざりしと云ふ、なほ右の外各地方を追放するあり、洛中、洛外、五畿内、播磨、山城國中、伏見、大坂三郡、堺、關西、駿府、長崎、箱館市中、松前市中、伊勢、伊弉、日光御領、佐渡國中、播磨河内、大和國中、これ等、江戸の例を以て推知するに難からざるが故に、一々説明を加へず(吾妻鏡、同院編、新編追加、愚耳書紀、大内家聖書、今川記、甲陽軍鑑、徳川政史料、徳川時代御仕置、古事類苑法律部)

ツ井フシ 追捕使 又「ツキフシ」とも云ふ、奸徒を追捕するより起れる名なり、もとは追捕海賊使とも、追捕内賊使とも云ひしを、後には略して單に追捕使と云ひ、又後には總追捕使と稱す(國朝)部内の奸惡の徒を逮捕解する事を掌る、多くは國司郡司の武藝才幹あるものを擧げて任す、畿内は勅宣を奉じて捕し、其他の國は國解を以て官に申して補任す(國朝)朝延より任ずると(二)私に任ずると(一)始め詳ならず、蓋し臨時の職にして、叛者或は盜賊蜂起の時之を追捕する爲めに任ぜしものなるべし、書に見えたるは、眞信公記承平二年四月廿三日の條に「左大辨來仰、追捕海賊使可定行一事」とあるを始めとす、村上天皇の御宇平將

ツ井シ ツイタ

等の郷あり、拾芥抄筑城に作る、寛知集築城に復し、郡名又筑城に作りて「ツイキ」と唱へ、天保郷帳築城に改め、以後之に従ふ、地誌提要「ツイキ、ツキ」兩條に稱す、明治二十九年上毛郡の一部を合せ築上郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ツ井シユ 堆朱 名義漆細工の一種、朱漆を以て厚く塗り、山水、花鳥、人物等の圖を彫刻したるものをいふ、その黒漆を以てしたるものを堆黒と云ふ、又尋常の漆器に朱漆黒等の漆を以て花草を堆く作りて、其紋理を彫刻せるものあり、これを紅花綠葉と稱す、又堆朱と同類にして彫鑿の淺きものあり、これを波志加離といふ、また彩漆敷を施して、(彩漆を施さざるものもあり)、風曲の文を雕るものあり、これを風輪といふ(國朝)後土御門天皇の御宇京都の漆工門入といふ者始めて製す、慶長年間工人堆朱平十郎某といふものあり、甚だ巧なりしかば、遂に其名に因て名づく、平十郎將軍徳川家康に仕ふ、その子孫業を以て世襲す、萬治年間堆朱楊成といふ者あり、堆朱器を作るの妙手といふも、享保年間京都佛光寺通に、堆朱屋治郎左衛門といふものあり、世人其技を稱して、門入の上に出づと爲す、又江戸の大工町に堆朱美清、肥前長崎に堆朱工藤七及び勤七といふものあり、並に皆當世の名工と稱せらる、京都、長崎、江戸等の工人業を傳へて今に至る(工藝志料)

ツ井タウシ

追討使

朝敵追討の爲めに發する軍使を云ふ、源平盛衰記に、源義経を西海道討使と記したり、

ツイタテ

衝立

陣子の一種、襖陣子の如く紙箱等にて張りて、蓋を設け、座敷に立て置き、物を遮る爲めに用ふる具を云ふ、又「ツイタテサウジ」と

ツイチ ツ井ナ

云ふ、枕草子に見えたり、
ツイチ 築塙 木骨土造の塙を云ふ、築塙の義なり、又ツイガキとも、ツイガイとも云ふ、後世築地と書くは當らず、其製凡一同等に柱あり、之を須柱と云ふ、其妻に在るものを貝形柱と云ひ、柱間に在る横線を定規筋と云ふ、俗に之を筋塙と云ふ、築中の築塙は高さ五尺或は六尺より一丈位迄あり、諸臣の家は垣基三尺にて高さは一定せず、延喜左京職式に、京都町割の定を註して「大路廣十丈、自垣中至溝邊八尺、(柱基三尺伏五尺)溝廣各四尺、兩溝間七丈六尺」とあるにて其制及び公卿殿上人の家の築塙たりしこと知るべし、大鏡伊尹の傳中花山院風流を好ませ給へる事を記したる條に「撫子の種を、ついでの上にかまかせ給へりければ云々」と見えたり(家原雜考)

ツ井ナ

郡維那

僧官三綱の一、衆僧に法義を説示することを掌る、釋宗にては法會の時の開口者を云ふ、梵語なり、又維那といふ、釋氏要覽に「維那此云説衆、毘奈耶云説衆人云々」釈氏要覽に「維那論謂爲三次第、也、謂知三事之次第、相傳云説衆、也、同下に「維那出要律儀、謂爲三事、又云説衆、本正音婆連、此云三次第」とあるにて其意義を知るべし、一説に、維那綱紀の義にて漢語、那は梵語、蓋井義の義に「郡維那、是都維那徒之義也、即徒相連云々」、中原職忠の説に「郡維那は都維那統衆也、一寺の衆徒を統衆して居住せしむる義なり」と云、り、共に字義に泥みたる説なり(僧侶官位志)

ツ井ナ

追儼

國朝)朝延年中行事の一、毎年十二月晦日に、疫鬼を拂はんが爲めに朝延にて行はる、儀式をいふ、又鬼やらひと稱す(國朝)晦日の夜この事あり、大舍人寮の舍人、鬼の役を勤め、大

ツカヘーツカミ

子、文久、元治の頃には六十人乃至八十人に及び、慶應に至りては百十数人の多きに達したりしが、同二年十二月使番五十六人を免職せしかば、其數再び減じ、三年の武艦に載する所六十人ありき。○按ずるに、使番と稱するものは、職國の際諸大名案に在り、永藤天文頃よりして諸書に散見すれば、恐くは其頃より起りしものなるべく、もとは才幹もありて殊軍事に熟したるものを擧み、軍中の使節となしたるものにして、多くは臨時に置きたれども、臨時の使番と常置の使番とを並置したる大名も尠なからざりしに、江戸時代太平に屬する後、幕府なほ舊によりて之を常置したり、されば其職とする處、みな臨時の事務に係り、獲生徂徠は其著政談において、使番は軍中臨時に置くべきものにして、平常は無用の職なりと説破したること、亦故なきにあらず(武家名目抄、官制沿革略史、古事類苑官位部)

ツカヘドコロ

仕所 院中召仕の人の候する所、キントツカヘドコロを見よ。

ツカマノコホリ

筑摩郡 所領信濃國 書紀天武天皇十四年十月の條に始めて見ゆ。日本紀東國、續紀、延喜式筑摩に作る、和名抄に真田、字賀、辛大、錦服(ニシヨリ)山家、大井等の郷あり、郡の西境辛大郷の内、後ち安曇郡に入る、寛知集筑摩、築摩兩郡に作り、元禄以後筑摩に作る、郡名考「チクマ」と稱し、地誌提要「チクマ」ツカマ、兩郡に唱ふ、明治十三年五月東西に分て東筑摩、西筑摩の二郡とせり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ツカミダカ

抓高 江戸時代檢地に漏れたる一村落を總括して、何高と定めて高を付けたるを云ふ、されど只稱呼のみに用ひて、記録などには記さず(地方凡例録)

ツガル

ツガルウチ

津輕氏(陸奥弘前) 姓は藤原、初め清和源氏、南部守行の三男彦六郎則信、應永三十四年二月、九月の久慈領主久慈小四郎安倍久國を亡ぼし、下久慈城主となり、久慈右京亮と號す、後ち仙北金澤城主となり、文明二年七月秋田一揆の爲に戦死す、孫大浦光信の女近衛尚通の室となる、其弟盛信の男政信、近衛尚通の嫡子となり、藤原を冒すと云ふ、或は云ふ藤原なりと、其孫藤原爲信、初め南部信直に屬す、後ち背て岡城代南部常刀南右兵衛を攻撃り、其城を奪うて威を近郷に震ふ、南部信直怒て之を伐つ、爲信能く防ぎ戦て之を退く、遂に津輕の地を押領し、津輕氏と稱し、弘前城に住す、天正十八年上洛、近衛信基に據て藤原氏を賜り、相模小田原に於て豊臣秀吉に謁し、本領安堵す、慶長五年關ヶ原役の功を以て、二千石加賜、前封併せて四萬七千石、明曆二年二月信義、津輕墨石三千石、上野勢多二千石を弟信英に分封す(七世の孫親足、文化六年四月、本宗より分地して一萬石を領す)文化二年五月寧親、蝦夷地警衛の勞を以て七萬石を賜ふ、五年十二月蝦夷地警衛の充備するを以て、十萬石を賜はり、松ノ岡班に進む、子孫相襲ぎ、明治に至りて華族に列し、本宗は伯爵を、分家は子爵を授けらる(系圖、藩翰譜、徳川加除封録、華族家傳)

ツギガ

ツギガミシモ 續紙「メクシ」を見よ、

ツギガミシモ

綴上下 名義上下の一種、上は肩衣、下は常袴にして、上と下と地質色合を異にしたるものなり、肩衣には麻上下の如く、背と兩肩に紋所あり、色地合等定めなしと雖も、無地又は小紋等多し、江戸時代製斗目を着用する士の體中に於て著する平服なり、故に世俗平服とも稱す、夏冬とも單を用ひるは構なしと雖も、多くは夏は單、冬は裏付を用ひたり、衣服は紋付斗目を除く、にても編にても構なしの享保の頃までは武家の略服にて、暖氣の時にのみ着用したりしが、元文の末より平日の服となり、天明の頃には貴人も冬着用するに至れりといふ(徳川盛世談、嬉遊笑覽)

ツギヤウジ

月行事 行事(キヤウジ)を見よ、

ツギクサ

月草 鬚の色目の名、表裏、裏海綿のもの云ふ、伊勢貞丈は、ツギ草は鴨頭草なり、キとイ音相通する故、ツイ草とも云、イとエ相通する故、鴨じて俗にツイ草と云、其花藍色なりといへり(藻鑑草、裝束色箋)

ツギケ

月毛(鶴毛) 馬の毛色の名、赤くして白みを帯びたるを云ふ、和名抄に、猪白馬、毛詩

ツギガ

ツギガミシモ 續紙「メクシ」を見よ、

ツギガミシモ

綴上下 名義上下の一種、上は肩衣、下は常袴にして、上と下と地質色合を異にしたるものなり、肩衣には麻上下の如く、背と兩肩に紋所あり、色地合等定めなしと雖も、無地又は小紋等多し、江戸時代製斗目を着用する士の體中に於て著する平服なり、故に世俗平服とも稱す、夏冬とも單を用ひるは構なしと雖も、多くは夏は單、冬は裏付を用ひたり、衣服は紋付斗目を除く、にても編にても構なしの享保の頃までは武家の略服にて、暖氣の時にのみ着用したりしが、元文の末より平日の服となり、天明の頃には貴人も冬着用するに至れりといふ(徳川盛世談、嬉遊笑覽)

ツギヤウジ

月行事 行事(キヤウジ)を見よ、

ツギクサ

月草 鬚の色目の名、表裏、裏海綿のもの云ふ、伊勢貞丈は、ツギ草は鴨頭草なり、キとイ音相通する故、ツイ草とも云、イとエ相通する故、鴨じて俗にツイ草と云、其花藍色なりといへり(藻鑑草、裝束色箋)

ツギケ

月毛(鶴毛) 馬の毛色の名、赤くして白みを帯びたるを云ふ、和名抄に、猪白馬、毛詩

ツガル

ツガルヌリ

津輕塗 陸奥國津輕郡弘前及び道道村に於て製する漆器、元禄十一年池田源兵衛(二代)の發明せし所、世に之を津輕の漆塗と稱す、源兵衛は津輕藩の漆工にて、藩主の命をうけ、江戸に出て青海波の漆畫をよくせしといふ、是より世々青海波を以て氏とす、其製法若快塗に似て、散層の彩漆を疊塗し、雲狀の花華を出せり、但し金銀箔を用ひざる所若快塗と異なるのみ、近年錦塗と稱する製法を施し、其上に雲鶴或は千鳥或は鶴、花などの模樣を施したる所の器物を出す、即ち従來の製品の外、テール、隔欄、手箱、煙草盆、巻煙草入、其他諸器物を造る、其製法精巧なり(工藝志料)

ツカマノコホリ

津輕郡 所領陸奥國 書紀天武天皇十四年十月の條に始めて見ゆ。日本紀東國、續紀、延喜式筑摩に作る、和名抄に真田、字賀、辛大、錦服(ニシヨリ)山家、大井等の郷あり、郡の西境辛大郷の内、後ち安曇郡に入る、寛知集筑摩、築摩兩郡に作り、元禄以後筑摩に作る、郡名考「チクマ」と稱し、地誌提要「チクマ」ツカマ、兩郡に唱ふ、明治十三年五月東西に分て東筑摩、西筑摩の二郡とせり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ツキカセツテ

月岡雪嶺 本姓は木田、名は昌信、通稱は丹下といふ、雪嶺また信天翁と號す、江戸の人、大阪に住し、高田教輔

ツギガ

に就きて畫法を學び、後ち廣く和漢の畫法を研究し、畫風遂に一變ず、而して其畫く所、尤も俗俗の美人に長じ、且つ好んで、春宵秘戯の圖を作り、設色密畫にて透明なるもの、如きは、頗る世に名高し、また人物魚鱗にも巧みなりき、故に圓山應舉と雖も、雪嶺の圖に倣ひて人物動物を能くするに至れりと稱せらる、天明六年十二月歿す、年七十七、雪嶺門人甚多く、其流派を世に雪嶺派と稱す、「セツテイハ」參看(扶桑畫人傳)

ツギガミシモ

續紙「メクシ」を見よ、

ツギガミシモ

綴上下 名義上下の一種、上は肩衣、下は常袴にして、上と下と地質色合を異にしたるものなり、肩衣には麻上下の如く、背と兩肩に紋所あり、色地合等定めなしと雖も、無地又は小紋等多し、江戸時代製斗目を着用する士の體中に於て著する平服なり、故に世俗平服とも稱す、夏冬とも單を用ひるは構なしと雖も、多くは夏は單、冬は裏付を用ひたり、衣服は紋付斗目を除く、にても編にても構なしの享保の頃までは武家の略服にて、暖氣の時にのみ着用したりしが、元文の末より平日の服となり、天明の頃には貴人も冬着用するに至れりといふ(徳川盛世談、嬉遊笑覽)

ツギヤウジ

月行事 行事(キヤウジ)を見よ、

ツギクサ

月草 鬚の色目の名、表裏、裏海綿のもの云ふ、伊勢貞丈は、ツギ草は鴨頭草なり、キとイ音相通する故、ツイ草とも云、イとエ相通する故、鴨じて俗にツイ草と云、其花藍色なりといへり(藻鑑草、裝束色箋)

ツギケ

月毛(鶴毛) 馬の毛色の名、赤くして白みを帯びたるを云ふ、和名抄に、猪白馬、毛詩

ツギガ

ツギガミシモ 續紙「メクシ」を見よ、

ツギガミシモ

綴上下 名義上下の一種、上は肩衣、下は常袴にして、上と下と地質色合を異にしたるものなり、肩衣には麻上下の如く、背と兩肩に紋所あり、色地合等定めなしと雖も、無地又は小紋等多し、江戸時代製斗目を着用する士の體中に於て著する平服なり、故に世俗平服とも稱す、夏冬とも單を用ひるは構なしと雖も、多くは夏は單、冬は裏付を用ひたり、衣服は紋付斗目を除く、にても編にても構なしの享保の頃までは武家の略服にて、暖氣の時にのみ着用したりしが、元文の末より平日の服となり、天明の頃には貴人も冬着用するに至れりといふ(徳川盛世談、嬉遊笑覽)

ツギヤウジ

月行事 行事(キヤウジ)を見よ、

ツギクサ

月草 鬚の色目の名、表裏、裏海綿のもの云ふ、伊勢貞丈は、ツギ草は鴨頭草なり、キとイ音相通する故、ツイ草とも云、イとエ相通する故、鴨じて俗にツイ草と云、其花藍色なりといへり(藻鑑草、裝束色箋)

ツギガ

ツギガミシモ

綴上下 名義上下の一種、上は肩衣、下は常袴にして、上と下と地質色合を異にしたるものなり、肩衣には麻上下の如く、背と兩肩に紋所あり、色地合等定めなしと雖も、無地又は小紋等多し、江戸時代製斗目を着用する士の體中に於て著する平服なり、故に世俗平服とも稱す、夏冬とも單を用ひるは構なしと雖も、多くは夏は單、冬は裏付を用ひたり、衣服は紋付斗目を除く、にても編にても構なしの享保の頃までは武家の略服にて、暖氣の時にのみ着用したりしが、元文の末より平日の服となり、天明の頃には貴人も冬着用するに至れりといふ(徳川盛世談、嬉遊笑覽)

ツギヤウジ

月行事 行事(キヤウジ)を見よ、

ツギクサ

月草 鬚の色目の名、表裏、裏海綿のもの云ふ、伊勢貞丈は、ツギ草は鴨頭草なり、キとイ音相通する故、ツイ草とも云、イとエ相通する故、鴨じて俗にツイ草と云、其花藍色なりといへり(藻鑑草、裝束色箋)

ツギケ

月毛(鶴毛) 馬の毛色の名、赤くして白みを帯びたるを云ふ、和名抄に、猪白馬、毛詩

ツギガ

ツギガミシモ 續紙「メクシ」を見よ、

ツギガミシモ

綴上下 名義上下の一種、上は肩衣、下は常袴にして、上と下と地質色合を異にしたるものなり、肩衣には麻上下の如く、背と兩肩に紋所あり、色地合等定めなしと雖も、無地又は小紋等多し、江戸時代製斗目を着用する士の體中に於て著する平服なり、故に世俗平服とも稱す、夏冬とも單を用ひるは構なしと雖も、多くは夏は單、冬は裏付を用ひたり、衣服は紋付斗目を除く、にても編にても構なしの享保の頃までは武家の略服にて、暖氣の時にのみ着用したりしが、元文の末より平日の服となり、天明の頃には貴人も冬着用するに至れりといふ(徳川盛世談、嬉遊笑覽)

ツギヤウジ

月行事 行事(キヤウジ)を見よ、

ツギクサ

月草 鬚の色目の名、表裏、裏海綿のもの云ふ、伊勢貞丈は、ツギ草は鴨頭草なり、キとイ音相通する故、ツイ草とも云、イとエ相通する故、鴨じて俗にツイ草と云、其花藍色なりといへり(藻鑑草、裝束色箋)

ツギケ

月毛(鶴毛) 馬の毛色の名、赤くして白みを帯びたるを云ふ、和名抄に、猪白馬、毛詩

ツガル

ツガルヌリ

津輕塗 陸奥國津輕郡弘前及び道道村に於て製する漆器、元禄十一年池田源兵衛(二代)の發明せし所、世に之を津輕の漆塗と稱す、源兵衛は津輕藩の漆工にて、藩主の命をうけ、江戸に出て青海波の漆畫をよくせしといふ、是より世々青海波を以て氏とす、其製法若快塗に似て、散層の彩漆を疊塗し、雲狀の花華を出せり、但し金銀箔を用ひざる所若快塗と異なるのみ、近年錦塗と稱する製法を施し、其上に雲鶴或は千鳥或は鶴、花などの模樣を施したる所の器物を出す、即ち従來の製品の外、テール、隔欄、手箱、煙草盆、巻煙草入、其他諸器物を造る、其製法精巧なり(工藝志料)

ツカマノコホリ

津輕郡 所領陸奥國 書紀天武天皇十四年十月の條に始めて見ゆ。日本紀東國、續紀、延喜式筑摩に作る、和名抄に真田、字賀、辛大、錦服(ニシヨリ)山家、大井等の郷あり、郡の西境辛大郷の内、後ち安曇郡に入る、寛知集筑摩、築摩兩郡に作り、元禄以後筑摩に作る、郡名考「チクマ」と稱し、地誌提要「チクマ」ツカマ、兩郡に唱ふ、明治十三年五月東西に分て東筑摩、西筑摩の二郡とせり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ツキカセツテ

月岡雪嶺 本姓は木田、名は昌信、通稱は丹下といふ、雪嶺また信天翁と號す、江戸の人、大阪に住し、高田教輔

ツギガ

に就きて畫法を學び、後ち廣く和漢の畫法を研究し、畫風遂に一變ず、而して其畫く所、尤も俗俗の美人に長じ、且つ好んで、春宵秘戯の圖を作り、設色密畫にて透明なるもの、如きは、頗る世に名高し、また人物魚鱗にも巧みなりき、故に圓山應舉と雖も、雪嶺の圖に倣ひて人物動物を能くするに至れりと稱せらる、天明六年十二月歿す、年七十七、雪嶺門人甚多く、其流派を世に雪嶺派と稱す、「セツテイハ」參看(扶桑畫人傳)

ツギガミシモ

續紙「メクシ」を見よ、

ツギガミシモ

綴上下 名義上下の一種、上は肩衣、下は常袴にして、上と下と地質色合を異にしたるものなり、肩衣には麻上下の如く、背と兩肩に紋所あり、色地合等定めなしと雖も、無地又は小紋等多し、江戸時代製斗目を着用する士の體中に於て著する平服なり、故に世俗平服とも稱す、夏冬とも單を用ひるは構なしと雖も、多くは夏は單、冬は裏付を用ひたり、衣服は紋付斗目を除く、にても編にても構なしの享保の頃までは武家の略服にて、暖氣の時にのみ着用したりしが、元文の末より平日の服となり、天明の頃には貴人も冬着用するに至れりといふ(徳川盛世談、嬉遊笑覽)

ツギヤウジ

月行事 行事(キヤウジ)を見よ、

ツギクサ

月草 鬚の色目の名、表裏、裏海綿のもの云ふ、伊勢貞丈は、ツギ草は鴨頭草なり、キとイ音相通する故、ツイ草とも云、イとエ相通する故、鴨じて俗にツイ草と云、其花藍色なりといへり(藻鑑草、裝束色箋)

ツギケ

月毛(鶴毛) 馬の毛色の名、赤くして白みを帯びたるを云ふ、和名抄に、猪白馬、毛詩

ツギガ

ツギガミシモ 續紙「メクシ」を見よ、

ツギガミシモ

綴上下 名義上下の一種、上は肩衣、下は常袴にして、上と下と地質色合を異にしたるものなり、肩衣には麻上下の如く、背と兩肩に紋所あり、色地合等定めなしと雖も、無地又は小紋等多し、江戸時代製斗目を着用する士の體中に於て著する平服なり、故に世俗平服とも稱す、夏冬とも單を用ひるは構なしと雖も、多くは夏は單、冬は裏付を用ひたり、衣服は紋付斗目を除く、にても編にても構なしの享保の頃までは武家の略服にて、暖氣の時にのみ着用したりしが、元文の末より平日の服となり、天明の頃には貴人も冬着用するに至れりといふ(徳川盛世談、嬉遊笑覽)

ツギヤウジ

月行事 行事(キヤウジ)を見よ、

ツギクサ

月草 鬚の色目の名、表裏、裏海綿のもの云ふ、伊勢貞丈は、ツギ草は鴨頭草なり、キとイ音相通する故、ツイ草とも云、イとエ相通する故、鴨じて俗にツイ草と云、其花藍色なりといへり(藻鑑草、裝束色箋)

ツギガ

ツギガミシモ

綴上下 名義上下の一種、上は肩衣、下は常袴にして、上と下と地質色合を異にしたるものなり、肩衣には麻上下の如く、背と兩肩に紋所あり、色地合等定めなしと雖も、無地又は小紋等多し、江戸時代製斗目を着用する士の體中に於て著する平服なり、故に世俗平服とも稱す、夏冬とも單を用ひるは構なしと雖も、多くは夏は單、冬は裏付を用ひたり、衣服は紋付斗目を除く、にても編にても構なしの享保の頃までは武家の略服にて、暖氣の時にのみ着用したりしが、元文の末より平日の服となり、天明の頃には貴人も冬着用するに至れりといふ(徳川盛世談、嬉遊笑覽)

ツギヤウジ

月行事 行事(キヤウジ)を見よ、

ツギクサ

月草 鬚の色目の名、表裏、裏海綿のもの云ふ、伊勢貞丈は、ツギ草は鴨頭草なり、キとイ音相通する故、ツイ草とも云、イとエ相通する故、鴨じて俗にツイ草と云、其花藍色なりといへり(藻鑑草、裝束色箋)

ツギケ

月毛(鶴毛) 馬の毛色の名、赤くして白みを帯びたるを云ふ、和名抄に、猪白馬、毛詩

ツギガ

ツギガミシモ 續紙「メクシ」を見よ、

ツギガミシモ

綴上下 名義上下の一種、上は肩衣、下は常袴にして、上と下と地質色合を異にしたるものなり、肩衣には麻上下の如く、背と兩肩に紋所あり、色地合等定めなしと雖も、無地又は小紋等多し、江戸時代製斗目を着用する士の體中に於て著する平服なり、故に世俗平服とも稱す、夏冬とも單を用ひるは構なしと雖も、多くは夏は單、冬は裏付を用ひたり、衣服は紋付斗目を除く、にても編にても構なしの享保の頃までは武家の略服にて、暖氣の時にのみ着用したりしが、元文の末より平日の服となり、天明の頃には貴人も冬着用するに至れりといふ(徳川盛世談、嬉遊笑覽)

ツギヤウジ

月行事 行事(キヤウジ)を見よ、

ツギクサ

月草 鬚の色目の名、表裏、裏海綿のもの云ふ、伊勢貞丈は、ツギ草は鴨頭草なり、キとイ音相通する故、ツイ草とも云、イとエ相通する故、鴨じて俗にツイ草と云、其花藍色なりといへり(藻鑑草、裝束色箋)

ツギケ

月毛(鶴毛) 馬の毛色の名、赤くして白みを帯びたるを云ふ、和名抄に、猪白馬、毛詩

ツガル

ツガルヌリ

津輕塗 陸奥國津輕郡弘前及び道道村に於て製する漆器、元禄十一年池田源兵衛(二代)の發明せし所、世に之を津輕の漆塗と稱す、源兵衛は津輕藩の漆工にて、藩主の命をうけ、江戸に出て青海波の漆畫をよくせしといふ、是より世々青海波を以て氏とす、其製法若快塗に似て、散層の彩漆を疊塗し、雲狀の花華を出せり、但し金銀箔を用ひざる所若快塗と異なるのみ、近年錦塗と稱する製法を施し、其上に雲鶴或は千鳥或は鶴、花などの模樣を施したる所の器物を出す、即ち従來の製品の外、テール、隔欄、手箱、煙草盆、巻煙草入、其他諸器物を造る、其製法精巧なり(工藝志料)

ツカマノコホリ

津輕郡 所領陸奥國 書紀天武天皇十四年十月の條に始めて見ゆ。日本紀東國、續紀、延喜式筑摩に作る、和名抄に真田、字賀、辛大、錦服(ニシヨリ)山家、大井等の郷あり、郡の西境辛大郷の内、後ち安曇郡に入る、寛知集筑摩、築摩兩郡に作り、元禄以後筑摩に作る、郡名考「チクマ」と稱し、地誌提要「チクマ」ツカマ、兩郡に唱ふ、明治十三年五月東西に分て東筑摩、西筑摩の二郡とせり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ツキカセツテ

月岡雪嶺 本姓は木田、名は昌信、通稱は丹下といふ、雪嶺また信天翁と號す、江戸の人、大阪に住し、高田教輔

ツギガ

に就きて畫法を學び、後ち廣く和漢の畫法を研究し、畫風遂に一變ず、而して其畫く所、尤も俗俗の美人に長じ、且つ好んで、春宵秘戯の圖を作り、設色密畫にて透明なるもの、如きは、頗る世に名高し、また人物魚鱗にも巧みなりき、故に圓山應舉と雖も、雪嶺の圖に倣ひて人物動物を能くするに至れりと稱せらる、天明六年十二月歿す、年七十七、雪嶺門人甚多く、其流派を世に雪嶺派と稱す、「セツテイハ」參看(扶桑畫人傳)

ツギガミシモ

續紙「メクシ」を見よ、

ツギガミシモ

綴上下 名義上下の一種、上は肩衣、下は常袴にして、上と下と地質色合を異にしたるものなり、肩衣には麻上下の如く、背と兩肩に紋所あり、色地合等定めなしと雖も、無地又は小紋等多し、江戸時代製斗目を着用する士の體中に於て著する平服なり、故に世俗平服とも稱す、夏冬とも單を用ひるは構なしと雖も、多くは夏は單、冬は裏付を用ひたり、衣服は紋付斗目を除く、にても編にても構なしの享保の頃までは武家の略服にて、暖氣の時にのみ着用したりしが、元文の末より平日の服となり、天明の頃には貴人も冬着用するに至れりといふ(徳川盛世談、嬉遊笑覽)

ツギヤウジ

月行事 行事(キヤウジ)を見よ、

ツギクサ

月草 鬚の色目の名、表裏、裏海綿のもの云ふ、伊勢貞丈は、ツギ草は鴨頭草なり、キとイ音相通する故、ツイ草とも云、イとエ相通する故、鴨じて俗にツイ草と云、其花藍色なりといへり(藻鑑草、裝束色箋)

ツギケ

月毛(鶴毛) 馬の毛色の名、赤くして白みを帯びたるを云ふ、和名抄に、猪白馬、毛詩

ツギガ

ツギガミシモ 續紙「メクシ」を見よ、

ツギガミシモ

綴上下 名義上下の一種、上は肩衣、下は常袴にして、上と下と地質色合を異にしたるものなり、肩衣には麻上下の如く、背と兩肩に紋所あり、色地合等定めなしと雖も、無地又は小紋等多し、江戸時代製斗目を着用する士の體中に於て著する平服なり、故に世俗平服とも稱す、夏冬とも單を用ひるは構なしと雖も、多くは夏は單、冬は裏付を用ひたり、衣服は紋付斗目を除く、にても編にても構なしの享保の頃までは武家の略服にて、暖氣の時にのみ着用したりしが、元文の末より平日の服となり、天明の頃には貴人も冬着用するに至れりといふ(徳川盛世談、嬉遊笑覽)

ツギヤウジ

月行事 行事(キヤウジ)を見よ、

ツクツツ

日向諸縣若牛諸井の女髪長媛の姿色あるを聞召、召して宴に陪せしむ、皇子大鷦鷯尊亦侍す、帝因て歌を作り、髪長媛を皇子に賜ひ紀と爲さしむ、皇子大に悦び、歌を作りて之を報す、又紀の容色を愛して賦する歌、書紀に見えたり、蓋し諸縣樂此に起りしなるべし、大寶の制筑紫舞凡二十人、諸縣師一人、舞者八人、甲を著け刀を執り、歌師四人とす(禮樂志)

ツクバサ

筑波山浪士

ツクバノコホリ

筑波郡

ツクバノミチ

筑波道

ツクボウ

突棒

日向諸縣若牛諸井の女髪長媛の姿色あるを聞召、召して宴に陪せしむ、皇子大鷦鷯尊亦侍す、帝因て歌を作り、髪長媛を皇子に賜ひ紀と爲さしむ、皇子大に悦び、歌を作りて之を報す、又紀の容色を愛して賦する歌、書紀に見えたり、蓋し諸縣樂此に起りしなるべし、大寶の制筑紫舞凡二十人、諸縣師一人、舞者八人、甲を著け刀を執り、歌師四人とす(禮樂志)

ツクモ

ツケイ

ツクモドコロ 作物所(造物所) 朝廷の金銀細工をする所、又錢貨改鑄の時、新錢の文字を彫刻することあり、ツクモドコロとも訓めり、大内裏月華門の外、進物所の西に在り、職員には、別當、預、史生等あり、枕草子に「つくも所の別當する比、誰がもとにやりけるにかあらん、物のまやうやると、これかやうに仕るべし」とかきたるまんなのやう云々しと見えたり(西宮記、拾芥抄、枕草子春曙抄)

ツクユミ

鈇弓

ツケイ

徒刑

徒刑 王朝時代に於ける刑名、罪人を役して其罪を贖はしむるをいふ、笞杖、流、死の四刑と共に、五刑又は五罪と稱す(仁德天皇の朝に、意伎等五國の國造に命じて田を營ましめ、履中天皇の朝、阿曇漢子に從へる海人等を、儀禮代也倉に役せし類は、徒刑に似たれども、未だ其名なし、大寶律令の撰あるに及び、其制始めて定まる、その規定によれば、徒は杖より重き刑にて、一年に始まり、中年づゝ加へて三年までの五等あり、三百六十日を以て一年とす、徒刑の人は、畿内は京都に送り、課役を免じ、私領を食せしめ、鈇を著け、三四人相連れ、もしくは盤物を著けて一人毎に兩人防送し、路橋を作り、宮城の四面を掃除する等の雜事に役し、婦人は衣を縫ひ、穀を春く等の役に従はしめ、満役の日に至れば役の日數と、作物の色目とを録して因獄司より刑部省に送り、刑部省より事狀を録して其身を郷里に送送す、若し親戚なき者、役中に死する時は、權りに閑地に埋め、其姓名を記して本屬に下す、而して徒を犯して家に兼丁なき者は、男女を擇ばず徒を免じ

ツサイ

て加杖す(兼丁とは丁夫二人のこと、兼丁なきとは、其身一人なるをいふ)是れ權領の乏絶を矜み、家内の困窮を恐れて役せざるなり、但し家に年二十一以上の妻ある時は、男夫の兼丁と同様に、役をば免さず、雜戶、陵戶、徒を犯す時は、兼丁なき例に準じ加杖す、凡て徒を免じて加杖する時は、徒一年は加杖一百二十にして、一等毎に二十を加ふ、若し徒の年限内に家に兼丁なきに至れば、役すべき日數と、加ふべき杖數とを總計して、準折して決放す、例へば徒一年は杖一百二十なれば、三十日は杖十に當る、然るにこの人既に三十日役せられて、家に兼丁なきに至れば、剩る所の杖百十を加へて決放す、凡て此の如き類を準折して決放すといふ、但し盜及び人に傷くる者は、兼丁なしと雖も、親の老疾して待すべき人の外は、此律を用ひず、聖武天皇天平年間、私鑄錢の者は首從を問はず著飲して終身鑄錢司に役し、嵯峨天皇弘仁九年の宣旨に、犯盜の人は輕重を論ぜず、皆役所に配すべしとあるに由りて、所司終に年限を定めず、皆命を役所に終るに至る、因て十三年、犯盜の人、杖罪以下に當る時は徒一年とし、徒一年に當る時は半年を加へ、二年、三年は各一年を加へ、三流に當る時は六年とし、死刑を犯して別勅を以て宥す時は十五年を限とす、又人と爲り凶惡なる等は、終身、これを役することとせり、盜人は著飲決杖する例なりしを、天祿四年に之を停む、著飲政(チャクダクマツリゴト)參看(古事類苑法律部)

ツシ

厨子

ツシ

調度

厨子 調度の一種、器物書置などを載する具、櫛は二階三階四階等あり、又屏のつきたるあり、御厨子櫛の時なり、もと御厨子所にて食物を納め置く櫛なるを食物のみならず、器物書置等を載せ置く

ツジウ

ツジバ

に便利なるより、其形を移して、美麗に造りて、貴人の坐側(に)置くに至りしなり、又櫛なく扇のみありて佛像を入るゝものをも厨子といふ、字彙に「厨又櫛也」と見えたり、儒の神主を入るゝものを櫛といふ、猶ほ二階厨子の條、及び調度(テウダ)の挿繪を見(類聚雜要抄、儀訓笑、宮殿調度圖解)

ツジバ

ツジバ

充て、別に組合辻番所頭取を置き、統治の任に當らしめたり、辻番所には、突棒、差股、袖からみを建て置き、續松、早繩を備へ、一手持辻番には、蓋挑燈、組合辻番に高張挑燈を點じたり(恩原治部卿寛永六年三月辻番に流行するを以て、之が警備の爲め始めて之を設く、天和三年更に辻番の制を頒ち、番人の員數は一萬石より一萬九千石までは、壹三入夜五人、二萬石以上は、壹四人夜六人、一萬石以下の組合は、壹二人夜四人と定め、享保八年萬石以下組合辻番を廿人の町人(多くは家主にして内、二人は地借なり)に請負はしめしが、十二年之を廢し舊に復す、なほ組合辻番には小給の御家人にても、其望みによりて組合加入を許したれど、文政五年之を禁じたり、而して其番人は年餘六十歳以下二十以上の者のみに制定せしむ、其制次第に崩れしのみならず、警備の事を怠慢する者多かりしより、屢々令して之を戒勸したる事あり、一手持辻番は弊害少なりしも、組合辻番に至りては、老年者のみを使用したるが多く、寒中には前の板衛立の陰に火鉢を隠しおきたりといふ、辻番は生きた親父の捨て所といへる句は、蓋し之を嘲評したるものなりき、なほ辻番にて取扱ふ事務等に關しては、詳に取扱要覽に見えれば就きて見るべし、いま拾遺擧要秘鑑によりて辻番の數を左に示す(徳川禁令考、江戸の花、柳橋秘鑑)

ツジフ

ツシマ

配、床商賣繋結等助成に請負、兩國橋、新大橋、永代橋、津番六箇所(町奉行支配)、外三箇所、中番、是は夜辻番人置く、
ツジフサシリガイ 辻總職 連番職(レンヤカクシリガイ)を見よ、
ツシマノクニ 對馬國 壹岐の西北に在り、二島に分る、南を上島の島と云ひ、周回五拾里拾四町二拾壹間、東西二里二拾八町、南北五里二拾四町、北を下島の島と云ひ、周回百三拾五里三拾壹町拾九間、東西四里六町、或二里二拾八町、南北九里二拾六町、壹岐壹岐郡本より下縣郡嚴原に至る海上直徑拾二里二拾町、西海道に屬す(日本海)の西北隔に位し、島形東西に狭く、南北に長し、中央劈開して一大灣を成し、大艦巨舶を容るべし、島内峰巒相接し、地多く薄瘠なり(恩原治部卿古津島と稱す、建比良島命の裔縣主となる、神功皇后新羅征討の時、此島の和珥津より發船す、是より三韓往還の船必す經由の路となる、天智天皇六年金田城を築く、國府を下縣郡に置く(嚴原國分町)鎌倉幕府の時、少貳氏をして二島の事を管せしむ、島の豪族阿比留國信其命に従はず、寛元四年宗重尙、國信を滅して終に地頭となり、少貳氏に屬す、文中元元人來寇す、重尙の弟助國力戰して死す、正平中助國の曾孫經茂、始めて守護に補す、應永中經茂の曾孫貞茂、上縣郡三根郷佐賀に居る、嘉吉三年其子貞盛始めて朝鮮と貿易す、文明中其孫貞國移て國府の中村に居る、享祿元年貞國の五世の孫將盛、與真郷金石に治す、後六傳して義智に至り、豐臣氏に屬し、國守に任じ、肥前四萬石を加賜す、關ヶ原の役西軍に應じたりしが、朝鮮聘事に任するを以て諫を免れ、封邑故の如し、寛文六年義智の孫義真、徒りて棧原に治し、府中

ツチミ

め、遂に廢す(山城名勝志、平安通志)

ツチヤ

御門東洞院殿 所出山城國京都土御門の

田園を奉らしめたり、民部省圖帳と稱するもの即ち

名の、十九年十月相模國宜内村の地三千石を賜ふ、

ツチヤウ 國帳 名在國郡郷土の田畠、在

ツチヤウチ 土屋氏(常陸土浦) 姓初は桓

ツツキノコホリ 都筑郡 武藏國

ツツジ

皇居所在山城國觀音郡興戸及び陀々羅二村の間

ツツミ

福が之を見て珍とせしに、今思ひ出で、よまれしも

ツツラ

る色にて、裏の薄青なるものをいふ(雜事抄)

ツツレニシキ

白耳義の染業者ジャン、ゴレンの工夫せしものに

ツツミ

ツツミ 鼓 名在國郡郷土の田畠、在

ツツミドウ 包胴 鐵胴の籠を、純子織子或

ツツラニシキ 綴錦 一名を天竺織といふ、

ツツミ

ツツミ 鼓 名在國郡郷土の田畠、在

ツツミドウ 包胴 鐵胴の籠を、純子織子或

ツツラニシキ 綴錦 一名を天竺織といふ、

ツルギ ツルシ

る稱呼、兩刃にも片刃にも云ふ、太刀の利を都率刈乃太刀(成靈の斬の義)と云ひ、都率刈の約りて都流岐能太刀となり、又能の音かりて都流岐太刀と云ひ、又略して都流岐と云ふ、後世萬葉集の歌に、銀刀諸刃云々」とあるより、都流岐は諸刃のみなりと爲すは誤なり、武家名目抄に「和名抄豆流岐の訓を銀の條に注せず、屬鐵の所に注せり、是によりても都流岐は利く物の義を譽し名とは知られたり、只上條に銀似刀而兩刃曰銀と記して和名なく、扱この本文あれは、都流岐と云ふは兩刃なりと、よくせば思ひ誤まる事も出来ぬべし、横刀を普通には太知とよめど、古事記には都流岐と訓じ、刀を常は加太とよめど、萬葉集銀刀、和名抄長刀短刀をば太知とよみ、銀を常は都流岐とよめど、諸野銀の類をば太知とよめり、又古事記に、草那藝の太刀とあるを、日本紀には草薙と書かれたり(此外多く見ゆ)、彼を通はし思ふに、刀と銀との漢字は、片刃諸刃のけぢめあるべけれど、太知と都流岐の和語は、片刃諸刃によりざるは彌明なり、されど、さる説世に傳ふること久しく、然か思ひてまるせし書のみ多ければ、古は諸刃をさして云ひし、今は片刃をさし、又は片刃諸刃によりず云ひしとは、其刃によりて辨へ知らんより、いかかはすべしと見えたり、

ツルギノイケノシマノヘノミササギ

劔池島上陵 孝元天皇の御陵、大和國高市郡白檮村大字石川に在り、西面にして前方、先城東西二町、南北一町、高さ一丈、周圍三十二間、池周三百間、守戸五烟あり(延喜式、諸陵考、陵墓一覽)

ツルシゼメ

釣責 江月時代に行ひし樽間の一様、海老貴の樽間にて白狀せざる囚人に行ひ、手を背後にて縛し、梁に引き揚げ、足は地

ツルドーツルノ

より三寸餘を隔つ、時の経過と共に、繩は次第に皮肉に食ひ込み、苦痛最も堪へがたしといへり、かくすると二三時間に至れば、足の爪先より血腫またいり接印せしむ、又白狀せずとも、罪跡確然たるものは、瘡斗詰と稱して裁決を下す、樽間(ガツモン)の條に其繪を示したれば参看すべし(法曹後監、刑罰大詔録、徳川政利史料)

ツルドノセツシヤウ

鶴殿撰政 九條基家(クテマトイ)を見よ、

ツルノコホリ

都留郡 甲斐國 恒武天皇の延暦十六年三月相模國と疆界を争ひ、都留郡東隅の地を相模國に屬せる事あり、思ふに國郡制定の際、此郡を置きしものなるべし、風土記逸文編に作る、和名抄に相模、古郡、福地、多良、賀美、征茂、都留等の郷あり、拾芥抄以後都留に從ひ、明治十三年五月分て南都留、北都留の二郡とせり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ツルノハウチヤウ

鶴庵丁 江戸時代朝廷及び幕府にて行ふ儀式、朝廷にては毎年正月十八日(安齋院誓には廿八日)、禁裡御禮式目には十六日とあり、今光堂一覽に於て此事あり、幕府より進獻せる將軍手自ら捕へたる鶴を(實際將軍の捕へたるものにあらずる場合にて)、目錄には御靈の鶴と記したり、此日清涼殿の庭上にて料理す、庭丁の任は内膳司即ち高橋采女正、大隅大炊頭、隔年に之を勤仕し、白小袖に袴衣淺黄の指貫、風折烏帽子を着して出仕すれば、業儀に烏帽子着たるもの四人、組板に鶴一羽載せて昇り出すを、まづ兩羽を切りて、組板の向、南の端に並べ置く、次に頭を二つに切りて、羽の次に並べ置く、さて鶴を横にとりなほし、中より切り、頭

ツルバ

の方へ付けたる身を壁におろし、頭の次に並べ置く、中より下の方へ其まゝにさしおきて切らず、取り直しおき、庭丁、まな簀を組板の上におき、退きて平伏し、導で退出す、畢りて公卿殿上人等皆鶴の吸物にて酒を賜ふといふ(安齋院誓、光堂一覽)幕府にては恒例にあらずして、其日の如きは一定せず、また必ず歴代此事ありしにあらざりき、有徳院殿御實紀享保十年十一月廿一日の條に「黒木書院にて鶴の庭丁御覽あり、鶴に庭丁魚箸を組にのせて、中興の心性二人にて持出で東縁の下段の間の外にすゆ、時に臺を調理す、こはて、始めのごとく中興小性出で、組を撤す、結良はこのことかふまつりしを以て、時服一襲を給ふ、大納言殿はじめ、本城西城の宿老少老御側みな、鶴の羹をもて酒を給ふ」とあるを以て、其一症を知るべし、

ツルバシリ

狂走 鶴の名所、「ヨロヒ」を見よ、

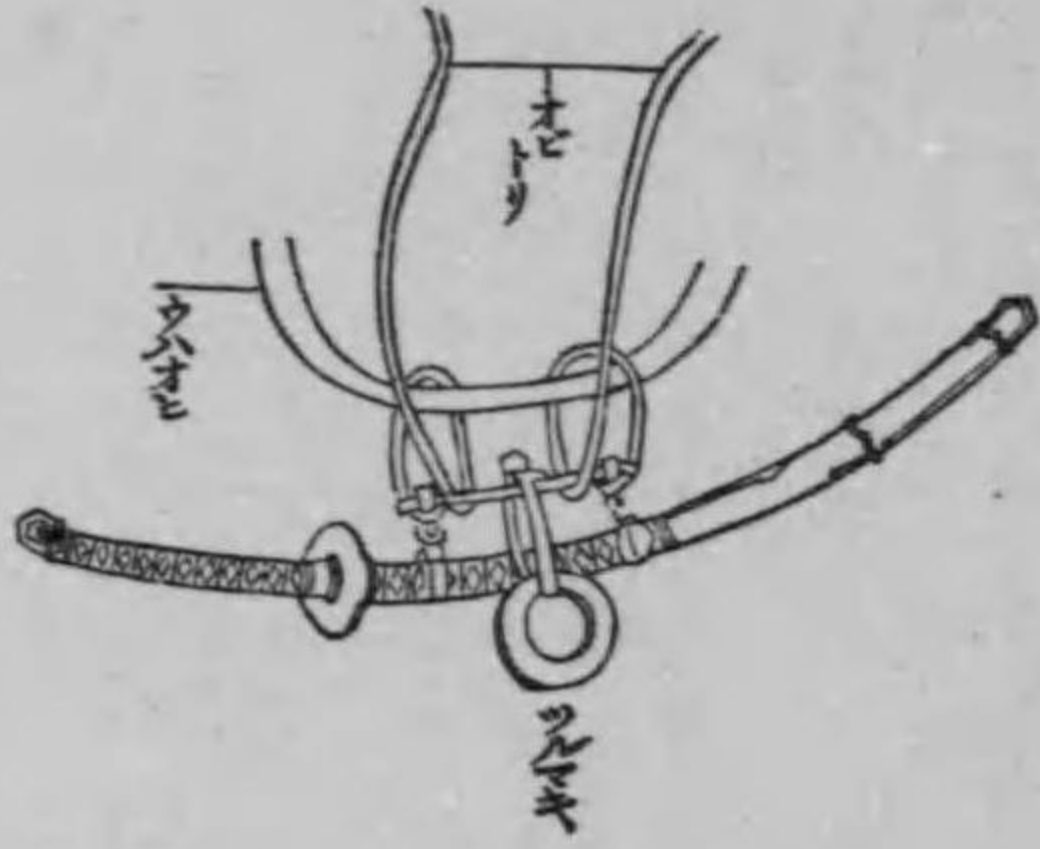
ツルバミノキヌ

椽衣 椽即ち椽(俗にドンケリ)と云ふの實を以て染めたる黒衣を云ふ、後世の鈍色即ち是なり、實の本に着きたる皮(ヨメ)が合器と云ふを煮、其汁にて染むと云ふ、延喜式に「椽衣、青白椽(青みを帯びたるもの、山鳩色なり)白赤椽(白色を帯びたるもの)あり、令割にては家人奴婢の着用する服と定めたり、後には専ら裏服に用ふるに至れること、西宮記表裏の條に、帝王一周の間黒椽衣を着し、侍臣等宣言によりて之を衣るとあり、玉葉集和元年及び壽永元年等詔問の時、九條兼實が椽の直衣にて出仕したることを載せ、名目抄に詔問の時、殿上人四位以上之を着すと見えたるにて明なり、なほ薩成記に、五倍子醜藥にて染むる由見えたるは、後世

に至り椽の實を用ひして、其代りにオハコロ染に爲したるを知るべし、オハケロメは即ち鈍色なり(倭訓栞、貞丈雜記、羽倉考)

ツルマキ

弦巻 弦を巻きおく器を云ふ、弦巻ともいふ、古は皮にて作り、算盤玉の如く杉形にて穴も少し、後世は近江國水口と云ふ所に製するもの、は、草の莖にて作り丸みあり、端の所を二重にし、其間に緒を



巻き、太刀に付けたり、即ち草を細く裁ちて弦巻に通し、わなにして、そのわなに太刀の帯とりを通して太刀をばく、され

ば弦巻は太刀のあし二つの間にあたる、また弦巻の革の廣さは五分程なり、なほ古は從五位下以上、左右衛門尉、左右兵衛尉等弦巻を太刀に付け、無位無官の者は付くるを得ず、左右兵衛尉は赤皮、左右衛門尉は藍皮の弦巻を付けたる事、源平盛衰記高倉宮信連戦の條に見え、又青紙左衛門藤綱無官の時、出仕には木箱巻の刀をさし、木太刀を持せけるが、叙爵(從五位下になるなり)の後、此太刀に弦巻を付けたる由太平記に見えたり(貞丈雜記)

ツルマ

ツレツレグサ

徒然草 卷上下二册 吉田兼好の隨筆を輯めたるもの、文字優雅にして榮吉、其評論する所の題目には、和漢の故實あり、人事あり、心理あり、社會萬般のことあり、而して、これが論斷の基點は、即ち老莊の所説を參照し、孔孟の教を混和し、特に佛説を主としたるものなるがゆゑに、論理の高尙なること、我邦文學書中、希に見る所なり、また歴史上參考すべき記事夥しとせず

吉田兼好の著述に係るは勿論なりと雖も、之を編次し、且題名を附したるは、兼好自身にあらざるが如し、伊勢貞丈の説に、今川了俊、命松丸を吉田の感神院へ、伊藤太郎光貞を伊賀の草庵に遣はして、兼好の遺物を採らしめしに、歌の集は、伊賀の草庵にて五十枚ばかり集め、徒然草は吉田にて、多く壁に張られ、或は經卷などを寫せる裏書にありしを取り來りぬ、これを了俊、命松丸など、取り揃へ、命松丸がもとにありしをも、又二條の侍従の方に讀み遣はされしをも取り蒐め、歌の集二冊とし、又草子をも二冊とせり、つれづれなるまゝにと書き出せし語意の面白く、哀深きに擬へて、徒然草といふ題號は附けられたりといへり、此説によれば、了俊と命松丸とにて、遺物を編し、題號をも附したるものなり、なほ考ふべし、注釋本書は古くより多數の人に讀まれたれば、注釋書の多き事、源氏物語に次ぎたり、今其重なるものを擧ぐ、徒然草典義抄六卷(高屋近文)徒然草金種十二卷(西道智)徒然草句解七卷(高階陽順)徒然草語解五卷(南部宗壽)徒然草古今抄八卷(大和田氣求)徒然草參考八卷(備前空)徒然草集說十五卷(隱者閑齋)徒然草新註四卷(清水春流)徒然草抄十二卷(加藤登善)徒然草大全十三卷(高田宗賢)徒然草直解十卷(岡四惟中)徒然草文段抄八卷(北村季吟)徒然

ツレツ

て

テ 手 役と同じく、段別を定めざる高、外の地に賦課する税に稱する名、山手、川手などの類なり(大日本租稅志)

テ井

出居 客に對面する室を云ふ、現今の應接間に同じ、内より出で、客に對し居る事なりと云へども確ならず、一説に常に居る室なりとも云へり、又イテキとも云ふ、平安朝時代以後公武の家に設けたり、其位置廣狭によりて、廣出居、中出居、外出居、四間出居等の名あり、山中口傳齒固の條に「本數打敷等同、節供、但非、晴義、内々、進、置出居邊云々」、源氏物語柏木卷に「大殿にやがて參り給へれば、公達あまた物し給ひて、こなたに入らせ給へとあれば、おとらの御いでのかたに入り給へり云々」、吾妻鏡延仁三年九月二日の條に「廷尉參入云々、入二邊門、昇三廊香脫、進妻戸、云々、遠州出に於出居一見」之給云々などあるにて其一症を知るべし(倭訓栞、寶石類書、家屋雜考、武家名目抄)

テイ井

廷尉 檢非違使の佐尉を云ふ、ケビキシを見よ、

テイカンノマ

帝鑑間 江戸城居間の名、白書院次ノ間の東、連歌ノ間の南に在り、東南の二方疊椽を以て周らし、其南方板椽を隔て、庭園に面す、

テイカ

テイキ

漢に、歴代の鑑となるべき唐の帝王の事を重きたるを以て此名あり、この間は、諸大名の詰所にて、越前庶流、及び拾萬石以上の諸第、交代寄合等此處に詰む、江戸城(エドジャウ)の持輪及び大名(ダイミヤウ)の表を参看せよ、

テイキンワウライ

庭訓往來

「一事軒題筆(岡西惟中著)に云、世にいへる庭訓往來は、北島玄憲法師の作也、叡山の住侶にして上綱にあげらる、元弘四年正月廿一日依、勅書之、一説に、叡山に武家の御ちごあり、玄憲常に睦しく語られしが、手本の爲めに参せしとも聞えし、貞丈按、庭訓の二字は論語に孔子の鯉魚に訓へ賜ひし故事より出でたる事なれば、師弟を父子になぞらへて、庭訓とは名けしなるべし、兒に書て與へられしと云ふこと正説とすべき歟、勅によりて、庭上に即座に書れしと云は妄説なるべし」といへり、然れども確かなる證なし、松井簡治氏は、八月の狀に、引付頭人を管領といへるは、管領の職名未だ定まらぬ頃の證と見ゆれば、義滿將軍より後のものにあらざるべく、その外鎌倉時代を去ること遠からぬ書きざま多く見ゆれば、南北朝より室町の初めの作ならんと云へり、本書は室町時代以來數百年間、民間の家庭教育用として、多く讀まれしかば、深く人心に浸染して、今に至るまで消息の文體、及び思想上に及ぼしたる影響鮮からず、文學史教育史を講究するものは等閑にすべからず、**庭訓**頗る多しと雖も、尤も見るべきものは、永井如瓶の庭訓往來諸抄大成四巻とす、之に伊勢貞貞が補註せし庭訓往來諸抄大成扶翼とす、近時松井簡治氏以上兩書を併せて校正して一冊とし、出版したるものあり(庭訓往來諸抄大成、同扶翼)

テイジン

亭子院

宇多法皇の離宮、東七條宮ともいふ、山城國京都に在り、本朝文藝管原淳茂の文に「洛陽城内有二離宮、竹樹泉石如仙洞、蓋世之所謂亭子院焉、太上法皇雖入三密之遺、出萬葉之家、猶未捨此地風流、以助彼岸寂靜ことあるもの即ち此なり、後に寺となり、法金剛院に屬せり(山城名勝志、平安通志)」

テイジン

亭子院

宇多天皇(ウダテンノウ)を見よ、

テイシンコウ

眞信公

藤原忠平(フヂハラノカタヒラ)を見よ、

テイシンシヤウ

逓信省

明治政府の官衙、電信、鐵道、小包郵便、郵便爲替、郵便貯金、及び航路標識の事を管理し、また電氣、造船、水陸運輸に關する事業及び航路、船舶、海員等を監督することを掌る**逓信省**明治元年四月、會計官中に郵遞司を置き、運輸郵便に關する事を掌り、二年四月民部官(七月民部省と改稱)を置くに及び、其所管となる、四年七月、大藏省の所管となり、同年八月郵遞部と改む、七年一月、内務省の下に屬し、十年一月郵遞部と改む、十四年四月農商務省を置くに及びて、其所管となり、十八年十二月、内閣の制を建つるに際し、逓信省を創置して郵遞局の事務を掌る、現今は大官房、鐵道、通信、管船、經理の四局に分れ、其下に帝國鐵道廳、海員審判所、航路標識管理所、海軍局、郵便爲替貯金管理所、郵便局等を管理せり(法令全書、職員錄)

テイシユガク

程朱學

朱子學を云ふ、朱子學派(ジュシカク)を見よ、

テイタグミ

手板組

江戸時代、金銀運送の飛脚商をいふ、手板とは、當時物貨運送の左券に

テイチ

テ井ノ

て、紙を以て作る、其券首に逓送品目を擧げ、次に發行本人及び貨品領受人の姓名、且其金銀脚商の姓名を記入して、發行人及び金銀脚商の印を、前所に送致すれば、則ち其受領人の調印を請ひ、逓夫其左券を領して、發行する所の飛脚商に還す、其事畢るの後、飛脚屋の庫内に收藏し、後日の證に供するなり、因て此名あり、寛文十一年十一月、大阪飛脚問屋島屋三右衛門、江戸飛脚問屋備前屋兵衛等と共に議し、兩地商買の金銀運送を開き、金銀脚の招牌を掲げ、其後月番を定めて逓送す、其後寛保年間に至り、切手板及び親手板等の創興る、「ヒキヤク」參看(郵遞志稿)

テイチユウ

庭中

鎌倉時代訴訟の時、訴訟人等本奉行人を關きて、直に政所引付等の庭中に推參して直訴するを云ふ、庭中言上の略稱、二種あり、御前庭中に評定の座に於て申し、引付庭中に引付の座にて申し、六波羅は奉行人を定め、申狀にて訴へ、幕府にては、只だ詞を以て申さしむ、雖て其日を定めて控訴を受く、御前庭中は將軍親しく審問する事あり、直訴は奉行人親意して空しく廿ヶ日を經たる時、又は訴訟人の一方權門に頼り、一方冤枉ありて、奉行に賦を請ふに、尙選引したる時、又は別人に屬して上申するも、尙選引する時、又は事の緊急を要する時、又は借物の利子成規に違ひ食るものに對する訴訟の、政所に於て停滯せる時等に許せり(沙汰未練書、鎌倉時代裁判手續考)

テイテン

提點

源宗にて常住の金銀を掌る役、宋の官なる提點司を模したるものにして、副寺の別稱なるべし、今納所と云ふものに略同じ、

テ井ノサ

出居座

最儀の時用ふる座を云ふ、即ち儀式等を行ふ所を臨時に稱ふるなり、朝廷

テ井ノ

テウ

にて、この座に侍する侍従を出居侍従、少將を出居少將とも出居介とも云ふ、江次第相撲召合に、次左右出居少將各一人、賽、賽者出居座へ、縁取、無衛門兵衛出居云々、明月記建久七年五月廿五日最勝講第三日の事を敘せし條に、「朝座間際雨大風、驚、驚心、恐御願殿重之間、天神降、自上、地祇昇、於下、歎、堂上如池、庭中似海、仍出居座疊、引上長押上了、公稱出居少將、入、自、渡殿鬼問妻戸、掛御、云々」と見えたり、

テ井ノシジュウ

出居侍従

出居座(テキノヂ)ノヂ、及び侍従(シジュウ)を見よ、

テ井ノスケ

出居介

出居座(テキノヂ)を見よ、

テ井ノセウシヤウ

出居少將

出居座(テキノヂ)ノヂを見よ、

テウ

調

諸國の土産を、定規によりて政府に納めしむるものを云ふ、ミツギと云ふ、ミは御にて尊稱の詞、ツギは供給にて、朝廷の供御及び國家需用のものを、人民の繼續して奉る義なり、故に人民より朝廷に奉るもの、總稱なれども、田租とは區別して、其以外の土産のみ専ら調と云へり**田原調**太古は調を奉りし明文なきを以て詳ならず、史に見えたるは、崇神天皇十二年九月始めて人民を授けし、調役を課す、此を男の弓彈調、女の手末調と云ふ、弓彈調は射獲たる獸の皮肉の類、手末調は女手にて作れる絹布の類を云へるなり、尋て百八十伴緒等各部曲を率ゐて、己の業により、或は土地の産物を調進せしめたりき、即ち崇神天皇の代、土師部氏が祭器を貢し、雄略天皇の代、秦氏が絹織を獻ぜしが如きはなり、然れども其制詳かならず、孝德天皇大化二年舊賦役を罷めて田の調を行ふ、細麻絲

テウ

テウ

綿は綿土の産出に依り、田一町に絹一丈、四町に匹、綿は二丈、二町に匹、布は四丈一町に端を致し、共に長き四丈、廣き二尺半なり、別に月別の調を收め、一月に布一丈二尺を出さしむ、又調の副物あり、鹽等なり、後ち月別調を廢し、人別の調に改めたり、大寶の制之に仍れり、但し正丁一人に絹布八尺五寸、六丁に匹を出し、長き五丈一尺、廣き二尺二寸、絲は八兩、綿は一斤、布は二丈六尺、並に二丁に袖端を成し、雜物は鯉魚等あり、次丁は二人、中男は四人、並に正丁一人に准す、此外調の副物として、染草、紙、油、黄等の類を別に納めしむ、但し京畿内の民は他國の半減とす、慶雲三年より京畿に限り、民戸の貧富により四等に分ちて月別の調とせり、和銅五年より織を以て調に代る事を許す、錢五文を以て布一丈三尺に充てたり、養老年中より調の副物と中男の正調とを廢して、更に中男作物と稱し、蓆、紙、油等の類を納めしむ、其後調買の物品及び其數、屢々變改する所ありて一定せず、而して諸國各其國內の調を收めて國司郡司部領をして、京都に上り大藏省に收めしむ、其使を貢調使と云ひ、調物に添へて上進するを調帳といふ、上述の具數簿なり、但し西海道諸國は皆太宰府に輸納し、府より京都へ納む、延喜式の制、諸國の調の細目を擧げて、之を定めたり、延喜以後朝綱大に弛み、諸國の調物を進むるもの漸次稀となるに至りしが、武家時代には、租調に當るべきものを凡そ年貢と稱したり、「ネンゲ」參看(古事記傳、租稅沿革篇、大日本租稅志、日本財政史、租稅調略)

之を一坪又は一坊と云へり、之を積むと三十六、之に次序を付けて、一坪二坪と稱し、三十六坪に及ぶ、次序は長に始まり短に終る、三十六坪を合せて一里とす、三十六坪を一條とす、條は北より起り南に行き三十六坪を限る、(土地に依り三十六坪以上に至る所もあり)里は四より起り、東に行き三十六坪を限る、然れども地形によりて必ずしも條里の方角一定せず、或は條東西にして里南北なるあり、要するに條里は互に直角をなして縱横相貫き、地球の緯度之の如し、故に其地を稱して、何條何里何坪と云ふ、編左の圖に就て知るべし**田原調**始め詳ならず、本居内遠は條里圖考に、「今に傳はれる天平七年の讀破國山田香河二郡境田圖には、やゝ此制見えたり、今を稱べる大寶六年より三十四年の間に起れる事著しきによりて思へば、出雲風土記に、靈龜元年式によりて里を郷と改むと云へる時、此制起れるなるべし、さるは五十戸を里と云ひ、三十六町を里と云はむに、音調の分ちには有けり、同字に混はらしければ、里は條里の里とし、民戸の里には更に郷と云ふ文字を用ひて、戸の方に就ては郷村土地を量る方に條里と文字を用ふることに定めたり」と云へる、從ふべきに似たり、堀田瑞左右氏は、靈龜元年條里の名の起ると定むるは實する所なれども、縱横の制法は靈龜以前より行はれたりしが如し、而して精密なる班田法を實施する上に於て、大なる不便を生ぜしを以て、遂に靈龜に至りて、簡便なる條里を應用したるものなるべし」と云へり、關野貞氏更に一步を進めて「大化革新の時班田の制を敷きし時より、區劃法は行はれしものなるべし、而して條里の制は、和銅六年平城京成りし時、尺度の改正ありしを見れば、此時より始めしものならん」と云へり、爾來各地に行はれて

テウ

冊一	冊二	冊三	冊四	冊五	冊六	冊七	冊八	冊九	冊十	冊十一	冊十二	冊十三	冊十四	冊十五	冊十六	冊十七	冊十八	冊十九	冊二十	冊二十一	冊二十二	冊二十三	冊二十四	冊二十五	冊二十六	冊二十七	冊二十八	冊二十九	冊三十	冊三十一	冊三十二	冊三十三	冊三十四	冊三十五	冊三十六	冊三十七	冊三十八	冊三十九	冊四十	冊四十一	冊四十二	冊四十三	冊四十四	冊四十五	冊四十六	冊四十七	冊四十八	冊四十九	冊五十	冊五十一	冊五十二	冊五十三	冊五十四	冊五十五	冊五十六	冊五十七	冊五十八	冊五十九	冊六十	冊六十一	冊六十二	冊六十三	冊六十四	冊六十五	冊六十六	冊六十七	冊六十八	冊六十九	冊七十	冊七十一	冊七十二	冊七十三	冊七十四	冊七十五	冊七十六	冊七十七	冊七十八	冊七十九	冊八十	冊八十一	冊八十二	冊八十三	冊八十四	冊八十五	冊八十六	冊八十七	冊八十八	冊八十九	冊九十	冊九十一	冊九十二	冊九十三	冊九十四	冊九十五	冊九十六	冊九十七	冊九十八	冊九十九	冊百
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----

冊一	冊二	冊三	冊四	冊五	冊六
冊七	冊八	冊九	冊十	冊十一	冊十二
冊十三	冊十四	冊十五	冊十六	冊十七	冊十八
冊十九	冊二十	冊二十一	冊二十二	冊二十三	冊二十四
冊二十五	冊二十六	冊二十七	冊二十八	冊二十九	冊三十
冊三十一	冊三十二	冊三十三	冊三十四	冊三十五	冊三十六
冊三十七	冊三十八	冊三十九	冊四十	冊四十一	冊四十二
冊四十三	冊四十四	冊四十五	冊四十六	冊四十七	冊四十八
冊四十九	冊五十	冊五十一	冊五十二	冊五十三	冊五十四
冊五十五	冊五十六	冊五十七	冊五十八	冊五十九	冊六十
冊六十一	冊六十二	冊六十三	冊六十四	冊六十五	冊六十六
冊六十七	冊六十八	冊六十九	冊七十	冊七十一	冊七十二
冊七十三	冊七十四	冊七十五	冊七十六	冊七十七	冊七十八
冊七十九	冊八十	冊八十一	冊八十二	冊八十三	冊八十四
冊八十五	冊八十六	冊八十七	冊八十八	冊八十九	冊九十
冊九十一	冊九十二	冊九十三	冊九十四	冊九十五	冊九十六
冊九十七	冊九十八	冊九十九	冊百		

町積

冊一	冊二	冊三	冊四	冊五	冊六	冊七	冊八	冊九	冊十	冊十一	冊十二	冊十三	冊十四	冊十五	冊十六	冊十七	冊十八	冊十九	冊二十	冊二十一	冊二十二	冊二十三	冊二十四	冊二十五	冊二十六	冊二十七	冊二十八	冊二十九	冊三十	冊三十一	冊三十二	冊三十三	冊三十四	冊三十五	冊三十六	冊三十七	冊三十八	冊三十九	冊四十	冊四十一	冊四十二	冊四十三	冊四十四	冊四十五	冊四十六	冊四十七	冊四十八	冊四十九	冊五十	冊五十一	冊五十二	冊五十三	冊五十四	冊五十五	冊五十六	冊五十七	冊五十八	冊五十九	冊六十	冊六十一	冊六十二	冊六十三	冊六十四	冊六十五	冊六十六	冊六十七	冊六十八	冊六十九	冊七十	冊七十一	冊七十二	冊七十三	冊七十四	冊七十五	冊七十六	冊七十七	冊七十八	冊七十九	冊八十	冊八十一	冊八十二	冊八十三	冊八十四	冊八十五	冊八十六	冊八十七	冊八十八	冊八十九	冊九十	冊九十一	冊九十二	冊九十三	冊九十四	冊九十五	冊九十六	冊九十七	冊九十八	冊九十九	冊百
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----

(載所抄芥拾)

テウガ

應仁文明頃の文書檢注等に條里を注したるを見れば、此頃まで行はれたること明なり、戦國時代以後此制絶えたるが如し、今日諸國の村名地名に、東條、西條、南條、北條等の名ある、皆此遺名なり(拾芥抄、田割篇、史學雜誌條里制、大内裏圖考證)

テウガ 朝賀 正月元旦、天皇が群臣の賀を受け給ふ儀式をいふ、又朝拜、拜賀とも稱す、まづ前日に、御座を大極殿に設け、高御座を敷き、斑鏡を前後左右に張り、又東鏡の後に、皇后の御座を設く、且つ殿中階より南に去ること、十五丈四尺の處に銅鳥籠、東に日像鏡を樹て、次に朱雀旗、次に青龍旗を樹つ、銅鳥籠の西に月像鏡を樹て、次に白虎旗、次に玄武旗を樹つ、鋪設既に畢り、當日に及び、辰の時主上出御、帝で皇后もまた出御あり、群臣皆禮服を着し、恰も即位式のごとし、開門ありて召の太鼓を打たしむれば、群臣列して門に入る、次に主上高御座に着かせ給へば、兵庫寮鉦をうつ、次に執齋出で、帳を八字に掲げ、次に近仗警蹕を奏し、圖書主殿香をたく、次に典儀再拜を唱ふ、此時群臣皆再拜す、次に奏賀奏瑞とて、二人の者庭に進み、去年中、嘉瑞嘉祥ありし諸國の事を奏す、其時群臣再拜す、次に舞踏再拜、次に武官俱に立ちて、旗を振り萬歳を唱へ、退きて本列に復す、群臣再拜す、畢りて主上還御、皇后又尋で還御あること、出御の儀に同じ、殿下退鼓を撃ち、諸門の鼓皆應ず、茲において上下群臣悉く退出す(肥前藩神武天皇が、正月一日、幡原の宮を建て、始めて位に即かせ給へる時、宇摩志摩治命天皇を奏せしと舊事紀に見ゆ、これを靈瑞とす、後ち孝德天皇の大化二年正月元旦の條に、賀正禮とあるを以て、正しく此禮の見えたるはじめとすべし、爾來相繼で行はれしが、一條天皇正暦年

テウガ

間以後は廢絶し、代りて小朝拜といふと行はれたり、(コテウハイと參看)明治以後は、一日と二日との兩日に分ちて行はるゝと、人の知る所なり、なほ年始の條を見るべし(内裏式、建武年中行事、公事槓源)

テウガク 調樂 朝廷にて雅樂を奏する數日前に、調習するをいふ、江家次第石清水臨時祭の條に、「前三十日調樂、先二日試樂云々、上古調樂於柱旁坊一行之とあり、

テウキンノギヤウカウ 朝親行幸 天皇が上天皇皇后の宮に行幸して拜し給ふを云ふ、周禮に、春見曰朝、秋見曰覲とあるより出づ、禮記に、「天子當依而立、諸侯北面見天子曰覲」とあれば、支那にては諸侯が天子に謁見するの稱なりしことを知るべし、歳首の朝親は正月三四兩日を用ひ、又は吉日を撰ぶとあり、或は忌月を避くる時もありき、此外即位後、元服後等も朝親行幸あり(肥前藩源儀を備へ、儀衛を嚴にすれども、御所に近づきては、警蹕を停め、中門外より御輿を下り給ふ、これ敬意を表するが爲めなり、母后に朝親して還御の時に、階下に風聲に御するは仁明天皇に始まり、上皇の御前に笛を吹き給ふは一條天皇に始まる、後世多くこの事あり、幼帝の時には母后と同輿し給ふを例とす(肥前藩源儀)嵯峨天皇大同四年八月癸卯、平城上皇に觀せしを始めとす、歳首朝親は、仁明天皇承和元年正月二日淳和上皇に朝親し、踐祚即位後は朱雀天皇が延長八年九月廿六日朝親し、元服後は承久元年正月四日鳥羽天皇が白河上皇に朝親せしを始めとす(西宮記、公事槓源、古事類苑帝王部)

テウコ

テウコク 彫刻 上代彫刻物は其材質の堅硬なるが爲に、今日に遺存せるもの多しと雖も、人物鳥獸等何れも體軀相貌の完備せるものなし、而して用材は多く石なりしが如し、また埴輪樹物(ハニワラ)參看)も、美術上より見れば、全く彫像の類にして、後世の木像、塑像、銅像等の起因を爲すのみならず、丸彫造像の技工は、全くこれより發達せるものなり、後ち佛教と共に彫刻術も海外より傳來して、漸く進歩の端を開きたり、即ち繼體天皇十六年、支那南梁の人司馬達等來朝し、其子職部多須奈、用明天皇の爲に丈六の佛像を造り、其子職作止利は推古天皇時代に至りて有名なる佛工となる、此時代を藝術家は推古時代と稱し、その様式を推古式といふ、今其遺物に就きて觀察するに、全體の製作多く古拙を免れず、其刀痕は衣紋の變など淺くして、寫實の巧を盡さず、其面相姿勢の如きも、皆禪態を帯びて質朴の趣あり、又裝飾の如きは想像を交へ、鬚髮の屑に垂るゝものは、其端必ず捲縮して狀の如き狀をなし、天衣の端も延長して左右同様に相並びて隨の狀をなせり、又産座の裝飾は衣の裾を故らに瀾大ならしめ、是を以て産座の全部を覆ひたる様を作れり、而して當代の佛師にして有名なるは職作止利、百濟御太等なり、尋で天智天皇前後に至りては、支那との交通開けたるを以て、佛像の如きも多く支那新式のもの輸入せしが如し、今現存する遺物に徴するに、この時代初期の作は、未だ全く朝鮮の風を脱せず、天智天皇の世よりは専ら唐初の新式を學び、且つ大に日本固有の優美なる趣致も表はれて、技術も亦精巧となれり、殊に大和國藥師寺の藥師三尊佛、同東院の聖觀音像、同講堂の藥師三尊像の如き、何れも雄偉の觀を留め、後世の人をして當代技工進歩の大なることを嘆賞せしむ、また此頃佛像の大作物は多く鑄造に成り、其鑄金術の如きも大に發達せしこと、實に想像の外に

テウコ

出づ、當時有名なる佛師を山口直大口、木閉、藤師保、鐵師古等とす、尋で聖武天皇の頃に及びては、佛敎の隆盛と共に、佛像の彫刻は非常の盛大を致し、意匠の巧技術の精を究極するに至り、かの聖武天皇の建立し給へる盧舍那佛の大銅像は、實に我國古今を通じての大作とす、其他各地の名刹諸國の國分寺等に造られし佛像は、其數幾千百なるを知らず、而して此頃の彫刻物は寫實と想像との調和宜しきを得、凡て雄壯にして端嚴の趣を表はせり、而して最も意を面貌に用ひ、其天部の如き勇猛なる相貌に自ら慈悲を含み、又彌陀觀音の如きは、溫和優美なる眉目の間に、犯すべからざる威嚴を具へたり、又技術の點に於ては特異の進歩を顯はし、木彫刻は勿論、鑄金の工は彼の大佛の造立に就きて非常なる智巧と熟練との効果を見るべく、塑像と乾漆像との製作は、全くこの時代特殊の技巧と稱することを得べし、塑造はその技術代に起る、即ち元明天皇和銅年中の作なる法隆寺五重塔内の釋迦涅槃像、須彌山形中の佛像は、何れも塑像製にして、天平の際に及びては、大に精好を極め、遂に東大寺戒壇院四天王像、同寺法華堂執金剛神像の如き名作を出だすに至り、又乾漆像は塑像に比ぶれば一層製作の煩はしくして精巧を要するものなり、この製亦前代に起りしも、當代に入りて特異の進歩を見る、右に述べたる聖武天皇前後の時代における彫刻の様式を、藝術家は天平式と名づく、また此時の作家にては、國中連公廣、高市眞國、高市眞慶等有名なり【平安朝時代】に入りては、佛像の彫刻は更に面目を一新し、其面相印象持物より各部の莊嚴に至るまで、一千年來圖像の模範は、多く此時に作り出だしたるものにして、特に形相の正しきのみならず、其面貌姿勢には、よく諸佛の性格氣

テウコ

象を表はし、殊に密敎のものは、何れも莊重なる威儀を具へたり、要するに其製作たる、一般に莊大の趣を有し、且面貌手足の姿勢の如き要點に於ては深く意を用ひ、威靈の人を感ぜしむるに足るものあり、尋で藤原道長が法成寺を建造するに及び、名工定朝出で、道長の命に由り、盛に造像の工を起し、三丈二尺の大日像を始め、幾百千體の佛像を彫刻せり、これが爲に彫刻の技術は特異なる長足の進歩をなし、殊に定朝が當代貴族の優美なる好尚を代表して刻み出しし佛像の相貌は、實に古今比類なき至高の品致風韻を盡したりき、かく定朝が好模範を垂れしより、其子覺助は京都七條に、弟子長勢は京都三條に佛所(彫刻場)を開き、永く専門の業を繼續し、白河、堀河、鳥羽、崇徳の數朝の間に、圓勢、院覺、長圓、賢圓、康助等の佛工盛んに彫刻に従事したり、藝術家はこの様式を、藤原式と稱す、而して所謂藤原式は、初中末の三期によりて多少異なる所あり、初期即ち定朝以前の作は、専門の彫刻家ならざる僧徒等の手に成りしもの多く、その面相の一部は威嚴あり品氣ありて、刀を施すこと亦精密なるも、其體態の全部は頗る不整頓にして、或は寸尺の權衡を失ひ、或は四肢及び服飾の如き粗淺にして、彫刻の精を得ざるもの多し、中期即ち定朝の時は大に技を振ひ、面貌及び全體の姿容に威嚴又は品致を顯はし、寫實の點に意を用ひ、寸尺の權衡を保ち、木刻の法、彩色の術等大に精巧を加ふるに至り、而してその技術上特異の點は、全身豐滿にして顔面圓く、眉目細長く、鬚髯柔かに、總べて高雅の風格を帯びたるにあり、末期の作は、技術の巧緻を加ふると共に、自ら氣魄を失ひて纖弱に傾き、唯優美の點のみに流れたり、なほ平安朝における佛師にては、武藏村主多利丸、志比古廣、興運、

テウコ

延祥、康尙、定朝、覺助、勅助、院助、康助、院覺、院朝等有名なり【鎌倉時代】美術思想の衰頹したるにも係らず、其技術大に進歩し、前代の様式を一變して雄健豪放となり、佛師定朝の木寄法に基き、更に實物寫生の新趣を加へて、細かなる造像の法則を立てたり、之れを快慶、運慶となす、而してこの二人は實に當代を代表すべき佛師なり、これより以後佛師は概れこの法則手法を以て金科玉條となしたり、惟ふに當代初期の作品は、快慶等によりて多少前代の趣味を表示し、更に一方には雄健豪放の彫刻起り、刀法鋭くして深く、鬚髯の如きも太くして勁勁に、面貌姿勢は勿論、筋骨逞しく、性格氣象に至るまで前代と全く其趣を異にせり、又彩色の配色も主に華麗なる色を用ひ、且盛り上げ彩色、鍍金彩色等も施し、頗る莊麗を究め、傑出人物を驚かすが如きものあり、此等の彫刻物は漸々當代の末期に至り、剛健に失して遂に粗淺に流れたる傾あり、然れども亦或は定朝風の種和なる所を傳へて、これに類する精敏の技工を施し、光背臺座天蓋璣珞等も、珠寶を飾め象眼を施し、或は毛彫を用ひ、或は透彫を施し、益々華麗を極め、剛健雄勁なる佛像と相對峙したる一派なきにあらざる、又體態の甚だ短矮にして強き一種のものあり、又は衣長くして其裾蓬蓬外に垂れたるものあり、この二者は重に宋元の餘影になれるものにして、嘗て前代に見ざる所のものなり、また當代の佛像は概れ木彫にして、鑄物に至りては建長四年鎌倉に建立せし高き五丈の金銅盧舍那佛等を除きては其數多からず、而して乾漆の作品は殆んど其跡を絶ち、塑像の技工は僅に其命脈を維持するに過ぎず、なほ當代有名なる佛師は運慶にして、快慶(法名安阿彌)と共に當代佛師の泰斗と稱せらる、定慶、滿慶、康運、

テウコ

定圓、宣圓、院康、院尋また著名なり、【室町時代】時勢風尚の變移と禪宗の流行とは、技術上に新調を興へ、威儀嚴然なる武士の肖像、靜寂恬淡の韻致に富める佛像等の彫刻を出したりと雖も、元弘以來の兵亂により一時に衰頹し、佛師の如きも、微かに其家系を存するに過ぎず、佛像は主に木を用ひ、其上に彩色を施して華麗を盡したるもの多し、其彩色は鍍金を用ひ、又箱押をなし、或は厚く粉彩を施し、或は薄黄色漆等を用ひたるもありて、精緻の上においては見るべきものあり、銅鑄の如きも同くありと雖も、極めて少し、而して假面は能樂の流行せる結果として、其彫刻の術大に發達し、頗る精巧なるもの多く出で來り、彼の増阿彌、福來、春若、賣來、千種、三光坊等は、各々假面彫刻に於て當代の名工と稱せられ、其作品も世に珍賞せらる、後世これを六作と稱す、而して三光坊の門より滿照親信、幸賢の三人を出してより、遂に能面彫刻を專業とするものあるに至り、實に能樂に用ひられたる假面の彫刻は、當代を以て始めとす、而して其製作は、古は乾漆或は紙製のものあれども、當時は概れ木彫にして、表面には主に厚く粉彩を施し、鬚髯等は墨にて畫き、般若等の如き怒れるものには、眼に金屬を嵌して、光彩輝耀たるものあり、而して裏面は飽目荒く粗雜に削り上げて、黒或は褐色を施し、薄く漆を塗りたるものあり、又單に素木のまゝなるものあり、さてこの飽目は鑑識者の最も注意する所にして、之れによりて作者並に時代を鑑識せり、又假面の彩色にも手法種々ありて各々特色あり、又當代の中頃よりして作者の印を用ひ、假面の裏に焼印を捺せり、又後にて鑑識したる作者の名、及び鑑識者の名を再繪にて記したるものありて、其様一ならず、而して世を追うて其

テウコ

技益々精巧に至り【桃山時代】概して豪壯華麗にして、放縱自在の意匠を揮ひしもの多しと雖も、其技術は却て前代に比して及ばざる所のものなきにあらざる、然れども城廓等の建築興り、殊に宏壯を極めしを以て、建築裝飾的の彫刻は俄然進歩して、前代に比なき華麗のものを出だせり、彼の桃山城或は聚樂城の如き、今日其遺跡品に徴するも、其建築宏大大にして、之れを飾るに大斧を以て劈斷せるが如き、大彫刻物を以てせしことを知るべし、又當時の神社佛閣の如きも、隨ひて各種の彫刻と彩色とを以て裝飾せられたり、其作法頗る精緻にして、刀痕亦銳利敏活なり、世俗是等彫刻物の精良なるものあれば、悉く其五郎の作と傳へり、能面は各々專業ありて其家法を守り、益々精緻巧妙なるものを製出せり、何れも其材質作法は別に前代と異なる所なきが如し、而して此時代の作家としては遊佐某、岡部又右衛門、宮西瀨左衛門、左甚五郎等著はる、【江戸時代】世昌平に屬せるが故に、各種の彫刻は華者を帯くる裝飾品として應用せられ、其發達また從來と趣を異にし、寺院の裝飾佛像の彫刻また隆盛を極めたり、佛師として名あるものに、但唱、定喜、康乘、康祐、洪海、松雲、淨慶、清水隆慶、駒井柳朝等あれども、要するに皆祖先の遺法を堅守し、徒らに金銀珠玉を施して、傑出俗目を喜ばしむるに過ぎざりき、又建築裝飾等に至りては大に時の需用を増し、殊に日光の東照宮、江戸の寛永寺、京都の本願寺等の如き、専ら彫刻を以て裝飾せられたり、其最たる人々は、左甚五郎の一流、後藤、島村、石川の諸氏及び岡本友輔等とす、能樂假面の作も頗る精巧なるものを出すに至り、其名手は越前出目派の滿永、滿茂、滿徳、滿眞、滿忠、近江井關派の家重、大野出目派の滿廣、滿高、滿高、滿綱、康久、

テウコ

康吉、康隆、面打兒玉派の滿昌、朋滿、能滿等とす、又神樂其他舞踏等に於ても、其作の巧妙なるもの少なしとせず、根付彫は亦當代の中葉より益々盛んとなり、各種精巧の品を出だしたりしが、概して技術の點より其意匠を主眼となしたり、(ネツク)參看)また人形彫刻は、奈良人形尤も著名にして、其技術も益々精巧となりたり、また飛騨の一刀彫といふものあり、奈良人形に倣ひて彫刻したるものにして、文化頃の人形長より始まる、其彫する所のもの主に鳥蟲の類にして、其彫法は緻密なる刀を用ひずして、一刀に能く彫りたるものなり、又嵯峨人形、賀茂人形、淺草人形等あり、此等の人形漸次發達して愈々精巧となり、所謂生人形等の彫刻物を見るに至り、其作者の名あるものは、竹田健之助、松本喜三郎、秋山平十郎、鼠屋五兵衛等なり、又器物に畫像を彫刻せるは吉野彫、象眼、切邊等ありて、何れも世人の賞讃する所となる、友月、如泥、宗一、喜八、半五郎等は、當時何れも小細工彫刻に精妙を極めたり、又此時代中葉以後より鐵筆彫といふものあり、瑞松、萬葉、玉琴、鐵筆等其名高し、又竹石聖木彫等ありて、文人裝飾の流行に伴ひて、益々隆盛を極めたり、又篆刻は當代の初頃よりありたれども、中年に至り最も盛んなりき、大年芙蓉等其技最も卓絶なるものなり(帝國美術略史稿)

テウコクワシシ 朝護國孫子寺
 開田大和國平群郡(今生駒郡)平群村大字 信貴畑
 ○信貴山歡喜院と號す、信貴山に在り、又志貴山寺とも云ふ、開田眞言宗の本尊毘沙門天(開國元年)延喜年中明蓮上人の開基なりと云ふ、俗傳によれば、聖德太子物部守屋を討つ時、兵屢々敗れて信貴山に墜る、太子專心佛に時利を祈りしに、山中に毘沙門天

テウサ—テウシ

の銘ある石櫃を發見したるを以て、毘沙門の己れを擁護するを信じ、四天王の像を刻みて臂に收め、進んで守屋を誅するを得たり、依て凱旋の後石櫃の上に一丈の堂宇を造營し、信すべく貴ぶべきの祠なりと云ひしより、信貴山と號したるなりと云へど信じ難し、元弘年中護良親王嘗て此山に居給ひしことあり、又楠木正成は、其父母、こゝに祈りて生れたれば、幼名を多聞丸と云ひしと傳ふ、戰國時代松永久秀信貴城を築きて、織田氏に抗せしが、遂に破られて城陷り、伽藍亦兵燹に罹りて灰燼となる、今の堂宇は慶長年間豐臣秀頼の再興する所なり、本堂は即ち毘沙門堂にて、山中の高處に在り、護摩堂、多寶塔等十數宇の僧堂皆懸崖の上に立つ、境内六千八百三十九坪、寶物には、尤も著名なる鳥羽僧正筆と傳ふる信貴山縁起あり、今國寶となる、又楠木正成の遺物と傳ふる兜、鐵鎧、喉輪等あり（拾芥抄、大和志、大和名所圖會、大和志、日本名勝地誌）

テウサンダイフ 朝散大夫 從五位下の唐名（拾芥抄）

テウシ 調使（ヨドノツカヒ）を見よ、テウシ 銚子 行酒の際、酒を入れて、盃に移すに用ふる器具、鐵鋼等にて鑄造す、長き柄を附したるものと、長柄なくして、提梁を附し、鐵瓶形を爲したるものと二種あり、前者は長柄銚子と云ふ、注口の兩方にあるを兩口と稱し、略儀に用ひ、一方のみにあるを片口と稱し、重儀に用ふ、後者は銚子といふ、並に祝儀の時には松、山櫛を蝶花形につけて用ふ、蝶は香を染み、松は色の變らず、櫛は雪霽に携ます實熟するを以てなり、三代實録貞觀六年の記に銚子の字始めて見えたり、倭名抄に「四聲字苑云、銚（徒用反、辨色立成云、銚子佐之奈問、俗云ニ須奈

名）

テウシ

閉じ燒器似鶴鶴而上有銀也、唐韵云鶴鶴（鳥青二音、漢語抄云、和名同上）温器也とあり、新井白石は之を解して「其注せし所によれば、猶今の鐘子と云ふもの、制の如くにして、鐘とは俗に弦と云ふに似たり、サシナベ、サスナベと云ひしは、雁を牛掃と云ふが如くに、その注ぐべき道あるを云ふ也、後世の如く銚子の字の音を呼びて、酒器となすものにあらざると云へり、三中口傳によれば、もとは重儀に提子のみ用ひたりしが、室町時代には銚子を重儀に用ひ、提子は酒の減りたる時、酒を増し加ふる器に用ひ、後ち皆之に倣へり、兩口は室町時代より出来たりしものにして、貞丈は亂酒の時左右の人の中に居ながらつゞめなりと云ひ、松岡行義はもと鑄工が任意作りしを兩口相對して見よと云ふに弘まりしなるべしと云へり、尙提子は、後世陶器にて製したるものあり、又燭燭を俗にテウシとも唱ふるは、其用同じきを以てなり（倭名抄、和訓栞、東雅、貞丈雜記、後松日記）

テウシヒサゲギヤウ 銚子提子奉行 室町時代、將軍諸家に赴く時、諸家にて臨時に置く所職、其日の御銚子の事を掌る（武家名目抄）

テウシフシ 朝集使 四度使（ヨドノツカヒ）を見よ、

テウシフタウ 朝集堂 關東大内裏八倉院十二堂の一、大禮の時百官待初の所なり、時に渤海の客徒を勞働することあり、朝集殿とも朝集堂とも云ふ、相對して東西の二堂あり、東朝集堂、西朝集堂といふ、關西關西門内と會昌門外の間に在りて、會昌門の廊より相去ること六丈二尺、東面の廊より四丈二尺（西も亦之に同じ）四間横二間、長さ九間の堂宇にて、東西の兩面に各三箇所の石階あり、此堂何時頃より廢壞に歸せしか詳かならず、保元の

明徳三年）なり、太祖因て使を明に遣し、國號を朝鮮若くは和寧（永興）とせんことを請ふ、明太祖嘗てによりて朝鮮と稱せしむ、是を李氏の朝鮮とす、五年都を漢城（京城）に遷す、三世太宗（字は芳遠）即位の後鋭意治を謀り、制度漸く其緒に就く、又學問を奨励し、詩字所を置き、銅字活字を鑄て書籍を印行せしむ、在位十八年位を世宗に譲る、世宗尤も文治に精勵し、集覽殿を設けて、古今の經籍を聚め、典故を討論し、宗學を建て禮樂を定め、天文曆象の諸器を製し、詩文を作り、書籍を編述せしむ、高麗史の如きは其一なり、又刑獄を恤み租稅の法を定むる等治績多し、又北方野人と和して、鴨綠江の南に四郡を置き、六鎮を設け、は北邊の經界を定む、世宗に譲る、文宗在位二年にして薨じ、世子端宗繼ぐ、年幼なるを以て、首陽大君瑛、領議政となり、内外兵馬の權を掌り、遂に讓を受く、これを世祖と云ふ、性豪邁にして雄圖あり、野人を征して武威大に振ふ、又民政を察し、刑獄を慎み、量田を爲し、官制を改め、經國大典を纂修して萬世の成法となす、（睿宗の時完成す）在位十三年、位を睿宗に傳へしが一年にして薨じ、成宗立つ、年僅に十三歳、世祖の妃貞肅王后尹氏政を聽く、七年にして遷す、成宗更に經國大典を重修し續録を作り、又五禮儀を續成せり、是に於て朝鮮の制度文物大に備はる、成宗薨じて長子體立つ、是を燕山君と云ふ、李克敬等の爲めに戊午の禍起り、瑛で甲子の禍あり、愷殺暴虐を極む、中宗の時に至りて己卯の禍、辛卯の三奸、丁酉の三凶等ありて、内政頗る亂る、仁宗を経て明宗の時に至り、年僅に十二歳なるを以て、その母文定王后尹氏政を聽き、尹元衡事を用ふ、是より外戚專横の端始めて開けた

テウシ—テウセ

時只礎石を存するのみ（大内裏圖考證）

テウシフチャウ 朝集帳 王朝時代四度公文の一、國內の池溝、官舎、國衛の器仗、公私船、驛馬、傳馬、神社、僧尼等の事を記したる帳簿を云ふ、畿内は十月、七道は十一月、太政官に進む、即ち諸國施政上の成績を報するものなり、之に附して支文十四を上る、ヨドノツカヒ參看（延喜式、日本財政史、史學雜誌、四度使考）

テウシヤクニン 朝夕人 公人朝夕人（クニンテウシヤクニン）を見よ、

國名の意義は、東國輿地勝覽に「居東表日出之地、故名朝鮮」とありて、其國東方に在りしより名づけしと云へるは信に近し、尙書典義に「分命義仲宅、嶋夷、曰嶋谷、又漢の揚雄が長楊賦に武帝の事を述べて、西觀三月、東征日域、また高麗光宗の時、宋の太祖より遣りし制書に「高麗國王治日邊、鍾神」と見えたるが、いづれも其東方に在りて日出の義に取て名づけしが如し、其文字の書籍に見えたるは、戰國策に「蘇秦說燕文侯曰、燕東有朝鮮」といひ、管子に「管子曰、發朝鮮之文皮一策也」とあるを最古とす、關西關西の東北に位せる一大牛島にして、北は鴨綠江、長白山脈及び圖們江を境として、滿洲並に西伯利亞に接し、西は黃海を隔て、支那本部の山東江蘇二省に對し、南は朝鮮海峽を隔て、我九州及び五島と相對し、東は一面日本海に臨む、西經九度六分に起り、十五度八分に至る、北緯三十三度十分に起り、四十三度に盡く、面積約一萬三千四百方里、我國の半に當る〇古は全國を八道に分ちしが、今は京畿、忠清（南北二道）、全羅（南北）、慶尙（南北）、江原、咸鏡（南北）、平安（南北）、黃海の十三道に分つ、

テウセ

國都は京畿道漢城府に在り、關東通經に「東方始無君長、有神降于檀木下、國人立爲君、是爲檀君、國號朝鮮、是唐曉庚辰歲也」とありて、檀君始めて國を朝鮮と號すと稱すれども、其事詳かならず、殷の末に、箕子この地に逃れ來りて國王となり、相傳ふること凡九百年なりと云ふ、然れども白鳥博士の扶桑國考によれば、檀君の建國及び箕子朝鮮に逃れたりとの説は、支那人の廿八宿五行説より出でたるものにして、歴史上の事實にあらずといへり、西曆紀元前九百九十四年（我孝元天皇廿一年）燕人衛滿、箕子を逐ひて自立し、衛氏相傳ふること凡八十五年、漢の武帝（元封二年）の爲めに亡はさる、蓋し箕子より此に至る迄千有餘年間は、専ら支那人の爲めに制せらる、其後新羅高句麗百濟の三國相繼ぎて興り、爭亂息まず、高句麗百濟は凡七百年にして皆滅亡し、新羅獨り存して殆ど千年の久しきを保つ、其衰ふるや、西曆紀元九百十八年（我醍醐天皇延喜十八年）王建と云ふ者自立して王となり、高麗國を建て、相傳ふること三十四世四百七十四年、當時契丹女眞北方に興り、或は其侵凌を受け、或は與に和好を結びしが、蒙古支那を統一するに及びて、其制壓を受くること益々甚し、其末世に至り、成鏡道永興の人、李子春の第二子李成桂と云ふ者、父に繼いで高麗に仕へ、極廣全羅慶尙道都巡察使贊成となり、大に傑寇を荒山に破り、勢盛んなり、此時に當りて、支那は元衰へ明起りしを以て、高麗は明黨非明黨の二派に分る、成桂は明黨たりしが故、非明黨の崔瑩を殺し、辛禑を廢して辛昌を立つ、後また昌を廢して恭讓王を立て、三軍總制使となり、威權中外を廢し、尋で擁せられ、松京（開城）壽昌宮に於て王位に即く、是を太祖と爲す、時に西曆千三百九十二年正月（我後小松天皇

テウセ

明徳三年）なり、太祖因て使を明に遣し、國號を朝鮮若くは和寧（永興）とせんことを請ふ、明太祖嘗てによりて朝鮮と稱せしむ、是を李氏の朝鮮とす、五年都を漢城（京城）に遷す、三世太宗（字は芳遠）即位の後鋭意治を謀り、制度漸く其緒に就く、又學問を奨励し、詩字所を置き、銅字活字を鑄て書籍を印行せしむ、在位十八年位を世宗に譲る、世宗尤も文治に精勵し、集覽殿を設けて、古今の經籍を聚め、典故を討論し、宗學を建て禮樂を定め、天文曆象の諸器を製し、詩文を作り、書籍を編述せしむ、高麗史の如きは其一なり、又刑獄を恤み租稅の法を定むる等治績多し、又北方野人と和して、鴨綠江の南に四郡を置き、六鎮を設け、は北邊の經界を定む、世宗に譲る、文宗在位二年にして薨じ、世子端宗繼ぐ、年幼なるを以て、首陽大君瑛、領議政となり、内外兵馬の權を掌り、遂に讓を受く、これを世祖と云ふ、性豪邁にして雄圖あり、野人を征して武威大に振ふ、又民政を察し、刑獄を慎み、量田を爲し、官制を改め、經國大典を纂修して萬世の成法となす、（睿宗の時完成す）在位十三年、位を睿宗に傳へしが一年にして薨じ、成宗立つ、年僅に十三歳、世祖の妃貞肅王后尹氏政を聽く、七年にして遷す、成宗更に經國大典を重修し續録を作り、又五禮儀を續成せり、是に於て朝鮮の制度文物大に備はる、成宗薨じて長子體立つ、是を燕山君と云ふ、李克敬等の爲めに戊午の禍起り、瑛で甲子の禍あり、愷殺暴虐を極む、中宗の時に至りて己卯の禍、辛卯の三奸、丁酉の三凶等ありて、内政頗る亂る、仁宗を経て明宗の時に至り、年僅に十二歳なるを以て、その母文定王后尹氏政を聽き、尹元衡事を用ふ、是より外戚專横の端始めて開けた

テウセ

り、尋で宣祖に至り、李漢李瑋等を登用し、學を講じ治を論じて、人心を收復せしと雖も、倭虜、李瑋等相排擠して東西の黨論起り、爾來朝臣朋黨を立て永く相闘きて紀綱漸く紊れ、武備廢弛す、此時に當り北に野人入寇し、南に豐臣秀吉の侵略を蒙りたれば、八道悉く荒廢に歸し、僅に明國の援を藉りて社稷を完うせり、是を壬辰の亂と云ふ、既にして宣宗の子光海君帝位に即く、時に滿洲に愛親覺羅氏興りて明を侵す、明、兵を朝鮮に徵す、光海君委弘立をして赴き援けしむ、引立戰破れて滿洲に降る、光海君戦後の廢政を改革せず、李爾瞻國柄を弄し、大北小北二黨相争ひ、紀綱日に亂れ、失政多し、李貴等義兵を擧げて光海君を廢し仁祖を立つ、此時滿洲にては國を立てて清と號し、兵威益々盛なり、仁宗五年清兵來寇し、諸軍皆潰え、遂に和を乞うて服従す、後ち仁祖清の使書を拒絕せしを以て、清の太宗大に怒り、親征して八道を奪す、仁祖止むを得ず清に降る、是に於て始めて清の年號を用ひ、朝鮮國王の封冊を受け、事大の禮を定む、然れども壬辰の亂、明の援助を德とし、明を懐ふの情去らず、孝宗、顯宗、肅宗等討清の企ありしも、行はれざりき、肅宗の時に至り、朋黨の争權甚しく、殆ど政事舉らず、蓋し朋黨の起原は書院にあり、書院は中宗の時に始まり、明宗以來諸道に起り、宣宗の時東人四人の論ありしより、始めて名目を分つ、後ち東人南北に分れ、北人また大小に、西人また老少二論に分れ、互に排殺して政權争奪を事としたり、肅宗薨じ、景宗立つや、老少二論の争甚しく、終に少論の李順命等以下數十人を誅罵す、これを壬寅の獄と云ふ、この黨争は延いて近世に及びしが、大院君權を執るや、書院を毀ち儒生を逐ひ、舊來の黨派を一掃せり、英宗正宗二代共に賢明にして、

テウセ

奢侈を禁じ、農桑を勤め、酷利を去り、學を好み、諸書を纂輯し、法典を編纂せり、著作の多き此時代を最とす、蓋し朝鮮の文化は成宗に至りて、其極に達し、後衰へしが、この時に至り、再び隆盛となれり、正宗の子純祖幼なるが故、英宗の貞貞純王后金氏政を聽く、後親政せしと雖も、金祖淳の女を王妃とせしより、外戚の權漸く盛んなり、純祖薨じ、憲宗立つや、年僅に八歳、純宗の妃純元王后金氏政を行ふ事六年に及び、遂に政權は母后と外戚とに歸したり、憲宗薨じて嗣なし、純元王后、哲宗を迎へ立て、金汝根の女を王妃とす、金氏の權内外を傾く、哲宗薨じて嗣なし、廷臣趙、洪、金諸氏各々其權力を振はんとして、離間定まらざりしが、遂に翼宗の妃趙氏の旨を以て、翼宗君是應の第二子熙を迎へ立つ、是れ今上の父大皇帝なり、年僅に十二歳、乃ち趙妃を尊びて大王大妃とし、翼宗君を封じて大院君とす、大院君趙妃と共に政を專にす、此間佛米二國と戦ひしが、佛米共に志を得ずして退き、大院君の勢力内外を震動せしも、十年王妃閔氏及び其一族の爲めに權を奪はれて屏居せり、十三年(明治九年)我國と通商條約を結ぶ、十九年(明治十五年)大院君薨を起して日本公使館を廢ふ、二十二年英國はバルカン問題の事を以て巨文島を占領して砲臺を築く(廿四年に還附す)、これより先二十一年露國と通商條約を定め、閔氏等は露國の強大なるを見て其歡心を求めんとする形勢あり、清國は袁世凱を遣して大院君と共に廢立を謀りしも、謀漏れて成らず、却て露國と陸路通商條約を結ぶ、慶典を開く、次で米、獨、伊、佛の諸國と條約を結ぶ、三十一年東學黨の亂より日清戦争となり、全く清國との關係を絶つ、三十三年九月(明治廿九年)始めて純然たる獨立國となり、元を建國と建

テウセ

つ、尊で光武と改元し、國號を大韓國と改め、王を皇帝と稱するに至れり、我明治三十七年日露戦争後(光武九年、十年)日本の保護國となる、光武十二年へ一ヶ密使事件より我國と確執を生じ、皇帝は位を今帝に譲りて大皇帝となれり、我國との通交は太古よりありし事、書紀古事記等にて明なり、百濟新羅高麗三國鼎立の時に當りては、神功皇后征服して、全く我版圖としたり、(テウセンセイバツ)參看、隨て彼我往復頻繁なりし事、各其國の條に述べたれば、就て見るべし、中古高麗の代に至りては、通商往來のみにて、使聘を修めし事あらず、高宗元宗の時、日本は邊民或は州縣を侵掠せしを以て、使を遣して和を修め、之を禁せんことを請へり、然れども忠尙已まらず、元宗九年蒙古の命に従ひ起居舍人潘阜をして、蒙古の書及び國書を齎して日本に來り入朝を諭す、日本報せず、其後屢々使を遣して日本を襲ひしも大敗し、遂に蒙古の軍と連合して日本を襲ひしも大敗して止む(ゲンカワノエキ)參看、忠定王二年(後村上天皇正平五年)日本の邊民固城竹林に寇せしより後、屢々邊境を侵せり、之を倭寇と稱す(ワカウ)參看、其後恭愍王、辛禰等屢々使を遣して之を禁せんことを請へども、制する能はず、倭寇の侵掠日に甚し、是を以て海道元帥鄭地土書して壹岐對馬を滅ぼし、永く邊患を除かんことを請へり、辛昌(後龜山天皇元中六年)の時に至り、慶尙道元帥朴世安をして、兵船一艘を率ゐて對馬に寇せしむ、蓋し鄭地の策を用ふるなり、然れども對馬島主宗領茂に敗られ意を得ずして還る、李成桂立ちて、國を朝鮮と號するに至り、使僧覺遠を遣して、好を修め海寇を禁せんことを請ふ、足利義滿僧中津に命じて報書を遣らしむ、これより使聘往來す、莊憲王元年(我應永廿六年)領議政柳廷顯

テウセ

等を遣り、兵船五百餘艘、兵一萬餘人を率ゐて對馬を侵す、鎮西探題遠川義俊、太宰少貳南良等赴き援ひ、延願遂に大敗して逃れ還る、十年(正長元年)足利義持書を遣して大藏經を求む、依て一切經を幕府に贈る、爾來屢々使節の往來あり、永享元年大友持直使を遣して修好し、以後聘問絶えず、宣祖の時、豐臣秀吉大兵を發して來り攻め八道を侵奪す、(テウセンセイバツ)參看、徳川家康天下の權を握るや、宗義智をして和を謀せしむ、三十九年金知呂祐吉を回客使として日本に遣し、和議始めて成る、之を己酉條約と云ふ、爾來徳川將軍の就職毎に使を遣はして國書方物を獻す、哲宗以來日本が歐米諸國と和親を結び、通商を開くに及びて、竟に之を疑ひ交聘の儀を絶つ、明治維新の初、宗重正命を奉じて新政を報じ、且つ舊好を修めしむ、大院君書辭印章前例に違へるを以て受けず、後又之を遣したるも益々之を輕侮して受けず(當時我國征韓論起りしも兵を出さずに至らざりき)十二年(明治八年)江華灣(コウワクワン)ノヘン)參看)の事件により、修規十二條を締結し、朝鮮を認めて自主國とし、釜山、元山、仁川三港を開かしむ、十九年(明治十五年)大院君薨を起して王宮を犯し、日本公使館を襲ふ、公使花房義實亂を避けて歸國し、更に兵艦數隻を護衛とせ、來りて其罪を問ふ、朝鮮償金十五萬圓を出し、亂黨を誅し、謝罪使を發遣して事治まる、此時に當り清國は、朝鮮の事情に注目し、且つ魚光中の策によりて大院君を本國に押送し、内治外交に干渉し、藩服の邦と公言せり、爾來國勢一變して、事大、獨立の二黨に分かる、事大は清國に、獨立は日本に頼らんとするものなり、廿一年(明治十七年)金玉均兵を擧げて王宮に入り、救を日本公使に求む、公使竹添進一郎兵を率ゐて宮中を護衛す、既にして

テウセ

事大黨の領袖を殺し、獨立黨を以て政府を組織せしが、清の兵營軍司馬袁世凱、兵を率ゐて宮中に入り、日本兵を攻撃す、公使等仁川に逃がり、因て獨立黨を排斥し、事大黨を以て諸官を組織し、其内治外交に干渉する事往々に異ならず、是に於て日本は外務卿井上馨を全權公使として來り責む、仍て償金十三萬圓を出して和議を修し、謝罪使を派して其罪を謝せり、日本又伊藤博文を清國に遣し、天津條約(テンシンテウヤク)參看)を締結し清兵を撤せしむ、三十一年(明治廿七年)東學黨の亂起るや、清國兵を派して後ら日本に知照す、日本も亦兵を出さず、既にして東學黨鎮定せしむ、日清兩國の和衷破れて遂に兵を交ふるに至り、日本軍は牙山平壤を始めとし、連戦清軍を敗る、清國遂に和議を請ひ、朝鮮の獨立を承認するに至れり、時に三十二年(明治廿八年)とす、此間我井上公使は内政を改革し、王妃の干渉を停め、朴永孝をして内閣を組織せしむ、されど内閣に朴永孝金安集の兩派あり、宮中に大院君と王妃との軋轢ありしが、我國遠東運附の結果、王妃は露國によりて反對者を放逐し、再び政治に容喙するに至れり、同年十月我邦人王妃を弑し國內紛然たり、露國は此機に乗じ侵略主義を實行し、三十三年二月、國王を露國公使館に誘出して別に内閣を組織す、翌年十一月國王新宮に遷御せしと雖も、露國の勢力甚しく、兵士訓練、嶺山採掘權、稅關事務等皆其手中に歸す、是に於て日本は東洋の平和を保全すべく露國と協商を締結し、韓國練兵教官、及び財務顧問官の任命は、兩國の協定を経る事、日本が韓國に於ける商工業の發達を露國が妨礙せざる事を約したれども、露國は朝鮮及び滿洲地方に優待政策を續行し、東洋の平和を亂さんとせるを以て、光武九年(明治三十七年)

テウセ

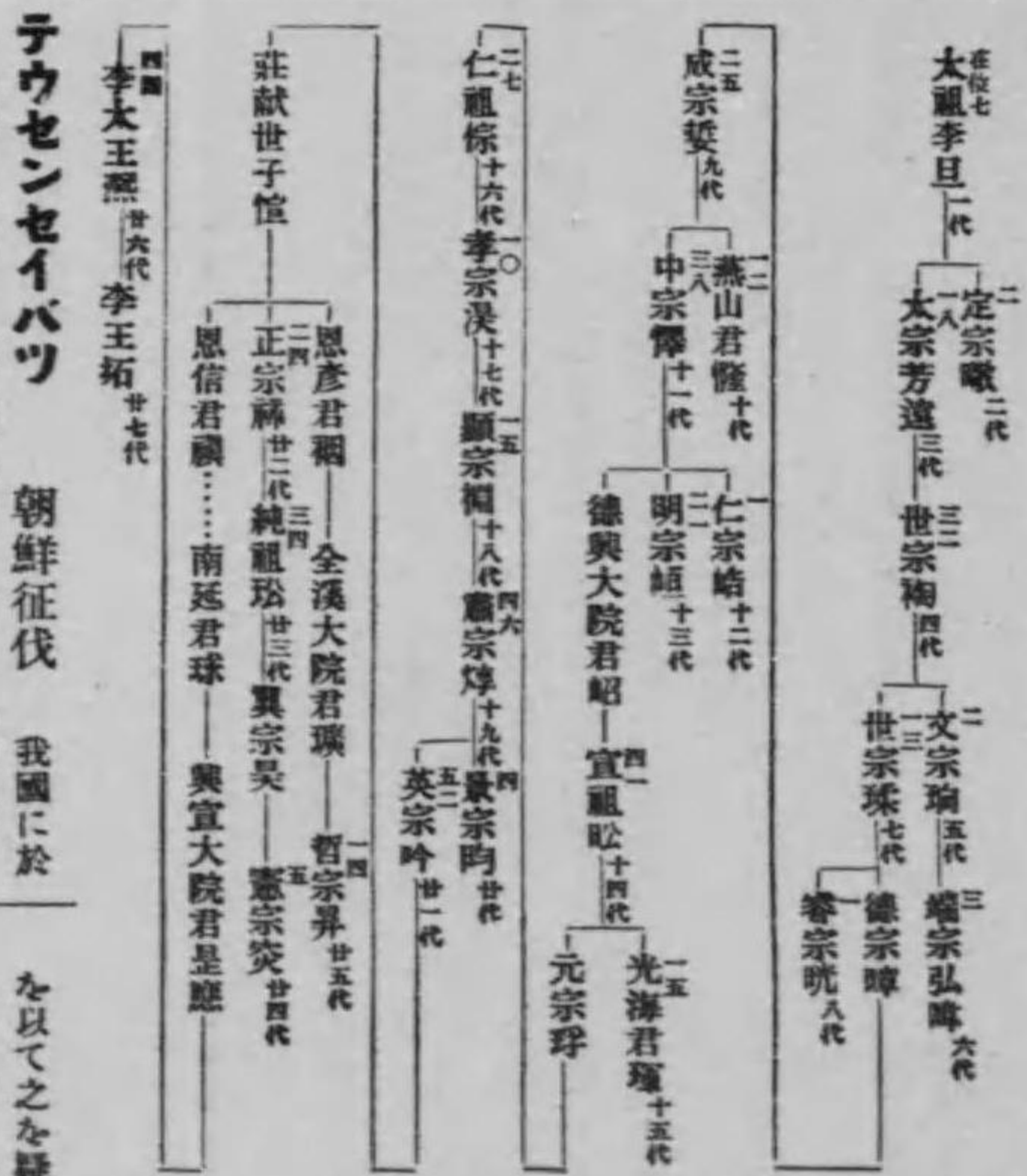
二月、日露兩國干戈を交ふるに及び、日本軍の連戦連勝は遂に平和となり、日本は朝鮮に於ける先優權を確認せられ、十年(明治三十八年)十一月、日韓新協約を締結し、翌年二月京城に統監府及び理事廳を置き、施政事務を監督總轄す、十二年(明治四十年)ヘ一ヶ密使事件により更に日韓協約を締結し、日本人をして行政官たらしめ、政事上の全權を握るに至れり(朝鮮史、朝鮮近世史、韓日新聞)

テウセ

ざるものありき、會々仲哀天皇二年熊襲復叛す、天皇即ち神功皇后と共にまづ穴門(長門)に幸し、八月筑紫に入り熊襲を討つ、時に皇后はまづ新羅を征して後ら熊襲に及ばんと建議し給ひしも、天皇聽かず、九年二月遂に陣中に崩す、皇后喪を弑し、武内宿禰と謀り、鴨別を留めて、熊襲に當らしめ、自ら男裝して新羅を征せらる、皇后既に權日宮を發し、同四月肥前松浦に赴き、十月對馬上縣郡和珥津より舟師を率ゐ、順風に乘じて新羅に至る、新羅王波沙羅鎧鎧して利ららず、遂に出て、軍門に降り、爾來附庸國として永く入貢せん事を誓ひ、微吐己知波珍干岐を出して賈と爲す、皇后即ち國王を宥して、國都と爲し、重寶府庫を封じ國籍文書を收め、大矢田宿禰を留めて新羅を鎮守せしめ、凱旋し給へり、是に於て新羅始めて我國の屬國となる、而して紀には此時新羅高麗百濟共に降附すと爲し、記には新羅百濟の二國降りたるを記したれども、百濟の服屬せしは、皇后攝政の時にして、高麗は又其後の時に係る、されば此時征服したるは新羅一國のみなり、按ずるに、皇后征韓の事韓史に見えざるを以て之を疑ふものあり、然れども考定紀年によりて、仲哀の崩御、壬戌は、晋の哀帝隆和元年、新羅奈勿王七年に當るものとせば、韓史に、奈勿王九年夏七月、倭大使使、新羅(中略)倭兵大敗走、追擊殺之、遺體とあるは、皇后親征の役に於て、勝敗を顛倒したるは、訛傳が曲筆なるべく、なほ奈勿王四十七年の條

テウセンセイバツ

朝鮮征伐 我國に於て朝鮮を征したるは前後二回あり、前は神功皇后の時(三韓征伐と稱す)後には豊臣秀吉の時に係る、(一)神功皇后の征韓、熊襲は九州に於ける一種族にて悍悍比なく、反服常なきのみならず、對岸の朝鮮に後援を有せるを以て、其勢力頗る侮るべから



朝鮮征伐 我國に於て朝鮮を征したるは前後二回あり、前は神功皇后の時(三韓征伐と稱す)後には豊臣秀吉の時に係る、(一)神功皇后の征韓、熊襲は九州に於ける一種族にて悍悍比なく、反服常なきのみならず、對岸の朝鮮に後援を有せるを以て、其勢力頗る侮るべから

テウセ

「新羅道未新欣」實子儀ともあれば、彼が恭順の意を表したりは明なり、蓋し奈勿王の時に當れりと爲すこと宜しきを得たるものならん(書紀、古事記、大日本通史)

(新羅書表) 秀吉が支那朝鮮を席巻せんと欲するや久し、天正六年、中國を征せんとせる時、機田信長に對して「臣速平、中國、分界、麾下群士、而賜九州管領、統治、治、而可、朝鮮、親、中華、是臣之素志也」といへる、機田朝通鑑に見ゆ、其意は事業の成功と共に進み、屢々其意を洩し、或は宗義智に命じて朝鮮に諭す所あらしめたり、蓋し秀吉の意は道を朝鮮に借り、明を征せんとするに在り、而して其方略は小田原征伐の終るに及びて漸く決したるが如く、爾來其準備を整へしが、朝鮮が命を奉ぜざるを憤り、まづ兵を朝鮮に加へ、進んで明に入らんとせり、故に此役に関する秀吉の書狀官辭等は、皆唐入りと稱し、朝鮮の如きは殆んど眼中に措かざりき、世人往々征討の主因を以て、愛子を失ひ、其爵を散ぜんが爲に出づると爲すは誤れり、天正十九年、軍令を發し兵賦を定め、明年を以て出師の期と爲し、且關白職を養子秀次に譲る、然れども軍國の機務皆秀吉に決したり(文祿元年三月、秀吉入朝して後陽成天皇に拜別し、四月肥前名護屋に至り本營を定め、之より先諸將の部署を定め、宇喜多秀家を元帥に、加藤清正、小西行長を先鋒と爲す、而して陸軍を分ちて八軍と爲し、別に水軍をおく、總軍合せて十五萬八千七百人、別に名護屋に滞在せる者十三萬三千餘人、黒田孝高、堀尾忠晴、石田三成、増田長盛、大谷吉隆等軍監たり、二月行長、宗義智等まづ發し、清正、鍋島直茂、加藤嘉明、藤堂高虎等次で發す、諸軍備ふ悉く克ち、遂に京城に入る、朝鮮王李昭等僅に平壤に逃れ、援を

テウセ

明に求む、既して行長等臨津に至り、更に大同江を渡り平壤城を陥る、や、國王義州に通る時に清正また成鏡道に入り、永興府に至りて二王子逃匿の方向を知り、會寧府に追及して之を擒にし、進んで兀其哈に到る、細川忠興、小早川隆景、立花宗茂、淺野長政等の諸將亦頻りに諸道の城寨を拔く、然るに海戦に於ては全羅道左水使李舜臣の爲めに、藤堂高虎まづ巨濟島に破れ、來島通之磨頂浦に戦死し、九鬼嘉隆、船坂安治、加藤嘉明等また見乃梁に利を失ひしを以て、海上權は全く舜臣の掌握に歸し、軍糧輸送の如き、みな陸路に依らざる可からざるの不便を來し、征韓軍に非常な頓挫を與へたり、會々明は、遼東副總兵祖承訓、遊擊史儒算に兵を授けて之を救はしめしが、平壤に於て小西行長と戦ひて大敗したれば、更に兵部侍郎宋應昌を經略都督、李如松を提督軍務と爲し、進んで朝鮮に入らしめ、且つ沈惟敬をして講和の事を議せしむ、是に於て惟敬は文祿元年九月平壤に赴きて行長と會し、數條の條約を締結せり、然るに如松は惟敬の和議を利用し、文祿二年正月、處に乘じて俄に平壤を襲ふ、行長惟敬に欺かれしを憤り、殊死して戦ひしと雖も利なく、營を燒いて京城に退く、如松將に乘じて開城に入り、進んで碧蹄館に至る、小早川隆景、立花宗茂と共に要撃し大に之を破る、隆景臨津に追撃して明兵を江に陥れ、江水爲めに流れず、如松敗軍を收めて平壤に歸る、三月秀吉、諸將に命じて兵を進めしむ、細川忠興等即ち晋州城を襲ふ、克たず、多く士卒を失ひ、器仗を捨て、僅に免れて歸る、秀吉敗報を得て大に怒り、嚴命して其敗を償はしむ、是に於て六月秀家、清正、長政、隆景、宗茂等廿一日より廿九日に亘りて肉薄し、遂に之を屠る、之より先如松碧蹄館に敗る、や、英氣大に衰へ、惟敬をして再び行長を説

テウセ

かしむ、清正等反對せりと雖も、行長は惟敬と龍山に會して和を定め、五月自ら名護屋に到りて秀吉に請ふ、秀吉之を許す、條約は(一)明主の女を朝廷に納る(二)勦合船を舊に復す(三)兩國大臣誓書を交換す(四)朝鮮八道を兩分し、其一半四道と京城とを朝鮮に還付す(五)朝鮮王子及其大臣一二名我に質とす(六)生擒の王子を還す(七)朝鮮の大臣永世我に報せざるの誓書を呈す等の七條より成る、是に於て清正に命じて二王子を還さしめ、諸道の兵を撤す、五月諸將悉く釜山に歸り、沿海に分屯し、屯田久駐の策を取る、既にして十一月惟敬の明に歸るや、辭令を改め、只明の封爵を請ふものと爲し、且つ降表を偽造して廢したりといふ、越えて慶長元年八月揚方亨正使となり、惟敬副使となりて渡來し、九月二日伏見城に登る、備承兌封爵を讀み、封爵爲日本國王といふに至り、秀吉憤怒し封爵を地に擲ち、正副使を逐ふ、和議遂に破る、是に於て再征の議を決し、二年小早川秀秋を元帥と爲す、清正、行長先鋒たるも舊の如く、竹中重治、早川長政、垣見一直等軍監たり、總軍凡て十三萬人、釜山を以て根據地と爲し、所在を横行す、七月十日水軍の諸將進んで韓將元均の「艦隊を唐島に襲うて其船を奪ひ、十五日再び開山島附近の海洋に要撃して之を敗り、加藤島に追及して將士四百餘人を殺す、均、蒙川島に退く、行長陸上より其營を犯し、均及び部將李億謀を斬る、是より全羅一帶の海上權我有に歸したり、時に明將楊元南原に在り、八月、秀家、秀秋、行長、清正等三道より並び進みて之を隔れ、更に全州を略す、既にして毛利秀元、黒田長政度向全羅二道より、全義衛に至り九月福山に明將解生を敗る、十二月に及び、明將麻貴、邢昺、楊鶴等大兵を率へて蔚山城を圍む、城は加藤清正の守る處なりしが、會々清

テウタ

正は水路の諸城寨を修せんが爲め西生浦に赴き、機田に屯し、部將加藤安政、これに留守たり、幾干もなくして淺野幸長、太田一吉等亦來り會す、明軍攻撃するに頗る急にして、互に勝敗あり、清正變を聞き、廿五日歸せて城内に入る、明軍も清正の威名を畏る、故を以て妻りに攻めず、長圍の陣を張りて糧道を絶つ、城兵圍を受くると既に旬日に亘り、加ふるに城の修造未だ全く成らざるの際なりしを以て、防戦に不便を感じたる、多きのみならず、兵糧の道を失ひて大に困み、或は牛馬を屠り、或は壁土を煮、紙を和して食に宛て、また密に出で、血を混じたる池水を汲み、敵陣を探りて佩ぶる所の熱穀牛矢を得、僅に機田を免るゝの慘狀を呈したり、時に天寒きこと甚しく、士卒指を落すものあり、三年正月に至りて窮困益々甚し、秀秋、長政、宗茂等急を聞き赴き救ひ、二日蔚山に着す、城兵勢を得、三日子の刻より四日の辰刻まで、内外相應じて奮戦し、大に明軍を敗り、斬首一萬三千餘級に及び、尋で九月明將董一元等兵を督して三干餘級に及び、尋で九月明將董一元等兵を督して島津義弘を泗川に襲ふ、義弘二千の軍兵を以て、十萬の大軍に當り、十月朔日突出して決戦し、斬首三萬八千餘級に及び、明軍遂に潰ゆ(此年八月秀吉薨す、遺命して在韓の諸軍を撤せしむ、是に於て淺野長政、石田三成を博多に、徳永壽昌、宮木豐盛を朝鮮に遣はし命を傳ふ、行長等即ち十月を以て明軍と和を續じ、諸將相繼で歸朝す(續本朝通鑑、野史、文祿慶長朝鮮役、淺野文書)

テウツガケ

調度 王朝時代四度公文の一、調度物の現数を記したる帳簿を云ふ、調度帳とも云ふ、調度の品物と共に官に送る、近國は十月、中國は十一月、遠國は十二月三十日以前に輸す、民部主税寮にて勘檢す、之に附して支文組帳を上る(延喜式、日本財政史、史學雜誌、四度使考)

テウツ

正殿を大極殿といひ、其後に小安殿あり、東西五十六丈、南北百三十四丈、繞らすに覆郭を以てす、院の構内に、十三堂(昌昌、含章、承光、明禮、延休、含嘉、顯章、延祿、永寧、修式、輝章、康樂、朝集、四樓(蒼龍、白虎、鳳凰、翔雲)、廿五門(應天、長樂、永嘉、昭慶、永福、宣政、通閣、盛化、章善、敬法、顯觀、會昌、章德、含輝、興禮、章義、宣光、東輝、西華、壽成、昭訓、光範、永陽、廣義、嘉喜)あり、詳しくは、各條に就きて見るべし(聖德太子傳、桓武天皇延暦十三年創建し、元慶五年七月、飛騨國をして匠丁四十人、貢六十人を徵して朝堂院を作らしむ、保元三年、堂を修造す(大内裏圖考證)

テウツ

手水間 大内裏清涼殿の西庭朝餉間の北に在り、廣一間四方、天皇の輿轡を避むる所、東は藤室の上の局に、西は西篋子に接し、北は御湯殿上間に壁を隔て、連なる一間なり、深窓の時ば疊をとり掲げ、大床子を北に寄せて、南向に御手水を置く、一殿に朝餉の間と同じとなす、今從はず、禁裏秘抄に、朝餉北間御手水間也、あはひに黒欄あり、其端に小障子、竹に畫、猫をか、欄に御懸物を置、鼠にくはせじがために猫をかくといふ、兩面二帖を敷、大床子一脚上に蓋、圓座常の如し、南の厨子を後に立てたり、大床子の奥に御たいのこの箱を置く」と見えたり(禁裏秘抄、大内裏圖考證)

テウツ

調度 後世の道具にして中古以來の稱なり、朝廷にては近代に至るまで道具と云はず、御調度と云へり、後漢書桓帝記に「詔令大司農絶令歲調度徵求、及前年所調未畢者勿復徵收」と見え、また、蜀志諸葛亮傳に「臣家成都、有桑八百株、薄田十五頃、子孫衣食自足、餘積、臣身在、外別無調度、隨身衣食、悉仰于官、不別治生、以長三尺寸」とあり、和名抄には調度部として佛徒、僧房、祭祀、文書圖

テシノ—テタイ

云ふ、保元二年三月十七日の官宣旨に「應、同令、國司、停止同社寺院宮社諸家本免外加納餘田並庄民並行、事、右件莊園等或賦、官符、或爲、勅免地、四至坪付券契分明、而世及、洗季、人好、食養、號、加納、稱、出作、本免外押、領、公田、晴、減、率、法、對、押、官物、蠶食之漸、損、戾、之、基、也」と見えたり、江戸時代には、自村を去り、他村に出で、耕作するをいひ、他村にては之を入作と稱したりき(地方凡例録)

テシノツカサ

勅旨省

と雖も、延暦元年四月本省を廢する時の詔に、服版足用の文あれば、臨時の勅旨により服版を作りしものなるべし(國體通考)始め詳かならず、續紀淳仁天皇天平寶字八年十月の條に「式部大輔勅旨員外大輔授刀中將從四位下栗田朝臣道廣爲兼因幡守」とあるを以て、史冊に見えたる始めとす、蓋し天平寶字二年八月官號を改易せし時に、勅旨省見えざれば、二年以後八年以前に置けるものならん、公稱補任寶龜四年には、中納言藤原國廣勅旨卿たりしこと見え、其他少輔大允等の補せられしこと續紀に多く見えたり、桓武天皇延暦元年四月廢す(續紀、大内真國考證、古事類苑官位部)

テシマノコホリ

豊島郡

國體通考の條之を置く、日本書紀手島に作り、延喜式以後豊島に作る、和名抄に桑上、桑下、野家、豊島、餘月、桑津、大明等の郷あり、明治廿九年能勢郡と合して豊能郡と稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

テダイ

手代

江戸幕府の小吏にて、頭の下につき雜務を取扱ふ者をいふ、掌中大概順に見えたる手代は、作事方(三十俵三人扶持)、小普請方(同上)、材木方(同上)、林方(同上)、番書(同上)、漆奉行

テタノ—テチャ

(廿俵二人扶持)、是方(同上)、關所物奉行(同上)、淺草御藏(金十兩三人扶持)、二條御藏(同上)、大阪御藏(現米十石三人扶持)等の諸手代あり、尙ほ郡代代官にもあり、「ケンダイ」を見よ(商家の手代といふものも江戸時代より起りたり)

テタノコホリ

哲多郡

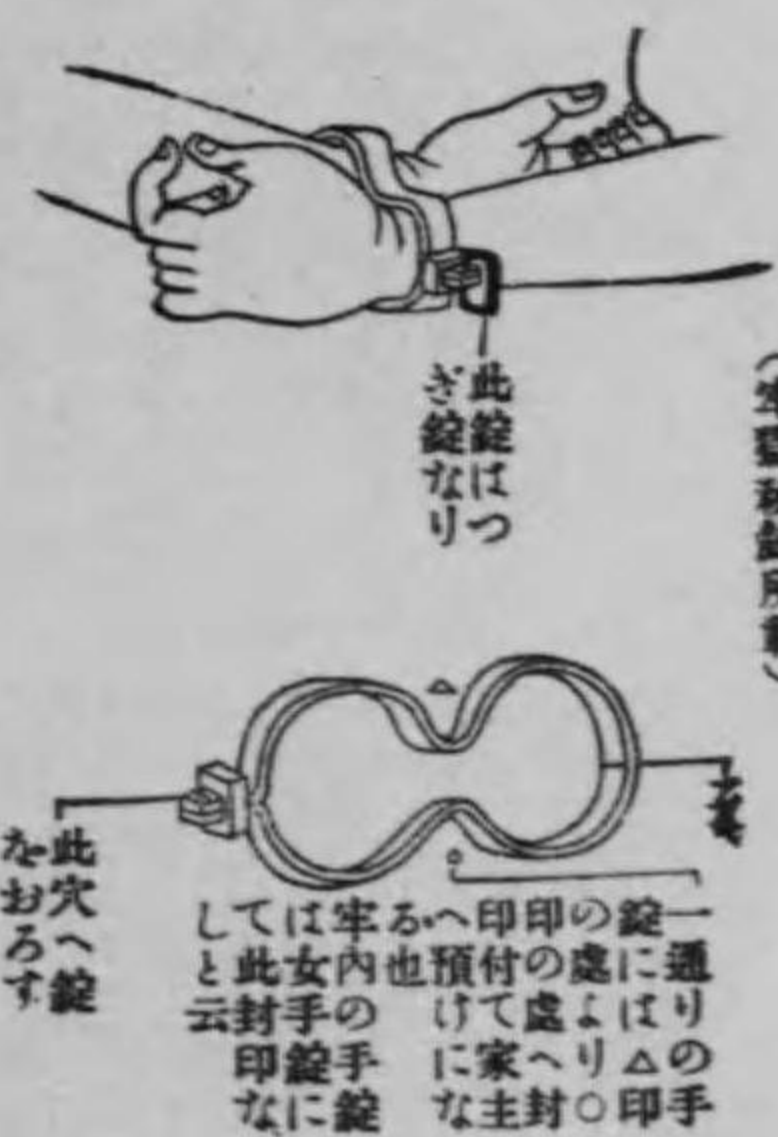
備中國

三代實錄貞觀八年十月備中國哲多と見ゆ、按ずるに、天武天皇の朝、吉備國を分て、備中國を建て國郡の制定するに及んで九郡あり、蓋し此郡も亦其なるべし(國體通考)延喜式又哲多に作る、和名抄に石壁、新見、神代、野馳、額部、大飯等の郷あり、古國哲田に作り、寛知集、元祿帳又哲多に改む、以後之に仍る、郡名考「テツカサ」と稱し、地誌提要古に復して「テカ」と訓す、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

テチャウ

手鎖(手錠)

(一)江戸時代罪人の両手に施す刑具、王朝時代における手組に相當して手を繋する具なり、鐵製にして弧形を爲す、(左右へ開く様爲し)之を以て両手を繋ぎ錠を付す、



錠はつぎ錠なり、(テカシ、參看)(二)江戸時代罪人の一連りの手錠には△印の處より○印の處へ封印付て家主に預けたる室内の手錠は女手錠にして此封印なしと云

テツカ

の罰利、此具を施すより起りたる名にして、庶人に限られたり、罪の輕重によりて、日數に三十日、五十日、百日の差あり、百日處刑の者は隔日に其封を檢し、五十日以下は五日毎に之を檢す、なほ六十日手鎖に處したるものあれど、特例にして常規に非らず、而して此刑は附加刑として科するあり、なほ種別として、吟味中手鎖と過意手鎖との別あり、吟味中手鎖は、裁判中手鎖を施すものにして、過意手鎖は、過科の刑に處せられし者、實業にして其錢を出すことを得ざる時、此刑に處せらるるをいふ、また瀆に於て處刑するあり、囚人に限る、旅人宿において處刑するあり、大抵訴訟の爲め出府し、宿預となりたる者の、受理し難き訴を爲したる時、徑ちに其旅宿に就きて、之を施すなり、また單に此刑に處して、宿預或は町預となすあり、或は私宅において處刑するあり、これは大抵過意手鎖なりき(牢獄秘録、御仕置類例集、古事類苑法律部)

テツカヒ

手結(手番)

騎射(キ)

參看)又は射禮(ツチャイ、參看)騎射(ノリユミ、參看)の前に行ふ演習をいふ、射手を分ちて前後左右とし相争はしむるを以て名づく、手は射手、結は番ふの義なり、騎射馬弓の時に用ひしもの、荒手番、真手番の二種あり、荒は馬、真は細密なるをいふ、即ち演習の馬を以て名づくるなり、射禮の時に行ふを兵部手番といふ(一)騎射の手結は、最初は左右近衛左右兵衛の四府にて行ひしが、村上天皇以後は、左右近衛府のみ、各々其馬場にて行ふこととなりたり、其儀、五月三日先づ左右近衛府の荒手結、四日に右近衛府の荒手結あり、次で五日に左近衛府の真手結、六日に右近衛府の真手結あり、五日六日には既に武德殿にて恒例の騎射式ありと雖、

テツキ—テツバ

なほ兩府の手結を行ふなり、射手は舍人にして左右前後に分れて騎射す、而して真手結の日を稱して日なりの日といふ、日なりの義詳かならず、また此等の用途は、大將總て之を辨するの例なり、此行事は、騎射の式廢絶したる後も、なほ久しく行はれたるに、(二)射禮の手結は、式日の前二日、即ち正月十五日に、兵部手結とて、兵部省にて、親王以下五位以上卅人を點定し、就中能射者二十人を簡擇して、本省南門の射場にて之を行ひ、六衛府の射手(舍人なり)は各々其本府にて簡定し、其禮にて之を行ふ、(三)騎射の手結は、左近衛府は正月九日荒手結、十一日真手結、右近衛府は十一日荒手結、十三日真手結を行ふ、但し正月が御忌月に當る時は、三月に日を撰びて之を行ひたり(羽林要抄、小右記、古事類苑武技部)

テツキ

手附

郡代(ケンダイ)を見よ、

テツキヤ

手突矢

弓にはけず、手に持ちて投げづきに突く矢を云ふ、總て普通の矢の如くに作り、後世の手離劍と云ふ物の如く、手に持ちて投げづきにする故に名づく(貞丈雜記)

テツセン

鐵扇

親骨を鐵にて作りたる扇を云ふ、軍陣に用ふ、即ち軍扇なり、委しくは「ケンセン」の條を見よ、

テツタフ

鐵塔

「マフ」を見よ、

テツパウ

鐵砲

種子島、倭銃、鳥銃、鳥嘴銃等の別名あり(國體通考)並に名所等は種子島の條に取めれば就きて見るべし、蓋し當時の鐵砲は皆先き込にして火繩を附したり、火繩には竹火繩、木繩、火繩等あれども、雨天の際には火を點するを得ざれば、之を使用すると能はず、頗る緩慢のものなりしが、幕末に及びて、新式の洋銃を用ふることとなり、製

作一變せり(國體通考)鐵砲の始めて我邦に傳はり並に製作せられし事は種子島の地を始めとす、因てまた銃器を種子島と稱す(「マネガシマ」參看)後、豐後の大友氏にも外國より傳來するありて、其効弓矢に勝ると違ひが故に、忽ち天下に流布し、元龜天正の際武將等皆之を戰陣に用ひたり、殊に長篠戰の如きは、織田徳川の兩家にて三千餘挺を有したりといへり、之を以て諸將等は、足輕又は同心を以て銃隊を編し、鐵砲足輕、鐵砲同心と名づけ、また其指令官を置き、鐵砲頭、鐵砲奉行、鐵砲大將など、稱したり、(「テツパウカシラ」參看)而して織田豊臣の兩氏に、當時なほ積年の舊習により、なほ弓矢を重んじ、殊に此隊を重んじ、高懸の士を以て之に補したりもに、當時なほ積年の舊習により、なほ弓矢を重んじ、陣中の名譽を重んずる士は、之を持するを深しとせざりき、されど淺野幸長、徳川忠吉等は稲富一夢に就きて之を學び、また朝鮮には、天正十八年宗義智始めて之を傳へたるより、鐵砲を用ふるに至れると然然と雖に見ゆ、なほ朝鮮前後の役には、諸將等多く鐵砲を用ひ、淺野幸長の如きは、蔚山の戰後、父長政に送れる書信中に「何の道具も入不申候間、鐵砲も多少候様、被仰付可被下候」と認めたるを見て、其必要視せられしことを知るべし、江戸時代には世太平に屬すると共に、海外との交通絶えたり、鐵砲また發展の道を失ひ、只舊態を墨守するに留り、而して幕府にては、鐵砲百人組頭、鐵砲玉藥奉行、先手鐵砲頭、鐵砲方等の職ありて、鐵砲に關する一切の事、並に銃隊の事を管したり、各條を參照すべし、既にして幕府の末造に際し、外警漸く繁きに及び高島秋帆、江川英龍、佐久間象山、島津齊彬等(各條參看)率先して兵器の改良を唱へ、或は書によりて研究し、或は外國製の銃を購求し、遂に之を模倣して、

テツバ

鐵砲

鐵砲

鐵砲

鐵砲

鐵砲

鐵砲

テツバ

鐵砲

鐵砲

鐵砲

鐵砲

鐵砲

鐵砲

鐵砲

鐵砲

鐵砲

鐵砲

テツバ

小名等の武將此職をおきたり、藤田豊臣の兩氏にては、大に此職を重んじ、藤高き者を任ずる時には足輕を附屬するとなし、殊に豊臣氏は多く大藤の者を以て補したりしが、諸家にては必ず足輕を附屬せざるがゆゑに、足輕鐵砲頭ともいひし事あり、(武家名目録) 江戸幕府にては先手鐵砲頭と稱す、「サキテカシラ」を見よ、

テツバウカタ

鐵砲方 江戸幕府の職名、砲術及び銃砲の事を掌る、御鐵砲御用衆とも云ふ、若年寄の支配、藤田問詰にして、役料は世祿の外三百俵を給す(井上氏ははじめ二百俵なりしが、天和二年以後三百俵となる)、之に隷屬せるものに、與力、鐵砲方一人に五人づゝあり、現米六十石高とす、同心、二十人づゝあり、三十俵三人扶持を給す、別に磨同心あり、始めは御召鐵砲同心とも稱し、専ら將軍使用の鐵砲を磨き、人数も僅少なりしが、後には鐵砲を磨くことになりしと見え、人数も十餘人ありて二十俵二人扶持を給せらる、此外また鐵砲六人、鐵砲師五人あり、(藤田問詰)元和年間始めて之をおき、寛文六年以後は田付、井上兩氏の世襲となりしが、慶應六年十二月之を廢す、田付氏は世祿八百石、井上氏は九百石なりき(明良帶録、東徴、憲廟實錄、古事類苑官位部)

テツバウタマクスリフギヤウ

鐵砲玉藥奉行 江戸幕府の職名、鐵砲玉藥に關する事を掌る、留守居の支配、燒火問詰にして、役料二人扶持なり、元組二人、同心三十四人之に隷屬す、(藤田問詰)台徳院殿御實紀元和九年六月晦日の條に、鐵砲玉藥奉行夏目長右衛門信次の名見え、東武實錄寛永三年五月廿七日の條に、玉藥奉行の名目見えたれば、早くより置きたるものなるべし、(東徴に

テツバ

は寛永九年十一月五日始めて之を置く由見えたれども、警中日記並に御實紀を檢するに、鐵砲臺込役とあり、此役の詳かならざれども、天和三年六月三日管發せると、常憲院殿御實紀に在り、別のものなるべし、もと定員なかりしが、享保九年九月以來二人に定まる(明良帶録、東徴、徳川實紀)

テツバウタンスフギヤウ

鐵砲筒奉行 江戸幕府の職名、鐵砲筒を製造して、鐵砲の出納を爲し、且つ筒の製造を檢査する事を掌る、留守居の支配、燒火問詰にして、役料十人扶持なり、同心三十人(安政武備には四十人とあり)之に隷屬す、十五人づゝ、二組に分つ、(藤田問詰)もと大單筒奉行、小單筒奉行の二職ありしを、後ち合して此職をおきたり、されど其年代詳かならず、元祿十一年の武備には大小單筒奉行とあり、正徳六年の武備には鐵砲筒奉行とあれば、元祿正徳の間に於て改正せられしなるべし、東徴實錄には高治三年十二月廿五日改めて六員をおくとあれど確ならず、然るに延寶二年の江戸鐵には本職の名なくして、別に鐵砲先手單筒奉行、弓矢單筒奉行の名見え、天保二年の武備には更に鐵砲筒奉行とあり、其間變遷し更に復舊したるものならん、なほ正徳六年の武備にあれば、役料百俵づゝ、人数五人ありと雖、役料は享保九年七月に十人扶持に改め、人数また天保二年の武備には二人を載せ、其以後の武備之と同じ、蓋しはじめは五人にして後に二人と爲したるなり(明良帶録、東徴、武備、古事類苑官位部)

テツバウハシメ

鐵砲始 武家年中行事の一、歳首始めて鐵砲を試みる儀式をいふ、(藤田問詰)徳川實紀正記に、清正が正月二日に櫻馬場にて、鐵砲始を行ひしとあるを初見とす、江戸幕府

テツバ

にても、元和四年正月七日、六年正月五日に鐵砲始ありしと江城年録に見え、また寛永四年正月七日に西丸鐵砲始ありし事、江城年録、徳川實紀に見えれば、其頃には行ひしものなるべし、中世以後は全く散見する處なし、蓋し中絶したるならん、然れども他の武家にては、正月二日に此事を行ひしと、諸國中行事大成正月二日の條に、「武家は弓馬鐵砲鐵砲の類、各々之を試む」とあるにて明かなり、

テツバウヒヤクニクミ

鐵砲百人組 江戸幕府の職名、江戸城大手内三ノ門を守衛し、將軍上野芝の兩山へ廟參の時は、上野は文珠樓、芝は山門前を警衛す、各組に同心百人づゝあるを以て名づく、(藤田問詰)甲賀組、根來組、伊賀組、廿五騎組の四組ありて、甲賀、根來、伊賀の三組は與力二十騎、廿五騎組は廿五騎(因て廿五騎組と名づく)あり、一組にまた同心百人づゝ、隷屬し、各々組頭一人をおきて之を統べ、若年寄の支配たり、組頭は初め役料を給したりしが、(寛文五年は七百俵、元祿五年は三千石以下五百俵)後ち之を廢し三千石高と定む、與力は役高八十石、同心は役料三十俵、二人扶持とす(根來組は三十俵三人扶持)、(藤田問詰)執れも徳川氏の初年に創置する所にして、甲賀組は、近江國甲賀郡の士民の、徳川氏に隷屬あるものを一隊とし、根來組は紀伊國根來寺の衆徒の來附せるものを一隊とし、伊賀組は伊賀國の住人の徳川氏に由緒あるものを一隊とせるものに係る、而して廿五騎組は後に新設せる一隊にして、之を新組ともいへり、組頭はもと大名の任なりしが、寛永頃よりして旗本の職となる(御役人代々記、職掌録、古事類苑官位部)

テツバウフギヤウ

鐵砲奉行 鐵砲頭、テツバウカシラ)を見よ、

テナガ

手長 蟹應の時、膳部の手傳人を云ふ(徳川實紀)大膳禮に、「膳を出すに手長の衆一同に二人宛有之よし、これは座敷より見えぬ所迄參ものなり、一同手長と云ふは、膳部の方より受取、通ひの方へ渡す手長と云ふなり」とあり、即ち今云ふ膳部の取次人なり、

テナノクニ

出羽國 「イデハノクニ」を見よ、

テナノコホリ

出羽郡 「イデハノコホリ」を見よ、

テナノジンジャ

出羽神社 「イデハノクニ」を見よ、

テナ

内外の官人主典以上、事に據て諸司に申渡する文書を云ふ、藤は普通する意、書式は令義解に見ゆ、

藤云々藤藤

其官位姓名藤 年月日

藤云々藤藤

右の中三位以上は名を著くを例とす、後には又上より下に令するにも藤を用ふることあり、既に奈良朝より、藤と藤との様式を合併したるものを藤と云ひ、移の代りとして用ひられたり、共に左に一例を示す、

藤 東大寺一切經司所

請一切經目錄事 在、於彼寺、經律論並兼傳等之目錄是也 右、被、今月六日内宣、件經律等目錄、暫時令請者、今依、宣旨、差、藤子、上君藤呂、充、使、令、事、請具狀、故藤、 天平寶字六年六月七日 法師 道鏡

テナガ テフ

テフノ

テナゴロ ヒンギ

テナガ

手長 蟹應の時、膳部の手傳人を云ふ(徳川實紀)大膳禮に、「膳を出すに手長の衆一同に二人宛有之よし、これは座敷より見えぬ所迄參ものなり、一同手長と云ふは、膳部の方より受取、通ひの方へ渡す手長と云ふなり」とあり、即ち今云ふ膳部の取次人なり、

テナノクニ

出羽國 「イデハノクニ」を見よ、

テナノコホリ

出羽郡 「イデハノコホリ」を見よ、

テナノジンジャ

出羽神社 「イデハノクニ」を見よ、

テナ

内外の官人主典以上、事に據て諸司に申渡する文書を云ふ、藤は普通する意、書式は令義解に見ゆ、

藤云々藤藤

其官位姓名藤 年月日

藤云々藤藤

右の中三位以上は名を著くを例とす、後には又上より下に令するにも藤を用ふることあり、既に奈良朝より、藤と藤との様式を合併したるものを藤と云ひ、移の代りとして用ひられたり、共に左に一例を示す、

藤 東大寺一切經司所

請一切經目錄事 在、於彼寺、經律論並兼傳等之目錄是也 右、被、今月六日内宣、件經律等目錄、暫時令請者、今依、宣旨、差、藤子、上君藤呂、充、使、令、事、請具狀、故藤、 天平寶字六年六月七日 法師 道鏡

テナガ

手長 蟹應の時、膳部の手傳人を云ふ(徳川實紀)大膳禮に、「膳を出すに手長の衆一同に二人宛有之よし、これは座敷より見えぬ所迄參ものなり、一同手長と云ふは、膳部の方より受取、通ひの方へ渡す手長と云ふなり」とあり、即ち今云ふ膳部の取次人なり、

テナノクニ

出羽國 「イデハノクニ」を見よ、

テナノコホリ

出羽郡 「イデハノコホリ」を見よ、

テナノジンジャ

出羽神社 「イデハノクニ」を見よ、

テナ

内外の官人主典以上、事に據て諸司に申渡する文書を云ふ、藤は普通する意、書式は令義解に見ゆ、

藤云々藤藤

其官位姓名藤 年月日

藤云々藤藤

右の中三位以上は名を著くを例とす、後には又上より下に令するにも藤を用ふることあり、既に奈良朝より、藤と藤との様式を合併したるものを藤と云ひ、移の代りとして用ひられたり、共に左に一例を示す、

藤 東大寺一切經司所

請一切經目錄事 在、於彼寺、經律論並兼傳等之目錄是也 右、被、今月六日内宣、件經律等目錄、暫時令請者、今依、宣旨、差、藤子、上君藤呂、充、使、令、事、請具狀、故藤、 天平寶字六年六月七日 法師 道鏡

テンエーテンカ

と、なれり(景徳傳燈録、禪林象器)
テンエー 天永 後鳥羽天皇御宇の年號、
天仁三年七月十三日、天變に因て改元す、三年を経て
永久と改む(開元部類抄に「天變改元例、天永、
星、永久元永」とあるに據れり(國朝年號譜))
テンエン 天延 圓融天皇御宇の年號、天延
四年十二月二十日、天變地獄に因て改元す、三年を
経て貞元と改元す、
テンオウ 天應 光仁天皇御宇の年號、
寶龜十二年正月一日祥瑞に因て改元す、一年を経て、
桓武天皇延暦と改元す(開元部類抄に「此有司
典、伊勢宮所見美雲、正合天瑞、彼神宮者國家所
見、自天應之、吉無不利云々」とあり(續紀))
テンカ 殿下 皇太子、皇后、皇太后、太皇太后
に對する敬稱、直接に太子三后に啓するは恐れある
を以て、其殿下にある人に言上する意より轉化した
るなり、令に「率土之内、於三后皇太子一上啓、稱
殿下」と見ゆ、然るに後には攝政關白たる人に對し
ても此敬稱を用ふるに至れり、これ蓋し藤原勢を得
るに及び、諸臣等諂諛して濫稱し、遂に習俗となれ
るものなるべし、降りて明治二十二年二月、憲法制定
の時、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王
妃、内親王、王、王妃、女王の敬稱と定めらる(皇制令、
安齋隆華、皇室典範)

テンカイ 天海 俗姓は三浦、董名兵
の支族なり、初名隆風、後ち天海と改む、南光坊と稱
す、慶安元年四月勅して慈眼大師の號を賜ふ(續紀)
會津の人、十一歳にして出家し、十四歳叡山に登り、
神藏寺實全の室に入り、檀那一流の典範を極め、更
に三井寺及び南都の諸寺に遊び、永祿元年故郷に還
る、元龜二年叡山、續田信長の兵災に罹るや、山上の

テンカ

英後亮信濃信等、乘徒を率ゐて甲斐に入り、武田信玄
に據る、信玄大に喜び、東國の學徒を招きて、盛に
論席を開く、天海時に推されて講師となり、辭氣勇
壯、義旨深玄、之より其名一時に高し、豪傑深く之
を器とし、慧心精
流の幽旨を傾けて
之に授く、天正五
年甲斐を辭して又
會津に歸り、途上
野長樂寺に於て葉
上一流の灌頂を受け、又嘗て臨濟禪を傳ふといふ、天
正十八年豐臣秀吉の小田原を圍むや、當時會津の主
藤名盛重伊達政宗と戦つて利あらず、其國を去りて
秀吉の小田原陣に隨ひ、常陸河内郡信太庄を賜ふ、封
内古刹あり、不動院と號す、盛重之を再興し、天海
を迎へ、慶長四年また仙波の喜多院に主たり、尋て下



(藏所院多喜藏武)

野宗光寺に住す、此年三味流の灌頂を受く、慶長十
二年徳川家康其名聲を聞き、召して山門の探題奉行
と爲す、是に於て東塔南光坊に住したり、十一月梨木
最胤法親王によりて法受流の傳法灌頂を受け、十三

テンガ

年家康の命によりて駿府に赴く、明年京都に入るや、
後關成上皇召して法を宮中に問ひ、權僧正を授く、
十五年再び駿府に赴き、十六年血脈を家康に傳へ、功
によりて僧正となる、時に上皇宸筆を授めて鬼沙門
堂の門室を賜ふ、十七年家康の命によりて喜多院を
修し、十八年また日光山を領す、蓋し家康豫め終焉
の地と爲すなり、元和元年血脈を上皇に傳ふ、此年中
和門院附禮殿一字を寄せらる、即ち之を叡山の東麓
に建つ、後ち親王門室となり滋賀院と稱す、元和六年
家康薨す、遺命によりて久能山に移葬するに及び其法事
年四月改めて家康を日光山に移葬するに及び其法事
を總ぶ、四年徳川秀忠天海と號して紅葉山の廟を造
營し、寛永二年寛永寺を創立するや、命じて之を領せ
しむ、爾來日光東叡の兩山を山門に准擬す、三年十
二月東叡山本院に於て穴太流の灌頂を受く、東叡山
これよりして密法諸流派學の地となれり、寛永九年
秀忠薨じ、家光職を嗣ぐに及び、崇敬益々篤し、二十
年七月朔に薨し、十月二日寂す、年百廿餘、日光山に
葬る(兩大師傳記、日本佛教史綱)

テンガイ 天蓋 佛像の上、又は塗彩の楯の
上にかざす器具、長き柄の先の曲りたる端に、蓋を
約り下げて飾を垂る、多く巾を張りて用ふ、故に又
「キマカサ」と云ふ、印度は熱帶國なるを以て、熱さを
防ぐ爲め、花重軒飾を用ひたるより起れりと云ふ、眞
俗佛事編に「菩薩本行經に曰く、佛諸比丘及び阿羅
漢與羅漢國より村落を遊行す、時に極熱にして塵
なし、羊を逐ふもの、之を見て悲み、草花を擧て蓋を
作り佛の上を覆云々」と見えたり、
テンカク 典客 知客(シカ)を見よ、
テンガク 田樂 歌舞の一種、王朝時代の中

テンガ

業、田植の時、農人の勞を慰め其業を勵まさんが爲め
に、笛鼓を鳴らして踊りたるを其起原と爲す、後ち
田植ならざる時も其景狀を模し、その中へ漢土傳來
の歡樂なる一足高足などいへる離れ業を取交へ、自
ら一種の風流となりて、貴族を限らず流行せし事、
細河天皇の永長元年京都に大田樂の儀しありしにて
何ふべし、而して此時の事を記したる大江匡房の洛
陽田樂記に「初自關里、及於公卿、高足、一足、腰鼓、
振鼓、銅鼓子、編木、唯女、春女之類、日夜無絶、喧嘩
之甚、能爲人事(中略)其終文殿之衆、各企此業、幸
言朝臣以老耄之身、勤勞之儀、有後、有信、季嗣、
教基、在真等朝臣、並折桂射鶴之輩、不偏一人、或著
禮服、著甲冑、或稱後卷、或稱後卷、(中略)侍臣復
參業中、權中納言基忠稱捧三九尺高扇、通使稱兩脚
著三平間笠、參議宗通稱著三葉尻切、何況侍臣徒衆、推
可知、或裸形腰帶、紅衣、或放、帶頂戴、田笠、ことある
を見れば、今日の儀、茶番等に類似せるが如し、甲
冑、高扇、扇切等は、常に田樂の能に用ふるに據
れるものならん、此後終に一道の藝となり、専ら法
師のする業として、其家を立て、本座新座など座を
分ち、競うて其業を練磨せり、之を田樂法師と稱す、
北條高時、足利尊氏等相繼いで此技を好みしかば、從
來行ひ來れる中門口、立達、刀玉、高足等の藝の外に、
舞の手を變じ、古へありし事を一曲に擬り、能藝とい
ふ事を新作するに至れり、即ち田樂の能なり、應永
廿八九の兩年、祇園御旅所にて増阿彌の勳進田樂の
機數へ、足利義持の臨みしと花管三代記に見え、文安
元年の田樂能には伏見宮、足利義親等の臨みしと其
記に見えれば、當時はいまだ盛んなりしと明かな
るも、一條兼直の尺素往來を按ずるに、誠漸漸く盛
んにして田樂に對揚せしとを載せ、尋て寛正五年紀

テンカ

河原勳進後樂日記には、田樂法師祇候の事見えたる
ども、もとより猿樂の勳進にて、田樂は能を行はざ
りしなり、これより後、田樂は遂に猿樂の壓する處
となりて衰へ、僅かに春日日光等大社の神事に、其
面影を存するのみとなり、近世に及べり(歌舞音樂略
史)
テンカマル 天下丸 安宅丸(アケケマル)
を見よ、
テンキ 天喜 後冷泉天皇御宇の年號、
永承八年正月十一日、天變地異に因て改元す、五年
を経て廣平と改む(開元部類抄に「人生有道、則嘉
祥並獲、此則天喜也」とあるに據る(國朝年號譜))
テンギ 典儀 即位の時儀式を掌る少納言を
云ふ、ソタキト參看、
テンキウ 典祝 馬寮(メレウ)を見よ、
テングダウノラン 天狗黨亂 國江
戶幕府の末、水戸藩内に天狗連、諸生連の二黨派あ
り、天狗連は、過激手段を以て尊王攘夷を行はんと
し、武田新當齋、藤田小四郎等其領袖たり、諸生連
は、温和派にして市川三左衛門、これが首領たり、此
二派は烈公在世の時より、既に相軋せりと雖も、公
の威靈を以て僅かに抑壓するを得たりしが、公の薨
後藩中の權柄は、諸生連の手中に歸したるのみなら
ず、京都の形勢亦一變し、攘夷の實行は無期限の延
期となりしが故、天狗連は過激手段に訴へて其目的
を貫かんとし、茲に一大爭亂を生じたり(開元部類抄)
元年、水戸町奉行田丸稻之右衛門、藤田小四郎等、勅
旨を奉じて攘夷の實を擧げん事を圖り、同志を糾合
し、四月烈公の神輿を奉じて日光山の祖廟に詣り、楯
木の太平山に屯集し、更に歸りて筑波山に據り、附近
の富豪より、攘夷用金と稱して金穀を徴發し、頗る

テング

復讐を極む、在江戸の家老武田新當齋等亦遙かに氣
脈を通じ、其勢力擴張にして容易に鎮定せず、五月
諸生連の首領市川三左衛門、朝比奈彌太郎等は、之
に對する策を講じ、直に江戸邸に來りて事情を陳す、
これが爲め新當齋等は其職を奪はれて水戸に還逐さ
れ、爾來公然天狗連の首領として其黨を指揮し、再
び江戸邸に來りて其冤を訴へしかば、市川、朝比奈
等亦強けられ水戸に歸る、市川等即ち水戸城に入り、
烈公の夫人貞芳院及び公子を奉じて、天狗連を討た
んとし、遂に兩派の軋を生じ、常野の關原の戰勝た
り、而して藩主徳川慶篤鎮壓するに能はず、因て幕
府は五月廿一日、水戸派士の取締を關八州、並に越
後信濃の諸藩に命じ、尋て高崎笠岡の二藩に出兵を
命じ、追討使を派遣して、征討せしめしと雖も、常に
利を失し、追討使は兵糧の缺乏を名として江戸に歸
れり、是に於て幕府は更に老中格田沼重富を總督
として、水戸に向はしむ、水藩の支族松平頼徳亦藩
主名代として、鎮定に赴きしが、途中却つて派士に擁
せられたり、故に派士の軍は容易に平ざるを得ず、既
にして二本松、福島、磐城平、榎倉、新發田、高崎、宇都
宮、壬生、佐倉、關宿、結城、忍等、十餘藩の兵來り會す
るに及び、派士等は四面より圍まれて大敗し、松平頼
徳は幕府に抗するを思ひ、出で、陳謝したれども、用
ひられずして、自盡を命ぜらる、派士等已むを得ず、
京都に上り一掃慶喜に就きて、我黨の心事を陳述す
べしと決議し、武田新當齋、藤田小四郎等、十一月下
旬、下野より上野信濃に出で、進みしが、諸藩の兵は
其銳鋒に恐れ、敢て支ふるものなし、一掃慶喜之を聞
き、十二月一日自ら兵を率ゐて京都を發し、大津に出
で、其來るを迎へて逮捕せんとす、加賀越前の諸藩
亦兵を出して應援したりしが、十二月十一日新當齋

テンク

等は積雪の爲めに行軍の自由を失ひ、且糧盡きたるのみならず、四圍皆諸藩の爲めに道を扼せられて進退に谷まり、遂に越前新保宿に於て加賀藩の軍門に降る、同勢を以て八百廿三人なり、諸藩加賀藩にこれを教養に護送し、諸寺に宿舎せしむ、越えて翌慶應元年正月、大目付黒川近江守來り、福井、彦根、小濱の三藩に分配して監守せしめ、二月四日耕雲齋以下三百五十人を斬し、耕雲齋、田丸稻之右衛門、藤田小四郎等の首級を水戸に送りて之を梟首し、餘黨或は配流し、或は追放し、事漸く平々(幕府衰亡論、波山始末、徳川太平記)

テンクワン

天皇の召す冠を云ふ、五冠(ヤククワン)、冕冠(ベンクワン)を見よ、

テンゲウ

天慶 朱雀天皇(御宇)の年號、承平八年五月二十二日、天變地妖に因て改元す、九年を経て村上天皇の時、天曆と改元す、

テンゲウタイシ

傳教大師 最澄、サイチヨウを見よ、

テンゲウノラン

天慶亂 桓武天皇の皇子高原親王の支孫にして、鎮守府將軍長持の子なり、下總國豐田相馬の兩郡に住し、相馬小二郎と稱す、勇悍人に過ぎ、尤も騎射に巧なり、嘗て藤原忠平に仕へ、檢非違使たらんとを求む、省みられず、將門怨望し去りて東國に赴く、延長九年女事に因りて、前常陸大掾源朝の三子扶隆、繁等と争ふ、伯父常陸大掾平國香、扶等を助けて遂に兵を交へ、國香及び扶等皆將門の爲めに殺さる、國香の子貞盛、平貞兼と共に將門と戦ひて大敗し、纒に身を以て免かれ、貞盛は京都に走る、時に武藏守興世王、介源經基等、足立郡司武藏武芝と相争ふ、將門往きて之を和解し、興世王及び武芝を招き、置酒して宴を張

テンゲ

る、經基後れて來り會せんとす、武芝の兵和成るを知らずして經基を討つ、經基大に驚き、これ興世王、武芝と和して吾れを殺さんとするなりと思惟し、貞盛と共に京に歸り、將門及び興世王の謀叛を奏す、時に天慶元年なり、朝議多治比助眞を關東に下し、事實を買さしむ、將門常陸下總武藏上野下野五國の轉文を取り、謀反の實なきを辨じ、罪なきを得たり、將門の從兵に藤原玄明といふ者あり、常陸に住し、官物を欠負し、兼て劫略を事とす、國司藤原維茂之を征せんとす、玄明通れて將門に投ず、將門之を助けて却て國府を襲ひ、維茂を擒にし、印籠を奪うて還る、興世王、將門に説きて曰く、一國を討つと雖も公の責輕からず、同じくば坂東を掠めて暫く時機を伺はんと、將門賛同し、進みて上野下野を掠め、其守介を逐ふ、會々一人あり、八幡大菩薩の使なりと稱し唱へて曰く、朕の位を陛下將門に授けんと、將門大に喜び、自ら新皇と稱し、下總武藏を以て帝都に擬し、且八省百官を定む、伊豫藤原純友之を聞き、又伊豫に據りて反し、官物を掠め官舎を燒く、朝廷震駭す、即ち藤原忠文を征東大將軍とし東國に遣し、小野好古を山陽道の追捕使として純友を討たしむ、時に下野押領使藤原秀郷といふ者あり、天慶三年二月一日貞盛と共に兵を下野唐澤山に集む、將門兵を率ゐて下野に向ふ、前軍の將敵を侮り、將門に告げずして秀郷の陣を突く、秀郷之を破り、追うて川口村に到る、將門自ら鉦を揮ひて之を防ぎしと雖、終に支ふる能はず、是に於て常陸下總の軍皆退れ去る、十三日秀郷貞盛等下總の堺に着す、將門退きて鳥嶺山に隱る、貞盛即ち岩井を發し其城郡殿舎を燒く、將門嶺山の北山に進み、山を帯びて陣し、殊死して戦ふ、秀郷の軍爲めに風塵す、會々流失あり將門に中り、馬より落ちて殺さ

テンゲ

る、興世王等の餘黨尋で謀に伏す、忠文途に之を聞き軍を率ゐて京都に還る、東國既に平定せるを以て、南海の純友全く孤立し、好古の爲めに破られて太宰府に走る、好古追撃して利あらず、純友の軍又振ふ、朝廷更に忠文を征西大將軍となし、諸軍を督して之を征せしむ、未だ至らざるに先だち、好古等奮戦して純友を破る、純友再び伊豫に遁れ、警保使橋邊保の爲めに擒へらる、尋で獄中に死す、天慶三年三月秀郷を從四位下に叙し、兼て功田を賜ひ、永く子孫に傳へしむ、尋て下野武藏兩國守に兼任す、又貞盛を從五位下に叙し右馬助に任す、經基を從五位下に叙し、太宰大貳に補す、並に其功を賞するなり、四月秀郷、將門の首を京都に輸送す、之を東市に懸す、越えて同四年純友の死するや、純友及び其子重太丸の首を東市に懸し、幾もなくして興隆紀文度、藤原三長、同文元を斬す、茲に於て亂全く平々(扶桑略記、日本紀略、將門記、純友追討記)

テンゲン

天元 圓融天皇御宇の年號、貞元三年四月十三日改元、五年を経て永觀と改元す、

テンサ

典座 禪宗にて衆僧の牀座器具飲食を分つ事を掌る役、六知事の一、もと四分律等に見え、九事即ち牀座、請會、房衣服、華、果蔬、燈水、雜餅食を次第分する役なるを、唯座の一を擧げて他を攝したるものなり、僧史略に、典座者謂典主牀座、九事舉座一色以攝之、乃進典(雜事)也と見ゆ、今は全く衆僧の役名となる、勸修清規に、典座職掌、大衆齋粥、一切供養務在清潔、物料調和、檢束東厨務、職情常住、不得暴殄、調衆行者、領守規矩、行登普請、不得怠慢、云々とあり釋氏要覽、釋林象器等、所稱、天子、天皇の別稱、靈斷に、天子夷狄

テンシ

靈に、靈伴天地、者、天祐而爲子、故稱天子ことあるにて其本義を知るべし、而して公式令の義解に、凡人君者、父天母地、故曰天子こと見え、支那の風を襲ひたると明かなれども、また別に天神の御子といふ意味をも含めるがごとし、石原正明の年々靈伴に「わが天皇は、日の神の御後たまはまれば、天子とも天孫とも、天神子とも申して、其流れ萬世無窮の天子におはせば、唐國とはやうかばりて、實によりたる御孫なり」といへるは從ふべきなり、書紀履中天皇五年十月の條に、檢按天子之百姓ことあるを初見とす、尋で推古天皇の時、隋に贈りたる國書に、日出處天子致書日沒處天子こといへる句ありしと隋書に見えたり、また文武天皇の大寶令に、天子祭祀所稱とありて、義解に、謂告三神祇稱爲天子こと見ゆ、爾來天子の稱を以て天皇を呼び奉りしこと日本記略、台記、空穂物語、源平盛衰記、太平記等に散見せる處多からず、江戸時代には、士民多く尊稱を加へて天子様と唱へたり、テンサカシ參看、

テンシ

典侍 内侍司(ナイシノツカサ)を見よ、

テンシ

殿司 トノモノツカサを見よ、

テンシ

典侍給 典侍に給ふ年給(「チンキフ」參看)を云ふ、一分一人なり、又往々目を任ぜらるることあり、即ち典侍奴子朝臣當年給として、天元四年陽候宿禰内成を陸奥權目に任ぜしが如し(年給考)

テンシ

點心 定食前後の小食を云ふ、即ち間食なり、後世の茶請の菓子、菓子と同じ、又俗に菓子云へり、少しの食を心胸の間に點する義なりといふ、頼山陽に「今以早飯前及飯後午前午後膳前小食、爲點心、庚史郎灌爲江准留役、家人備夫人

テンシ

農鏡、夫人願其弟曰、汝壯未畢、我未及笄、爾且可點心、則此語唐時已然」と見えたり(類聚名物考) **テンシ** 天神 天津神(アマツカミ)及び北野神社(キタノノウジノヤ)を見よ、 **テンシ** 天神七代 天上におはします七柱の神、即ち國常立尊、國狹穗尊、豐斟尊(以上三代大神)泥土煮尊(陽神)沙土魂尊(陰神)、大戸之道尊(陽神)大戸間邊尊(陰神)、面垂尊(陽神)惶根尊(陰神)、伊弉諾尊(陽神)伊弉册尊(陰神)を云ふ、地神五代に對して云ふ詞、皇代記古事記傳に、後世に神世七代の神を天神七代と申し、後の神世五代の神を地神五代と申すは、如何なる人の云ひ始めたるか甚だいはれなし、唯天と地とに配せんとの説なるを、世に著く云ふは非なり、此七代を天神と申せること古書に在り、天に坐す神を天神といふ、伊弉諾伊弉册神を記せるを見るも、天に坐す神とは見え云々」と云へり、釋日本紀に、天神七代とあるを初見とす、

テンシ

テンシ テウヤク 天津條約 條約をいふ、開國條約、保守黨の大員を刺傷して大政革新を期し、而して我公使館に援を乞ふ、公使兵を率ゐて王宮を衝る、保守黨直ちに清兵に頼る、清將兵二千を以て王宮に迫り、我公使館を燒き、婦女を辱め、暴虐を極め、殺傷甚し、此報我國に達するや、政府は先づ、使を朝鮮に派して談判を開き、五事を約せしむ、然れど我國人は、最も清兵の暴行多きを憤激し、清國の謝罪を得ずんば、將に干戈に訴へんとするの勢あり、是に於て宮内大臣伊藤博文、特派全權大使に任ぜられ、四郷従道、仁禮京範、野津鯨雄、井上毅等と共に十

テンシ

八年三月十四日天津に着し、四月三日李鴻章及び吳大澂等と談判を開き、左の三款を約して結了す、一、議定す、中國朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本國朝鮮ニ在リテ使館ヲ護衛スルノ兵ヲ撤シ、重押蓋印ノ日ヨリ起リ、四ヶ月ヲ以テ期シ、限内ニ各々數千靈クシテ撤同スルヲ行ヒ、以テ兩國邊境ノ虞アルコトヲ免ル、中國ノ兵ハ馬山浦ヨリ撤去シ、日本國ノ兵ハ仁川浦ヨリ撤去ス、一、兩國均ク尤ス、朝鮮國王ニ勸メ、兵士ヲ教練シ、以テ自ラ治安ヲ護スルニ足ラシム、又朝鮮國王ニ由リ、他ノ外國ノ武弁一人、或ハ數人ヲ選僱シ、委ヌルニ教演ノ事ヲ以テス、嗣後日中兩國均シク兵士ヲ派シ、朝鮮ニ在リテ教練スルコト勿ラシム、一、將來朝鮮國、若シ變亂重大ノ事件アリテ、日中兩國或ハ一國、兵ヲ派スルヲ要スルトキハ、應ニ先ヅ互ニ行文知照スベシ、其事定マルニ及テハ、仍即チ撤回シ、再々ヒ留防セズ、別に附約として、清兵の日本人を殺害凌辱したりとは、確證なきを以て之を措き、他日證左あるを以て、刑に處すべしと爲す(法令全書、明治歴史)

テンシ

天正 正親町天皇御宇の年號、末五年は後陽成天皇の御宇に係る、武家にては、織田信長、豊臣秀吉が、兵馬の權を掌握せる時代なり(元龜四年七月廿八日改元す、十九年を経て文祿と改む)開國文選に「高以下爲基、民以食爲天、正其末者端其本、善其後者慎其先、老子經云、清静者爲天下正」とあるに據れり(國朝年號譜)

テンシ

殿上 殿上間(テンシヤウノマ)及び殿上人(テンシヤウヒト)を見よ、

テンシ

天正大判

テシ

金貨の一種、天正年間に造りたるを以て此名あり

テシヤウウハウ

天正通寶

錢貨の一種、天正年間に造りたるを以て此名あり

テシヤウノエンス

殿上酒酔

朝廷にて、正月、五節、臨時の大禮等の後、藏人頭以下の殿上人を、清涼殿に召して、盃酌の事あるをいふ、内々の儀にて、恒例の公事にあらざる

テシヤウノゼウ

殿上丞

テシヤウノノリユミ

殿上賭弓

テシ

時代朝廷に於て、臨時に殿上の侍臣を前後に別ち射を試みしむる儀式をいふ、其儀大概賭弓に同じ、只此式には殿上賭弓と稱し、事畢りて後、一同賀賀神社へ詣づることあり、之れ恒例の賭弓になき所なり

テシヤウノ

殿上

簡 日給蘭(ニツキフノフダ)を見よ、

マ

殿上間

大内裏清涼殿の南庭に在る間を云ふ、また院、女院等にも在り、公卿殿上人の懸候する處なり、殿上、殿上侍、侍、侍、上、雲霧とも稱す、尙ほ海人藻芥に據

テシヤウノ

殿上

をいふ、猶ほ禁裏抄に、上戸の邊に棗杖、北長押に和琴を置き、横敷の前に硯あり、南面には垂幕、棹の間

テシヤウヒト

殿上人

位の人の昇殿を許されたるもの、稱、又雲霧とも、ウヘヒトとも云ふ、後世堂上とも云ふ、堂上とはもと殿上に供奉する官の總稱なりしが、後には殿上人をのみ云ふに至り、明律に南京堂上文職と見えたり、昇殿を許されたる人は、清涼殿の殿上の間に在る日給蘭に姓名を記し置く、故に昇殿を許さるゝ事をば、又「フダニツク」とも、仙籍を賜るとも云ふ、一説に殿上は三位以上なれば、殿上すまじき人の許されたるを賞して云ふ調なりと云へり、攝關の子の元服以前殿上に仕ふるを、殿上人と云ふ、殿上人の数は、寛平遺議には三十人と定められし、後には増して、七八十人より百人に及べり、院女院にも又殿上人あり、源義経が院昇殿を許されし事は、尤も著名にして吾妻鏡、源平盛衰記にも見えたり(禁裏抄、増註藤原経、海人藻芥、倭調笑)

テシヤウホフシ

殿上法師

典主 社司(シヤシ)を見よ、

テシヤウ

天守

天授 南朝後龜山天皇御宇の年、文中四年(北朝の永和元年、將軍足利義満)五月廿五日改元す、六年を経て弘和と改む(國朝年號譜)

テシヤウカク

天守閣

城郭の一部を爲す建築、櫓の類にして殊に高大なるもの、三層又は五層七層より成る、大抵本丸の中央に造れり、天守は天主の借字にして、即ち帝釋

テシヤウケウ

天主教

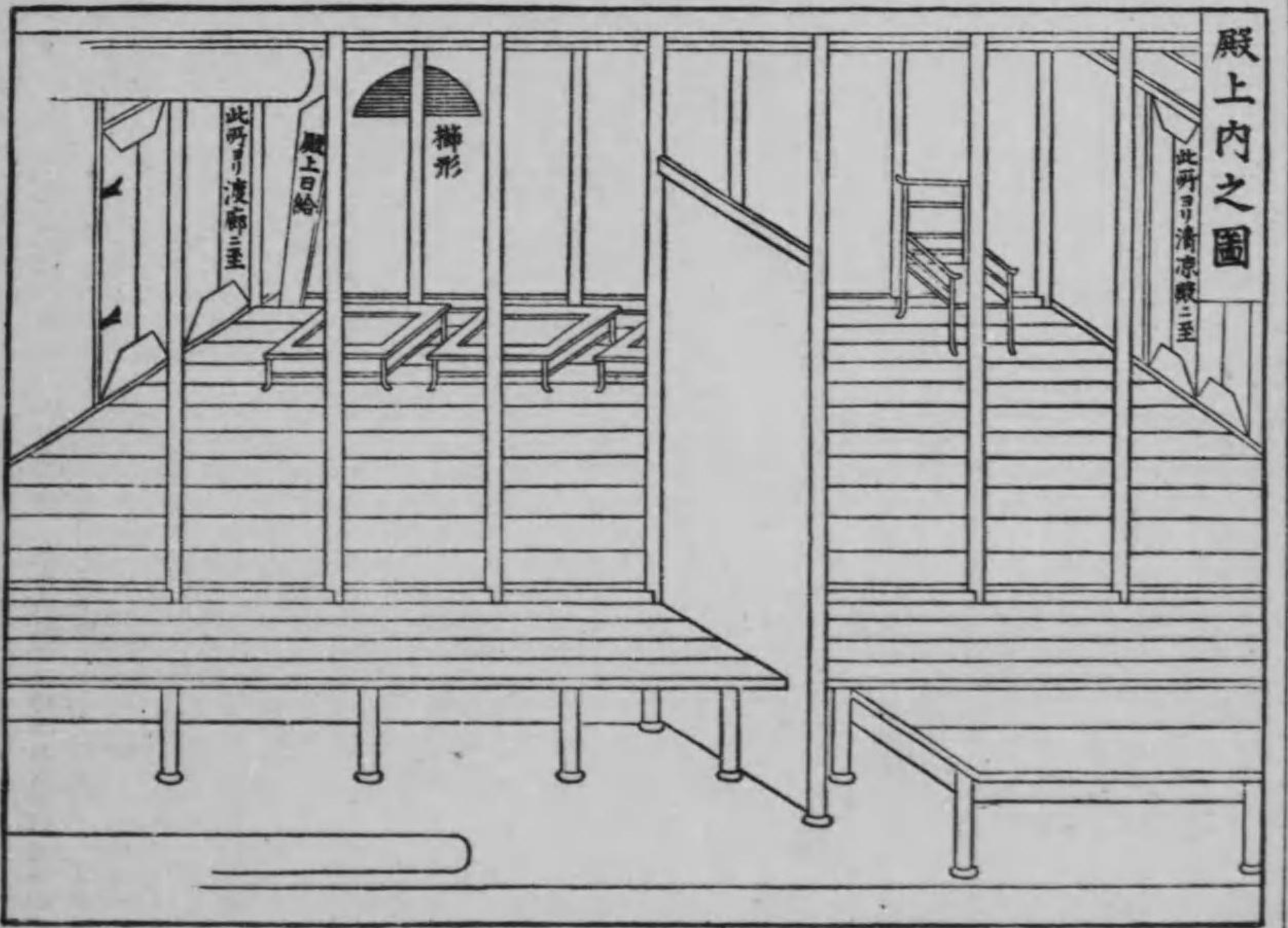
基督教の一名、天主は天主即ちテウス(Deus)の音譯にして眞神の義なり、切支丹宗(キリシタンシヤウ)を見よ、

テシヤウバン

天守番

江戶幕府の職名、江戸城天守の守衛を掌る、天守番、四十人あり、全體を四組に分つ、百俵高五人扶持にして

殿上内之圖



(就所設圖開見開風)

テシ

テシ

テシ

れば、親王大臣家にもありと云ふ、廣さ六間に、神門の東三間及び西三間とす、内部の模様は禁裏抄に、殿上は御殿の孫庇を除きて、四へ四間の通障子のとをりに、はしをば六間にわけて、柱をたてたり、上の戸の妻戸、内へ開く、扉は小部(コゴトミ)と稱す、一間の奥に壁にそへて、御椅子をたつ、此御椅子は、昔のまゝにて、今まであり、間白、御椅子の傍に着座するなり、其前のえんは小板敷といひて、紫緑の畳をしく、職事此所に候ふ、頭さぶらふをりは、五位は、うろはしくはあらず、片香はきながら片膝をのぼせたり、此座につく、又障子の間をしつする人もあり、小板敷の上、三の間に柱をたて、四の間の中に、ちいさき柱をたて、横さまに水をわたして、神の間といひて、御椅子の覆とりてかくるなり、覆は、蘇芳の絹をねりたる、差蓋をしきみちておく、はしに疊をしく、奥はし各一帖、雨めんなり、末横さまに又赤べりをしく、中に差蓋をたつ、かしらの方は、切差盤、次八尺二脚なり、其まへに火櫃二ツおく、夏は火櫃をとりて、いきたんき

テシヤウウハウ

天正通寶

錢貨の一種、天正年間に造りたるを以て此名あり

テシヤウノエンス

殿上酒酔

朝廷にて、正月、五節、臨時の大禮等の後、藏人頭以下の殿上人を、清涼殿に召して、盃酌の事あるをいふ、内々の儀にて、恒例の公事にあらざる

テシヤウノゼウ

殿上丞

テシヤウノノリユミ

殿上賭弓

テシ

時代朝廷に於て、臨時に殿上の侍臣を前後に別ち射を試みしむる儀式をいふ、其儀大概賭弓に同じ、只此式には殿上賭弓と稱し、事畢りて後、一同賀賀神社へ詣づることあり、之れ恒例の賭弓になき所なり

テシヤウノ

殿上

簡 日給蘭(ニツキフノフダ)を見よ、

マ

殿上間

大内裏清涼殿の南庭に在る間を云ふ、また院、女院等にも在り、公卿殿上人の懸候する處なり、殿上、殿上侍、侍、侍、上、雲霧とも稱す、尙ほ海人藻芥に據

テシヤウノ

殿上

をいふ、猶ほ禁裏抄に、上戸の邊に棗杖、北長押に和琴を置き、横敷の前に硯あり、南面には垂幕、棹の間

テシヤウヒト

殿上人

位の人の昇殿を許されたるもの、稱、又雲霧とも、ウヘヒトとも云ふ、後世堂上とも云ふ、堂上とはもと殿上に供奉する官の總稱なりしが、後には殿上人をのみ云ふに至り、明律に南京堂上文職と見えたり、昇殿を許されたる人は、清涼殿の殿上の間に在る日給蘭に姓名を記し置く、故に昇殿を許さるゝ事をば、又「フダニツク」とも、仙籍を賜るとも云ふ、一説に殿上は三位以上なれば、殿上すまじき人の許されたるを賞して云ふ調なりと云へり、攝關の子の元服以前殿上に仕ふるを、殿上人と云ふ、殿上人の数は、寛平遺議には三十人と定められし、後には増して、七八十人より百人に及べり、院女院にも又殿上人あり、源義経が院昇殿を許されし事は、尤も著名にして吾妻鏡、源平盛衰記にも見えたり(禁裏抄、増註藤原経、海人藻芥、倭調笑)

テシヤウホフシ

殿上法師

典主 社司(シヤシ)を見よ、

テシヤウ

天守

天授 南朝後龜山天皇御宇の年、文中四年(北朝の永和元年、將軍足利義満)五月廿五日改元す、六年を経て弘和と改む(國朝年號譜)

テシヤウカク

天守閣

城郭の一部を爲す建築、櫓の類にして殊に高大なるもの、三層又は五層七層より成る、大抵本丸の中央に造れり、天守は天主の借字にして、即ち帝釋

テシヤウケウ

天主教

基督教の一名、天主は天主即ちテウス(Deus)の音譯にして眞神の義なり、切支丹宗(キリシタンシヤウ)を見よ、

テシヤウバン

天守番

江戶幕府の職名、江戸城天守の守衛を掌る、天守番、四十人あり、全體を四組に分つ、百俵高五人扶持にして

テンシヨウ

藤原同詰とす、天守下番、二十一一人あり、並に天守番頭之を支配す、頭は四人ありて各々一組を率ひ、四百石高、焼火同詰にして、留守居の支配たり、

テンシヨウ

天承 名義崇徳天皇御宇の年、大治六年正月二十九日改元、一年を経て長承と改む、

テニス

殿司 名義社僧の役名、寺殿並に其寺の屬せる神殿に關する一切の事を掌る、

テンセイ

粘餅 菓子的一種、粘にて作れる油餅をいふ、下は平たく、中は窪み、人臉の形に似

テンセイ

たり、朝廷節會の時等に用ふ、猶ほ委しき、とは本多忠憲の博桑葉、藤原純の集古圖卷につきて見るべし、

テンセイ

田制 王朝時代太古以來、陸田(粟、稗、麥、豆等を種うる地)、水田(稻穀を種うる地)の稱あり、

テンセイ

等の名ありて、各々其制あり、又田品を分ちて、上中下、下の四等とし、常に田籍田圖を造らしめ、

テンセイ

之によりて四至を定め水利を通ずる等の資に供す、民部省圖帳是なり、

テンセイ

と稱して、新檢に區別し、元祿以前に檢地したるを、本田畑といひ、元祿以後享保以前にかゝれる新開を、古新田と稱して、享保以後の新田に區別せり、

テンセイ

田籍 名義王朝時代國郡郷土の戸

テンセイ

主姓名口分町段を注記したるものを云ふ、思原治等、孝徳天皇大化二年八月國々の疆界を製て、

テンセイ

慶雲三年九月、制地は大寶の如くにして租税を改め、一段實に七把を減す、奈良朝時代和銅六年度量を改

テニシ

種目	歩	段	獲	米	租	米
大化	前	方	七三〇	三三〇	六六〇	〇
大化	前	方	七三〇	三三〇	六六〇	〇
白雉	前	方	七三〇	三三〇	六六〇	〇
大寶	前	方	七三〇	三三〇	六六〇	〇
慶雲	前	方	七三〇	三三〇	六六〇	〇

氏	臣	豐	利	足	府	倉	鎌	文	長	延	自	和
下	中	上	下	中	上	下	中	上	保	喜	延	銅
八〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇

氏	川	德
下	中	上
八〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇

テニシ

より「室町時代」なる延徳三年に至りて、北條長氏五公五民を改めて四公六民にしたることあり、此時群雄割據して國々政を異にしたれば、室町幕府に於て、如何なる法を用ひしか知り難きも、當時の概況を知るに足る「桃山時代」はより九十五年の後、即ち天正十四年に至り、豊臣秀吉の制條、及び文祿三年の檢地條例に據れば、和銅以來の一步を曲尺の方六尺三寸の一步に改め、三百歩を一段とし、京升を用ひ、古法を一洗して田畠屋敷方の位を定め、其三分の二を公に改め、三分の一を民の所得と爲す、「江戸時代」には、延寶六年に及び、豆州檢地條目あり、是より歴世條目を立て、檢地したることあり、今其要を擧ぐれば、上田一段獲米一石五斗、租米七斗五升、中田一石三斗、租米六斗五升、下田一石一斗、租米五斗五升、下々田九斗、租米四斗五升とす、明治初年徳川氏の遺制を承け、概ね其舊慣に據る、後ち地所の名稱を區別し、地租改正の法を頒布し、海内齊一の制度を見るに至り、今田租沿革要記の表を掲げ、上古より明治以前に至る、田租の沿革を示す、但し上世は大升、減大升、宣旨升を用ひ、又高麗尺を以て地を度りしも、此表には一覽に便せんが爲め、量は京升、度は曲尺に換算せり、尙ほ年貢(ネンゲ)參看(大日本租稅志、田租沿革要記)

練抄、山槐記、吾妻鏡、源平盛衰記、古事類苑官位部、官令沿革表)

テニシ 天孫 瓊々岐尊より以下御代々々の天皇を云ふ、天孫御子と稱すべきを、書紀が漢文さまにつくりかへたるものなり(玉璽問)

テニシ 天台座主 座主(サス)を見よ、

テニシ 天台三會 三會(サンエ)を見よ、

テニシ 天台宗 天台宗(テニシ)開祖智者大師、天台山にありて、この宗を弘通せしを以て、名づく、本宗は法華經に由て一實圓頓の妙旨を解了し、止観明靜の妙行を修するが故に、具には天台法華圓宗と云ふ、開祖智者大師の撰文、大智度論及び中觀論に依りて、空假中三觀の妙旨を悟り、之を南岳慧思律師に傳へ、南岳之を天台智者大師に傳ふ、天台特に法華の妙旨を發得し、止観、止觀、文句の三大部を開説せり、章安、智威、慧威、玄奘に傳承し、第六祖洞淵湛然に至り、之が記を作りて大に玄旨を輔翼す、其下に道遠、行滿の二師を出す、二師之を本邦開祖傳教大師最澄に傳ふ、初め最澄延暦七年比叡山を開きて此宗を宣揚せしに、桓武天皇勅して其草疏を支那に求めしむ、乃ち支那に航遊し、道遠、行滿二師に學び、別に密、禪、戒をも併せ傳ふ、之を四種相承と云ふ、歸朝後弘仁九年、山家學生式を造りて、一宗の條規を定め、慈覺大師圓仁、開祖に親炙して、本宗の妙旨を領得し、後に入唐求法して、淹留すること十二年、圓密禪戒を諸宿衛に廣受し、歸朝の後、本宗を大成せり、尋で智證大師圓珍あり、亦入唐求法し、歸朝の後、圓城寺を開きて寺門派を創す、其徒相拮抗して互に宗風を宣揚せり、最澄

入滅の際一宗の事務を擧げて之を義真に委附す、天長元年六月、勅して義真を第一座主となす、爾來其職連續として今に至りて絶えず、而して歴代帝室師向の厚き、宇多天皇は叡山千光坊に皇居を立て御室と稱し、後白河天皇は法住寺の御所及び所領を妙法房最澄に附せられ、其他祖師の法跡にして天皇皇族の在住せし寺を門跡と稱し、皇族貴族の出家者をして在住せしむ、即ち叡山座主位の如き、二十五代に至り、醍醐天皇の皇孫明教僧正を座主となせしより、法親王に非ざれば此職に登る能はず、爾來青蓮院、妙法院、圓融院の三門跡、輪番に此職に任すること、なれり、徳川家康に至りて、大に慈眼大師天海を用ふ、天海初め叡山執行探題となり、最も家康の爲めに崇信せられ、維新に參して獻贊する所多し、徳川家光の世に及んで、寛永寺を武藏の上野に創し、輪王寺を日光に開き、皇子を請じて法嗣となし、以て兩山を兼任せしめ、一宗の主務を執らしむ、爾來本山傳來の法務及び天皇に奏請の事を司り、以て明治變革の時に至る、山門派は本山たるを以て、いま派名を唱へず、單に天台宗とのみ稱す、延暦寺を本山とす、エンリヤクワ、ジョムハル、シンセイハ、參看(佛敎各宗綱要、十二宗綱要、日本佛敎史綱)

テニシ 天治 天治(テニシ)崇徳天皇御宇の年號、保安五年四月三日、代始に因て改元す、二年を経て大治と改む、(國朝年號)「帝者徳配天地、天子者繼天治」物とあるに據る、式部大輔藤原光顯申す(國朝年號譜)

テニシ 天竺 印度(インド)を見よ、

テニシ 天竺 林邑(リンイ)ヲカクを見よ、

テニシ

テニシ

テンナー—テンバ

て應和と改む、
テンナ 天和 後醍醐天皇御宇將軍徳川綱吉の年號、延寶九年九月廿九日改元す、辛酉に依てなり、三年を経て貞享と改む、出典後漢書桓帝の詔に、天人協和、萬邦咸寧」とあるに據る、菅原在庸勅申す(國朝年號譜)

テンナン

天安 後文德天皇御宇の年號、齊衡四年二月二十一日、瑞祥に因て改元す、二年を経て、清和天皇貞觀と改元す、出典文德實錄に、嵯美作、常陸二國、獻白鹿連理之瑞云々」と見えたり

テンニン

天仁 後鳥羽天皇御宇の年號、嘉承三年八月三日、代始に因て改元す、二年を経て天永と改む、出典文選に「統天仁風遐揚」とあるに據る、太宰權帥大江匡房勅申す(國朝年號譜)

テンバウ

天保 後仁孝天皇御宇(將軍徳川家齊、同家慶)の年號、文政十三年十二月十日改元す、十四年を経て弘化と改む、出典孟子に「樂天者、保天下、長天者、保其國」とあるに據る(國朝年號譜)

テンバウイチアキ

天保一分金 江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、性堅、縦五分五厘、横三分五厘、十兩の重、小判に同じ、テンバウコバンを見よ

テンバウイチアギ

天保一分銀 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、又古一分銀ともいふ、縦七分五厘強、横五分強、出典源朝編、天保八年十二月、新鑄して之を行はしめ、四箇を以て金一兩に當つ、天保八年より安政元年までを鑄造の年限とす、キンギンクラと參看(大日本貨幣史)

テンバウオホバン

天保大判 江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、性堅、縦二寸、横一寸零五厘強、十兩の重、二十九匁餘、出典源朝編、天保八年七月、品位を善くせんが爲に之を改鑄し、一兩の重を五分を減ぜしむ、天保八年より安政五年までを鑄造の年限とす、「コバン」キンギンクラと參看(大日本貨幣史)

テンバ

江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、また吹増大判といふ、性堅、縦四寸八分五厘、横三寸零五厘、重さ四十四匁五厘餘、内金二十九匁六分、銀十二匁九分五厘、雜一匁四分九厘とす、出典源朝編、天保九年六月、享保以來鑄造せざるが爲め、其數減じたるを以て増鑄す、天保九年より萬延元年までを鑄造の年限とす、「オホバン」キンギンクラと參看(大日本貨幣史)

テンバウコバン

天保小判 江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、性堅、縦二寸、横一寸零五厘強、十兩の重、二十九匁餘、出典源朝編、天保八年七月、品位を善くせんが爲に之を改鑄し、一兩の重を五分を減ぜしむ、天保八年より安政五年までを鑄造の年限とす、「コバン」キンギンクラと參看(大日本貨幣史)

テンバウゴリヤウバン

天保五兩判 江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、性堅、縦二寸九分、横一寸六分五厘、重さ八匁九分八厘零六五餘、出典源朝編、天保八年七月、改鑄して慶長金貨の品位に同し、一箇を以て五兩に當つ、天保八年より同十四年までを鑄造の年限とす、安政元年十月通用を停む、「コバン」キンギンクラと參看(大日本貨幣史)

テンバウチヤウギ

天保丁銀 保字銀 (ハウジギン)を見よ、

テンバウツウハウ

天保通寶 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、又一箇の價、錢の百文に當るを以て當百錢ともいふ、出典源朝編、天保八年七月、一、一寸餘、重五匁五分、貨率大凡百分中銅七十八分、錫十分、鉛十二分、面に天保通寶、裏に當百といへる文

テンバ—テンビ

字と花押とあり、形も圓形を爲せり、出典源朝編、天保七年九月、之を鑄造して行はしめ、一箇を百文に當つ、萬延年間最も多く鑄造す、是れ諸藩札を停め、當百錢と交換せしめんとすの策にて、毎日三十萬枚の鑄造に及びしが、遂に銅缺乏して其事行はれず、空しく其數をのみ増加したり、而して其價始は、四十枚にて舊貨一兩、安政年中六十枚にて一兩、萬延以後百枚にて一兩、明治以後、百二十五枚にて新貨一圓に換ふ、即ち一枚八厘に當る、二十四年其通用を停む、「セニ」參看(大日本貨幣史)

テンバウニシユキン

天保二朱金 江戸時代に行はれたる金貨の一種、天保の年作りたるを以て此名あり、性堅、縦四分五厘、横二分五厘強、十兩の重、三十四匁餘、出典源朝編、天保三年十月、之を鑄造して行はしめ、八箇を以て金一兩に當つ、天保三年より安政五年までを鑄造の年限とす、「ニシユキン」キンギンクラと參看(大日本貨幣史)

テンバウマメイタギ

天保豆板銀 保字銀(ハウジギン)を見よ、

テンビヤウ

天保 後聖武天皇御宇の年號、神龜六年八月五日改元、二十年を経て孝謙天皇天平感寶と改む、出典源朝編、神龜六年五月左京職を獻す、昔に「天王貴乎知百年この文あるに據る(續紀)

テンビヤウカハ

天平革 改革の一種、正平革(シヤウヘイカハ)を見よ、

テンビヤウカンバウ

天平感寶 孝謙天皇御宇の年號、天平二十一年四月十四日改元、同年七月二日天平勝寶と改む(續紀)

テンビヤウシシゴ

天平神護 後稱徳天皇御宇の年號、天平寶字九年正月七日改元、二年を経て神護景雲と改む、出典源朝編、稱徳天皇勅に「朕臣中

テンビ—テンホ

廣外戚近臣幸頼、神靈護國助軍、不盈旬日、成伏誅戮」とある神靈護國より出づるなるべし(續紀)

テンビヤウシヤク

天平尺 尺の一種、其長さ曲尺の九寸七分八厘に當れり、天平時代の尺なるを以て此名あり、「モノサシ」參看、

テンビヤウシヨウハウ

天平勝寶 孝謙天皇御宇の年號、天平感寶元年(天平二十一年)七月二日改元、八年を経て天平寶字と改む(續紀)

テンビヤウハウジ

天平寶字 孝謙天皇御宇の年號、天平勝寶九年八月十八日改元す、二年を経て淳仁天皇即位、尙ほこの年號を用ひらる、是より先天皇履殿承慶の裏に、天平太平の四字自ら生じ、且つ駿河國益頭野人金刺舎人麻呂産字を爲したるものを獻す、仍て改元す、八年を経て稱徳天皇天平神護と改む(續紀)

テンブク

天福 後四條天皇御宇(鎌倉執權北條泰時)の年號、貞永二年四月十五日、代始を以て改元す、一年を経て文暦と改む、出典源朝編、尚書法に「政善天福」とあるに據る、式部大輔爲長勅申す(國朝年號譜)

テンボフアジャリ

傳法阿闍梨 「アツヤリ」を見よ、

テンボフクワンチャウ

傳法灌頂 「クワンチヤウ」を見よ、

テンボフリ

轉法輪 佛經にて菩薩の、怨敵を摧破することを司る、佛の教法を法輪といひ、説法を轉法輪と云ふ、輪は運轉摧破の義有り、即ち邪を摧き外を制するなり、佛の教法は能く邪見煩惱を破し、正道を開くを、輪王の力の能く一切の障礙物を打破し去り、道途を開通し得るに喩へしなり、蓮花の上に座し、左手に金剛杵を捧げ、右手に

テンマ

蓮花を持し、其上に輪を置く、多く調伏の時に祈る(尊容抄、佛教のいは辭典)

テンマ

傳馬 後(一)王朝時代官吏の乗用に供する爲めに備へたる馬、(二)江戸時代宿驛毎に備へたる送迎用の駄馬をいふ、出典源朝編、(一)は孝徳天皇の二年に發したる改新の詔の中に、畿内に驛馬傳馬を置きたるも、并に驛馬傳馬を賜ふ事は、みな給傳の符の數に依れとあるを起原とす、されど其制詳に爲し難し、文德天皇の時の令制には、驛傳馬は公使之に乗る、事急なれば驛に乗り、事緩なれば傳に乗る、傳馬一日の行程凡そ七十里を準とす、傳馬は郡毎に各五、皆官馬を用ひよし、公使驛馬及び傳馬に乗るの時、もし不足せば私馬を以て充てよし、官人傳馬に乗りて使に出でなば、到る處官物を用ひよしなど規定せり、以て驛馬と傳馬に輕重の差あると知るべし、然るに延喜式を檢するに、傳馬をおきたる國は全州の中に留り、且つ各郡に亘らば、當時其要減少したる爲に省略したるものならんか、(驛馬の表參看、後朝綱廢弛するに及びて驛傳の制遂に衰頹せり、(二)天正十八年徳川家康關東に移封して江戸城に入るや、賣田村千代田村の農民馬込助解由、高野新右衛門、小宮善右衛門等其部下の人夫傳馬を率ゐて之を迎ふ、家康依りて道中傳馬役を命ず、文祿元年一駄の駕量を三十貫目と定む、慶長七年家康天下の政權を握るに及び、驛路の事、奈良屋市右衛門、樺屋三四郎の二人をして司らしめ、公用の傳馬は皆此二人發する所の傳馬を以て出さしめたり、十六年傳馬法を令し、江戸日本橋より品川まで上下駄賃は、荷物重さ四十五貫目を一駄とし、京錢廿六文、板橋まで三文とし、人足賃其半とす、尋て寛永十二年武家諸法度を發するや、諸國道路橋梁を修し、驛馬舟

テンマンクウ

天満宮 北野神社(キタノノウジヤ)を見よ、

テンマンタイシサイテンジン

天滿大自在天神 北野神社(キタノノウジヤ)を見よ、

テンムテンワウ

天武天皇 天智天皇の皇子、天智天皇の第四子の天皇、天智天皇の時立て皇太子となる、四年天皇不豫となり、皇子を召して後事を托す、皇子、天皇が大友皇子(弘文天皇)に讓位せんの意あるを察し、固辭して受けず、俄に宮中に制し、皇位の望なきを示し、吉野に入る、既にして天皇崩じ、弘文天皇即位し給へり、然れども皇子實は皇位を得んと欲する念熾なりしを以て、密に策する所多し、是に於て天下の諸臣吉野近江の二派に分れて騷擾す、弘文天皇の元年、皇子遠

テンマン

テンメ

に兵を擧げ、連戦して近江朝庭の軍を敗る、天皇...

テンメイ 天明 光格天皇御世、將軍徳川家治、同家齊の年號、安永十年四月二日改元す、代...

す、米穀を多く貯蓄せる者、又は豪商(大丸のごとき)...

テンメ

テンモ

天明打毀 天明七年米價騰貴の際、江戸及び諸國に行はれたる暴動...

て、五月の末に至り始めて暴風を催したり、明三年...

テンメイノウチコハシ 天明打毀 天明七年米價騰貴の際、江戸及び諸國に行はれたる暴動...

天明餓饉 天明中の饑饉は一箇年に止らず、二年より延びて六年に及び...

天明 後奈良天皇御世、天保五年七月廿九日改元...

テンヤ

テンヤ

テンヤ

開國尚書註に、孔安國曰、舜察天文、齊七政ことあるに據る、文章博士菅原長雄勘申す(國朝年號譜)

茂明勘申す(國朝年號譜) 天役 朝廷にて大儀造營等ある時に、臨時に充つる課役を云ふ、尺素往來に「就」冠履...

察に謀す、後世世官の制興りてより、和氣、丹波二氏世々此職に補せらる、後世助に權官を置き、尤を別て...

天文方 江戶幕府の職名、天文、曆術、測量、地誌の四課に分ち、又西洋書翻譯等の事を掌る、吉田、淺川、山路等數家之を世襲す、屬吏に天文改方(役料十二俵)、下役、出役等あり...

典論 中務省(ナカツカサヤウ)を見よ、 典藥寮 官名、クスリノツカサシとも訓む、唐名大醫署、又尚藥局(關西)大内裏...

天龍寺 關西山城國葛野郡嵯峨村字天龍寺○靈龜山天龍寶聖禪寺と號す、臨濟宗、天龍寺派本山、京都五山の第一〇本尊釋迦牟尼佛(關西)...

天文臺 延享四年將軍徳川吉宗、始めて江戸天文臺を神田佐久間町に建て、自製の簡天儀(天體を測量する器械にして、維新前まで之を用ひたり)をおき、建部賢弘を臺長となし、四川如見等に命じて真享曆を正さしむ、寶曆四年に至りて成る、即ち寶曆曆なり、同七年之を廢す、尋で天明二年五月再び淺草片町に司天臺を設け、明治二年四月之を毀つ、天保十三年飯田町九段坂上にも亦設置したるもあり、なほ城内吹上の庭中にも、文化中設立の天文臺ありて、奥向の職員より、之を管掌せりといふ(日本教育史資料、官制沿革略史、徳川實紀)また諸藩にも往々にして此設けありき、維新の後中央氣象臺を麹町竹橋内に設け、今に及ぶ、

天文博士 陰陽寮(オンヤウレウ)を見よ、

天養 近衛天皇御宇の年號、康治三年二月二十三日革命に因りて改元、一年を経て久安と改む、後漢書に「此天之意也、人之慶也、仁之本也、儉之要也、焉有應天養人、爲仁爲儉、而不降福者乎」とあるに據る、文章博士藤原...

テシリ

鹿王院、西芳寺、地蔵院(以上皆境外に在り)金剛院、寶壽院、壽安院、慈濟院、松岩寺、妙智院、弘源寺、三秀院、永明院とす。〇樓門、假佛殿、蓮佛場(一)に雲居庵と云ふ假方丈あり。〇寶物、遮那院御繪圖、往古諸卿館地之繪圖、應永鈞命圖各一鋪、夢窓國師像三幅(以上國寶)此他筆彥入明記録等あり(天龍寺供養記、山城名勝志、平安通志、京華要誌、國寶目録)

テシリウジハ

天龍寺派 臨濟宗の一派、夢窓疎石禪師を祖とす、「ソセキ」、禪宗(センシユウ)、臨濟宗(リンサイシユウ)を見よ。

テシリウジハネ

天龍寺船 薩摩室町時代、京都天龍寺より貿易の爲め、元に派遣したる船船をいふ。思願船(足利尊氏の天龍寺を建つるや、備後石(夢窓)足利直義と謀り、瓦材器具の要脚を元に募録せん)とを諺ふ。北朝明經明法博士に下して講し其請を聽し、毎年船二艘を出し、商賣の好惡に拘はらず、歸朝の上、現銀五千貫を寺家に納めしむる事と爲さしむ。是に於て曆應四年(南朝興國三年)十二月始めて船を元に遣はし、若干の器物を載せて歸る、以後例となり、毎年此事ありき(續本朝通鑑、日本商業史)

テシリケウ

天理教 神道(シンタウ)を見よ

テシリヤウ

天領(天料) 江戸幕府直轄の領地をいふ。蓋し下民の嘆ぶに任ぜたる私稱にして、正しくは御料(御領)と稱したり。而して其内、郷村の多くは郡代官の管轄する所にして、江戸、大阪、駿府、伏見、奈良、堺、山田、佐渡、浦賀、下田、箱館、神奈川、新潟、兵庫等重要の土地は町奉行の統轄する所に係る、以上を本管地と爲す、此外御預り所と稱する附管地あり、即ち幕領の内、便宜上、諸藩又は各地の奉行に分轄せしめたる處をいふ、例へば伏見

テシリウジハ

奉行が山城の地五千餘石を預り、上杉氏が出羽越後の地五萬五千餘石を預りたるが如し、而して天保九年の調査によれば、幕領全體の石高四百十八萬九千百餘石なりき、世に幕府八百萬石と稱するは、之に旗下の知行所三百萬石を加へたる概算なるべし、詳しくは吹塵録に就きて見るべし、なほ各職員の條を參看せよ(吹塵録、幕府治要略)

テシリヤク

天曆 村上天皇御宇の年號、天曆十年四月廿二日即位改元、十年を経て天徳と改む、二年三月廿五日即位改元、三年を経て天延と改元す、

テシロク

天皇 帝國の主權者の御稱號、古訓「スメラミコト」、または「スメリノミコト」といふ、事物紀原に「除登三五曆記曰、歲起攝提、元氣肇始、有神人、號天皇、項峻始學篇曰、天地立、有三天皇、張倍帝系譜曰、天地始起、溟涬鴻濛、即生天皇、治萬八千歲、此稱皇之始也」と見えたるにて其義を知るべし、なほ唐書高宗の上元二年八月の條に「皇帝稱三天皇、皇后稱天后」などありて、支那にて用ひたるものなれば、吾國にて之を模倣したるなり、天皇にはまた天子、皇帝の別稱あり、下より稱す語に、乘輿、車駕、一人、至尊、主上、内、上、上、上、皇御孫尊、天神御子、日之御子、現人神、明神、大神、御門、御所、内裏、禁裏、公家、萬葉の君、一天の主、十善の主、金輪聖王等あり、敬語には陛下と稱す、なほ御意を諷勸といひ、上表の文には閣下平出等を爲すの制あり、以上重なるものは別項に説明せり、就きて見るべし、而して書紀には神武天皇以下歴代みな天皇の稱を用ひたれども、并に追書に係る、同書神功皇后九年十月の條に新羅王の語を擧げて、「吾國東有三神國、謂日本、亦有聖主、謂天皇」とあれども、これまた同じ、而して

テシロク

て欽明紀九年四月の條に百濟の奏上を擧げて「伏願可畏天皇(西蕃皆稱日本天皇、爲可畏天皇)云々」とあり、また推古紀に、唐に贈りたる國書を擧げて「其辭曰、東天皇敬白西皇帝」とあるは、實際に此稱を彼我に用ひたる初見なりとす、蓋し此頃及びて、漸く天皇なる文字を使用する事となりたるものならん、文武天皇の大寶令には「天子、祭祀所稱」とありて、義解に「謂告神祇稱爲天皇」と見ゆ、以て當時の制、陛下自ら天皇と稱し賜ふとは、神祇に對する時に限りたるの規定なりしを知るべし、なほ古事記、書紀等には、歴代の帝號は御名、又は國風の號に於て某天皇と記したりしが、後漢風に換して、始めて神字天皇と記したりしが、(オクリナ)參看)天武、綏靖等の號を制定せらる、(オクリナ)參看)天皇にして讓位し給へるをば、太上天皇と稱し(略して太上皇または上皇ともいふ)太上天皇にして出家し給へるをば太上法皇と稱す(略して法皇ともいふ)、また帝位を踐まざる親王を天皇と稱し、もしくは太上天皇と爲すことあり、前者は追尊天皇にして、天皇が御父を尊び給ふより出づるあり、或は禰崇を畏れ給ふに由りて起るあり、且つ其號にも讓あり、居所を以て稱するあり、太上天皇と爲すは多く追尊なれども、生前に於り給へるもなきにあらず、なほ大鏡によれば、追尊天皇はみな太上天皇なりしが如し、此外また私稱天皇あり、攝政の皇后、皇女、及び有功の皇子を、後世より其威徳を歎慕するの餘り、私に稱するものなれば、日本武尊を倭武天皇、神功皇后を息長足比賣天皇、飯豐青皇女を飯豐天皇、菟道稚郎子を宇治天皇、聖德太子を上宮法皇と稱するの類、これなり、(タシヤウテンノウ)參看)また天皇の御代數につきては、古來より一定せず、然して其議論のある處

テシロク

(皇天武皇) は(一)神功皇后(二)飯豐青皇(三)弘文天皇(四)仲恭天皇(五)長慶天皇等の五代とす、今順を追って諸説を述ぶべし(一)神功皇后を代數に加へしは、日本紀略、壬生文書所收の帝王系圖、同立系圖、愚管抄の皇代記、皇代略記、皇年代略記等なり、大日本史は、古事記書紀等に攝政として、天皇の明文なく、追尊にも神功皇后とありしに據りて、天皇紀に加へず、皇紀傳に入れたり、この後現今に至るまで重野博士等を除く外は、概して異論を唱ふるものなく、古事類苑所收の宮内省式部職祭記録にも之を天皇に加へず、又御系譜にも、之を天皇に加へずと云ふ(二)飯豐青皇を代數に加へたるは、扶桑略記、水鏡、保元物語、神明鏡、日本皇帝系圖等にして、代數を記さざれども即位したるものは、愚管抄、神皇正統記、皇代記、仁壽鏡等なり、又代數を加へざれども天皇と稱したるは、舊事記、壬生文書所收の帝王系圖、同立系圖、一代要記、本朝皇胤紹運錄、皇代曆、皇代略記、皇年代略記、皇年代私記等にして、日本紀略、壬生帝王系圖、歴代編年集成は、全く天皇と認めず、大日本史は古事記、書紀に明文なきを以て、天皇紀を立てず、皇女傳に入れたり、是より後ち矢野玄道を除く外は概して異論なく、御系譜にも、これを天皇に加へずと云ふ(三)弘文天皇の即位を記せるは、扶桑略記、大鏡、水鏡、年中行事抄、立坊次第等、皇太子として即位を記さるものは、懷風藻、仁壽鏡、續本朝通鑑等にして、普通の皇子としたるは、書紀、續紀、姓氏錄、日本紀略等なり、即位ありしと定めたるは、藥師寺標

テシロク

(皇天德皇) 塔銘、大日本史、長等山風等なり、然してこれを天皇と斷じ、代數に加へたるは大日本史を始めとす、其後ち近藤芳樹、岡部東平等即位なしと議論せしむ、一般の學者は、殆ど大日本史の所說に従ひ、朝廷又御即位を認め、明治三年七月弘文天皇の號を贈らる、(四)仲恭天皇は、武家年代記、皇代曆等は代數に加へず、壬生文書所收の帝王系圖、同立系圖、一代要記、神皇正統記は天皇としたれども、代數のうちに入れざりき、天皇は受禪讓許ありしを以て、固より御代數に加へ奉るは至當の事たるを以て、大日本史も御代數に加へ、朝廷亦之を採用せられ、明治三年七月仲恭天皇の號を贈られ、式部職祭記録、纂輯御系圖皆代數を記したり(五)長慶天皇は、帝王系圖天皇に列し、大日本史は花營三代記の文に據り、文中二年長慶天皇より後龜山天皇に讓位ありとなし、南朝を四代とし、増保己一の花咲松には、新葉和歌集により、長慶天皇を除き三代となしたり、爾來學者各々其見解を異にするも、畢竟此兩説の外に出でず、宮内省撰定の式部職祭記録、元老院編纂の纂輯御系圖には、天皇と認めざりしと見え、代數より除きたり、現今御系譜掛にては調査中にて未だ決定せずと云ふ、學者間にては谷森善臣翁を除く外は、概して天皇紀に従へるが如し、之を要するに、南北朝時代までは、神功皇后、飯豐青皇、弘文天皇、仲恭天皇を天皇として代數に加へ、或は然らざるものありしが、大日本史一度之を斷定せしより、今日にては一般に是認せられ、朝廷の記録又之れに據り、なほ南北朝時代以後は、北朝を以て御代數をかぞへ來りしが、大日本史正間を正してより、一般に南朝を以て數ふれど、長慶天皇に至りては猶一定せず、式部職祭記録、纂輯御系圖も亦南朝より數ふることは大日本史に従へども、長慶天皇は除

テシロク

きて今上天皇まで百二十一代としたり、現在にては學者間一般に長慶天皇の即位を認め、百二十二代説多きが如し、吾輩又この説の可なるを認むと雖も、これらは史料少き爲め、學說を以て一定すること難きが故、諸説を參照し、勳命を以て定むるより外に違なかるべし、世數即ち父子の御繼統より數ふれば、今上天皇は六十九世に當らせ給ふ、而して神武天皇より成務天皇までは、御父子にて繼承し、世數代數共に十三を累れ給ひしが、仲真天皇皇孫を以て位に即き給ひしより、始めて異例を開き、更に反正天皇が、皇兄履中天皇の太弟となり、尋で即位し給ふに及び、世數と代數とは、遂に異なるに至れり、應神天皇と繼體天皇との間五世と六世との説あり、今式部省祭記録及び纂輯御系圖に従て六世とす、猶ほ「セイ、ゲイ」の條參看すべし、今次頁に天皇繼統表、及び略譜表を掲げ參照し、古事記、書紀、日本紀、扶桑略記、令義解、萬葉集、常陸風土記、播磨記、百練抄、保元物語、源平盛衰記、本朝文粹、太平記、法隆寺釋迦佛造像記、皇胤紹運錄、大日本史、類聚名物考、古事類苑帝王部) テシリウジハセツシヤウ 天王寺攝政 藤原師家を云ふ、

テシロク

出目 或る數量が増加したる差數をいふ、江戸時代の語なり、即ち二つの數量を比較したる時に、一方より他の一方が多かりし場合、其差數を稱するなり、種類によりて出目高、出目米等の目あり、出目高は一般に其差數をいふ、例へば檢地の時、前の高より打出して増したる高、即ち舊く村高千石ありし處、新檢の結果千三百石ありとすれば、千石は古高、三百石は出目高なり、また舊貨幣千兩を、改鑄して千五百兩としたる時には、五百兩が高なり、幕府が中葉以後、類りに惡貨を鑄造したるも

テヤリ

Table of Japanese emperors (天皇表) with columns for name, era, reign dates, and burial sites. Includes entries for Emperor Meiji and Emperor Taisho.

テヤリ

テラ

テラ

Table of Japanese empresses (天皇表) with columns for name, era, reign dates, and burial sites. Includes entries for Empress Jitō and Empress Shōto.

親王にて太上天皇と爲り、又贈號せられし人を左に表示して参考を資す、

のほ、蓋し改鑄によりて生ずる出目高を以て、財政を補はんとしたるなり、なほ出目米と稱するあり、倭入の米に餘分の米を増入せるをいふ、延米とも出目石ともいひし處あり、其他類推すべし(地方凡例録)

テラ 寺 佛堂を修行する所を云ふ、朝鮮語(Seon)の轉化なり、朝鮮にて寺を(Seon)と云ふは、拜を(Seon)と云ふに起る、即ち禮拜の義なり、女眞語にて太乙刺と云ふと同語なり、魏(托跋魏)の語にては、歸義を豆盧と云ふ、Mandja 語には道を Toro と云ひ、禮を Ioro-lon と云ひ、禮拜を dorolon bi と云ふ、Monte-bol 語には、制度を(Seon)と云ふ、Turk 語には、道德法律を(Seon)と云ふ、此等は朝鮮にて法律を(Seon)と云ふと同語にて寺を(Seon)と云ふと語源を一にするものなり、印度に僧伽藍と云ふ、譯して衆園と云ふ、靈裕の寺談に淨住、法同舎、出世舎、精舎、清淨

テラ
 ヲ參看)を置く、茲に於て天下靡然として佛法に傾き、京畿並に諸道に佛寺の建立相繼ぐに至れり、就中四大寺に東大寺を加へて五大寺と稱し、五大寺に法隆寺西大寺を加へて七大寺と稱し、尤も勢ありき、此の如く、官寺私寺建立盛なるに及びて、これに伴ふ弊害を生ずるに至れり、即ち寺院の所領は不輸租田なるを以て、寺院を建立して田園を寄附し、土地を遊獵し、寺領として租税を免除せられ、却て自ら利益を收めんとしたるものありき、故を以て官寺の数を限り、田園を寄附し私寺の建立を禁止したり、是を定額寺と云ふ(ヤウカクシ)參看)延暦二年六月の勅に「京畿定額諸寺、其數有限、私自營作、先既立制、比來所司寬縱、曾不糾察、如經三年、無地不寺、宜嚴加禁斷云々」とあり、又、自今以後、私立道場及將田宅園地、捨施、並賣易與寺、主典已上解却見任、自餘不論、廢壞、決杖八十、官司知而不察者、亦與同罪」とあり、同天皇の朝梵釋寺先づ建立し、次に都を平安に遷すに及びて、東寺西寺を建立す、延暦廿四年最澄官に請うて、比叡山に一乘止觀院を建立し、國家鎮護の道場とせり、弘仁中東寺を以て空海に賜ひ、教王護國寺と號し、國家鎮護の大道場となす、尋で圓珍園城寺を興す、是に於て東大、興福、延暦、園城及び東寺は五大本寺となる、昌泰二年十月、宇多上皇落飾して灌頂を受け、大法師となりて仁和寺に住し、僧の賢否を匡すに至れり、是に於て僧綱等の權廢ち、寺院の制一變す、即ち宇多法皇崩御の後、仁和寺を以て東寺の門跡となし、皇子親王及び大臣の子を以て門主となし、東寺及び高野山も其支配を受け、總法務及び綱所總在廳の權も皆仁和寺に歸し、朝廷に於ける儀式以下皆其制を仰ぎたり、尋で東大、興福、延暦、園城の四大寺も、亦東寺に倣ひて門跡を建て、宗權を

テラ
 執るに至れり、即ち青蓮、聖德、東南、一乘等の院はなり、要するに醍醐天皇以後は、寺院の實權は全く門跡に歸し、僧綱は有名無實にして、四天王寺法隆寺元興寺大安寺石山寺等の官寺大刹は、皆五大本寺に分屬して門跡の有となれり、其他諸國の新舊寺院、皆この五大寺に屬せざるものなし、平安朝の末期に及びては、法然念佛を唱へ、後白河法皇、藤原兼實の信仰を受く、門下に南無阿彌陀佛重源出で、後白河法皇及び源賴朝の信賴に依りて、東大寺大佛殿等を建立し、併せて諸國に念佛堂を建立し、院廳宣を請うて始て官寺に類するに至れり、播磨の淨土寺、攝津の渡邊堂(後白河法皇臨幸して巡拜を行ふ)是なり、然れども多くは東大寺に屬したりき、鎌倉時代の初めに當りて、能忍其弟子を宋に遣はして禪宗を傳へ、建久二年榮西宋より歸朝するに及び、禪宗漸く盛にして、建仁寺、壽福寺等を建立したり、然れども延暦寺并に東寺の台密二法を行ひ、獨立したる寺にあらざりき、建暦中俊成宋より歸朝して律宗を弘め、泉涌寺を興したるも、依然として五大寺の外に出る能はず、真宗日蓮宗時宗皆然らざるはなし、嘉禎中覺音律師、律宗を唱へ、招提寺西大寺を中興せしも、猶興福寺の下に屬したり、仁治中圓爾、九條道家によりて東福寺を建て、寛永年中宋僧蘭溪來り、北條時宗に請ひて建長寺を建立したり、此等諸寺は、幕府の武威と禪僧の朝廷の儀式に列せざるとにより、五大本寺の制を受くに至らざりき、尋で龜山法皇禪宗に歸依し、南禪寺を建立し、足利尊氏起りて、天龍寺を建立し、近畿諸國に安國寺を建立し、義滿また相國寺を建立し、禪宗漸く諸國に蕃行するに及び、至徳年中に至りて五山十刹の制度を設け、同時に僧録司を置き、禪宗にかゝれ

テラ
 る一切の事を掌らしめたり、是に於て漸く、五大本寺の外に獨立するを得たり、後ちに大徳寺、永平寺、妙心寺、總持寺は僧録司の外に獨立したり(ソウカロクシ)參看)尋で諸國豪族等各地に起り、各自其信する所の宗旨により寺院を建立せしを以て、淨土、真、日蓮、時等の各宗漸く盛大を極め、遂に五大本寺以外に獨立するを得たり、江戸時代に入りては元和七年七月に、五大本寺、五山十刹、大徳寺、妙心寺、永平寺、總持寺、淨土宗、同西山派等に、法度を下して、諸國諸寺の統一を期したり、これより總持寺(本山)一本寺(中山)別院(支院)無本寺、末寺、子院、塔頭等の寺院あるに至れり、總持寺は即ち本山にして、一宗の根本道場なり、一本寺は總持寺の下に屬する一方の本寺なり、別院は總持寺一本寺の支院なり、無本寺は獨立寺にして、末寺なきもの、末寺は總持寺に屬するものを直末といひ、一本寺即ち中山に屬するものを孫末と云ふ、子院は一に地中とも云ふ、境内の附屬の寺なり、塔頭は元來禪宗の寺の關山の塔所のとなりしも、後に子院のこととなる、而してまた寺院を性質によりて大別すれば、新禪所、菩提所の二となる、新禪所は現世利益の新禪をなす所にして、奈良朝平安朝の官寺は皆然らざるなし、菩提所は來世得脱の道場をなす所にして、一に壇寺とも云ふ、平安朝の中葉以後淨土教傳播して、來世得脱の道場盛なるに従ひ、此種の寺の建立亦大に盛となれり、例へば北條氏の東勝寺、足利氏の等持寺の如き是なり、明治四年六月に至り、仁和寺大覺寺以下諸寺院の門跡、院家院室の名稱を廢し、悉く地方廳の所轄とし、封祿あるものは、幕米に代へたり、なほ通俗佛教各宗綱要によりて寺數を各宗別に示せば、法相四十五、華嚴二十一、天台四千七百九十八、真言一萬二千七百五十九、融通念佛

テラ
 三百六十三、淨土八千三百二十、真言律未詳、臨濟六千廿九、曹洞一萬四千九十四、眞宗一萬九千七百七十六、日蓮五千六十、時宗五百二十一、黃檗六百六、總計七萬一千八百八十六寺、尙ほ建築(ケンチク)、佛教(ブツケウ)參看)耶蘇教の會堂も古くは寺と稱したり、永祿十一年京都に建立したる南無寺(ナンバシラ)參看)の如き其一例なり(書記、續紀、令義解、三代格、元亨釋書、諸宗儀範、白鳥博士説)
 テラアツケ 寺領 コアツケを見よ、
 テラウケシヨウモン 寺請證文 參看)
 江戸時代、寺院をして其相那たるを證明せしめたる文書をいふ、宗旨手形或は寺手形ともいふ、蓋し士民をして必ず其師依する寺院を自せしめ、強制的佛教信者たらしめしものにして、其意耶蘇教を禁絶するの意に出づるなり(參看)慶長十六年幕府始て耶蘇教を禁じ、十七年に至り駿府及び江戸に在る士人の耶蘇教に歸する者を處刑し、十八年の冬、外國傳教師を逐ひ、我邦の信徒は改宗歸佛せしめたり、是時所司代板倉勝重京都に在り、天主堂を燒き、改宗を命じ、命を奉ぜざる者は盡く津輕に放ち、佛教に歸する者は其寺院より請合の證印を取れり、是を起原と爲す、然れど此時單に改宗者に止まりしが、後尋で一般人民をして、毎月所屬の寺院を定め、各寺院をして之を證明せしむる事となれり、其證明書式は一定の法なく、一檀家毎に之を證明するあり、檀家の全數を列記して之を證明するあり、或は檀家寺院と之を連證するあり、各地の便宜に従うて施す、後奸濫假冒の徒あるを以て、其弊を防がんが爲め、改めて宗旨人別改となす、然れども婚姻、旅行、移住及び吉支丹類族の死生、其他婢僕となる者は必ず寺請證文を受け、以て其身を證せざるべからざりき、切支丹宗(キリシ

テラ
 ャンユシウ)參看)史學雜誌 吉利支丹宗門改考)
 テラコヤ 寺子屋 參看)江戸時代、市井に於て兒童を教育したる私塾、専ら習字讀書算術等を教ふ、もと寺院にて之を教へたるより此稱起りたり、教師を手習師匠、生徒を寺子、入學を寺入といふ(參看)徳川幕府時代、稀に僧侶等が附近の小兒等に、讀書等を授けし事ありしが、室町時代より、桃山時代の末に及び、漸く發達したりし、評かならず、江戸時代に入り始めてや、完全なる姿を呈し、私塾を設けて兒童を集め、純然たる修學所となり、都市鄉村に至るまで殆ど普及せられたり、教師は幕臣、藩士、浪人、商人、農民、醫師、神官、僧侶等凡ての階級に亘りて之ありき、而して其尤全盛を極めたるは、安政年間までにして、爾來は世漸く廢弛し、江戸詰の諸藩士等相繼いで歸國したるより、寺子屋はまづ山の手より衰へ初め、慶應年間に至りては、下町にも及ばし、明治の初年大に衰頽したり、後ち小學校の設立せらるるに際し、寺子屋の多くは廢業し、中には私立小學校に變じたるもありき、今江戸時代の寺子屋に就きて細説すべし(參看)郡部にては多く寺院を以て之に宛てしが(中には百姓屋、浪宅等教師の身分によりて差異あり)市内にては寺院境内、藩邸にもありたれども、大抵市街の民家なりき、これ教師の宅即ち教場なりしによる、場内には机(天神机と稱す)を數行に排列し、男女の席を分ち、教師は側面に位地を占めて監視に便にしたり(參看)習字を主と爲したれども、同時に字義、句意、文意等を併せて説明し、手本は六歳行義略、女教訓鏡、女今川、江戸方角、國盡し、口上文、讀取書、手紙の文、商賈往來、醫匠往來、庭訓往來等を用ひ、自ら讀方、作文、地理、修身等の科目を含有せり、而して此外讀書、算術、裁縫、茶湯、立花等をも、

テラ
 其望によりて授け、讀書は、男兒は、實語教、童子教、古狀捕、三字經、四書、五經、文選等、女兒は、百人一首、女今川、女大學、女庭訓往來等なれども、只讀書のみに留り、解釋に及らず、算術は、八算、見一、相場割等にして、裁縫は妻女之を教へしが、習ふもの難かりき、また別に御談義と稱し、一六三八等の日を定め、忠臣義徳孝子節婦の履歷事を選べ、訓戒の用に供したりといふ、大體の授業課目は右に述べたるが如しと雖も、土地によりて多少の相違あり、一例を舉ぐれば、龜町、麻布、赤坂、四ツ谷、牛込、小石川、本郷等俗に山の手と稱する處は、士人の住居する者多かりしより、手本には千字文、唐詩選等を用ひ、書風は御家流なるが多く、また算術の如きは學ぶもの難かりしが、神田、日本橋、京橋、芝、下谷、淺草等下町と稱する處は商人多かりしより、手本には商賈往來、番匠往來等を用ひ、且つ算術の初歩は、必要上之を學ぶもの多かりき、また郡部にては商賈往來に代ふるに百姓往來を以てしたるは、農民に適したるが故なり、而して山の手の師匠は、比較的學識の高きもの多かりしといへり(參看)習字は生徒五六名づつを師の面前に呼び出し、交々筆意を授け、や、細字を習ふものは、白紙に認めて師の机上に出せば、朱書して拙字誤字を正し、併せて筆意を教へ、讀書は晝八ツ時退散前に、生徒を一處に驅り集め、當番(師の手代り)をも勤むるものにして生徒中の年長者なり(音頭)を取らば、一句を讀誦し、衆生徒、これに和して讀誦一遍すれば、直ちに退散せしむ、乘算九々を讀ましむるもまた之に準ず(參看)毎月五回、即ち六日毎に讀書を行ひしも、手本の文字を暗讀し得ざるものは、之を許さざりき、なほ毎月末に習ひ終りたる手本の演習を爲さしめ、年末には十本の手紙を暗讀せしむる等の事

テラジニ—テルタ

あり、また別に四月八月の二回に席上揮毫を行ふ、井に試験又は奨励の意にして、優等なるものには賞品を與へたり、但毎月の清書は評點のみならず、書寫の授業時間は朝五時より晝は八時までにして、時間中は容易に席を離るゝを許さず、もし要事ありて、席を離るゝ時は、師又は當番の許可を得る規定なりき、また退出前には、當番より草子の點檢を受けたり、生徒の席は男女を區別し、常に爭論絶えざる者は、坐を變更して離隔せしむる等の事あり、講堂授業料は師家より其一定の額を定めず、凡て父兄の意に任せたるのみならず、月々に之を徴せしむる故に町家の謝儀は五箇旬に集り、士人の謝儀は盆暮に集りたれば、月収を豫算する能はざりしも、四季折々の贈物は頗る多かりき(日本教育史、風俗叢報「寺小屋」)

テラフギヤウ

寺奉行 寺社奉行(シシヤ)キヤウを見よ、

テラホツシ

寺法師 三井寺の僧を云ふ、延曆寺の僧を山法師と云ふに對するなり、徒然草に、惟繼申納言は(中略)寺法師の圓伊僧正と同宿してけり、文保に三井寺焼かれし時、坊主に違ひて、御坊をば寺法師とこそ申つれど、寺はなれば、今よりは法師と申さめと云はれけり、いみじき秀句なり云々とあり、

テラヤクシヤ

寺役者 東寺の住僧を云ふ(寺官抄)

テルタへ

照妙「アカルタへ」を見よ、

ト—トウ

ト 斗 物をはかく辨目の名、其量十升を一斗とし、十斗を一石と爲す、唐令十合を合と定めし數に據れば、小量の斗の積は、小尺八百一十寸、今の六升六合二勺七撮餘とす、トマスと參看、

トウ

度 「モノサシ」を見よ、

トウウチ

土井氏(下總古河) 姓は清和源氏、攝津守頼光の後、美濃源氏土岐の庶流、土居貞秀の末孫なり、利勝に至りて大に興る、はじめ水野(信元、天正三年織田信長の命にて三河岡崎に於て自殺す、時に信元の妾某(佐田則勝の女)懐胎したりしが、土呂村に隠れ、小市郡利勝を産む、後土居村の名主小左衛門利昌に嫁す、利勝因りて、利昌の家を嗣ぐ、幼より徳川家康の近衛となり、天正七年徳川秀忠の傳となる、後從四位下少將に任じ、土居を改めて土井と號す、慶長七年壹萬石を下總國に加賜、小見川を治む、尋で叙爵して大炊頭と稱す、其後屢々加封を受け、寛永十年移りて古河城に治し前封を併せて拾六萬餘石を食む、正保元年八月三男利長(延享四年二月、利信の時、三河四尾より刈谷城に移り治し、二萬三千石を領す)四男利房(天和二年三月、越前に移封し大野城を治め、四萬石を領す)に各一萬石を分封す、延寶三年四月利久除封、更に支封利益に六萬石加賜せられ、宗祀を繼がしむ、其後志摩島羽、肥前唐崎等に移封し、寶曆十二年九月利里の時、また下總國に移封し、古河城に治す、文政五年三月利厚老中の累勳を以て壹萬石加賜、前封を併せて八萬石、子孫いづれも相繼ぎ、明治に至り華族に列せられ、各子爵を授けらる(藩翰譜、徳川加除封録、華族譜)

○利勝—利隆—利重—利久—利益—利寛

ドイツ

利延—利里—利見—利厚—利廣—利位
利亨—利則—利興
三河國刈谷(二萬三千石)
○利長—利意—利庸—利信—利禮—利制
○利房—利以—利行—利結—利善—利教
○忠直
○利房—利知—利寛—利貞—利義—利器
○利忠—利恒—利剛
○利忠—利恒—利剛

ドイツ

獨逸(獨乙) 歐羅巴の帝國體置北は日耳曼洋、丁抹及びバルチック海に、西は和蘭、白耳義及び佛蘭西に、南は瑞西及び埃地利に、東は埃地利及び普西亞に接す、面積廿一萬千九百九十六方哩、北緯四十七度十八分より五十五度五十二分に至り、東經五度十分より廿二度五十分に至す、○普魯士、巴バリア、サキソニイ、ウルテンブルグの四王國、六の大公國、五の公國、七の侯國、三の自由都市、一の帝領等を包有す、首府を普魯士の柏林とす、西曆紀元八百四十二年、シャルレマン帝國、日耳曼佛蘭西以太利の三國に分れ、日耳曼はルイ之を統轄す、ルイ四世崩するに及び、王統を廢し、コンラット一世を選出して王と爲す、時に九百一十一年なり、九百一十九年よりサクソン侯ヘンリ王と爲り、千二十四年まで此王統支配す、其後フランコニア公コンラッド一世代り、此王統百一年間君臨す、千廿五年ホウフエンストウフエン王統立つ、千二百五十四年王統絶え國內亂る、千二百七十二年ハプスブルグ王統起り、千四百廿八年アルベルト二世即位より以後、常に埃地利家より皇帝を出せり、然れど勢力少く、國內

ドイツ—トウ

の諸侯皆獨立の狀を爲し、各邦其治法を同くせず、千五百年頃宗教改革黨起りて國內種がならず、千六百十八年に至り、新舊兩宗教黨の争起りて、三十年間の久きに及び、千六百四十八年に至り日耳曼帝は諸國とウエストフアリアに條約を結びて事終る、然れども之が爲め日耳曼は土地を失ひて國力大に衰弊し、ネザールランド及び瑞西は獨立を得、各諸州は權力を逞くして獨立の狀と爲る、千八百六年拿破崙の爲に蹂躪せられ、日耳曼帝フランシス二世帝位を辭し、埃地利を帝國と稱す、殆ど一千年にして帝稱廢す、千八百十四年拿破崙帝位を失ふに及び、維納會議及び巴里條約に據り、日耳曼は聯邦組織となり、之に加入せるは、埃地利帝國、普魯士王國、ババリア王國を始め、三十九ありて、埃地利を盟主となす、千八百六十六年普魯士帝國を開き、普魯士を得てメーン河の北セルマニイ全部を其管下に歸せしむ、千八百七十一年、普魯士王ウイリアム一世推されて帝位に即き、再び日耳曼帝國を見るに至る、爾後其統緒を現今に至れり、○萬延元年七月獨船品川に來り、條約を結ばんことを請ひ、幕府之を許し、十一月假條約を結び、文久三年十二月更に本條約を結ぶ、尋で明治二年正月獨逸北部聯邦と假條約書を交換し、九月本條約を結び、彼我公使を派遣して駐劄せしむ、三十年條約を改正す、現在の條約即ちこれなり(萬國歴史、萬國地理、外交志稿、法令全書)

ドイツ

土一揆 土民の蜂起して企てたる一揆をいふ、ドイツキを見よ、

トウ

トウシカツ 土井利勝 幼名松千代、通稱三郎、利昌の嫡子、實は水野信元の庶子にして徳川家康と從弟たり、幼少より家康に近侍したりしが、天正七年より徳川秀忠に仕へ、慶長二

トウ

百俵を給ひ、十九年更に采色千石を賜ふ、文祿四年豐臣秀次罪を父秀吉に得るや、秀忠を擁して實とし、其禍を免れんと圖りしかば、利勝は大久保忠煥の謀により、急に秀忠を奉じて伏見に通る、慶長五年石田三成等の事を構ふるに際し、秀忠に従ひて山道より四上し、信濃上田城を攻むるに及び、諸軍を指揮したり、七年十二月下總小見川にて一萬石を賜ひ、十年叙爵して大炊頭と稱し、秀忠の家老となる、十五年佐倉に轉じて、三萬二千四百石を領し、老中に補す、大坂冬の陣には帷帳に在りて密議に參し、爾來領りに所領を加へ、寛永二年上總下總近江常陸等の地十四萬二千石を食み、又始めて佐倉城を築く、三年八月從四位に叙し、九月侍從に任ず、九年秀忠薨じ、家光の立つに當り、密に謀る所あり、家光の弟忠長を奉じて主となし、家光を斃すべしといへる書狀を諸大名に同送したるに、多くは其事を幕府に告げたれども、忠長并に加藤忠康のみは聽したるが爲め、幾もなく二人共に罪を得たりといへり、これ蓋し諸大名の意中を探りたるものにして、利勝の畫策に出づと稱せらるゝも、事秘して傳はらざれば、詳細を知るに由なし、十年四月古河城に移りて十六萬餘石を領し、十五年十月、連署を免じて大老に陞り、正保元年七月十三日卒す、年七十二(藩翰譜、徳川實紀、野史)

トウ

刀伊賊 女眞(チヨシ)を見よ、

トウ

頭 藏人頭を云ふ、クラウドコロロを見よ、

トウ

トウアン 東庵 東堂(トウダウ)を見よ、
トウウヰン 東院 神祇官(シシヤクワン)を見よ、

トウ

トウキンキンカタ 洞院公賢 名賢中關入道前太政大臣と稱す、實業の子、延慶中參議に任じ、正和文保中正二位に累進し、大納言となる、後醍醐天皇の寵を被り、元徳二年三月内大臣と爲り、元弘元年二月辭す、康永二年四月左大臣に任ぜられ、貞和二年六月辭す、同四年十月太政大臣に任じ、觀應元年三月辭す、延文四年四月出家、同五年四月六日薨す、年七十、尤も禮典に通じたりといふ、○洞院關太磨、皇代曆、歴代最要抄、略代鈔等(公卿補任、大日本史)



(押花賢公)

トウ

洞院實照 名賢初め實傳と曰ふ、東山入道前左大臣と稱す、法名元鏡、寶徳二年五月辭す、享徳二年七月右大臣と爲り、康正元年八月左大臣に轉ず、長祿元年四月辭し、尋で出家す、年四十九、實照家傳の文書を受け、能く朝議に熟す、世人稱して洞院家又其人に乏しからずといふ、致仕して東山に閑居す、時人呼びて東山左府といふ、○拾芥抄、名目抄等(公卿補任、大臣補任、野史)

トウウ

トウウ井ノサネヨ 洞院實世 名源洞院左大臣と稱す

大正十一年豊臣秀吉に仕ふ、十五年一萬五千石を領し、美濃小原に居す、慶長五年關ヶ原の役の功により二萬六千石を賜ひ、郡上郡八幡城に治す、元禄五年五月常久一萬六千石を削られ、嗣子胤親常陸下野の兩國に移封し、十一年三月近江國三上に移封、弘化二年四月胤親若年寄の功を以て二千石加賜、一萬二千石となる、せられ城主格となる、子孫相襲して明治に至り、十一年本姓東に改む、華族に列し子爵を授けらる(家譜)

トウウ井ノド 洞院殿 大炊殿(オホホドノ)大炊御門殿(オホホミカドノ)を見よ

トウウチ 東氏 姓は平、桓武天皇の支孫真文より出づ、その後裔胤頼、下總國香取郡東庄に住し、三十餘郷を領す、仍て東を氏とす、源頼朝の兵を擧ぐるに當り、交常胤と共に之に屬し戦功あり、孫胤行、承久二年軍功により美濃國郡上郡山田庄を賜ひしを以て、こに移り篠原城を築きて住む、十一代常陸は有名なる歌人にして、歌道興隆の爲め上京すべき旨勅諭によりて、將軍家より御教書を賜ふ、その後十四代盛數六郎左衛門尉と稱す(實は庶流遠藤胤好の二男)武名高く遠藤盛數の名四隣に聞えしかば、遠藤を冒し、それより久しく東氏を稱せず、郡上郡八幡

トウエ

城を築きて住す、其子慶隆永祿七年織田信長に仕へ、天正十一年豊臣秀吉に仕ふ、十五年一萬五千石を領し、美濃小原に居す、慶長五年關ヶ原の役の功により二萬六千石を賜ひ、郡上郡八幡城に治す、元禄五年五月常久一萬六千石を削られ、嗣子胤親常陸下野の兩國に移封し、十一年三月近江國三上に移封、弘化二年四月胤親若年寄の功を以て二千石加賜、一萬二千石となる、せられ城主格となる、子孫相襲して明治に至り、十一年本姓東に改む、華族に列し子爵を授けらる(家譜)

トウエイサン 東叡山 寛永寺(クワンエイジ)を見よ

トウエイサンノタカヒ 東叡山戦

明治元年正月、徳川慶喜の、鳥羽伏見の戦に敗れて江戸城に歸るや、幕士中、薩長の二藩は、幼沖の天皇を擁して私を謀るものなれば、之れを裁減すべしといへる主張論の聲高かりしと雖も、慶喜は錦旗に抗するを欲せずして、其説を用ひざりしかば、過激主戦の徒十餘人、四ッ谷圓通寺に會し、朝敵の汚名を雪ぎ、且つ家跡を繼承せしめられん事を朝廷に哀訴せんことを謀り、尋て二月、淺草本願寺に屯するに及び、來り加はるもの多く、忽ちにして五百餘人に達せり、因て隊を編んで彰義隊と名づく(此時此隊に當り、慶喜追討の官軍東下して江戸に着せしかば、慶喜

トウウ

は城を出て、東叡山中の大慈院に屏居して恭順の意を表せり、茲に於て彰義隊の徒も、慶喜を慕うて山内に移り、諸坊を以て屯營に充て、且つ新に池田大隅守、淺澤誠一郎を隊長とし、其餘准隊長、頭取及び會計、記録、器械の三掛を設く、總勢凡て一千五百人なり、既にして遊撃、歩兵、騎兵、精忠、實義、旭、臥龍、神木、松石、万字、馬蹄、萬字、浩氣、白虎、水心の十五隊、一千五百人亦來り屬す、皆幕府直參の士、若くは脱藩の諸士たり、故に彰義隊の勢力漸く大にして、總督府より屢々解散を命ぜられしと雖も、常に辭柄を設けて之を拒む、慶喜も其暴動を憂ひ、諭告する所ありしも従はず、因て慶喜は、山内を出て、常陸水戸に退く、かくて五月十四日に至り、總督府より翌十五日を以て、東叡山を追討すべきの命、諸藩に下れり、山内の諸藩之を聞き、各々部署を定め、大砲を備へ、官軍の來り攻むるを俟つ、十五日早曉、鹿兒島、萩、佐賀、鳥取、岡山、熊本、徳島、柳河、佐土原、彦根、名古屋、新發田等の諸藩の兵、東叡山を圍み、四方より攻め入らんとす、山兵即ち、彰義、萬字の二隊を以て黒門口を守り、鹿兒島、熊本の兵に當り、神木、浩氣の二隊は、穴稻荷門に備へて、岡山、柳河、名古屋、佐土原の兵に當り、下寺通の三門は、遊撃、精忠、實義の三隊これを守りて徳島、彦根、新發田の諸藩に當り、谷中門は彰義、歩兵、旭、萬字、松石の四隊これを守り、萩、岡山の兵に當る、特に黒門口は一山の咽喉なれば、山兵は防禦頗る勉め、巨砲を山王臺上に備へて、敵の銳鋒を禦ぎしが、津の兵山下の雨邊に現れて、敵に狙撃を加へ、山兵倒るもの多し、黒門に向へる官軍大に勢を得、遂に新黒門外なる禮堂を擧ぐ、側面より亂入し、黒門の守り遂に敗る(此時黒門の敗れしと相前後して、下寺通の三門、谷中門、穴稻荷門等

トウカ

皆敗れ、門主公現法親王は圓を脱して奥州に走り、山内の諸藩悉く潰ゆ、此日戦未だ酣なるの時、岡山以下の諸藩兵は、岡山、水戸の兩藩より、池を距て、山の側面を砲撃せしが、正午過ぎに至り、砲火文殊樓より射し、朱欄に炎を飛ばし、折、東西南の諸門より入りたる官軍等、同時に諸坊に放火せしかば、只僅かに清水堂を残せるのみにして七堂伽藍悉く烏有に歸せり(東叡山戦始末、彰義隊實録)

トウカ 東雅 卷第二十卷、新井白石全集第四に收む

本邦の物名を解釋考證したるものにして、語源の研究に至りては、獨特にして創見のもの少からず、天文、歳時、地輿、神祇、人倫、宮室、器用、飲食、藝文、果蕪、草木、樹竹、禽鳥、畜獸、蟲魚等の諸部に分つ、東雅とは日東爾雅の義なり、卷首に安積堂、室直清の序あり、新井白石、享保二年の頃、深川の寓居に在りて之を撰述し、翌三年夏より改訂を加へ、四年二月に至りて其功を畢ふ(新井白石全集)

トウカ

林園の池邊に在りて、幽雅の風致を以て聞ゆ、塔頭に、支性院(寛永十六年堀田正盛建立)長松院(桂昌院建立)妙解院(寛永二十年細川光尚が先祖忠利の爲めに建立)雲龍院(寛永年中某建立)清光院(慶安三年奥平家昌等の建立)定慧院(安藤信義の建立)春雨菴、慈雲菴、少林菴、師雲菴、法雲菴、琳光菴、眞珠菴、高源菴、瑞泉院、泰定院、白雲菴ありて、少林菴には服部元喬、寶茂眞淵の墓あり、明治の初め火災に罹りて本寺並に塔頭皆焼失し、今は僅に一小部分を存するのみ(新編武蔵風土記、日本名勝地誌)

トウキ

豆、相模、上總、下總、常陸十三箇國を以て東海道と爲す、元正天皇養老二年、上總より安房を分置し、光仁天皇寶龜二年武蔵國を、東山道より東海道に改め、十五箇國と爲す、是に於て其制全く定まる、延喜式の制、東海道、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河を近國と爲し、遠江、駿河、伊豆、甲斐を中國とし、相模、武蔵、安房、上總、下總、常陸を遠國と爲す、治承年中、源頼朝府を相模國鎌倉に開くに及び、海道は往還繁く、六十三次の驛名あるに至る、降りて徳川氏、武蔵江戸に幕府を樹つるや、五十三次の驛を定め、驛傳の法を設く○按ずるに、江戸時代における所謂東海道は、古昔に所謂東海道とは、其意味を異にし、古昔の東海道は地方を分割せる稱呼にして、江戸時代のは、路程に關する稱呼に係り、街道の義なり(古き意味においての東海道は、義に用ふる場合ありしは勿論なり)即ち江戸より京都に達する街道の意に過ぎず、故に他の、中仙道、奥州街道、日光街道、甲州街道と共に五街道と稱し、本海道に五十三次をおきたるなり、今便宜上此處に合叙す、詳しくは「コカイダウ」を見よ(驛道志稿、國郡沿革考)

トウキヤウ

トウキヤウ 東京 國號帝國の首府にして、江戸の改稱なり、武蔵國の南隅に位し、東京灣を擁す、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、麻布、赤坂、四ッ谷、牛込、小石川、本郷、下谷、淺草、本所、深川の十五區より成る、東西二里二六、南北三里一、面積四方里七里あり○人口は廿八年の調査によれば、四十八萬五千廿四戸、百九十六萬九千八百廿三人を有せり(國勢圖)もと江戸と稱し、徳川氏の城下たり、十五代慶喜の時、政權を奉還し、維新の大業や、其緒

トウケ

に就くや、明治元年正月参興大久保利通、大阪運都の議を上りしも行はれざりしが、幾もなくして運都の脱漸く廟堂の間に熟したりと雖も、なほ名古屋江戸等の諸説ありて、未だ決するに至らざりき、既にして四月江戸開城の事ありしかば、五月新に江戸府を開きて民政を掌り、鎮藩府を設けて軍務を行ひしが、七月に至り、江戸を東京と改稱せられ、同時に江戸府、鎮藩府を廢して、東京府、鎮藩府を置きたり、此月車馬京都を發し、十月江戸城に臨幸あり、江戸城をまた東京城と改稱せられし、運都の事、未だ成らず、駐蹕僅に月餘にして、十二月京都に還御ありき、然るに大木喬任等盛んに東京京都の必要を主唱したるより議始めて決す、是に於て二年三月再び東京に行幸し、東京城を皇居と定められ、尋で皇后宮、皇太后宮もまた東上し給へり、此年郡市の境界たる朱引内外を定め、市内を五十區に分ち、官廳、兵營、學校、病院等、みな次を以て設けられたり、四年改めて六區七十小區に分ち、當時市街は千七百七十八町ありき、十一年に及び、更に十五區と爲し、區役所をおく、廿一年市町村制公布せられ、廿二年特別市制を布かれしが、廿一年十月東京市役所の開設を見、始めて完全なる自治市となりたり、なほ東京市は行政區劃にありては東京府に屬す、而して東京府は、東京市及び南葛飾、南足立、北葛飾、豊多摩、荏原、南多摩、北多摩、四多摩の八郡、に小笠原島、大島、八丈島の三島を所轄す、「エド」及び各郡名の條參看(東京案内)

トウケウシキ 東宮職 春宮坊(トウケウバウ)を見、

トウケウバウ 春宮坊 春宮坊(トウケウバウ)を見、

トウケウハク 春宮坊 春宮坊(トウケウハク)を見、

公妻、東宮得臣之妹、曰「莊姜」、(得臣齊太子也、太子不「致」居上位、故當處「東宮」)と見え、また合義解に「東宮太子之所居也」とあるにて、其義を知るべし、春宮は官舎より移りたる名稱にて、合義解に、「四時氣自東發、即春准、此、故爲「東宮」、春宮其義無別也」と見えて、東と春と義通するよりして、御座所と區別する爲めに春宮坊(唐の左右春坊に倣ひたるは云ふまでもなし)と書きたる、終には混用して皇太子を稱することとなり、又春宮を訓讀して「ハルノミヤ」とも稱するに至り(官職要略)

字を用也、大夫亮選以下は皆春宮の官なり、仍春字を用る、春宮坊と云ふ故に坊官と申也、傳學士春宮坊のうちにてなければども、春宮の官たる故に同じく坊官と申也と見えたり、大夫一人從四位下、攝關大臣たる人の子孫の大納言たる人兼任す、諸大夫の納言以上拜任の例なし、權大夫(令外)一人、大夫に同じ、權には諸大夫納言兼任することあり、亮一人從五位下、名家四位の才望あるものに任す、殊に之を兼任す、參議又は藏人頭之を兼め、權亮一人(令外)華族の中少將之を兼任す、大進一人從六位上、權大進三人(令外)名家諸大夫の内を兼任す、宮中公事を奉行し尤も重任とす、其中諸衛佐一人必ず之に任する例なり、少進二人從六位下、權少進一人(令外)大進一人正八位下、少進二人、從八位上、以上は院主兼代等を以て之に任す、史生四人、坊掌二人、使部三十人、直丁三人、此の外後世藏人所を置き、藏人四人、重代諸大夫に補す、非藏人三人、所衆十五人、雜色二人、出納三人を置き、又内舍人、陳頭、侍者、女藏人、宣旨等を置きしことあり、又帶刀あり、「マテハキ」を見、**恩原** 持統天皇十一年二月、文武天皇を太子とし、當麻國見を東宮太傅、跡跡見を春宮大夫、巨勢粟持を亮としたるを其初見とす、文武天皇大寶元年に至りて、其制始めて備はる、崇光天皇以後立太子の儀なきを以て中絶せしが、靈元天皇和三年再興して、この職を置かれたり、降りて明治二年七月宮内省を置くに及び、東宮坊を置きしが、五年七月官等改制の時之を廢し、廿二年八月、立太子の宣下の際、また東宮職を置き、現今は、大夫、主事、侍從長、侍從、武官長、武官、侍講、内舍人等の職員あり(令外)參議、拾芥抄、玉葉、延喜式、官職抄、職原抄、職官志、法令全書、古事類苑帝王部、同官位部)

トウケ

トウケ

トウケウウ井 東光院 九條種通(クダウメミチ)を見、

トウケウタウ 東華堂 大内親豐樂院九堂の一、不老門内、清善堂の東、栖霞樓の正北三丈の所に在り、長さ七間、横二間、東西に各三箇所の石階あり、西華堂また之に倣ふ(大内親豐考)

トウケウテン 登花殿 大内親の殿、後宮にして皇后中宮女御等の在所とす、弘徽殿の北、貞觀殿の西に在り、廣さ七間四角(南北の廂を合せ九間)四方に廂あり、東は廂の外に實子あり、其中央に反橋の渡廊ありて、貞觀殿の南廂四第一間に通す、東面に立部を置き、北は廂のみにて、壇及び溝を隔てて徽安門に對し、南は切馬道を以て弘徽殿の北實子に接し、西は弘徽殿と同じく細殿にて、西面屋敷、間毎に遺戸あり、又弘徽殿との間に築垣の片廂あり(大内親豐考)

トウケイジ 東慶寺 相模國鎌倉郡山之内村○松岡山と號す、里俗呼びて鎌切寺と稱す、**開創** 高濟宗の尼寺、**開法** 天の爲めに不幸に沈める婦女の縁を切りて、之を救ふを寺法とす、縁切寺の名これによりて起る、而して江戸時代の制によれば、婦人ありて出走し來れば、まづ其婦女の陳述する所により、其夫及び媒介人を召喚し、善く實否を質し、示談に附せらるべき見込あるものは、双方を納得して和解せしむ、然れども夫たる者一旦納得が故に、充分納得したるや否やを見極めたる後におらざれば、連れ歸るを許さざりき、而して示談に附し難きものは、はじめて入寺を許し、二年の間、はじめて三年(在住せしめ、其年限を終れば、寺を出で、何所に縁付くとも勝手次第にして、前夫より何等の

トウケ

故障を言ふこと能はず、なほ妻妾が、夫に追跡せられて走り來るの際、下駄一本にて、寺門内に投げ込めば、最早其夫より自由に成敗するを得ざりしといふ**開創** 弘安八年、北條時宗の後室覺山尼の創建する所なり、覺山は、世の婦人が邪鬼の夫に配し、容易く休離し難き事ありて、冤屈に堪へず、自ら身を過つものあるを慨し、斯のごとき婦人にして、もし當寺に入る時は、三箇年の間抱へ置き、佛事修行の趣意を以て、夫との縁を切り、薄命の婦人を救ふを寺法とせんことを北條貞時に請ひければ、貞時は天聽を經、勸許を蒙りて之を許容せりといふ、**開創** 五世用堂(後醍醐天皇の皇女)の時より松岡の御所と唱へ、紫衣を賜ひ、格式は他の尼宮御所と同様になりたり、また入寺の期限を改めて二ヶ年と爲す、足利成氏は本寺を崇敬し、小田原北條氏もまた、公役を免し、境内の殺生を禁斷せり、二十世天秀(豊臣秀頼の女)元和元年徳川家康の命によりて入院せざる時、古來の寺領永百十二貫三百八十文、先規の如く改めて寄附せられ(後五石)、且つ寺法永く絶えざらん事を請うて許されしより、維新前に至るまで、縁切の特權を維持したり、尋で二十二世玉淵、元文二年五月退院せらる、無住となり、脇坊隆涼軒の住職、東慶寺の寺務を執りしが、維新以後、其特權を失ふと共に衰頹し、方丈並に脇坊の多くは滅亡し、脇坊の首位なる隆涼軒のみ残り、代りて東慶寺と稱す(鎌倉志、鎌倉覺悟考、相模國風土記、史學雜誌、鎌倉松ヶ岡の尼寺即ち世に云ふ縁切寺に附きて)

トウケ

トウコク 東國 京畿以東の諸國を指したる汎稱、又「ヒムカシノク」とも云ふ、書紀崇神天皇四十八年四月の條に、「以豐城命、令治「東國」、是上毛野、下毛野始祖也」と見え、古事記水垣宮(崇神)の條に、「大毘古命于建沼河別命者、遣「東方十二道」、而令「和乎」其都瀧波奴人等、與「其父」共往遇于相津」と見ゆ、續景行天皇紀に、武内宿禰を遣はして、北陸及び東方諸國の地形百姓の消息を察せしめし事あり、國造本紀にも東方十二國と見え、高橋氏文にも東方諸國造十二氏とあり、又孝德紀にも東方八道とあり、本居宣長十二道を解して曰く、伊勢、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、常陸、陸奥なるべしと、伴信友の十二國造考に「神武天皇御世天日彥命を伊勢に、美志御命を美濃に、崇神御世知々夫に、彦狹島命を上毛野國造に、景行御世見足尼を甲斐國造に定めたること、國造本紀に見え、常陸風土記に、倭建命巡狩の條に、新治國造毗奈珠命、崇神御世に美志命を紀國造に任せられたること見ゆ」とあり、宣長の説とは、相似たり、即ち後の東海東山兩道を概稱したるが如し、天武紀及び萬葉集を案するに、東國と書きて「アヅマ」ともあり、然らば天武天皇以後は吾妻國と東國とは同意義に用ひられしものなるべし、文武天皇以後、東海東山兩道となし、區域定まりし後も尙ほ東國の稱殘れり、鎌倉時代以後に至りては、東國と稱するは、概して坂東及び狭義の關東を指したるに似たり、玉葉及び吾妻鏡に、東國の武士を、坂東武士とも、關東武士とも稱したるにて知らる、猶ほ「アヅマ」、「クワントウ」、「マンドウ」を看、

トウサ 勳座 着座せる者、高貴の人を見て其座を避くること云ふ、林を下りて起立し、或は座を去りて跪き、或は地に立つ等、實殿によりて一定せず、儀制令義解に、凡に勳座上、見親王及太政大臣、下座、左右大臣、當司長官、即勳座、(謂左右大臣、見親王及太政大臣)即勳座、其太政大臣見親王、及親王見太政大臣並不動也、民部卿於主計亦是當

トウサ

司長官也、依律佐職及所統屬官職官長一罪故也、以外不勤と見え、弘仁十年六月、諸司朝堂に在りて親王大臣を見、起立を以て動座に代へしめたり、然れども猶ほ動座のこゝろあり、玉葉に「治承元年十二月廿六日、此日關白息著袴也、云々、關白起座、(家禮公卿動座)と見えたり、

トウサウ 勳倉 王朝時代正統の一なる勳用の米穀を貯蓄する倉をいふ、勳用倉の略稱なり、ウジヤウセイと見たり、

トウサンダウ 東山道 七道の一、山道といふ、本邦の東北部に位し、近江、美濃、飛騨、信濃、上野、下野、磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後、十三箇國より成る、東は太平洋に臨み、西は、一部日本海に、一部は北陸道に接し、極西の一隅は、僅に畿内及び山陰道に連なる、北は、津輕海峡を隔て、北海道と相對し、南は東海道に界す、上古は東海道と共に東夷の根據地にして、崇神天皇四十八年、皇子豐城命を遣はして東國を治めしむ、蓋毛野國に鎮して東方諸國の政を總らしめしなり、景行天皇四十年信濃國未だ王化に從はざる者あり、日本武尊東征の時、武藏上野を経て信濃に入り、美濃を歴て尾張に還り、近江に至る、五十五年二月豐城命の孫彦狹島王を以て東山道十五國の都督に拜し、未だ任に到らずして薨せしこと書紀に見えたり、當時未だ分道の制なし、崇峻天皇二年七月近江臣滿を東山道に遣はし、蝦夷の國境を觀せしむ、此東山道また後世の追尋なり、孝德天皇大化二年國郡の制を定め、相模足柄坂以東を吾摺八國に分つ、武藏、上野、下野、陸奥之に隸す、天武天皇十四年九月、石川朝臣龜名を東山使者と爲す、文武天皇四年二月巡察使を東山道に遣はし、非違を檢察せしむ、此時既に七道を分置せしものなり、近

江、美濃、飛騨、信濃、武藏、上野、下野、陸奥八國を以て東山道と爲す、和銅五年九月、始めて出羽國を置き、尋で東山道に隸す、光仁天皇寶龜二年十月武藏國を以て東海道に隸し、八箇國となる、延喜式の制、東山道、近江、美濃を近國とし、飛騨、信濃を中國とし、上野、下野、陸奥、出羽を遠國と爲す、降りて明治元年十二月、陸奥を分て磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の五國と爲し、出羽を分て、羽前、羽後、羽後二國と爲し、十三箇國と爲る(國郡沿革考)

トウサンデウノオトド 東三條大臣 藤原兼家(フナハラノカネイ)を見、

トウジ 東寺 山城國京都下京區九條町(教王護國寺)と號し、一に左寺とも稱す、山號八幡山、院號を秘密傳法院といふ(四門)眞言宗、總持寺也、聖德太子延暦十五年、大納言伊勢人を遣寺長官に任じ、羅城門の左右に東西兩寺を建立し、左右兩京の鎮護となす、是れ其始めなり、弘仁十四年東寺を空海三藏を修學せしめ、永く密教流布の根本道場と定む、尋で空海灌頂院を建立し、且つ本尊を彫刻して此堂中に安置す、天長二年始めて教王護國寺と號す、承和元年十一月、空海を大阿闍梨とし、長者に補任す、爾後相承の長者は勳宣を以て補任す、治承年中より大又鎌倉幕府の援助により、大に之を修造す、爾後年々修造して弘安年中に至り始めて完成す、後宇多法皇東寺西院に遷御して修法三箇年に涉れり、尋で御堂僧房を修繕し、觀智院、寶善院等二十一箇院を建立し、許多の領地を施入す、後醍醐天皇莊園を寄せ、伽藍の修繕、及び法會學衆の供料に充てしむ、建武二年八月諸伽藍を修了し、大塔供養の法會を修す、北朝

の像三軀(以上彫刻)七祖像七幅、山水圖屏風一雙、十二天像十二幅、五大尊像五幅、大師行狀繪圖十二卷(以上繪畫)消息卷物、大師遺告文、將來目錄、圓仁入唐求法巡禮記、後宇多天皇宸翰庄園敷地施入狀、同興隆探々事書、同壽院日記、同御消息、同大師傳書讀、後醍醐天皇塔供養御願文、同御消息、同舍利奉請文、後光嚴天皇宸翰舍利奉請文、(以上書牘)牛皮革髮、木造天蓋(以上美術工藝)等皆國寶なり(扶桑略記、日本逸史、山城名勝志、平安通志、京華要志、國寶目錄)

中大概願、古事類苑官位部) トウシヨ 頭書 鎌倉時代裁判の時、評定沙汰の終の後、事書の頭に、評定衆各陳述の是非を書付けたるを云ふ、執筆評定衆の中一人を以て之を定む、是を評定沙汰之落居と云ふ(沙汰未練書)

トウシ

トウシノチヤウチヤ 藤氏長者 藤原氏(フナハラウヂ)及び攝家(セツケ)を見、

トウシ 同心 武家の經卒をいふ、他國諸國鎌倉時代には、字義の如く一味同心の意に用ひたりしが、元龜天正の頃に及びて、輕重の武士を稱する事となりたり、江戸幕府にてもまた此稱を襲ひたれども、皆諸奉行等に配屬せしめて、大小の庶務を取らしめき、其中町奉行に屬する者は町方同心と唱へ、市内の警察事務に當り、今の巡查の類にして、頗る市民に畏られたり、并に同頭ありて之を率ゆ、なほ各職に隸屬せる同心の名は、掌中大概願に詳しく見えたり(武家名目抄、掌

トウシ

トウシヨク 東定 名詞字は愚堂、俗姓は伊藤氏、勳監大圓實監國師(關)美濃の人、十三にして披髮し、十九歳にして遊方し、諸方の尊宿に參す、後ち聖澤寺の唐山に謁して大徹し、印記を受け、法山に分座す、稻葉氏の招請に應じて、東邊の正傳寺に住す、寛永五年被を奉じて妙心寺を重す、この前後三回、後水尾上皇屢々仙洞に召して禪要を宣問し、隆遇寵光す、皇太后亦問法禮信す、明曆の初、後四院天皇内禁に召して宗門の旨を問ふ、徳川家光亦尊府中に延見して法要を問ふ、主殿頭石川忠綱龍興寺を創して開祖となす、寛文元年十月一日寂す(寶鑑錄、扶桑釋林傳傳、本朝高僧傳、龍門夜話)

トウセ

トウセウグウ 東照宮 朝廷より正保二年十一月徳川家康に賜ひし神號、「トクガカイヘヤス」を見、

トウセ

トウセウグウ 東照宮 關西國河内國安倍郡久能村久能山(東照大權現)と稱す、現今別格官幣社也、徳川家康(關西國河内國安倍郡久能村久能山)元和二年四月徳川家康薨じ、此地に葬り、社殿を造營す、三年二月東照大權現の神號を賜ひ、下野日光に改葬す、然れども社殿舊に因り、今日に及べり、神領三千石を有したり、祭記は、四月十七日に行ふ、明治の代、別格官幣社に列す(官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

トウセ

トウセウグウ 東照宮 關西國河内國安倍郡久能村久能山(東照大權現)と稱す、現今別格官幣社也、徳川家康(關西國河内國安倍郡久能村久能山)元和二年四月徳川家康薨じ、此地に葬り、社殿を造營す、三年二月東照大權現の神號を賜ひ、下野日光に改葬す、然れども社殿舊に因り、今日に及べり、神領三千石を有したり、祭記は、四月十七日に行ふ、明治の代、別格官幣社に列す(官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

トウダ

トウセウダイゴンケン 東照大権現
朝延より元和三年二月徳川家康に賜ひし神鏡、トウダガハイハスを見よ、

トウセン

銅鏡 銅にて作りたる鏡、鏡(セニ)の條を見よ、

トウゼン

東禪寺 所在 武蔵國江戸芝高輪

あり、幕末英國公使此に宿したりしに、水戸藩浪士襲來して殺傷あり、世に東禪寺の聖と云ふ、維新後災に罹り、今大に衰頽す(江戸名所圖會、日本名勝地誌)

トウゼン

東漸寺 所在 下總國東葛飾郡小金町

トウタイ 燈臺 油火を點す道具、形は燭臺の如くにして、上に油蓋を置き、下の臺は、もつかう形にして、こもり高にするなり、切燈臺、結燈臺、高燈臺等の種類あり、切燈臺は、貞丈雜記は、上はくも手にして下臺は四方にして、めんを取りたるものを切燈臺、上下ともに菊の花の形を爲したるものを菊燈臺といふといひ、類聚名物考は、低きものを切燈臺となし、微古圖録は、貞丈雜記が菊燈臺といへるものを切燈臺として圖を出せり、結燈臺は、朝延にて公事を行ふ時、其司の座の前にほす燈臺にて、細く丸く削りたる木三本を組立立て、上にかはらけを置くなり、梅園寄賣に「木の長二尺二寸五分、木口の丸みのわたり、上は四分、下は六分、三本の足の開きたる間一尺八寸程つゝ上の木口より四寸三分、下に穴をあけて緒を通して三本の柱をねぢりて結ぶなり、柱の下の木口より六分上穴をあけて緒を通し、一本毎に結んで男結びにする也、三本共に同じ緒の兩端は柱の際にて取合結び切る、緒の太さは麻の三つぐり也、下の結は三足をつなぎ置也」と見えたり、高燈臺は、普通の燈臺をいふ(貞丈雜記、類聚名物考、遊遊笑覽)

トウダ

トウタイジ 東大寺 所在 大和國添上郡奈良市の雜司

トウダ 聖武天皇の冥福を祈らしむ、醍醐天皇勅して講堂を造立せしめ、延長五年千僧を集めて供養す、治承四年平重衡の兵火により、大佛殿、佛頭を初め、諸佛藍悉く灰燼となる、後乗坊重源、後白河法皇の信賴と、源賴朝の助成により、佛頭を鑄造し、大佛殿以下の大伽藍を再興し、建久六年大佛殿の供養を行ひ、安壯なりしが、永祿十年松永久秀の兵火にて、再び灰燼となる、元祿五年公慶上人淨財を募り、佛頭を鑄造し、尋で大佛殿を造立す、即ち今の佛殿是なり、江戸幕府の時は寺祿三千三百石を寄せられて維持せしが、近年に至り、資財少きを以て頗る荒廢せり、昔時の境域は方八町に亘りしが、今は寺域六萬餘坪となる、其規模は大佛殿は中央に在りて南面し、南に南大門、北に大講堂、西に正倉院、戒壇院、轉害門あり、東に二月堂、三月堂、四月堂、開山堂、鐘樓等、山に據りて相連べり、今著名なるものを左に説明す、本尊大佛、聖武天皇大伽藍を以て、天平十五年近江信樂京に造立せんとし給ひしが、幾もなく之を中止し、更に平城京に移し給ひ、天平十七年鑄造始、三ヶ年間に八度の改鑄を経て始めて成る、高五丈三尺五寸、面長一丈六尺、廣九尺五寸、身長三尺九寸、口長三尺七寸、胸長一丈八尺、腹長一丈三尺、臂長一丈九尺、掌長五尺六寸、他之に稱ふ、銅座大小五十六枚、高一丈、實に我國に於ける古今の大作とす、佛工長は國中連公麻呂、治工長は榑本男玉、高市眞國、高市眞麻呂等なり、四年四月開眼供養あり、天皇皇上皇幸し給ふ、頭首は齊衡年中修理し、治承四年兵火に罹り、重源勸進して、宋の佛工陳和卿之を修補し、文治元年後白河法皇幸し開眼供養を行ひ給ふ、永祿十年再び兵火に罹りしが、當國の住人山田道安、資財を

トウダ

トウダ 聖武天皇の冥福を祈らしむ、醍醐天皇勅して講堂を造立せしめ、延長五年千僧を集めて供養す、治承四年平重衡の兵火により、大佛殿、佛頭を初め、諸佛藍悉く灰燼となる、後乗坊重源、後白河法皇の信賴と、源賴朝の助成により、佛頭を鑄造し、大佛殿以下の大伽藍を再興し、建久六年大佛殿の供養を行ひ、安壯なりしが、永祿十年松永久秀の兵火にて、再び灰燼となる、元祿五年公慶上人淨財を募り、佛頭を鑄造し、尋で大佛殿を造立す、即ち今の佛殿是なり、江戸幕府の時は寺祿三千三百石を寄せられて維持せしが、近年に至り、資財少きを以て頗る荒廢せり、昔時の境域は方八町に亘りしが、今は寺域六萬餘坪となる、其規模は大佛殿は中央に在りて南面し、南に南大門、北に大講堂、西に正倉院、戒壇院、轉害門あり、東に二月堂、三月堂、四月堂、開山堂、鐘樓等、山に據りて相連べり、今著名なるものを左に説明す、本尊大佛、聖武天皇大伽藍を以て、天平十五年近江信樂京に造立せんとし給ひしが、幾もなく之を中止し、更に平城京に移し給ひ、天平十七年鑄造始、三ヶ年間に八度の改鑄を経て始めて成る、高五丈三尺五寸、面長一丈六尺、廣九尺五寸、身長三尺九寸、口長三尺七寸、胸長一丈八尺、腹長一丈三尺、臂長一丈九尺、掌長五尺六寸、他之に稱ふ、銅座大小五十六枚、高一丈、實に我國に於ける古今の大作とす、佛工長は國中連公麻呂、治工長は榑本男玉、高市眞國、高市眞麻呂等なり、四年四月開眼供養あり、天皇皇上皇幸し給ふ、頭首は齊衡年中修理し、治承四年兵火に罹り、重源勸進して、宋の佛工陳和卿之を修補し、文治元年後白河法皇幸し開眼供養を行ひ給ふ、永祿十年再び兵火に罹りしが、當國の住人山田道安、資財を

トウダ

トウダ 聖武天皇の冥福を祈らしむ、醍醐天皇勅して講堂を造立せしめ、延長五年千僧を集めて供養す、治承四年平重衡の兵火により、大佛殿、佛頭を初め、諸佛藍悉く灰燼となる、後乗坊重源、後白河法皇の信賴と、源賴朝の助成により、佛頭を鑄造し、大佛殿以下の大伽藍を再興し、建久六年大佛殿の供養を行ひ、安壯なりしが、永祿十年松永久秀の兵火にて、再び灰燼となる、元祿五年公慶上人淨財を募り、佛頭を鑄造し、尋で大佛殿を造立す、即ち今の佛殿是なり、江戸幕府の時は寺祿三千三百石を寄せられて維持せしが、近年に至り、資財少きを以て頗る荒廢せり、昔時の境域は方八町に亘りしが、今は寺域六萬餘坪となる、其規模は大佛殿は中央に在りて南面し、南に南大門、北に大講堂、西に正倉院、戒壇院、轉害門あり、東に二月堂、三月堂、四月堂、開山堂、鐘樓等、山に據りて相連べり、今著名なるものを左に説明す、本尊大佛、聖武天皇大伽藍を以て、天平十五年近江信樂京に造立せんとし給ひしが、幾もなく之を中止し、更に平城京に移し給ひ、天平十七年鑄造始、三ヶ年間に八度の改鑄を経て始めて成る、高五丈三尺五寸、面長一丈六尺、廣九尺五寸、身長三尺九寸、口長三尺七寸、胸長一丈八尺、腹長一丈三尺、臂長一丈九尺、掌長五尺六寸、他之に稱ふ、銅座大小五十六枚、高一丈、實に我國に於ける古今の大作とす、佛工長は國中連公麻呂、治工長は榑本男玉、高市眞國、高市眞麻呂等なり、四年四月開眼供養あり、天皇皇上皇幸し給ふ、頭首は齊衡年中修理し、治承四年兵火に罹り、重源勸進して、宋の佛工陳和卿之を修補し、文治元年後白河法皇幸し開眼供養を行ひ給ふ、永祿十年再び兵火に罹りしが、當國の住人山田道安、資財を

トウダ

トウダ 聖武天皇の冥福を祈らしむ、醍醐天皇勅して講堂を造立せしめ、延長五年千僧を集めて供養す、治承四年平重衡の兵火により、大佛殿、佛頭を初め、諸佛藍悉く灰燼となる、後乗坊重源、後白河法皇の信賴と、源賴朝の助成により、佛頭を鑄造し、大佛殿以下の大伽藍を再興し、建久六年大佛殿の供養を行ひ、安壯なりしが、永祿十年松永久秀の兵火にて、再び灰燼となる、元祿五年公慶上人淨財を募り、佛頭を鑄造し、尋で大佛殿を造立す、即ち今の佛殿是なり、江戸幕府の時は寺祿三千三百石を寄せられて維持せしが、近年に至り、資財少きを以て頗る荒廢せり、昔時の境域は方八町に亘りしが、今は寺域六萬餘坪となる、其規模は大佛殿は中央に在りて南面し、南に南大門、北に大講堂、西に正倉院、戒壇院、轉害門あり、東に二月堂、三月堂、四月堂、開山堂、鐘樓等、山に據りて相連べり、今著名なるものを左に説明す、本尊大佛、聖武天皇大伽藍を以て、天平十五年近江信樂京に造立せんとし給ひしが、幾もなく之を中止し、更に平城京に移し給ひ、天平十七年鑄造始、三ヶ年間に八度の改鑄を経て始めて成る、高五丈三尺五寸、面長一丈六尺、廣九尺五寸、身長三尺九寸、口長三尺七寸、胸長一丈八尺、腹長一丈三尺、臂長一丈九尺、掌長五尺六寸、他之に稱ふ、銅座大小五十六枚、高一丈、實に我國に於ける古今の大作とす、佛工長は國中連公麻呂、治工長は榑本男玉、高市眞國、高市眞麻呂等なり、四年四月開眼供養あり、天皇皇上皇幸し給ふ、頭首は齊衡年中修理し、治承四年兵火に罹り、重源勸進して、宋の佛工陳和卿之を修補し、文治元年後白河法皇幸し開眼供養を行ひ給ふ、永祿十年再び兵火に罹りしが、當國の住人山田道安、資財を

トウダ

の前任のとなり、今は東堂と云ふ一職位ともなり、妙心寺派の如きは、末寺の住持の一職位となせり

トウダウウチ

藤堂氏(伊勢津) 天武天皇皇子舎人親王の男、船王より出づ、支孫藤原仲麻呂

トウダウカトラ 藤堂高虎 高野山に入り、文祿四年秀俊卒せる時刻髪して高野山に入りしが、秀吉召還して伊豫大洲の地を賜ふ



(押花虎高)

トウチ井 等持院 足利尊氏(アシカガカウチ)を見よ、トウノチユウジャウ 頭中將 近衛中將

トウバ

爲す、僧呼びて雲と云ふ(佛像圖案) トウバン 幢幡 佛具、諸寺の堂中に懸くる

トウフ 童舞 雅樂にて童兒の奏する舞曲をいふ、童の字清音が唱ふるが習ひなりといふ、教訓抄に、伽陵頻、五常樂、皇慶、汎龍舟、清上樂、胡蝶、登天樂とあり

トウフクジ 東福寺 山城國京都下京區本町○山鏡惠日山崇徳臨濟宗、東福寺派の本山、五山の第一本尊釋迦開闢聖尊嘉祥二年藤原道

トキ

聲は左いおうと三度響ぐるを法とす、大將の左の方より右の方に及ぼすなりといへり、扶桑略記寛平五年九月九日の條なる、太宰府より新羅賊來の事を告げたる文中に「豊國春竹率領卒四十八人、度賊前、凶賊見之各銳兵而來、向守善友前、善友立、賊令調奪、亦令亂聲、時内賊亦亂聲」とあり、亂聲は蓋し調奪なるべし、下りて源平時代より以後に至りては、戰陣の時之を發したること詳籍に散見し、牧擧に違あらす(貞丈雜記、軍用記、古事類苑兵事部)

トキ 晝夜の間を若干に割りたる部分の稱、常の義なりと云ふ、晝夜を分ちて十二時とし、更に兩分して晝夜の別を立て、十二支を以てその稱に宛つ、晝夜中を九つ時と稱し、子の刻と云ふ、八つ七つと數へて四に終る、晝夜中を又九つ時と稱し、午刻と云ふ、八つ七つと數へて四に終る、と前に同じ、此法は六つ時を日出日没と定むるが故に、春夏秋冬晝夜の伸縮によりて、一時に長短を生ず、令制にては一時四刻にして一晝夜四十八刻なりしが、江戸時代には百刻としたるを以て、一時は八刻三分の一なり、十二支を以て呼ぶには、一時を三分して上中下刻となす、即ち子上刻、子中刻、子下刻と云ふが如し、時を知らずるには、令制陰陽寮の下に守辰丁あり、鐘數を撃つ、延喜式によれば、子午の時九つ、丑未の時八つと、時の稱呼と同じ數を打たしめたり、江戸時代に至りても之と同じ、現今東京小石川目白不動堂、上野寛永寺の時鐘は即ちその名殘なり、左に今時の時間と對照して表示す、猶漏刻(ロウコク)の條を見るべし(倭訓栞、貞丈雜記、學藝志林、舊來報時之稱)

トキウ

夜 八つ時(丑刻)同二時 晝 八つ時(未刻)同二時
八つ時 同三時 八つ時 同三時
七つ時(寅刻)同四時 夕 七つ時(申刻)同四時
七つ時 同五時 七つ時 同五時
六つ時(卯刻)同六時 暮 六つ時(酉刻)同六時
六つ時 同七時 六つ時 同七時
五つ時(辰刻)同八時 昏 五つ時(戌刻)同八時
五つ時 同九時 五つ時 同九時
四つ時(巳刻)同十時 夜 四つ時(亥刻)同十時
四つ時 同十一時 四つ時 同十一時

トキウチ 土岐氏(上野沼田) 姓は清和源氏、頼光の孫、國房の四世美濃守光衡、美濃國土岐郡に住す、因て氏となす、曾孫頼貞の男明智九郎頼基の十一世定明、天文廿一年美濃没落の時に戦死す、其男愛菊丸時に二歳、母方の伯父菅沼常陸介に養はれ、菅沼藤藏と號す、後ち定政と改む、其子定義十四歳の時徳川家康に仕へ、屢々軍功を顯し、從五位下に叙し、土岐山城守と稱す、元和三年武蔵石加賜、攝津國に移封し、高槻城に治す、前封を併せて三萬石、五年頼行武蔵石加賜、出羽國に移封、上山城を治む、元禄四年頼慶壹萬石加賜、正徳二年駿河國に移封、田中城を治む、享保六年七月頼隆廣米三千石を弟帶刀頼綱に分封す、寛保二年六月老中に補せられ、上野國に移封、沼田城を治む、子孫相襲きて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系圖、徳川加除封録、華族譜家傳)

トキケ

トキケンシヤウ 時獻上 江戸時代、親藩及び家門、諸侯等より四季の時日を期して各地の方物を幕府に獻するを云ふ、武歴及び大日本租稅志に、詳しく其品目を載せられたれば、就て見るべし、トキノコホリ 土岐郡 美濃國 日本紀綱許に作り、延喜式後土岐に作る、和名抄に日吉、檜原、吳味、土岐、餘戶、藤家等の郷あり、以後變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

トキハ井ノ 常盤井殿 關原京師京極の西、大炊御門の北、宮小路の東、春日の南、關原連治二年龜山天皇遺使して仙洞とし給ふ、翌年七月機失し、後再遣し弘安元年冬運御、同五年十二月、火災に逢ひ、灰燼となる、伏見天皇正應年中より後二條天皇の代まで、後深草法皇仙洞とし給ふ、嘉元元年より又龜山法皇の御所とし、三年終に此所に崩御あらせらる、後ち龜山皇子恒明親王に傳ふ、尋で後宇多法皇仙洞とし給ふ、後の興廢詳かならず(山城名勝志、續史愚抄) トキハ井ノ 常盤井殿 後深草天皇(ノチノフカクサテンソウ)を見よ、

トキハ

トキハ井ノニフダウサキノダイシヤウタ イジン 常盤井入道前太政大臣 四國寺實氏(サイナンシサネウヂ)を見よ、 トキハツアシ 常盤津節 常盤津文字大夫の創めたる淨瑠璃の一派、文字大夫は、宮古路豐後の子なりといひ、又門人にして後ち養はれたりといひ、詳かならず、京都寺町に住して、通稱を駿河屋文右衛門といひ、位牌を駿河事業とせしが、豐後に就きて豐後節を學び、宮古路文字大夫と稱す、元文四年豐後節嚴禁せらるゝに及び、延享年中關東文字大夫と改め、更に常盤津文字大夫と號し、一流を爲せりと雖も、詞章は多く豐後接のものを用せり、而して其門に入るもの甚多く、義大夫と相並びて、尤も廣く世に行はれ、今日に至りては衰へず(寺山氏、淨瑠璃史、高野氏、淨瑠璃史)

トキヘ

トキヘ 解部 刑部省治部省の職員の名を見るべし、 トキキ 頭巾 修驗道(シユゲンダウ)を見よ、 トクガハイヘサダ 徳川家定 關原功字政之助、初名家祥、後ち家定と改む、關原徳川家康の三子、母は跡部正賢の女、徳川十三代將軍なり、關原文政七年四月生る、十一年四月元服を加へ、從二位大納言に任叙し、即日正二位に進む、天保八年右大臣を兼ね、十二年五月四日に移り、嘉永六年六月家を襲ぎ、十一月征夷大將軍となり内大臣に任す、是より先七月魯國水師提督アーチャチン長崎に來りて通商を請ふ、幕府即ち川路聖謨、筒井正憲を遣して應對せしめ、前將軍義興、新主嗣立の際なるを以て令儀に決し難し、三五年の後に確答すべしと諭告せしむ、而して兩使未だ歸らざるに、安政元年正月米國水師提督ペリー浦賀に再來し、開國を求むる事極めて切にして、勢之を拒むべからず、三月遂に和親條約を締結す、神奈川條約これなり、三年十月米國領事ハリス江戸に來り、始めて登城謁見の禮をとる、五年井伊直弼大老に任じて幕政を左右し、勅許を候たすして米國と通商條約を結ぶ、是に於て議論沸騰、處士の憤慨また日に盛んなり、時に家定子なかりしを以て、繼嗣問題は早くより議者の憂ふる處となり、天下の輿論一橋慶喜に歸す、家定之を喜ばず、衆議を逼りて紀伊慶福を養ふ、之を家茂と爲す、八月八日薨す、年三十五、東叡山に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る(續徳川實紀、徳川太平記)

トクガ

トクガハイヘシゲ 徳川家重 關原功名長孫、關原信俊院關原吉宗の長子、母は深徳院、大久保忠直の女、徳川九代將軍なり、關原正徳元年十二月、江戸赤坂の紀州邸に生る、享保元年父吉宗宗家を繼ぐに及び、江戸城二の丸に移り、十年四月元服して從二位權大納言に任叙し、六月また四丸に徙る、享保元年八月右大臣を兼ね、延享二年吉宗の譲りを受け、十一月征夷大將軍に拜し、内大臣に任す、然れども寛延四年吉宗薨するまでは、大内の政務一に吉宗に決したり、寶曆十年二月右大臣に轉じて四丸に老し、十一年六月十二日薨す、年五十一、増上寺に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る(徳川實紀、徳川太平記) トクガハイヘツナ 徳川家綱 關原功名竹千代、關原殿有尊院關原家宣の四子、母は月光院、勝田支那の女、徳川七代將軍なり、關原寶永六年七月四丸の山里に生る、正徳二年家を襲ぎ、十二月從二位權大納言に任叙し、三年四月征夷大將軍に拜し、内大臣に陞る、時に年四、關原慶房遺命によりて之を輔く、六年四月薨す、年僅に入、増上寺に葬る、勅して從一位太政大臣を贈る(續徳川實紀、徳川太平記) トクガハイヘナリ 徳川家齊 關原功名豐千代、關原文忠院 一橋治濟の子、家治

トクガ

に養はる、母は岩本正利の女、徳川十一代の將軍なり...

トクガ

及び家齊の五名のみ、天下以て異數の盛事と爲す、尋...

トクガ

徳川實紀、徳川太平記 徳川家治 名 徳川家治...

トクガ



(集葛掛編料史)藏所寺山金前備

あらんや、萬一非望を抱くものあらば、政宗仰を蒙り...

トクガハイヘモチ

徳川家茂

名 徳川家茂 名 徳川家茂 初名 徳川家茂...

トクガハイヘハル

徳川家康

徳川實紀、徳川太平記 徳川家康 名 徳川家康...

トクガ

武拾五萬石に封じ、十二年閏四月松平忠吉の遺領を繼ぎ、尾張國及び三河美濃の内三十萬石を領し、尾張清洲城に治し、平岩親吉を傳とす、十五年尾張愛智郡名古屋城を築く、元和元年五月大坂役に軍功あり、八月六萬九千五百石を信濃國に加賜、前封と併せて六十一萬九千五百石、寛永十年九月嫡子五郎太磨に將軍家光の偏諱を賜ひ、光義と改め、叙爵して、右兵衛督と稱し、更に光友と改む、爾後偏諱を賜はるるを例とす、子孫相襲ぎ、明治に至り華族に列し、侯爵を授けらる(系譜 華族諸家傳)

○義直 光友 綱誠 吉通 某 繼友 宗春 宗勝 宗隆 齊朝 齊温 齊莊

トクガハウチ

一、家康の十一男頼房より出づ、頼房、慶長十年常陸國水戸城二十萬石に封ぜらる、九年十二月五萬石加賜、總べて二十五萬石、十四年二月加封して五十萬石となり、封を轉じて駿河遠江兩國を領し、駿府城に居す、元和五年五月五萬五千石を加へ、紀伊及び伊勢の内に轉封し、和歌山城に居す、寛永十年九月嫡子長福に將軍家光の偏諱を賜ひ、光貞と改め、叙爵して、常陸介と稱す、爾後子孫偏諱を賜はるるを例とす、子孫相襲ぎ、明治に至り、華族に列し、侯爵を授けらる(系譜 華族諸家傳)

○頼宣 光貞 綱教 頼職 吉宗 宗直 宗將 重倫 治貞 治資 齊順 齊張 慶福 茂承 頼倫

トクガハウチ

一、家康の十一男頼房より出づ、頼房、慶長十年常陸國水戸城二十萬石に封ぜらる、九年十二月五萬石加賜、總べて二十五萬石、十四年二月加封して五十萬石となり、封を轉じて駿河遠江兩國を領し、駿府城に居す、元和五年五月五萬五千石を加へ、紀伊及び伊勢の内に轉封し、和歌山城に居す、寛永十年九月嫡子長福に將軍家光の偏諱を賜ひ、光貞と改め、叙爵して、常陸介と稱す、爾後子孫偏諱を賜はるるを例とす、子孫相襲ぎ、明治に至り、華族に列し、侯爵を授けらる(系譜 華族諸家傳)

トクガ

陸國河内郡下妻十五萬石に封ぜらる、十四年十二月水戸城に遷り、二十五萬石に加増す、元和八年十月常陸松岡小川にて三萬石加賜、都べて二十八萬石を領す、寛永十三年七月次子千代松に將軍家光の偏諱を賜ひ、光國と改め、叙爵して左衛門督と稱す、爾後子孫偏諱を賜はるるを例となす、元禄十四年五月七萬石を新治郡に加賜、前封と併せて三拾五萬石、子孫相襲ぎ、明治に至り華族に列し、侯爵を授けらる(系譜 華族諸家傳)

○頼房 光國 綱條 宗堯 宗翰 治保 治紀 齊倫 齊昭 慶萬 昭武 萬敬

トクガハウチ

八代將軍吉宗の二男宗武を祖とす、享保十四年元服を加へ、從三位左近衛權中將に叙せられ、右衛門督と稱し、吉宗の偏諱を賜ひ、宗武(トクガハム子タケ)と改め、慶米三萬石を賜ひ、十六年正月邸を江戶城田安門内に賜はる、因て世に田安家と稱す、延享三年九月拾萬石を攝津、和泉、播磨、甲斐、下野、武藏六國に賜はる、子孫相襲ぎ、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる(系譜)

○宗武 治察 齊臣 齊莊 慶順 家達 慶頼 清遠 進孝

トクガハウチ

八代將軍吉宗の四男宗尹を祖とす、享保二十年九月從三位左近衛權中將に叙せられ、刑部卿と稱し、吉宗の偏諱を賜ひ、宗尹と改め、元文二年閏十一月慶米貳萬石を賜はる、五年十一月江戶城一橋門内に邸を賜はり、同十二月慶米一萬石を加賜す、因て世に一橋家と稱す、

トクガ

と稱す、寛延元年十一月拾萬石を和泉、播磨、甲斐、武藏、下野六國に賜はる、子孫相襲ぎ、明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(系譜)

○宗尹 治清 齊教 齊禮 齊位 慶昌 慶壽 昌丸 慶喜 茂榮 達道

トクガハウチ

九代將軍家重の二男重好を祖とす、寶曆八年十二月江戶城清水門内に邸を賜はり、九年九月從三位左近衛權中將に叙せられ、宮内卿と稱し、家重の偏諱を賜ひ、重好と改む、因て世に清水家と稱す、十二年五月拾萬石を大和、和泉、播磨、甲斐、武藏、下野六國に賜はる、子孫相襲ぎ、明治に至り、華族に列し伯爵を授けられしが、後年爵位をばがる(系譜)

○重好 一教之系 齊順 齊明 齊盛 昭武 萬守 重好 一教之系 齊順 齊明 齊盛 昭武 萬守

トクカハジツキ

川歴代の將軍の實紀にして編年體に記述し、別に歴代毎に、將軍の言行を叙したる附録あり、行文流暢にして、記事頗る正確、江戸時代の歴史を知らんとする者は、必ず参考するを要す、御實紀成書例に、悉しく編纂する處の歴實實紀は、史局の目録を根據とし、傍ら内外の簿籍をかねたり、また家傳の正しきを參考する處あり、されど明瞭より前は、目録多半毀ちたり、よりて西城日記及び世に傳ふる殘斷斷帙を探り、家歴野乘をもて之を補ひ、彼を校正し虚實を審定して漸く一代の大體を爲すところにて、其體を知るべし、なほ流布本には、引用書を註したれども、同じく成書例に、本書に典義を註せずと雖も、副本に至りては、毎條の下悉く原書の名を書すとあり、幕府に進呈したる原書には、之を擧げざりし

トクガ

と見えたり、實者大學頭林達齋總裁の下に成島司直が旨を奉じて編纂したるものに係り、局を司直の家に開き、文化六年より起稿し、嘉永二年に至りて成る、○按ずるに、本書も御實紀と稱し、歴代毎に諡號を冠して某院御實紀と題したり、徳川實紀といふは私稱なれども、今専ら此名を以て行はる、が故に便宜上之に従ふ、なほ完成したる御實紀の外其續修に係るものあり、文恭院に始まり、慶喜公に終る、蓋し幕府の末造に編纂したるものにして、文恭院徳二代の實紀は、編纂僅に成りしも、訂正に違あらす、温恭院已後に至りては、只史料の蒐集に止りて、御實紀の成文を爲さざるのみならず、蒐集また未だ完からず、殊に慶喜公の紀の如きは、中途にして瓦解の變に會したるが故に、史局の同人等密に請うて駿府に從ひ、大體を整理したるなりと傳ふ、經濟雜誌社にて、續徳川實紀と命名して、出版したるもの即ちこれなり(徳川實紀、續徳川實紀)

トクガハツナヨシ

名徳松、監院常憲院、頼家光の四子、兄家綱に養はる、母は佳昌院、本庄宗正の女、徳川五代の將軍なり、○正保三年正月本丸に生る、慶安元年三の丸に新館を造りて移徙し、四年所料十五萬石を賜ひ、承應二年八月從三位右中將に任叙し、寛文元年閏八月上野館林城を賜ひ、前封と合せて廿五萬石を領す、十二月參謀を兼ね、八年五月六日家綱の嗣となりて江戸城二の丸に移り、權中納言に叙し、八日家を襲ぎ、八月征夷大將軍に拜し、内大臣となる、堀田正俊擁立の功により、大老として事を用ひ、頗る勢威ありしが、貞享元年若年寄頼業正休に苦せられたり、世傳によれば、頼吉漸く正俊を忌み、密に旨を正休に授けたるなりと云へども、事秘して傳はらず、時に僧隆光とい

トクガ

ふものあり、頼吉の生母桂昌院歸依の僧なりしが、巧に頼吉の意を迎合して、其信任を得たり、頼吉が早く世子徳松を失ひてより百方世子を求めて得ざるに乗じ、これ前生類を多く殺したるの罪なれば、殺生を禁すべし、且將軍は成年の生なれば大を愛すべしと説きたるを以て、頼吉之に迷ひ、貞享四年生類憐みの令を發し、厚く大を待遇すべきを命じたり、是れが爲め罪を得るもの甚だ多く、大を傷げたまは殺したるを以て死刑に處せらるゝものありて、天下大に苦む、元禄元年また隆光の請によりて、知足院を神田に營み、八年改めて護持院と稱す(ゴヤケン 參看)十五年柳澤吉保老中となる、綱吉運遇日に厚く、政多く吉保に委ぬ、故を以て吉保の勢威頗る大なりき、寶永六年正月十日薨す、年六十四、東叡山に葬る、勅して正一位太政大臣を贈る(徳川實紀、徳川太平記)

トクガハナリアキラ

幼名敬三郎、初名紀政、字は子信、景山、潜龍閣等の號あり、私諱烈公、治紀の三子、兄齊修の嗣となる、○頼水戸の藩主なり、寛政二十年三月江戸小石川藩邸に生る、文政十二年兄齊修の遺命によりて家を襲ぎ、從三位左中將に任叙し、明年參謀となる、慶封の初め、宿弊のある所を察し、藩政を改革し、有司を交迭し境界を正し、稅數を清くし、言語を聞き、奢侈を抑へ、文武を奨励せり、天保十一年藩に就くに際し、追鳥狩と稱し、大に兵を仙波ヶ原に練る、十二年更に弘道館を建て、文武、禮樂、射御、算數より、銃砲の操練醫術に至るまで、みな課を分ちて藩士を教ふ、此年國內寺院の巨額を収めて巨額を請、また兵制を改め、弓槍の隊を廢して銃砲隊を編し、専ら西洋の制を用ひ、名けて大隊隊と稱す、是より先齊昭、頼城實齋を用ひしが、後や之を悔い、其權を奪はんとす、

トクガ



(署名 昭齊)

寅憲即ち齊昭を退けんとし、幕府に遺する所あり、而して幕府はまた齊昭の行爲往々にして、其忌諱に觸るゝものありしが故、弘化元年遂に駒込の邸に幽し、子慶篤をして封を襲がしむ、十一月其遺骸を解き、嘉永二年藩政に與るを許す、會々六年ヘリ、浦賀に來りて通商を求め、物情懸然たりしかば、老中阿部正弘は齊昭を起して、幕議に參與せしめたり、即ち上書して十條五事を論じ、且大砲七十五門を獻じ、爾來日々登營して議に列せしと雖も、其主唱する所は、擴張にありしが故に、論議多く用ふる所とならず、安政元年神奈川條約の締結せらるゝに及び、遂に登營を辭したりし、正弘は齊昭を野に下すの、幕府に不利なるを知り、更に七月軍制改革等を委任し、再び朝に立たしめしが、正弘卒して、老中堀田正睦事を用ふるに及び、これを免じたり、五年井伊直弼出で、大老となり、勅許を俟たずして、米國と通商條約を締結するや、齊昭大に其不可を論じ、六月、子慶篤、尾張慶恕、松平春嶽等と袂を列れて不時に登城し、直衝を責めたりども、要領を得ること能はざりき、是に於て七月幕府は、齊昭が禁を犯して京都に入説したるを罪とし、再び駒込の邸に幽す、八月更に命じて水戸城に屏居せしむ、萬延元年八月十五日薨す、妻を發するに先ち、幕府其幽禁を解く、時に年六十一、水戸端龍山に葬る、文久二年勅して從二位大納言を贈り、明治元年又從一位を贈る、○告志編、明君一抄抄等(徳書記事、幕府衰亡論、水戸列公行實、水戸列公世家、徳書家傳傳)按ずるに齊昭が無謀の擴充論者にあらずして、戰の決心ありて和するは和なり、其決心なくして和する

トクガ

は和にあらずして降なり、故に戦の決心を以て戦備を整へ、開戦は適宜に従ふべしとの説なりし事、先哲既に其論あり、當年の志士が、仰いで以て漢夷の木舞と爲したるの迹により、齊昭を批評せんとせば、大なる誤謬に陥らん、然れども齊昭早く、股肱たりし戸田重軒藤田東湖を失ひて又其弱なく、遂に勢の乗ずる處となりて、漢夷論に殉死す、心事寧ろ哀むべし、トクガハバクフ 徳川幕府 江戸幕府(ヘドバクフ)を見よ、

トクガハヒテタ

名長丸、豊後台徳院家康の三子、母は寶台院、西郷清貞の女、徳川二代の將軍なり、**名長丸** 天正七年四月遠江濱松城に生る、十五年八月從五位下藏人頭に任叙し、爾來累進して、文祿元年九月從三位權中納言となる、世人江戸中納言と稱す、この年家康肥前名護屋に赴くに當り、江戸城を留守し、三年權中納言を辭す、慶長五年七月父に從うて上杉景勝を征したりしが、石田三成等の舉兵するに及び、命を受けて東山道より西上し、途、上田城に眞田昌幸を圍み、遂に關ヶ原の戦期に後れ、之に會すること能はざりしかば、家康其延滞を怒り、面會を許さざりしと雖も、諸將の調停によりて漸く意解けたるといふ、六年從三位權中納言に陞り、八年右大將を兼ね、右馬寮御監となり、十年家康の讓を受けて征夷大將軍に拜し、正二位内大臣となる、十九年三月また從一位に叙し右大臣に任す、既にして大阪冬の陣起るや、父と共に之を征したり、是れより先家康駿府にあり、大事悉く其手に決したりしが、元和二年薨



(押花忠秀)

じてより、秀忠始めて天下の政を視る、五年六月福島正則の封を奪うて津輕に配し、八年また本多正純を彈し出羽由利に流す、九年七月職を家光に譲りて西丸に老し、寛永三年上洛して天顏を拜し、太政大臣に任す、九年正月廿四日薨す、年五十四、芝増上寺に葬る、勅して正一位を贈る(徳川實紀、徳川太平記)

トクガハヒテヤス

名長丸、豊後台徳院家康の二子、秀忠の庶兄、母は長壽院、永見氏、**名長丸** 天正二年四月三河産見に生る、故ありて家康子として養はす、本多重次之を鞠育したりしが、四年兄信康の周旋によりて父子の對面を行ふ、十二年豊臣秀吉の嫡子となり、從四位下侍從に叙任し、羽柴三河守と稱し、河内國にて一萬石を領す、十三年左少將に陞り、十六年左中將に移る、十八年秀吉の命により、結城晴朝の女に配して、結城氏を冒し、十萬石を食む、慶長五年石田三成の兵を撃ぐるや、下野宇都宮に陣し、上杉景勝の東上を支ふ、關ヶ原戰畢るの後、功によりて越前國六十七萬石を賜ひ、福井城に居る、八年二月從三位參議に陞り、十年四月正三位中納言に進み、慶長十二年四月八日薨す、年三十四(藩翰譜、徳川實紀)

トクガハミツクニ

名長丸、また千代松丸、字は德亮、一の字觀之、後ち子龍と改む、日新齋、常山人、率然子、梅里等の號あり、私諱表公、世に水戸黃門、西山公と稱す、**名長丸** 頼房の三子、**名長丸** 水戸藩主なり、寛永五年水戸城下三水之次の宅に生る、十三年七月元服を加へ、從四位下に叙し、十七年三月右中將に任じ、七月從三位に陞る、正保二年はじめて史記伯夷傳を讀み、慨然として修史の志あり、且つ兄頼重を越えて世子たりしを悔ひ、明暦三年二月、大日本史の編纂に着手

トクガ

トクガ

トクガ

安門内に歸りて移徙し、延享二年十一月參議に轉す、三年采邑十萬石を賜ふ、明和五年權中納言に遷り、八年六月四日薨す、年五十七、東叡山中凌雲院に葬る、宗武好みて國典を研究し、兼れて雅樂聲律に通じ、また和歌を嗜み、賀茂真淵を徵して侍臣と爲し、なほ荷田在滿をも聘して共に右藏故實を研究せり、**名長丸** 國歌入論餘言、樂曲考、服飾管見、冠服類聚、玉函秘抄、玉函叢說、採推、服飾漫語(悠然公時傳、慶長以來著述目録、近世三十六家集時傳)

トクガハヨシナホ

名五郎太丸、初名義利、**名長丸** 家康の九子、母は相應院、志水氏、**名長丸** 尾張家の始祖なり、慶長八年正月、四歳の時、甲斐國二十四萬石を賜ひ、十一年八月元服を加へ、從四位下右兵衛督に任叙し、十二年閏四月尾張國に轉



(押花直義)

じ、美濃信濃の地を合せて六十一萬九千五百石餘を食み、清洲城に居りしが、十五年名古屋城を築きてこれに移る、十六年三月從三位參議に陞り右中將を兼ね、大阪冬の陣起るに及び亦軍に従ふ、元和元年美濃の地三萬石を加へ、三年七月正三位權中納言となり、寛永三年八月從二位權大納言に進み、慶安三年六月廿日薨す、年五十一(徳川實紀、藩翰譜、野史)

トクガハヨシムネ

名派六、また新之丞といひ、初名を頼方といふ、**名長丸** 有徳院、**名長丸** 伊光貞の三子、母は淨圓院、巨勢利清の女、徳川八代の將軍なり、**名長丸** 貞享元年十月和歌山城に生る、元祿八年元服して從四位下左少將に任叙し、十年四月越前國鯖江に於て新地三萬石を賜

徳川吉宗

トクガ



(集菟掛幕稿料史)藏所家爵公川徳

ひ、寶永二年九月紀伊頼職卒して嗣なかりしかば、入りて宗家を襲ぎ、從三位左中將に進み、三年十二月參議、四年十二月權中納言に任じ、六年四月將軍家體薨せるを以て、五月更に大統を繼ぎて二丸に移り、享保元年八月征夷大將軍に任じ、正三位權大納言となり、右大將を兼ね、また内大臣に遷る、吉宗勉めて前代華

美の俗を矯めんとし、儉素を以て自ら率ふる、また風紀を革新し、文武を奨励する等銳意治を圖れり、六年八月はじめて評定所の門前に目安箱を設け、民をして怨枉を訴ふるの道を開き、(メマスバコ)參看、七年十二月小石川に養生所を設立し、**名長丸** 孤獨並に民貧にして藥を求むると能はざる者の施藥所となし、(ヤ

トクガハヨリフサ

名長丸、初名頼將、または頼信といふ、私諱南無公、**名長丸** 家康の十子、母は正水頼忠の女、**名長丸** 紀州家の始祖なり、慶長八年十一月、二歳の時、常陸國水戸廿萬石を賜ひ、九年また五萬石を加へ、十一年元服を加へ、從四位左少將に任叙し、十五年駿遠兩國並に三河の内にて五十萬石を賜ふ、十六年右中將に遷み、即日また從三位參議に陞る、大阪冬の陣起るに及び軍に従ひ、元和元年七月權中納言に任す、五年紀伊に伊勢の内を合せて五十五萬石を食み和歌山城に移り、寛永三年八月從二位權大納言に轉じ、寛文七年五月致仕し、十一年正月十日薨す、年七十(藩翰譜、徳川實紀)

徳川頼房

トクガ

す、寛文元年頼房薨するや、家臣中殉死せんとする者あるを聞き、天理人道を懲諭してこれを停む、尋で八月封を襲ひ、二年十二月參議となる、三年十二月頼重の子頼方を立て、世子と爲す、蓋し兄を越えて家を襲きたるに報するなり、五年明の遺士朱舜水を聘して師と爲し、道を開ひ、自ら弟子の禮を取り、終始意所なし、この年秋請うて藩に就き、十二月國內の淫祠三千八十八を毀つ、此月また出府す、十年頼房卒せるを以て、明年更に其弟頼條を世子と爲す、延寶五年扶桑拾葉集成る、書名は實に後西院天皇の賜ふ所にして、また勅撰に準ぜらる、明年閣下に獻じて天覽に供ふ、元祿三年十月十四日致仕し、十五日權中納言に任す、光園時に、致仕後の任官は贈位に等しと稱し、之を受くるを喜ばざりしが、侍臣の諫めによりて罷みたりといへり、蓋し將軍綱吉に忌まれしに因るなり、十二月水戸に歸り、翌年五月久志郡太田郷西山に閑居す、五年補公の碑を津川に建て、題して嗚呼忠臣楠子之墓といふ、十三年十二月六日薨す、年七十、久慈郡瑞龍山に葬る、天保三年勅して從二位大納言を贈り、明治二年また從一位を贈る、**名長丸** 大日本史、禮義類典、扶桑拾葉集、新編鎌倉志、參看、源平盛衰記、參看、太平記、參看、保元物語、參看、平治物語、常山文集、常山御句、常山餘草、西山隱居等數十部、(メイニホンシ)參看(西山遺事、水戸義公行實、徳川實紀、近世名家著述目録)

トクガハムネタケ

名小太郎、私諱悠然、**名長丸** 吉宗の三子、家康の弟、**名長丸** 正徳五年十二月江戸赤坂紀州藩邸に生る、享保元年吉宗の大統を繼ぐや、從うて江戸城に入り、十年二の丸に移り、十四年元服を加へ、從三位左近衛權中將に任叙し、右衛門督を兼ね、十六年邸を江戸城田



(押花宣頼)



(押花房組)

六年三月元服を加へ、從四位下少將に進み、元和六年參議を経て、正四位下左中將に陞り、寛永三年八月從三位權中納言となり、四年正月正三位に移り、寛文元年七月廿九日薨す、年五十九(藩翰譜、徳川實紀)

トクギヤウセイ 得業生 貞樂(コウコ)を見よ、

トクケン井ン 徳源院 徳田信雄(オダノアチ)を見よ、

トクゴウ 得業 三大勲會の講師を勤めたる僧侶の稱號、一宗の業を遂げ得たるによりてかく名づく、釋家官班記に「三會達業、以之稱得業」とあり、國名もしくは房名を附して呼ぶこと慣例なり、美乃得業隆師、周防得業仁芝、越後得業秀惠、林靜房得業顯俊、花梨房得業覺深の如し、また源義經の師得業聖弘が嫌疑を受けて奈良より鎌倉に下り、後ち勝長壽院の供僧となりし事、玉葉、吾妻鏡に見えたり、江戸時代には、眞宗にて僧侶の一階階の稱に用ふ(釋家官班記、寺官抄、僧官雜例集、文治二年大般若轉讀記、本願寺學事史)

トクサイロ 木賊色 髪の色目の名、表は崩黄にて裏は白なるものをいふ、四季通用す、また表は黒青なりといへり、「カサネノイロ」の挿繪を見よ(布衣記、裝束色彙)

トクシ 讀師 僧侶の役名、法會の時に經名經文を讀上ることを掌る、今讀まことの道卷に「この三河入道は讀師とかやにては、法華經の心ときあらはせるふみも點し、ためて、そこばくの讀家どもなみりて、各よみしためれ侍りけり」と見えたり

トクギ トクシ

トクシ

トクシ トクセ

トクシマジャウ 徳島城 所在阿波國徳島市中央清山(又清山城、清津城とも稱す)起原詳ならず、永祿中森高次居城す、天正十年長曾我部元親之を奪ひ、吉田康俊をして守らしむ、同十三年豊臣秀吉蜂須賀家政をして之を攻め取らしむ、其功により之を家政に與ふ、同十四年大に修築を加へ、麻城を擴張す、慶長五年徳川氏一たび之を没收し、更に家政の子至鎮を二十五萬石に封じ、此に治せしむ、同十三年清山を徳島と改め、尋で清津と改め、延寶六年また徳島と改む、子孫相繼ぎて治城となし、明治維新に至る(阿波志、明治政覽)

トクシヤウ井ン 得成院 一條道香(イナデカミチカ)を見よ、

トクシヨハシメ 讀書始 名義二種あり(一)少年の時始めて書を讀む儀式、(二)歳首始めて書を讀む儀式をいふ、(一)天皇の式は儀め其書、並に侍讀、尙書等を定め、當日に至り、侍讀(一)に博士といふ、まづ書を讀みて之を授け奉る、次に尙復(一)に都講といふ、侍讀の授け奉りし處を復す、畢りて殿上の響を設く、皇太子、親王、諸皇子以下、婦神家の讀書始また之と大差なしと雖も、皇族は尙復を省略したること多く、臣下にては、主として博士之を勤めたり、而して其書は一ならずれども、多くは孝經を用ふ、なほ就學の年齢も均しからず、極めて少なるは三歳、極めて長じたるは二十歳を越えたるもあれど、大抵七八歳を以て通常と爲す、(二)別に儀式と稱する程のことなきも、鎌倉將軍家にては、侍讀ありて之を授けたり(起原詳略) (一)新儀式江家次第等に見えれば、既に早く行はれたるを見るべし、蓋し奈良朝時代より平安朝時代の初にかけて起

りたるものなるべし、鎌倉室町兩時代にも、將軍家にて之を行ひしこと、吾妻鏡、足利家官位記等に見えたり、(二)起原詳かならず、吾妻鏡元久元年正月十二日の條、及び同三年正月十二日の條に、源實朝が讀書始に孝經を讀み、中原仲業が侍讀たりしことを載せたり、當時には前者と同じく孝經を讀み、侍讀をも置きたること明なれども、其以後は絶えて散見せる處なし、降りて室町時代に入り、實隆公記明應五年正月二日の條に正月二日續千載集冬部を讀みたること見え、「是例年の儀也」とあり、蓋し猶神家にては此儀を行ひしものもありしを何ふべし、なほ日時は、吾妻鏡には、兩條とも十二日とあれば、或は此目を用ふるの慣例なりしならんか、實隆公記には例年二日に行ふと見ゆれば、此頃より二日と定まりしものなるべし、江戸時代に入りても、また二日を用ひたれど、一日を用ひたる人もなきにあらず、書籍の如きは、其人の嗜好に任せれば、一定せざりしと勿論なり、此時代には普通讀初めと稱し、幕府にては讀書始といへり(吾妻鏡、實隆公記、朝野年中行事)

トクシヨロン 讀史餘論 三卷、新井白石全集第三に收む、(一)中古より、天下の形勢九變して武家の世となり、武家の世また五變して徳川氏に及びたる所以に就き、白石獨特の識見を以て、評論を試みたるものにして、實に我國に於ける文明史體歴史の先驅たり(讀史餘論) 新井白石、正徳二年將軍徳川家宣に、古今大勢の變遷を進講したる時の稿を淨寫したるものに係る(讀史餘論)

トクセイ 徳政 名義(一)課役田租を免除し、或は大赦を行ひ、或は物を百姓に賜ふをいふ、又善政とも云ふ、(二)或期限内における賣買貸借買入等の契約に關する凡ての權利義務を破棄するをいふ

トクセ

トクセ

トクセ

起原詳略(一)仁徳天皇四年二月詔して、三ヶ年の間、悉く課役を除きたることあり、然れども未だ徳政の名目なりしが、天平勝寶八年四月、太上天皇(聖武)の不豫なるを以て、徳政を行ひ、天下に大赦し及び輕慢貧弱老疾等にて自ら存すること能はざる者を賑恤せり、是を徳政なる文字の初見と爲す、尋で桓武天皇延暦十八年五月、穰穰登らざるが故に、徳政を行ひ、四國中國九州等の内十一ヶ國の田租を免除す、爾來諸書に散見せりと雖も、今省略に従ふ、而して之を行ひたる場合を類別すれば、米穀登らざりし時、民情を安んぜんとする時、天變地妖ありし時、大嘗會舉行の時等なりとす、要するに此種の徳政は貧者老幼を救恤するを目的としたる嘉典にして、鎌倉時代に入りて屢々行はれたれども、後醍醐天皇の代徳政を行はれし以後は、其名目史籍に見ゆる所稀なり、而して鎌倉時代は朝廷のみならず、幕府にても屢々行ひたり、寛喜二年六月美濃國に雪降るや、北條泰時傳れて、徳政を行ひしが如き其一例なり、(二)此種の徳政に關しては早く起原を王朝時代に發したり、朱鳥元年、天下の百姓貧乏せるにより、白鳳十四年以前の貸種及び貸財を免原したることあり、而して其時には只に政府に關したるもののみならず、個人の私財にまで及ぼして悉く宥免したり、これ蓋し當時貧富の間漸く懸隔したるを以て、兼併の弊を防ぐにありき、尋で養老四年三月、同二年以前の負給は、公私に關らず放免したるにて、百姓の負給に苦しきたる一端を見るべく、殊に弘仁五年七月に、大和河内兩國の遺年の未納稻十三萬四千束を免したるにて、其多額なるを知るべし、かくの如く公私の貸借を免じて百姓を救ひたるは、明かに此種の徳政の起因たり、就中朱鳥元年に、其効力を個人の私財にまで及

ぼしたるは尤も注意すべきものとす、然るに鎌倉時代にに入りて、これより轉じて、動産及び不動産の賣買もしくは買入に關して、其契約を破棄すること、なれり、按ずるに、源朝天下の權を得てより、旗下の武士恩賞地を多く領有し、漸次兼併の弊を生じたるを以て、源朝家の時に至り一人の領有する田地の數を限らんとしたりしが、中原廣元三善善信等のはむ所となりて果さざりき、承久役以後は、勤功により武士の所領愈々増加したるを以て、武士は漸く奢侈に流れ、財を散するもの多し、遂に其所領を買入し、或は土地を典じて一時を儲積するもの夥からず、富有なる武士及び庶人の富強等は、これら諸士の土地を購求し、所領を引受けしを以て、諸士の身を失ふもの多かりしかば、幕府大に之を憂ひ、屢々所領の賣買買入を禁じたるも行はれざりし故、文永五年七月四日令して本物返の法を行ひ、舊賣買の價格を以て買戻を得るの制をばじめたり、然れども猶武士を救ふを得ず、同七年五月價を辨せしめて、買入沽却地を本主に返却せしめたり、これ實に此時代に於ける徳政の初見と爲す、然れども徳政なる稱呼なかりしが、永仁五年三月六日賣券賣買地を本主に返却せしむるに及びて、始めて徳政と稱したり(是より先き、弘安八年の豊後國田原に、徳政使と見えたるを始めてすれど、これは弘安七年十一月廿五日使を遣して、鎮西の社領沽却買地を本主に返却せしめたるを指したるものにて、一般に行はれしは永仁を始めてす)蓋し此時に當りて御家人の多くは、奢侈に流れて、財政頗る疲弊を極め、加ふるに蒙古戰爭と其防備との打撃を受けて、益々困窮に陥り、租税を意納し、或は所領を買入し、只に御家人の義務を盡さざるのみならず、所領が非御家人及び衆庶の手

に歸せるもの多きを以て、幕府は屢々これが救済の事を講じたりしと雖も、武士の窮乏は滔々として上下に渡り、争訟續出して殆ど收拾すべからず、此勢にて遂まば幕府の衰亡を來すを以て、幕府は自衛上之を救済するの必要に迫られ、遂にこの徳政令の發布あるに至りしなり、即ち感訴を廢し、御家人の所領を買入賣買するを禁じ、既に賣買買入せるものは、價を辨償せしめて賣主に取戻さしめ、金錢の貸借に關する訴訟を受理せざることとなせり、而して此時の令によるに、御家人の有に係る賣券賣買地は廿ヶ年以後のものに限りて返却せしめ、其他非御家人凡下の輩の有に係るものは、年紀の遠近を論ぜずして返却せしめたり、此外私錢出舉、替錢、借物等の動産に至るまで無効に歸せしめたり、以て初度の徳政が、御家人の窮を救ふの目的に出でたることを窺ふべし、この後正安二年、延慶二年にも徳政を行ひたり、また朝廷にても行ひしが如く、高野山文書、東寺百合文書等に公家武家の徳政と見ゆ、これより土地の賣買に關する信用全く地に落ちたれば、其證書券には、多く徳政あるも、無効とせざることを誓約するに至れり、また室町時代に入りては、正長元年九月十八日、幕府徳政令を發したるより、地下人等蜂起して、債主の宅を襲ひ、證書を奪め出して機案したるを初見とし、爾來屢々として行はれしが、土地は前代に准據して廿ヶ年以内を限り、買物に至りては、品目に從うて各々又其期限を限りたり、なほ其最初にありては、全く之を破棄せしめて、其幾分を辨せしむるを正法と爲したるが如く、文正元年九月十三日の令には、本錢の五分一を辨せしめたり、天文九年、永祿三年等には十分の一を辨せしめたり、蓋し十分の一を辨する、普通の規定なりしに似

トサハ

派生したりといひ傳ふ、蓋し隆能の系は、此後も
明なれども、其他土佐と稱する人々は、更に其系統
分明ならず、思ふに土佐と稱するもの、幾流も打ち
交りてありしなるべし、また土佐の中絶せし折に、繪
所を預りし人々もありしならん、光長(トサミツナ
ガ)參看)吉光、隆能の如き名手皆此流より出てたり、
かくて南北朝時代に至り、土佐派の繪も、漸く衰へ
んとしたりしが、なほ光順、行光、栗田口隆光の徒い
で、其名聲を保ち、更に室町時代に及び光信を出す
に及びて亦盛んなり(トサミツノア)參看)然るに光
信の孫光元、永祿二年正月戦死して、一時断絶した
りしを、光茂の門人光吉和泉郷に移住して土佐を名
乗り、漸く師家の畫風を維持せしが、其孫光起に至
りて畫名頗る高く、遂に朝廷繪所の稱を賜ひ、于孫永
くこれを繼承し、江戸の狩野派と互に拮抗せり(ト
サミツオキ)參看)曾孫光芳の時、長子光淳父に繼
て繪所預たりしが、二子光貞名手にあらずしも、兄
の死後繪所預となり、累代丹精の功によりて、別に
一家を立つることを許され、これより、光淳の家と光
貞の家との二つに分れたり、されど兩家より名工を
出さず、世と共に畫風も衰へしが、二家の外にあり
て、田中訥言、浮田一墓、岡田爲春の如き名工ありて
土佐畫を描き、名聲を馳す、訥言一墓は氣韻を以て
世人に稱揚せらるれども、筆力の點よりいへば、爲
春に及びざること遠し(一墓のみは土佐の門に入り
たれども、他の二人は獨立して研究せり)近時光文
の門に川崎千虎、川邊御橋を出し、千虎の門に小堀
願音、御橋の門に村田丹波を出し、并に世に著はる、
今其系統を示せば左の如し、但し光信以前は不明な
るを以て省略に従ふ(扶桑畫人傳、横井博士、日本繪
畫史)

トサハ トサフ

○光信 光茂 光元
○光吉 光則 光起 光成 光祐 光芳
廣通(佐藤) 廣通(佐藤)
光淳 光時 光祿 光文 光章 光一
光貞 光孚 光清 光武 川崎千虎 小堀願音
光文(佐藤) 川邊御橋 村田丹波
トサハウチ 戸澤氏(出羽新庄) 姓は恒武平
氏、貞盛五世の孫馬助忠正の孫飛騨守衛盛より出
づ、其子兼盛、陸奥國岩手郡瀧石庄戸澤に住す、依て
氏とす、後に出羽山本郡間屋庄に移住す、十一代の
孫家盛、出羽角館城に移る、其後治部大輔盛安、豐臣
秀吉に屬し戦功あり、その子政盛、天正十八年秀吉小
田原陣に馳せ向ひ、本領(角館四萬石)を安堵す、慶
長五年徳川家康に従ふ、七年十二月常陸國に移封し、
手綱城を治む、元和八年九月貳萬石加賜、出羽國に
移封し、新庄城を治む、前封を併せて六萬石、寶永
六年六月、正誠譜牒の列を賜はる、延享二年十二月正
誠譜牒七千石を弟大四郎庸蔵に分封す、子孫相繼ぎ
て明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、
寛政重修諸家譜、徳川加除封録)
○盛安 光盛 政盛 正誠 政誠 正勝
正勝 正盛 正貞 正真 正親 正胤 正令
正實 正巳
トサフシ 土佐節 内匠土佐少輔が創めたる
淨瑠璃節の一派○土佐少輔は初め内匠虎之助と稱
す、二代目薩摩大野右衛門に就きて學び、傍ら諸流
を滄瀆し、後一派を開くに及び、受領して土佐少
輔正勝と稱し、堺町に住して操座を興す、寛文延寶

トサマ トサミ

の頃より世に傳唱せられ、節廻し頗る雅なりとて、遊
人の間に弄ばる、延寶八年二ノ丸に於て酒吞童子の
操を將軍徳川家綱の台覽に供して大に面目を施し、
享保の頃まではなほ盛んなりしが、寶曆に及びて全
く衰微したり(聲曲類纂、寺山氏「淨瑠璃史」高野氏
「淨瑠璃史」)
トサマ 外様 譜代の關係なくして臣禮を取
る者の稱、多くは武門の稱呼なり、二族門葉譜代以
外のもの、義なるべし、太平記、相模入道源氏景光の
條に「一族大名御内外様の人々、或は堂に座を列れ、
或は庭前に膝を屈め見物す」とあるを初見とす、爾
來同書並に諸書に多く散見せり、室町幕府にては外
様の大名を外様衆といひ、江戸幕府にては外様大名
といへり、(イミヤ)參看(武家名目抄)
トサミツオキ 土佐光起 名譽功名薩滿
丸、春可軒と號す、法名常照、光則の子、
元和三年十月生る、天性重に巧なりしかば、早くも
其名天朝に達し、承應三年三月從五位下左近將監に
補し、尋て延寶九年五月制置法橋に叙す(後法
眼となりしといふ)光起仙洞の御覺え深かりしを
以て、改めて自願に繪所の稱號を許ありしより、
特に精神を込めたる畫には動馬畫院といへる印章を
用ひたり、是より先、土佐派は光信以後衰微したり
しを光起之を再興し、名手の譽高く、光長、光信と
共に土佐三筆と稱せらる、時恰も狩野探幽全盛の時
代に會せるが故に、其畫風分が家傳の法を變じたる
趣なきにあらざれども、土佐の特長はなほ依然とし
て其中に維持せしかば、これが爲めに亦も品格を墜
さざりき、元祿四年九月廿五日歿す、年七十五、山城
國愛宕郡知恩寺(百萬遍)に葬る、百鬼夜行圖、三十六
歌仙圖、酒童子繪卷等著はる(扶桑畫人傳、扶桑畫
史)

トサミ トシ

人傳、横井博士、日本繪畫史)
トサミツナガ 土佐光長 系統詳かなら
ず、土佐系圖には那隆の子と、隆能の子と、經
隆の子とあれども、并に信がたし、繪所預にて、
從四位下刑部大輔に至る、文治の頃申年にて盛りな
りしとおもはるれば、彼の有名なる年中行事繪六十
卷は二十五六の時重きものに係り、後白河院の歡
覽に入りしが、深く賞讃せられ、蓮華王院の寶藏に
收められたりといふ、また高倉天皇承安三年の頃御
堂御所の障子の繪に、平野行啓、日吉御幸等の圖を
畫かせられし時、其供奉の大臣以下は、面貌をも寫
さる、爲め、似繪の達人右馬頭藤原隆信に、人の面
貌のみかき、其他は光長に仰せありて、畫かせ給
へり、世に光信、光起と共に土佐三筆と稱す(扶桑名
畫傳、横井博士、日本繪畫史)
トサミツノア 土佐光信 隆能廣周の子
實は光弘(廣周の兄)の子なり、累代丹波の家に
生れ、殊に畫を嗜み、父の畫法を學び、幼年より披
群の光ありしが、後繪所預となり、右近將監を経て
刑部大輔に進み、從四位下に叙す、曾て繪畫の爲
めに明に遊ばんと欲したれども、故ありて果さざり
しかば、それより専ら覺猷、信實、光信等の筆意を
窺ひ、遂に繪擧して別に一格を出せり、大永五年五月
歿す、年九十二、光長、光起と共に土佐三筆と稱せら
る、清水寺縁起、石山寺縁起、福富草紙等著はる(扶
桑名畫傳、扶桑畫人傳、横井博士、日本繪畫史)
トシ 刀自 (一)婦女子の通稱、後ち老女の稱
となり、又(二)禁中女房の名にも用ひたり(一)名義
詳かならず、元祿二年の條に、同皇后未だ家に在
し、時、關國造が、皇后を指して「へる語に、戸
母とありて、注に、戸母此云々」と見えたるを初

トシラ

とす、皇后家に在し、時のことなれば、少女をも刀
自といへること明なり、なほ萬葉集に吹黃刀自とあ
るも、老女にはあらず、なほ吾子の刀自、世刀自、母
刀自など、同集にあるを以て、老少を通過するの稱な
ること益々明なり、然るを、和名抄には、今案、信人謂
老女、爲刀自と見えたり、源順の時代には、既
に専ら老女の稱に變じたるものなるべし、(二)朝廷
にては、御厨子所、台盤所、内侍所等において雜役を
務む、類聚符宣抄に載せる弘仁八年六月廿三日の
宣旨に、「有、稱、紀某姓色刀自之辭、自今以後、宜、除
姓只稱、紀色刀自と見えたり、御厨子所刀自は、和
名抄にその名見え、采女の中に、雜用を専ら掌るも
のなほ、和名抄に、刀自御膳宿、寮所各別也、衣唐
衣袴也、結、中、但近代只衣結、中着唐衣、是、一向御膳
役者也、と見えたり、内侍所の刀自は女房官品に、と
じ、これも侍の娘などもある、とじは内侍所のまほ
りなり」と見えたり、看聞御記應永三十二年八月廿三
日の條に、内侍所刀自三條など見ゆ、此外攝政家武家
にも、朝廷に倣ふて營中に置きたり、攝政家の刀自
は、平範記、玉葉、女房官品等にも見えたり、武家は、
吾妻鏡文應元、二月廿七日の條に其名見えたり、後
世の御末などいへる、早き職のものにて、女房と稱
しがたきものなほ、和名抄、同案註、禁秘抄、
女房官品、看聞御記、閑田次第、安齋圖筆、武家名目
抄、比古染衣)
トシラトコ 年男 古くは歳首の諸職儀を執
り行ふものをいひ、後には節分の豆まきを行ふも
のをいへり、并に武家にて臨時に命ぜらるゝなり、
今川大弐に室町幕府のことをいひて、「御年男、き
んする事、元三にいかにも早天に出仕をして、先御
橋子二つ奉りてより、長さは六寸たるべし、(中略)

トシロ トシマ

其後障子などをあけて、御座敷を清め、きやみ
も置べし、御手水も御年男の役也、若水をいづもの
御手水のかんにわかして、垂らせべき也、はんぞう
籠の中に、ゆづり葉を置べし、したる下にゆづり葉
を上にて、青めなる石の小ききを三つ、金輪に置べ
し、十五日までは、何事も御祝ひ事は御年男の役也、
節分の夜の大豆をも御年男さんする也」と見え
たるにて其役を知るべし、江戸幕府にては専ら節分
の豆打役を勤仕し、木丸にては老中、大典にては留
守居之を命ぜられたりき(武家名目抄、幕府年中行
事)
トシゴヒノマツリ 新年祭 「キネンサイ」
を見よ、
トシマノコホリ 豊島郡 武藏國
肥前守 風土記、豊島或砥島に作り、延喜式以後
豊島に作る、和名抄に、日頭、占方、荒草、湯島、廣
岡、餘戸、藤家等の郷あり、後ち在原地の御田、櫻田
の二郷を併す、明治十三年五月南北の二郡に分ち、
明治廿九年東多摩郡と南豊島郡とを合併して豊多摩
郡と爲す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)
トシメ 戸 名譽江戶時代に於ける庶人
の関刑、釘を打て門戸を鎖し、謹慎せるをいふ
享保九年に、重科の者には過料の上戸を科
するの制を設け、元文五年には、郡村にては人家散
在し、戸を命ずるも目立たざるの故を以て、これを
止め、輕きは叱、重きは過料に處し、名主組頭等は
役儀取上げ、なほ重きは過料を命じたり、但し町家
は從來の如くなりき、二十日、三十日、五十日、
七十日、百日等の別あり(御定書百ヶ條、公威秘録、憲
教類典、科條類典、徳川政史史料)
トシヤウサン 度障散 邪氣を拂ふ藥の名、

トシヨリ

正月元日屠蘇と共に用ふ、早く延喜式及び江次第等にあり、なほ公事根源に「三獻に度峰散を供す、如此御祭の儀式は三ヶ日あり」と見ゆ、

トシヨリ

年寄 室町時代中葉以後における武家の職名、其家の重臣にて、専ら政務に與かるもの稱、即ち家老職なり、長老の義にて宿老といふに同じ、若くは年輩によりて政務に預りしものを稱したりしが、後に長幼を論ぜず、其職にある者を一様に稱することとなりたり、なほ室町幕府にては評定衆を宿老、引付衆を中老といひ、また稱には兩衆を總稱して年寄といへることあり、これらに基きて廣く行はるることとなりしなるべし、而して諸大名家中にては、おなじく普通には年寄と唱へたれども、また家の年寄といひしは、幕府のそれに對しての稱にして、家老といふも、家の年寄の義なり、江戸時代には、幕府には老中と稱したりしも、なほ舊稱に従ひて年寄といへり、諸大名にては多く家老と唱へしも、また此稱を併せ用ひたり、此他年寄と稱するあり、即ち家老格なり、「ラウヤケツ」「カラウシ」參看○若年寄といへるは年寄に對したる稱にして、若年寄の義なり、「アカドシヨリ」參看(武家名目抄、古事類苑官位部)

トシヨレウ

屠蘇 正月元日の佳儀に用ふる酒の一種、また藍尾酒といふ、赤木桂心、防風、菴藪、蜀椒、桔梗、大黃、烏頭、赤小豆等を混和して製し、酒中に入れて呑む、上下一般に之を用ふる事、歳首の儀式たり、朝廷にては、元日四方拜の後御饗宴を供し、畢て典藥頭屠蘇及び白散を獻す、まづ藥子に飲ましめたる後、主上閣召し給ふ、一人之を飲めば一家病なし、一家これ飲めば一里病なしといふ傳へあるも抄、古事類苑官位部)

トシヨレウ

屠蘇 正月元日の佳儀に用ふる酒の一種、また藍尾酒といふ、赤木桂心、防風、菴藪、蜀椒、桔梗、大黃、烏頭、赤小豆等を混和して製し、酒中に入れて呑む、上下一般に之を用ふる事、歳首の儀式たり、朝廷にては、元日四方拜の後御饗宴を供し、畢て典藥頭屠蘇及び白散を獻す、まづ藥子に飲ましめたる後、主上閣召し給ふ、一人之を飲めば一家病なし、一家これ飲めば一里病なしといふ傳へあるも抄、古事類苑官位部)

トタイ

斗 歳首の佳儀に用ふること、なれり、嵯峨天皇の弘仁年中より起り、爾來恒例となる(公事根源、和漢三才圖會、武家名目抄、古今要覽)

トタイ

斗 歳首の佳儀に用ふること、なれり、嵯峨天皇の弘仁年中より起り、爾來恒例となる(公事根源、和漢三才圖會、武家名目抄、古今要覽)

トタウ

度公文士代備尼度縁云々しとあれば、古くより稱へられたること知るべし、此の外補任を記したる書に歴名士代、任備補士代等のあるも又この意なり、

トタウ

度公文士代備尼度縁云々しとあれば、古くより稱へられたること知るべし、此の外補任を記したる書に歴名士代、任備補士代等のあるも又この意なり、

トタウチ

次子孫十郎光澄、及び三子孫七郎光賢に分封す、正徳元年二月光熙、山城淀に移封、享保二年十二月光慈志摩島羽に移封、十年七月信濃國に移封し松本城を治む、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系譜、藩論譜、徳川加除封録)

トタウチ

次子孫十郎光澄、及び三子孫七郎光賢に分封す、正徳元年二月光熙、山城淀に移封、享保二年十二月光慈志摩島羽に移封、十年七月信濃國に移封し松本城を治む、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系譜、藩論譜、徳川加除封録)

トタウチ

次子孫十郎光澄、及び三子孫七郎光賢に分封す、正徳元年二月光熙、山城淀に移封、享保二年十二月光慈志摩島羽に移封、十年七月信濃國に移封し松本城を治む、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系譜、藩論譜、徳川加除封録)

トタウチ

に封封し宇都宮城を治む、慶應元年正月、忠康、貳萬七千八百五拾石を削られ、陸奥國に移封、榑倉城を治め、家督を族土佐守忠友に賜はる、三月前の封貳萬七千八百五拾石を加賜せられ、また下野國宇都宮城を治む、三年三月七千石及び壘田三千石を族和

トタウチ

に封封し宇都宮城を治む、慶應元年正月、忠康、貳萬七千八百五拾石を削られ、陸奥國に移封、榑倉城を治め、家督を族土佐守忠友に賜はる、三月前の封貳萬七千八百五拾石を加賜せられ、また下野國宇都宮城を治む、三年三月七千石及び壘田三千石を族和

トタウチ

に封封し宇都宮城を治む、慶應元年正月、忠康、貳萬七千八百五拾石を削られ、陸奥國に移封、榑倉城を治め、家督を族土佐守忠友に賜はる、三月前の封貳萬七千八百五拾石を加賜せられ、また下野國宇都宮城を治む、三年三月七千石及び壘田三千石を族和

トツカ

獨結 金剛杖(コウカウシヨ)を見よ、

トツカ

獨結 金剛杖(コウカウシヨ)を見よ、

トツカ

獨結 金剛杖(コウカウシヨ)を見よ、

トネリ

事、常陸先方右件光方、已三代刀禰者、早補任保刀禰職、令知三行保内、故下、同書康和五年二月右京職符に「九條二坊二保、常澄重方、右人補任刀禰職、已畢、保内宜承知令執行之狀如件、故符と見え、なほ諸國の保内に刀禰職を補せし事、王生文書にも多くあり、伊雜宮沙汰文に「藤原、伊雜宮刀禰職部國定、右人補任伊雜宮刀禰職、因准傍例、可令勤仕神事番直之狀如件、傍内人等宜承知依件行之、以宣と見え、鞍馬の親天神の神職も代々刀禰と稱したるにて知るべし(朝野群載、壬生文書、倭訓栞)。

トネリ

利根郡

上野國

日本後紀嵯峨天皇の弘仁二年九月の條に始めて見えたり、萬葉集刀禰に作り、延喜式以後皆利根に作る、和名抄に滑田(ヌマタ)男信(ナメシナ)笠科(カサシナ)奥桃(ナグルミ)等の郷あり、以後變更なし、明治廿九年北勢多郡及び吾妻郡の一部を編入す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)。

トネリ

舍人(帳内、資人、事力)

王朝時代天皇また皇子等の左右に近侍して雜役を勤仕するものをいふ、殿侍りの義なりとも、又は殿寮人の義なりともいへり、萬葉集十三に「朝に召して使はし、夕には召して使はし、遣はし、舍人の子等は、行く鳥の群れて侍らひ、あり待てど、召したまはば云々」と見ゆ、なほ漢書の注に「舍人、親近左右之通稱也、後爲官とあり、而して令の制、雜役に任ずる爲め親王に賜へる者を帳内、京官の諸臣に賜へる者を資人、地方官に賜へる者を事力といへり、同じく舍人の類なり、今便宜を以て茲に合叙す(國郡沿革考)」。古事記神代卷の條に、宇治稚郎子が皇兄大山守命の皇位を競奪せるを聞き、兵を以て自ら備へたる事を記せる續きに「許以舍人爲王、爲座矣床云々」とあり、仁德紀十六年七月の條に「天皇以宮人桑田玖賀媛、示近習舍人、曰云々」とあるを初見とす、なほ武烈紀に近侍舍人、顯宗紀に左右舍人、萬葉集に舍人千年、舍人吉年、皇子尊舍人など見えたり、此内武烈紀なるは天皇未だ太子たりし時の舍人にて、萬葉集なるは皇子尊舍人も、草壁皇子の舍人なり、以て早くより、天皇及び王等の左右雜役に供する爲め、舍人をおきたることを知るべし、文武天皇の令制には、朝廷に使用する舍人は内舍人、大舍人といひ(ウツドネリ)、「オホトネリ」(參看)略して單に舍人といひ(ヘリ)而して別に春宮坊に、舍人監をおき、舍人六百人を定む(シヤウシヤンカン)參看)また從來王等に賜へる舍人は、之を帳内資人事力等と稱し、各々其制を設けられたり、今項を分ちて之を説くべし、

あり、仁德紀十六年七月の條に「天皇以宮人桑田玖賀媛、示近習舍人、曰云々」とあるを初見とす、なほ武烈紀に近侍舍人、顯宗紀に左右舍人、萬葉集に舍人千年、舍人吉年、皇子尊舍人など見えたり、此内武烈紀なるは天皇未だ太子たりし時の舍人にて、萬葉集なるは皇子尊舍人も、草壁皇子の舍人なり、以て早くより、天皇及び王等の左右雜役に供する爲め、舍人をおきたることを知るべし、文武天皇の令制には、朝廷に使用する舍人は内舍人、大舍人といひ(ウツドネリ)、「オホトネリ」(參看)略して單に舍人といひ(ヘリ)而して別に春宮坊に、舍人監をおき、舍人六百人を定む(シヤウシヤンカン)參看)また從來王等に賜へる舍人は、之を帳内資人事力等と稱し、各々其制を設けられたり、今項を分ちて之を説くべし、帳内、令の制、式部の列補とし、六位以下の子及び庶人を取ら、太宰府管内、奥羽越中越後、三國國は取るを得ず、一品に百六十人を賜ひ、二品三品四品遞次に二十人を減す、その難疾免すべきものは、式部に上申し、勸諭して實ならば替らしむ、和銅三年官の處分なくして、職外の人を帳内に充つるを禁ぜしが、明年に禁を解きたり、延暦二十一年親王内親王四歳に満たざれば、延喜式の制、親王以下五位以上出家入道せば、その帳内は六ヶ年間式部省に留め、その間に本主選俗叙位せば、舊人を以て之に充て、舊人他に遷らば、新人を以て充てしむ、又外散位六位勳七等以下のものは願によりて、帳内たることを罷さしめ、太宰府管内、陸奥出羽飛騨の諸國は舊制によりて、帳内に補するを得ざらしむ、資人、持統天皇十年十月、右大臣丹比真人に資人百二十人、大納言阿部御主人、大伴御行には、並に八十人、石上麻呂、藤原不比等には、並に五十人を賜へ

トネリ

トネリ

ることあれば、上代よりありしこと明かなり、大寶令の制、式部の列補とし、八位以下庶人を取る、但職分資人は八位以上を取るを許したり、位に給ふ資人は、一位は一人を給ひ、正四位まで順次二十人を減じ、從四位三十五人、正五位二十五人、從五位二十人、女は順以上を除き、他は總て半減せり(是を位分資人といふ)職に給ふ資人は、太政大臣三百人、左右大臣二百人、大納言一百人(是を職分資人といふ)致仕は半減す、慶雲二年新に中納言の資人を三十人と定む、和銅七年本主亡し、若しくは理を以て官を去らば、年數を限らず、資人を式部に留め、復任せば之に充てしめ、永例としたり、養老三年外六位、内外初位、勳七等の子等、年二十以上を位分資人とすを許し、八年に一替せしむ、四年勳して授刀資人三十人を右大臣藤原不比等給ふ、これを授刀資人の初見とす、尋で五年右大臣長屋王に授刀資人八十人、中納言巨勢邑治等に各四人を給へり、神龜五年外位の位分資人を定め、正五位五人、從五位四人とし、女は之に准ぜしむ、又内外位分資人は散位勳位の子及び庶人より取るを許す、但し奥羽三關筑紫飛騨の人は取るを得ざらしむ、天平寶字四年尙侍尙藏の資人は全給せしめ、天平神護元年王臣の三關の百姓及び餘國の力あるものを資人に充つるを禁じ、違ふ者は國司資人共に之を對せしむ、貞觀八年伊勢二宮福宜五位を帶するものは、神郡の人を以て資人とすを許す、(人資刀禰) 事力、令の制、上等戸内の丁を取りて庸を免じ、職分田を耕す事力を用ふ、而して事力を給ふ事、太宰府二十人、大貳十四人、少貳十人、大少貳、大判事各六人、大工、少判事、大典、防人正、主神、博士各五人、少典、陰陽醫等師、少工、主船、主厨、防人佑各四人、諸令史各三人、史生二人、大國守八人、上國守、大

トネリ

舍人親王

名田崇道

國介各七人、中國守、上國介各六人、下國守、大上國介各五人、中國守、大上國目各四人、中下國目各三人、史生二人とし、皆一年に替らしむ、和銅元年太宰帥以下の權仗は、史生に准じて事力を給ひ、二年太宰帥以下品官に至る迄、事力を半減して給ふ、但陸奥多羅國國司は舊に依らしむ、靈龜二年太宰府の請によりて給ふ給ふを停めて、事力を復す、天平寶字三年鎮守府に事力を給ふ、將軍は守に、將監は據に、將曹は目に准ず、但し國を帶する者は兼給はらさず、延暦十六年畿内國司の事力を停む、二十年復す、明年制す、是より先き寶龜中道唐使國を兼めるものは、職田を給ふも事力を給はざりしが、是に至りて見任に准じて事力を給ふ、大同三年觀察使の奏を以て、畿内の事力を停め、弘仁十年諸國事力の副丁四人を定む、天長二年畿内の事力を復し、貞觀八年新置の介様の事力を定め、甲斐、能登、丹後、石見、周防、長門、土佐、日向各五人、飛騨、四國とす、十年事力正丁の苦役多きを以て、副丁二人を加へて六人とし、民弊を除かしむ、延喜式の制、志摩國司、遙授國司は、事力を給ふことなからしめたり、而して延喜以後に至りては、紀綱大に弛み、帳内資人に補するもの御符遺漏、徒に課丁を減じ、加之諸國農民等課役を通るもの、京都に入りて王臣の家に仕へ、家人と號し、その勢を假りて宰吏を侮視するものあり、朝廷之を禁するを得ず、使役の制終に壞るゝに至れり(書紀、古事記、令義解、古事記傳、食貨志)。

トネリ

トネリ

トネリ

進む、三年十月舊詔ありて封八百戸を増し、前と通じて二千戸を賜ふ、是より先勳を奉じて日本書紀を修し、四年五月に至りて成る、八月知太政官事となり、聖武天皇位に即くに及び、また封五百戸を増す、天平七年十一月薨す、詔して太政大臣を贈り、淳仁天皇の時また帝號を贈らる(大日本史)。

トネリ

トネリ

トネリ

位等に附し、或は獨立して用ふるに至れり、なほ室町時代には、將軍の母を大方殿と稱したりき、而して同時代以後は、殿に様の敬語を重ねて、殿様と稱するとなれり、滿濟准后日記正長二年三月九日の條に「今夜室町殿御元服云々」また快元僧都記天文二年五月十二日の條に「自吉良殿様來十九日番匠相下材木」可被相計之旨御使有之と見え、大内閣答にも等持院殿様、普賢院殿様、東山殿様などあり、爾來往々にてかくのごとく敬語を重ねたる例詳籍に見えたり、然し孰れも姓名に附して稱したるものなりしが、義理後覺に、三上大夫といへる千貫餘りの武士の侍が、主に向ひての語中「殿様其れは餘り曲もなき御意にて候云々」とあり、これ殿様なる語を獨立して用ひたる初見なるべし、江戸時代に入りては廣く行はれ、大名旗本等に對する敬語として一般に用ひたり、また御前と呼びたる家來もあれど、それは大名が然らざれば大約寄合以上の旗本なりき、なほ幕士中お目見以下の士は、且那様と稱して、如何に富貴なるも、殿様とはいはざりしが、もし一度御目見以上の役に轉じたる時は、改稱して殿様といへり(海人藩考、武家名目抄、倭調葉、類聚名物考、貞丈雜記、徳川盛世錄)。

トネリ

トネリ

トネリ

トノモ

トノモノツカサ 殿司 皇太后宮十二司の一、典儀、齊沐、燈油、火燭、薪炭等の事を掌る

トノモリノツカサ 主殿署 春宮坊六署の一、シテアンシヨを見よ

トノモリノツカサ 殿部司 春宮寮十二司の一、サイケウレツを見よ

トノモレウ 主殿寮 名「トノモリノツカサ」とも「トノモツカサ」とも云ふ、又「トノモン

カサ」とも「トノモン」もとも云ふ、唐名尙舍局、内裏内上東門の北大宿の北、御湯舎、釜殿、内候所等あり、又神廿三座を祀る、宮内省の被官、殿庭の洒掃、御湯沐、供御の御典、堂、帷、帳及び燈燭、松柴、炭燵等の事を掌る、頭一人従五位下、四位五位、諸大夫中功勞あるものを擢任す、或は諸道の博士之に任ず、後世小槻氏之を世襲せり、助一人従六位上、六位諸大夫を以て之に任ず、後世權助あり、九一人従七位上、後大少に分る、大属一人従八位下、少属一人大初位上、史生五人、殿部四十人、初め日置子部車持、笠取、鴨の五姓の人を以て之に補せしが、氏族減少し絶えたる者あるを以て、承和六年八月異姓の白丁五人を補したれども、猶不足なるを以て元慶六年十二月また十人を補したるより以來、二十五人を五姓の人より補することとなる、仁和四年十二月田廿一町餘を殿部料としたり、使部二十人、直丁二人、直使丁八十人、主殿女孺、主殿女官とも云ふ、殿上を洒掃す、枕草子に「とのもりの女官御きよめまいりばてい、おきさせ給へるになん」とあり、光憲一覽によれば、名家の辨藏人に補せられし時に奏慶し、

トバエ

トバエ 鳥羽繪 繪畫の一種、鳥羽僧正覺範が畫き始めたるを以て此名あり、著聞集に「鳥羽僧正は近き世にならばなき繪かきなり云々、いつの程の事にか、供米の不法の事ありける時繪にかかれける、辻風の吹たるに、米の俵多く吹き上げたるが、塵灰の如く空にあがるを、大童子法師ばら走りより、取止めんとしたる形を、さまざまにおもしろく筆をふるひて畫れたりけるを、誰かしたりけむ、其繪を院御覽じて御入興ありける、其心を僧正に御尋ありければ、あまりに供米不法に候て實の物は入候はず、かすのみ入りて輕く候故に云々」とあり、世以て鳥羽繪の初めとなす、僧正は宇治大納言源國の子にして、天台座主又は三井寺の長吏となり、後鳥羽に住せり、故に鳥羽僧正と云ふ、然るに後世これを繼承するものなかりしが、江戸時代に至り、春とといへる繪師畫畫に長じ、繪本手鑑を出したるより、はじめて鳥羽繪の名あり（世事談には京の正田全眼にはじまる）あり、江戸時代一時流行したるものにして、繪本も鳥羽繪本、鳥羽繪三國志、扇の的、あぐり留など數多出でたり（繪遊笑覽、近代世事談、本朝世事繪談）

トバウジヤウ 鳥羽僧正 「トバエ」を

トバテ

トバテ 鳥羽殿 山城國紀伊郡上鳥羽村に舊址あり、いま眞幡神社のある邊は城南宮と稱すれども、鳥羽の名を存せざるなり〇一に城南寺、南宮と云ふ、應永二年十月、白河天皇鳥羽の山庄百餘町を卜して、新に後院を造り給ひしを始めとす、扶桑略記に、池の廣さ南北八町、東西六町、水深八尺有餘、船と九重の瀨に近し、或は葦海に横して島を作り、或は蓬山を寫して巖を疊み、船を浮べ帆を飛ばし、烟浪渺々、棹を馳し、下す、池水滿々、風流の美、勝つて計ふべからずと云へり、以て其宏大なる有様を知るべし、御殿は百餘抄月記等に於て、北殿、南殿、馬場殿、田中殿、洲濱殿等ありしが如し、讓位の後寛治元年遷御せられ、天永三年迄御洞御所とし、院政を行ひ給へり、白河法皇の崩後、鳥羽上皇に傳領し、天承元年三月仙洞御所とす、後白河法皇の崩後、鳥羽天皇に傳領し、また後院となる、讓位後建仁元年鳥羽殿を修理して移御す、後荒廢したりしが、後醍醐天皇修造して後院とし給へり、此後後醍醐天皇を経て終に廢絶せり（山城名勝志、後院考）

トバテン 鳥羽殿 山城國紀伊郡上鳥羽村に舊址あり、いま眞幡神社のある邊は城南宮と稱すれども、鳥羽の名を存せざるなり〇一に城南寺、南宮と云ふ、應永二年十月、白河天皇鳥羽の山庄百餘町を卜して、新に後院を造り給ひしを始めとす、扶桑略記に、池の廣さ南北八町、東西六町、水深八尺有餘、船と九重の瀨に近し、或は葦海に横して島を作り、或は蓬山を寫して巖を疊み、船を浮べ帆を飛ばし、烟浪渺々、棹を馳し、下す、池水滿々、風流の美、勝つて計ふべからずと云へり、以て其宏大なる有様を知るべし、御殿は百餘抄月記等に於て、北殿、南殿、馬場殿、田中殿、洲濱殿等ありしが如し、讓位の後寛治元年遷御せられ、天永三年迄御洞御所とし、院政を行ひ給へり、白河法皇の崩後、鳥羽上皇に傳領し、天承元年三月仙洞御所とす、後白河法皇の崩後、鳥羽天皇に傳領し、また後院となる、讓位後建仁元年鳥羽殿を修理して移御す、後荒廢したりしが、後醍醐天皇修造して後院とし給へり、此後後醍醐天皇を経て終に廢絶せり（山城名勝志、後院考）

トバテンウ 鳥羽天皇 名「鳥羽」は宗仁、法諱空覺、堀河天皇の長子、母は贈皇太后藤原美子、贈太政大臣實季の女、第七十四代の天皇、嘉祥二年七月十九日踐祚、八月父天皇の太子となり、嘉祥二年七月十九日踐祚、十二月朔日位に即ぐ、在位十六年、改元する事五、保安四年位を崇徳天皇に譲る、而して天皇在位の間は政白河法皇の手に出でたりしが、法皇大治四年崩するに及び、之に倣ひて、また政を院中に決す、永治元年三月崩、保元元年七月二日崩す、壽五十四、山城國紀伊郡竹田村の安

トバフ

トバフシメノタタカヒ 鳥羽伏見戰 應永三年十月、將軍德川慶喜、上表して大政を奉還するや、朝廷は直ちに革新の政を布き、且つ毛利慶親父子、并に三條實美等の官爵を復して其入京を許し、薩長二藩の兵を以て禁衛の護衛に充て、會津藩名の兩藩の守備を免すと共に、慶喜に迫り、内大臣の官を辭し、封土を納めしめんとせり、是より先き薩長の二藩は、連合同盟して幕府を倒さんことを謀りしが、慶喜の上表と殆ど同時に、岩倉具視等と謀りて、慶喜及び松平容保（會津藩主）謀叛の密勅を奏請して宣言を得たり、故に朝廷は薩長二藩と、具視、實美等の過激黨の左右する所となりて、十二月八日の列藩會議の際にも、敢て慶喜をして參與せし

めざりき、茲に於て會津二藩及び旗下の士等皆憤慨し、薩長を憎むこと甚しく、聲援の下將に事あらんとす、慶喜時に二條城に在りしが、福慶の破裂せんことを憂ひ、十二月十三日、老中、若年寄并に會津の二藩侯を率ゐて急に大阪城に入る、會津討幕の密勅漸く漏れて江戸大阪に聞ゆ、慶喜即ち閣下に伏奏して訴ふる所あらんとし、入洛の策を決す、應永三年正月三日、慶喜は會津二藩の兵及び幕兵を以て先鋒とし、松平豊前守、竹中丹波守が將となり、姫路、松江、大垣、濱田の諸藩後陣となり、慶喜自ら旗下の士を率ゐて中陣より進まんとして、部署を定めて鳥羽伏見の兩道より進軍す、薩長の二藩既に道を扼し、關を鎖して、これを拒み、遂に兩道共に戦を開きしも、幕兵は、地理の狹隘なるに警められ、薩長の激撃に利を失ひて遂に退き、連戦皆敗れて大阪城に歸る、然るに慶喜は、同六日の夜密かに大阪城を出で、會津二侯及び老中等を従へ、軍艦に投じて江戸に歸れり、故に幕軍の戦幕は一時に散潰し、空しく大阪城を棄て、海陸より東歸す、茲に於て、薩長等の諸藩は旗幟を奉じ、諸道より進みて江戸に迫り、戊辰の戦は生ぜり（幕府衰亡論、徳川太平記）

トバヒサネヒラ 土肥實平 名「通稱二郎」宗平の子、相模國土肥庄に住す、治承四年源頼朝兵を擧げし時に與みたりしが、石橋山の戦に敗る、に及び、頼朝に従うて暫く土肥庄に隠れ、尋で共に舟行して安房に赴く、平廣常、千葉常胤等來り、頼朝軍勢大に振ふ、一の谷戰、別軍七千を率ゐて西海を攻め、屋島の戦、また義経の軍に従ひしが、幾もなかくして、頼朝、實平に命じ、軍を備中に駐めて西海の軍事を経営せしむ、平氏既に滅ぶるの後、近畿の諸國

トバヒサネヒラ 土肥實平 名「通稱二郎」宗平の子、相模國土肥庄に住す、治承四年源頼朝兵を擧げし時に與みたりしが、石橋山の戦に敗る、に及び、頼朝に従うて暫く土肥庄に隠れ、尋で共に舟行して安房に赴く、平廣常、千葉常胤等來り、頼朝軍勢大に振ふ、一の谷戰、別軍七千を率ゐて西海を攻め、屋島の戦、また義経の軍に従ひしが、幾もなかくして、頼朝、實平に命じ、軍を備中に駐めて西海の軍事を経営せしむ、平氏既に滅ぶるの後、近畿の諸國

トバリ

トバリ 武夫の暴横に苦めるを以て、頼朝、實平及び梶原景時をして掃、美、三備の雄追推使と爲し、文治中更に命じて京都を護らしめたり、實平人となり、籌略多く軍事に曉暢す、頼朝の幕府に參して、建策企畫せる所頗る多しといふ、没年詳ならず（大日本史）

トビノモノ 武者 町火治の人足なにいふ、マチビケシを見よ

トビヤウツホ 土俵空穂 土俵の形に似たる空穂を云ふ、大さ一かへ有りて、竹又はつららにて組む、腰につけず、人に持たす、又野狐とも書す、或は嵯峨道標作り始めし故に名づくとも云へども、信じがたし、ウツホを參看（貞丈雜記）

トビヤウシ 銅鍍子（銅拍子） 樂器の一種、銅鍍子の音の詭れるなり、柄なく皮を以て組となし、相撃ちて節に應ず、之を夷樂に用ふ、今佛家に用ふる鍍鉢なりといへり、陳氏樂書によれば、其圓數寸、大なるものは數尺あり、陰起して浮瀉の如く、韋を以て之を貫き、相撃ちて樂に和す、靜御前の鎌倉にて舞の時、鳥山重忠の用ひたりし銅拍子は小銅鍍子なるべし、南齊樓士素の遺る所といふ、四

トビヒ 棒（棒燈） 外寇内叛の時、合圍の爲めに燒く燄火の一種、飛火の義、全國數所に置き、警あるに際し之を擧げて遠に相照せしむ、晝は燄を放ち、夜は火炬を放つ、火炬は、乾きたる草を心に作り、燄の上に、乾きたる草を用ひて筒縛し、其周に松明を挿みたるを燒き、燄は蓬、葉（草の總名なりといふ）生葉を相和して燒くなり、燄令制によりれば、棒には棒長二人をおき、三棒以下を檢校せし

トビノ 土俵ヒ

トミコ

公然之を行へるもの如し、而して本宮の興行ある毎に、影宮の札を買ひたる人の爲めに、直ちに其中亦數十人ありしが、これまた天保十三年に禁ぜられたり。富興行の日は、寺社によりて、或は月三四同行ふもあり、二十四五同行ふもあり、また四季に行ふもありて一定せず、富札の價も各々異なりたれば、申り紙も五十兩より千兩に至るもありき、而して其法たる、初め番號を記したる紙札を賭者に與へて期日を約し、其日に至れば、寺社境内に席を設け、札を穿ちたる方數尺の函をおき、賭者の姓名番號等を記したる木牌を其中に投じ、上下左右にこれを動搖し、然る後、誰を以て、其木牌を刺してこれを取

トミタリウ

富田流 富田九郎右衛門の創めたる飯術の流派、九郎右衛門は、越前淺倉氏の家人なり、飯術を中條流の大橋勘解由左衛門に學びて奥旨を得、其子治部左衛門父の家業を繼ぎ、輕捷の術を得、其二男治部左衛門また業を繼ぎ、前田利家に仕ふ、富田流と稱す、其門人山崎六左衛門、能く奥旨を究め、且つ中條流の傳脈を得、尋て富田の稱號を受け、富田越後守と稱す、後世總巻、長谷川、一放の諸流起る(武藝小傳、武術流祖錄)

トミタリウ

富田流 富田牛生の創めたる槍術の流派、牛生は、越前別倉氏の家人なり、槍法の妙を悟り、刺穿つこと神の如し、門人中根一盤、打身

トミノコウチウチ

佐内、佐分利猪之助等々其宗を得て一流を起せり(武藝小傳、武術流祖錄)

- 道直 道則 永職 永則 則氏 通治
俊通 資直 氏直 種直 秀直 頼直
水貞 貞直 重直 徳直 眞直 眞直
貞直 政直 永忠 敬直 隆直

トミノコウチウチ 富小路氏 姓は藤原、二條家の庶流、道平の二男正四位下左衛門藤原道直より出づ、俊通の時藏人より進みて堂上に列す、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系譜、華族家傳)

トミモトアジ 富本節 淨瑠璃の一種、富本豐前接の創むる所なるが故に名づく、豐前は通稱を福田彈司といひ、宮古路豐後接に就きて豐後節を學び、宮古路品太夫といひしが、後ち小文字太夫と改め、遂に一派を起し、豐前接に受領す、その節廣く行はれ、當時勢力ありし常盤津節と拮抗したり、明和元年十月死す、其子豐前接ははじめ豐志太夫、後ち豐前太夫と號し、更に父の名を襲ふ業を繼ぎ、出藍の譽あり、彼の有名な其傳漫遊傳は、この太夫の美音により、富本の専有物となりしものなりき、かくして富本は、文化文政天保の際全盛を極め、其勢力常盤津清元の二流を凌駕し、寛延以後明治の初年まで、俳優の所作も多くは富本の地によれりといへり、然るに享永五年に受領せる四代目豐前接の死後、相續す

トモウ

トモウ 綱 箱篋の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に瓊敷の高橋

トモウ 綱 箱篋の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に瓊敷の高橋

トモウ 綱 箱篋の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に瓊敷の高橋

トモウ

洞院に創し、瑞雲山通玄寺と號す、尼刹義禪寺格を陞せて、尼寺五山のひととなす、尼老後更に一庵を營み、之に退居して曇華院と號す、後に本院を併せて曇華院と改稱し、智泉尼を開山とす、爾後衰頹せしが、延寶中後西院天皇の皇女大成尼入院の時、堂宇を重修し、之を中興せり、文化四年竹御所の號勅許あり、文政中光格天皇の皇女秀峰尼の寂後、久しく無住となり、明治五年鹿王院の子院を買ひ此に移れり、いま天龍寺所轄に屬す(平安通志、京華要誌)

トモウ

トモウ 綱 箱篋の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に瓊敷の高橋

トモウ 綱 箱篋の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に瓊敷の高橋

トモウ

トモウ 綱 箱篋の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に瓊敷の高橋

トモウ 綱 箱篋の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に瓊敷の高橋

トモウ 綱 箱篋の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に瓊敷の高橋



トモウ 綱 箱篋の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に瓊敷の高橋

トモウ 綱 箱篋の具、左の手に結び付け、弦にて腕を打つを防ぐ爲めに用ひ、併せて弦に觸れしめて音高く鳴らすの用に供す、書紀に瓊敷の高橋

トモ

七月の法度に百萬石以下二十萬石以上二十騎を過ぐべからず、二十萬石以下は其相應たるべしとあり、尋で安永五年三月に、江戸市内往來の時、多人數を召し連るゝは、妨害となるを以て、一萬石以上は、先供駕籠船共十三人限、五萬石以上は同十七人限、十萬石以上は同二十人限たるべしと令したり、而して參觀の隊の人數は享保六年九月に、二十萬石以上は、馬上十五騎より廿騎、足輕百二十三人、中間人足二百五十人より三百人迄、十萬石以上は、馬上十騎、足輕八十人、中間人足百五十人、五萬石以上は、馬上七騎、足輕六十人、中間人足百人、一萬石以上は、馬上四騎、足輕二十人、中間人足三十人、其他は之に准ずべしと令したり、また旗本は、寛永五年二月に、二百石は侍一人、三百石より四百石迄は同二人、五百石より七百石迄は同三人、千石より千七百石迄は四人、八百石以上は千石に準ず、以下同じ、二千石より二千七百石迄は同六人、三千石より三千七百石迄は同七人、四千石より四千七百石迄は同八人、五千石は同十人とし、寛文六年には、二百石は徒士一人又は二人、三百石より九百石迄は同二人又は三人、千石より二千石迄は同四人又は五人、三千石より四千石迄は同六人又は七人、五千石より九千石迄は八人又は十人と定む、其行装を行列と稱す、なほ行列に入る人馬器具等は家格石高もしくは其場合により、大名旗本共に相違ありと雖も、一般に就きて云はば、道具(鎧)打物(長刀)袂箱、長柄傘、牽馬、侍、騎馬、侍、徒、押(足輕)茶辨當、供前(供方侍の鎧)等を以て、其行列を立てたり(徳川禁令考、徳川盛世録、古事類苑官位部)トモノミヤツコ 伴造 (一) 造の別稱 (二) 臣連以外の姓を帶し、伴姓を率ゐる朝廷に仕へたる京官の汎稱、伴とは部曲の義、遣は御臣なり、即ち

トモヒトヤマ

部曲の民を率ゐる朝廷に奉仕するを以て伴造といふ、(一)書紀欽明天皇の巻に、秦人戸數七千五百三戸、以て大藏掾爲伴造とあり、これ秦造の姓を賜へるをいへるにて、此場合には伴造は遣と同意義に用ひられしを知るべし(二)首、遣、直、史等の汎稱にして、國造の對稱に用ひられしものとす、書紀に「臣、連、伴造、國造など見えたるは、皆右の如き汎稱にて、單に遣のみを指したるにあらざるなり、カバネ、ミヤツコ」參看(書紀、倭國志、姓考)トモヒラシシワウ 具平親王 名圖世に六條宮、又は千種殿と稱し、また後中書王ともいふ、(一)書紀、天智天皇の皇子、額田天皇の皇子、母は女御莊子女王、代明親王の女、(二)書紀、天智二年親王となり、三品に叙し、寛弘四年二品に進み、尋で中務卿となる、六年七月薨す、年四十六、具平嘗て樂を度遊保胤に受け、紀實名、大江以言と友と善し、資性英敏にして文才あり、和歌を善くし、哀れて音律に巧なり、また陰陽醫術諸技藝の類曉せざるはなし、具平嘗て世を避くるの志ありて果さず、一條天皇其多藝を愛し、宴會及び節會ある毎に必ず參預を促す、具平固辭す、また嘗て藤原公任と、人廢貴之和歌の優劣を論じたるに、具平は人廢を以て優れりと爲す、公任服せざりしが、他日各々十首を撰みて、之を闘はすに及び、人廢の歌勝つもの八首なりき、薨するに及び、朝廷特に釋奠の宴を停む、蓋し一代の文宗たるを以てなりトヤマウチ 外山氏 姓は藤原、日野家の庶流、日野俊光の十五世弘資の二男光顯始めて氏を稱す、權大納言正二位に進み、元文三年四月薨す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(系譜、華族諸家傳)

トヤマトユケ

○光顯 光和 光任 光時 光實 光隆 光親 光輔 光胤 トヤマジヤウ 富山城 關西國越中國富山市 關西國水鏡の頃水野越前守時重(後に神保越中守長職と改む)之を創建す、神保氏三世之に據る、天文十四年長尾爲景瀧波郡檜野にて戦死の後、神保氏富山城に徙り、婦負新川の二郡に城を築き、是れ書に見えたる始めなり、爾後上杉氏屢々來り攻む、天正四年藤信之を隔れ、小笠原長隆、上杉信定をして守らしむ、六年九月織田信長の將齋藤新五富山城を屠り、七年佐々成政越中守職と爲り、富山城に移る、此時成政修補して居城と爲す、十五年六月成政薨後に移るの後、文祿三年に至る九年年間、豐臣秀吉の領として、前田利家之を預る、文祿四年利家の領と爲る、慶長二年前田利家富山に移り、四年利家の薨後金澤に居し、家臣をして富山を守らしむ、十年利家富山に遷居す、此時大に改造經營す、十四年三月六あり、高岡に居し、爾後家臣を置き城代たらしむ、寛永十六年四月、利常の二男利次に州内十萬石を分與す、因て婦負郡百塚に新城を築かんとしてし、遺資容易ならざるを以て、萬治二年更に富山城に定め、遂に經營して之を居城と爲す、爾後子孫相繼ぎて明治維新に至る(三州志)トユケノタイジンクウ 豐受大神宮 關西國伊勢國度會郡沼木郡山田原村、皇大神宮を去る西北五十町○皇大神宮と併せて二所大神宮と稱す、また外宮といふ、今官幣大社たり、關西國豐受大神(大神神の御饗部神にして、伊弉諾尊の子和久產巢日神の子)關西國關西國天孫瓊杵尊降臨の時、天神の詔を以て此神の御饗を降臨し、丹波國與謝の比治の

トユケ

眞名井に鎮座あり、雄略天皇の朝に至り皇大神の託宣に由り、此地に遷し奉る、皇大神宮遷座後殆ど五百年なり、是より舊宮は又此宮の祀にも侍し、朝廷の崇敬殆ど皇大神宮と均しく、皇大神宮に奉幣祭祀ある時は必ず此宮にも於てし、其他百事皇大神宮に比して少異なるのみ、唯朝祭使祭を行ふもの、此宮を先にして大神宮を後にす、蓋王參詣するも亦然り、延喜式の制、相殿の神と共に大社に列り、祈年、月次、新嘗の案上官幣に預る、延喜四年遠近四至を定む、天慶五年始めて外宮の號起り、内宮と併稱することとなり、永仁四年、内外宮互に皇字を附することにつきて争ひしも決せずして止む、神職に、禰宜一人、大内人四人、物忌父各六人、小内人八人あり、皇大神宮(クアライジンクウ)參看(神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)トユケテラ 豐浦寺 關西國大和國高市郡飛鳥村大字豐浦○向原寺、建興寺、小聖田寺、小聖田豐浦寺、櫻井寺等の別名あり、今廢寺と云ふトヨラカウチ 豐岡氏 姓は藤原、日野家の庶流、弘資の三男大藏權大輔有尙より出づ、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(系譜)

トヨア

トヨアカリノミヤ 豐明宮 輕島豐明宮 (カルシマトヨアカリノミヤ)を見よ、トヨアキツシマ 豐秋津島 「アキツシマ」を見よ、トヨラカウチ 豐岡氏 姓は藤原、日野家の庶流、弘資の三男大藏權大輔有尙より出づ、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(系譜)トヨタノコホリ 豐田郡 關西國下總國 關西國下總國郡と稱せしが、延喜四年十二月豐田郡と改稱す、關西國延喜式頭書關西國又豐田に作る、和名抄に關田、飯猪、手向、大方等の郷あり、江戸時代、鬼怒川以西の地を割きて、更に關田郡を置く、蓋し關田、飯猪二郷の地を屬せしなるべし、正保圖關田郡を載す、以後之に従ふ、明治廿九年結城郡に合併す(郡名異同一覽、關西國沿革考、法令全書)トヨタノコホリ 豐田郡 關西國下總國 關西國下總國郡と稱せしが、延喜四年十二月豐田郡と改稱す、關西國延喜式頭書關西國又豐田に作る、和名抄に關田、飯猪、手向、大方等の郷あり、江戸時代、鬼怒川以西の地を割きて、更に關田郡を置く、蓋し關田、飯猪二郷の地を屬せしなるべし、正保圖關田郡を載す、以後之に従ふ、明治廿九年結城郡に合併す(郡名異同一覽、關西國沿革考、法令全書)トヨタノコホリ 豐田郡 關西國下總國 關西國下總國郡と稱せしが、延喜四年十二月豐田郡と改稱す、關西國延喜式頭書關西國又豐田に作る、和名抄に關田、飯猪、手向、大方等の郷あり、江戸時代、鬼怒川以西の地を割きて、更に關田郡を置く、蓋し關田、飯猪二郷の地を屬せしなるべし、正保圖關田郡を載す、以後之に従ふ、明治廿九年結城郡に合併す(郡名異同一覽、關西國沿革考、法令全書)

トヨク

トヨクニジンジャ 豐國神社 關西國山城國京都市下京區茶屋町、阿彌陀尊の處○現今別格官幣社、關西國豐臣秀吉(關西國關西國長三年秀吉薨するや、之を阿彌陀尊の頂に奉り、社を其處に建つ、四年四月に至りて成り、豐國大明神の號を賜ひ、正一位を贈らる、爾來毎年大申納言を勅使として奉幣の事あり、秀吉の子秀頼一萬石を納れて社領と爲し、朝廷

トモトミ

抄之を載せず、而して其名長祿二年の二股光明寺破...

トヨトミヒテツグ 豊臣秀次 名國功...

トヨトミヒテヨシ 豊臣秀吉 名國功...

トモトミ

從二位に叙す、十八年七月尾張及び北伊勢五郡を賜...

トヨトミヒテヨシ 豊臣秀吉 名國功...

トモトミ

賜ふ、天正元年再び長政を小谷城に圍み、父子の首...



トヨトミヒテヨシ 豊臣秀吉

トモトミ



豊臣秀吉

十三年三月正二位内大臣に遷る、此月紀伊根來寺を...

伐ちて之を屠り、五月長曾我部元親を征して四國を...



トヨトミヒテヨシ 豊臣秀吉

トモトミ



トヨトミヒテヨシ 豊臣秀吉

年また北條氏を倒し、ナダハラセイバツ(参看)更に...

トモトミ

カヒ(参看)亂平ぐの後秀頼大野治長等を遣はして...

トリノ

トリノ、鳥子の薄く漉きたるを薄様、厚様と薄様との間に漉きたるを中葉、普通の鳥子より幅狭く、牛間の間に合ふ様に作れるものを間合(屏風唐紙を貼るに用)白栗蛤粉をまじへたるを泥間合(其質粗悪)漉を流したるが如きを混漉、色鳥子に水を滴したるものを水玉と云、又内袋あり(ウチタモリ)参看)中古は消息等に薄様を用ひたること、源氏物語新六帖以下の諸書に見えたり、又香月日記永享七年六月十一日の條に「禁裏被三仰下、金葉集書初、御料紙鳥子(細打)と見えたり、紙の大きは普通縦一尺一寸九分横一尺六寸三分、百枚を以て一束とす、然れども産地によりて多少の差あり、産地は越前敦賀、攝津名鹽村とす、越前は、鳥子、中葉、薄葉、竹紙、大間合、間合、屏風間合等あり、攝津は、鳥子、大鳥子、廣鳥子、繪鳥子、土鳥子(又天子)後藤鳥子、中葉、厚葉、薄様、大間合等あり、何れも五色のものあり、(貞丈雜記、文藝類纂)

トリノコイロ 鳥子色 襲の色目の名、表は白のみがきにて、裏は蘇芳なり、冬季著用す、また西三條裝束抄には、表裏共に、白のみがきなりともいへり、「カサネノイロ」の挿繪参看、

トリノサウシ 鳥曹司 朝廷に伺養せる鷹を繋ぎおく處、即ち鳥屋をいふ、大内裏承明門外の東角に在り、鳥居曹司ともいふ、(大内裏圖考證)

トリノシタ 鳥舌 鎌の一種、矢(ヤ)を見よ、

トリノマチ 西ノ町(西ノ市) 江戸時代以後、江戸各所の鷲大明神(今は大鳥神社といふ)にて、十一月西の日に行ふ祭典の時に立つ市をいふ、西の日に立つを以て名づく、西の日は一ヶ月に普通二度なれども、年によりて三度あるもあり、一ノ西、二ノ西、三ノ西と呼ぶ、此日市に商ふものは、熊手

トリブ—トリベ

栗餅芋頭の煮たるを餅に通したるもの等にて、熊手には竹の先に楡扇を附し、中にお福の面賣船鶴龜など目出度ものを飾る、参詣者の多くは縁喜に之を購ふ、蓋し西は取り込む、熊手は掻き込むといふ縁に因みたるなり、各所の鷲明神の中尤も盛んなるは淺草の鷲神社にて、近郊の農民等は湯を携へ來りて奉納し、祭り畢れば之を淺草觀音の境内に放つる風ありき、維新後なほ盛んに行はる、但し太陽曆を用ふ(東都歲事記、江戸名所圖會、東京歲事記)

トリブツシ 鳥佛師 名號按作氏、鳥は其名なり、佛師なるが故に世に鳥佛師と稱す、梁の歸化人司馬達等の孫、多斯那の子、推古天皇十三年四月、始めて絹繡丈六の佛像各一軀を造立するに方り、鳥其工となる、同十四年四月佛像成り元興寺の金堂に安置せんとするに、金堂の戸に障はりて入らず、鳥考按をなし戸を破らすして入る事を得たり、即日設齋す、五月鳥の功を賞し大仁位を賜ひ、且つ近江國坂田郡の水田二十町を給す、鳥は此田を以て天皇の爲めに一寺を建立す、後に之を南淵坂田尼寺と云ふ、推古天皇三十年藤原皇子及び其妃疾に罹り、王后王子及び諸臣等祈禱の爲め、鳥に命じて釋迦牟尼佛及び挾侍二菩薩造立の工に當らしむ、鳥之を造立して功を竣ふ、此佛像今法隆寺金堂に安置し光背に銘文あり、造立の由來並に鳥の名を記せり、尙ほ法隆寺の傳説に由れば、鳥の製作に五重塔内の觀像文殊菩薩等あり、又法隆寺寶物目錄由に觀賣藏の誕生佛並に御佛摩耶夫人像等もあるも未だ詳かならず、後世鳥を我國佛師の祖となす(法王帝説、太子傳傳、佛工傳)

トリベノ 鳥部野 山城國愛宕郡にあり、王朝時代以後の埋葬地にして、また茶屋所なり、榮

トリマ—ドロエ

花物語に藤原道長を、續世繼に白川院を、茶屋せること見えたり、徒然草に「あだし野の露消ゆる事なく鳥部野の煙立ち去らで云々」とあり、慶長中まで茶屋の煙散在したりしが、豊臣秀吉の廟建立せらるるに及び煙を擧ぐるを禁じたり、されど西本願寺、要法寺等の墓所なほ此所にあり(山城名迹志)

トリマイ 取米 取筒(トリカ)を見よ、

トリミ 鳥見 江戸幕府の職名、鷹場(狩獵地ナリ)の地を巡見し、鳥の所在を探索追跡する事を掌る、若年寄の支配なり、(頭ともいふ)二人、鳥見を總轄す、二百俵高五人扶持、別に傳馬金十八兩、書狀取遣金七兩を給す、總火間詰なり、鳥見八十俵高五人扶持傳馬金十八兩、見習十人扶持傳馬金十八兩、見習並三人扶持手當金十兩、人数は、吏役は、鳥見廿二人、見習九人、同並三人、天保武藏に、鳥見廿四人、見習十二人とせり、上目黒、東大森、志村、龜有、東小松川、上中里、高圓寺の七ヶ所に分住す、(鳥見傳馬直永廿九年九月始めて十人をおきしが、元禄九年十月將軍德川綱吉生類哀憐の爲めに之を廢す、享保元年九月再び八人を置く、慶應二年十二月之を廢す(吏役、明良帶録)

トリモノ 採物 神樂(カグラ)を見よ、

ドリヤウカウ 度量衡 「モノサシ」マス「ハカリ」の條を見よ、

ドロエ 泥繪 金銀泥を以て描きたる繪畫をいふ、延喜式に「書三祭日服并陪從女衣裳二料、金泥四兩一分二銖、銀泥四兩一分二銖」とあるは、泥繪の料なるべし、其名稱の見えたるは、慶應永久三年九月廿一日の條に「母屋西第三三四間、東西北三方、立三廻五尺泥繪御屏風五帖」とあるを初めとす、

18330

國史大辭典

明治四十一年七月十一日印
大正十四年五月五日増訂發行
大正十四年五月十五日増訂發行
大正十四年五月廿五日増訂發行



編纂者 文學博士 八代 國治
早川 純三郎
井野 邊茂雄
發行兼印刷者 東京市芝區區本町十二番地 合資會社 吉川 弘文館 代表者 林 縫之助
印刷所 東京市芝區區本町三丁目二番地 東洋印刷株式會社

發賣所

東京市日本橋區數寄屋町 六 合 川 瀨 書 店
名古屋市西區下長者町四丁目 合資會社 柳 原 書 店
大阪市東區北久太郎町四丁目 合資會社 柳 原 書 店
東京府下葉町宮下 日 國 際 美 術 社
東京市京橋區鈴木町 日 用 書 房

C210
K053
(3)

製本所塩川兼三郎

~~G210~~
~~K053~~

終